R7 年度省エネ基準適合義務制度対応

省エネ基準適合義務制度の解説

国土交通省

目　次

ページ番号

1. 改正建築物省エネ法について …… P. 1

1-1. 省エネ対策の強化に向けた道筋・対応 …… P. 2

1-2. 省エネ基準適合（義務化・基準引上げ）…… P. 5

2. 省エネ基準適合義務施行後の手続き等について …… P. 12

2-1. 省エネ適判が必要な場合 …… P. 14

2-2. 住宅設計性能評価等の活用による省エネ適判手続きの合理化 …… P. 18

2-3. 省エネ適判が不要な場合 …… P. 20

2-4. 省エネ適判に係る補足事項 …… P. 23

2-5. 省エネ適判申請図書作成上のポイント …… P. 25

3. 省エネ計算実践編　概要解説 …… P. 32

3-1. 省エネ基準の概要と規制水準 …… P. 32

3-2. 非住宅の計算方法 …… P. 36

3-3. 住宅の計算方法 …… P. 43

4. 参考情報とお知らせ …… P. 52

4-1. 住宅の評価法に関する変更点等 …… P. 52

4-2. お問合せ先等 …… P. 56

5.【参考 1】様式記載例 …… P. 59

6.【参考 2】設計図書の作成例の解説 …… P. 96

1. 改正建築物省エネ法について

目次

1-1. 省エネ対策の強化に向けた道筋・対応
1-2. 省エネ基準適合（義務化・基準引上げ）

1

1-1. 省エネ対策の強化に向けた道筋・対応

2

1-1. 省エネ対策の強化に向けた道筋・対応

国土交通省

住宅・建築物分野の省エネの必要性

Point

・2050年カーボンニュートラルの実現に向け、我が国のエネルギー消費量の約3割を占める住宅・建築物分野の取組が必要不可欠です。

我が国の省エネ関連目標と住宅・建築物分野での目標

＜部門別エネルギー消費の状況＞
我が国の最終エネルギー消費量の約３割は建築物分野。

＜エネルギー消費の割合＞（2019年度）

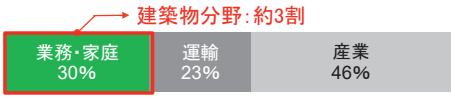

日本の国際公約

我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。

2020年10月26日菅総理（第203回臨時国会）

2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けてまいります。

2021年4月22日菅総理（気候サミット）

これらを踏まえて、地球温暖化対策計画並びに国連に提出するNDC及び長期戦略を見直し。

住宅・建築物分野の目標

エネルギー基本計画（R3年10月閣議決定）等

2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB※基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す。

2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB※基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。

建築物省エネ法を改正し、住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化する。

２０５０年において設置が合理的な住宅・建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、これに至る２０３０年において新築戸建住宅の６割に太陽光発電設備が設置されることを目指す。

※ZEH・ZEB：Net Zero Energy House/Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス／ビルディング）

3

1-1. 省エネ対策の強化に向けた道筋・対応

国土交通省

改正建築物省エネ法による省エネ対策の加速化

Point

・2022年に建築物省エネ法の改正法が公布され、原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付けるなど、省エネ性能の底上げやより高い省エネ性能への誘導等を措置しました。

■ 省エネ性能の底上げ　2025年4月～　建築物省エネ法

全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け

※省エネ基準への適合は原則として省エネ適判により確認。
※仕様基準を用いた場合などは省エネ適判の省略が可能。

	現行 非住宅	現行 住宅	改正 非住宅	改正 住宅
大規模 2,000m²以上	適合義務 2017.4～	届出義務	適合義務 2017.4～	適合義務 2025.4～
中規模	適合義務 2021.4～	届出義務	適合義務 2021.4～	適合義務 2025.4～
小規模 300m²未満	説明義務	説明義務	適合義務 2025.4～	適合義務 2025.4～

■ より高い省エネ性能への誘導　建築物省エネ法

住宅トップランナー制度の対象拡充　2023年4月～

【現行】建売戸建、注文戸建
賃貸アパート

【改正】分譲マンションを追加

省エネ性能表示の推進　2024年4月～

・販売・賃貸の広告等に省エネ性能を表示する方法等を国が告示
・必要に応じ、勧告・公表・命令

（参考）誘導基準の強化［省令・告示改正］
低炭素建築物認定・長期優良住宅認定等
一次エネルギー消費量基準等を強化

	【現行】	【改正】
非住宅	省エネ基準から▲20%	▲30～40%（ZEB水準）
住宅	省エネ基準から▲10%	▲20%（ZEH水準）

■ ストックの省エネ改修　2023年4月～　住宅金融支援機構法

住宅の省エネ改修の低利融資制度の創設（住宅金融支援機構）

○ 対象：自ら居住するための住宅等について、省エネ・再エネに資する所定のリフォームを含む工事
○ 限度額：500万円、返済期間：10年以内、担保・保証：なし

形態規制の合理化　2023年4月～　建築基準法

高さ制限等を満たさないことが、構造上やむを得ない場合
（市街地環境を害さない範囲で）
⇨ 形態規制の特例許可

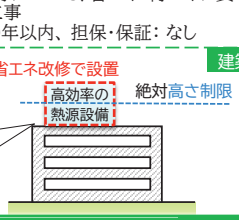

■ 再エネ利用設備の導入促進　2024年4月～　建築物省エネ法

促進計画	市町村が、地域の実情に応じて、太陽光発電等の再エネ利用設備※1の設置を促進する区域※2を設定

※1 太陽光発電、太陽熱利用、地中熱利用、バイオマス発電　等
※2 区域は、住民の意見を聴いて設定。「行政区全体」や「一定の街区」を想定

再エネ導入効果の説明義務

・建築士から建築主へ、再エネ利用設備の導入効果等を書面で説明
・条例で定める用途・規模の建築物が対象

形態規制の合理化　※新築も対象

促進計画に即して、再エネ利用設備を設置する場合
⇨ 形態規制の特例許可

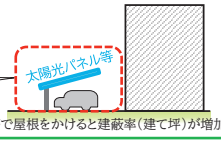

太陽光パネル等で屋根をかけると建蔽率（建て坪）が増加

4

1-1. 省エネ対策の強化に向けた道筋・対応

国土交通省

住宅・建築物分野の今後の省エネ対策

Point

・2025年度の省エネ基準適合義務付けの後、遅くとも2030年までに、省エネ基準をZEH・ZEB水準まで引上げ予定となっています。

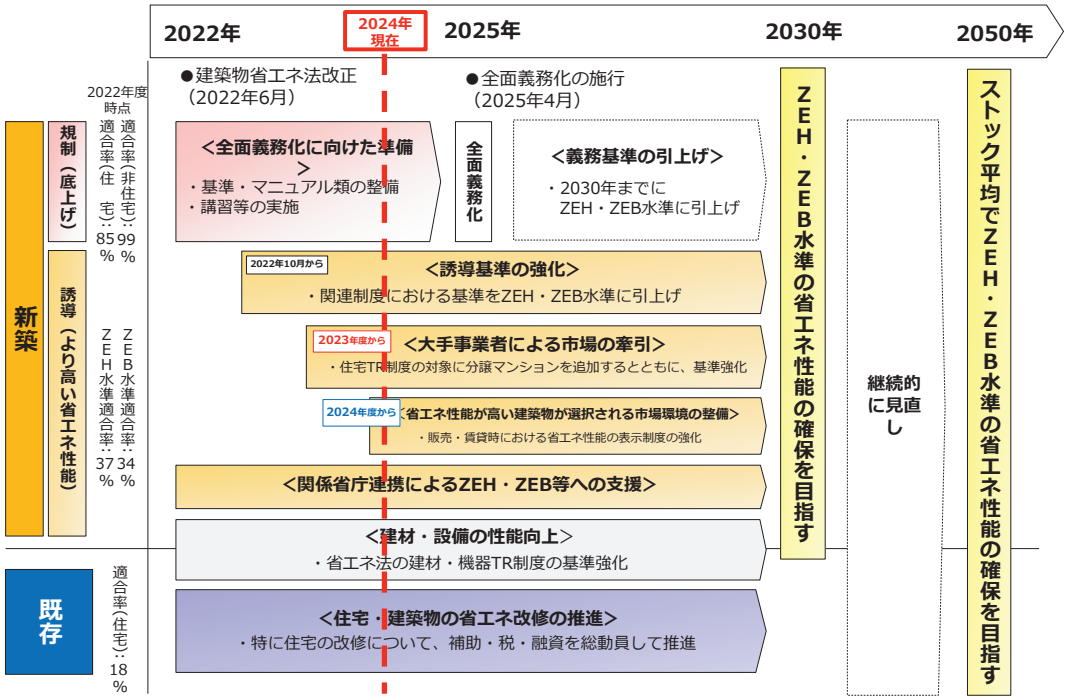

5

1-1. 省エネ対策の強化に向けた道筋・対応

非住宅 住宅

国土交通省

建築物の販売・賃貸時のエネルギー消費性能表示制度

Point

- 2024年4月から、住宅・建築物を販売・賃貸する事業者に対して、販売等の対象となる住宅・建築物の省エネルギー性能を表示することが努力義務化されました。
- 省エネルギー性能を表示する際は、原則として規定のラベルを使用することが必要です。

エネルギー消費性能表示制度

- ✓ 住宅・建築物を販売・賃貸する事業者※は、その販売等を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示する必要(努力義務)。
  ※事業者であるかは反復継続して販売等を行っているか等で判断。
- ✓ 告示に定められたラベルを使用して表示。
- ✓ 告示に従った表示をしていない事業者は勧告等の対象※。
  ※ 当面は社会的影響が大きい場合を対象に実施予定

表示制度をもっと知りたい！

表示制度の詳細や留意事項について整理したガイドラインやオンライン講座を国土交通省ホームページに公開しています。

https://www.mlit.go.jp/shoene-label/

省エネ性能ラベル

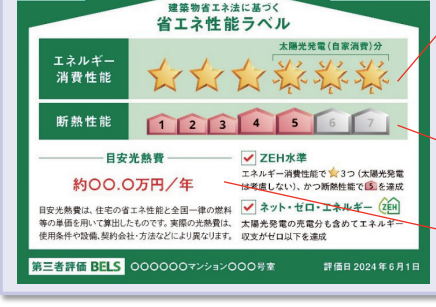

ラベルの発行
Webプログラムの計算結果等と連動して発行（自己評価）

エネルギー消費性能
- ✓ ★1つで省エネ基準適合
- ✓ 以降★1つにつき10%削減
- ✓ 太陽光発電自家消費分を見える化

断熱性能
- ✓ 断熱等性能等級1～7に相当する7段階で表示
- ✓ 4 で省エネ基準適合

目安光熱費
- ✓ 設計上のエネルギー消費量と全国統一の燃料単価を用いて算出

ラベルを用いた広告イメージ

不動産検索サイト等で物件関係画像の一つとして表示することをイメージ

6

1-1. 省エネ対策の強化に向けた道筋・対応

非住宅 住宅 国土交通省

住宅における省エネ部位ラベル

Point

- 建築時に省エネ性能を評価していない既存建築物については、告示に従った表示を行うことが困難なものもあります。
- このため、既存住宅における省エネ性能の向上に資する改修等の取組みを評価するため、改修等の部位の表示（省エネ部位ラベル）を新たに設定します。
- この新しい省エネ部位ラベルは2024年11月から運用開始です。

主たる項目　副次的項目

表示例（1）主たる項目及び副次的項目を全て「有り」とした場合

表示例（2）一部の項目を「有り」とした場合

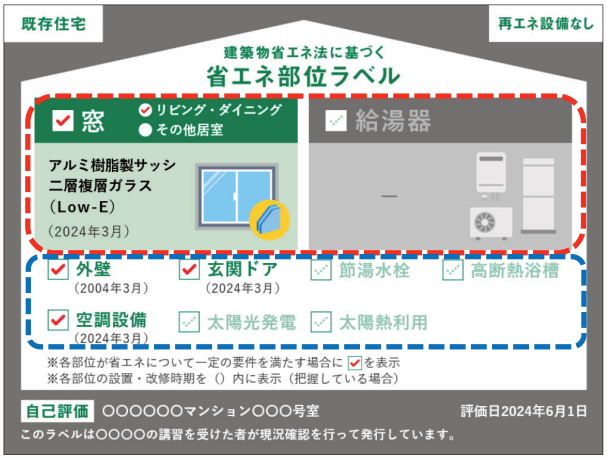

7

1-1. 省エネ対策の強化に向けた道筋・対応

国土交通省

建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の概要

Point

- 2024年4月から、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー利用設備の導入促進のため、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度が創設されました。
- 市町村が促進計画を作成・公表することで、当該計画の区域内には、建築士から建築主に対する再エネ利用設備についての説明義務や建築基準法の形態規制の特例許可などが適用されます。

建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度

- ✓ 市町村が、建築物への再エネ利用設備の設置の促進を図ることが必要であると認められる区域について、促進計画を作成。（作成は任意）
- ✓ 促進計画が作成・公表された場合、以下の措置が適用。

計画区域内に適用される措置

建築士による再エネ導入効果の説明義務
- 条例で定める用途・規模の建築物が対象
- 建築主に対し、設置可能な再エネ設備を書面で説明

市町村の努力義務（建築主等への支援）
- 建築主に対し、情報提供、助言その他の必要な支援を行う。（例：再エネ利用設備の設置に関する基本的な情報や留意点）

建築主の努力義務（再エネ利用設備の設置）
- 区域内の建築主に対し、再エネ利用設備を設置する努力義務

形態規制の合理化
- 促進計画に定める特例適用要件に適合して再エネ設備を設置する場合、建築基準法の形態規制について特定行政庁の特例許可対象とする

【特例許可の対象規定（建築基準法）】
- 容積率　・建蔽率
- 第一種低層住居専用地域等内や高度地区内における建築物の高さ

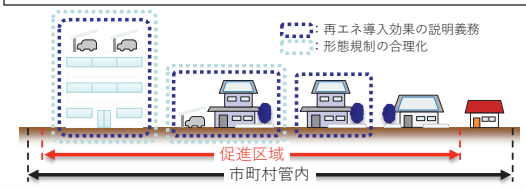

8

1-2. 省エネ基準適合(義務化・基準引上げ)

9

1-2. 省エネ基準適合(義務化・基準引上げ)

非住宅 住宅 国土交通省

建築主及び建築士の努力義務

Point

- 改正建築物省エネ法により、建築主は、省エネ性能の一層の向上を図るよう努めなければなりません。
- また、建築士は、建築物の建築又は修繕等に係る設計を行うときは、省エネ性能の向上に資する事項について建築主に説明するよう努めなければなりません。

建築主の努力義務 改正法により、建築主は建築をしようとする建築物に対する努力義務の内容が見直し

<2025年3月末まで>
省エネ基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない

→

<2025年4月以降>
省エネ性能の一層の向上を図るよう努めなければならない。

建築士の努力義務

- 建築士は、建築物の建築又は修繕等に係る設計を行うときは、建築主に対して、設計に係る建築物のエネルギー消費性能など省エネ性能の向上に資する事項について説明するよう努めなければなりません。
- 建築物の省エネ性能表示制度における省エネ性能ラベルや省エネ性能の評価書を活用して、建築主へ説明することも可能です。

修繕等とは・・・

- 修繕
- 模様替え
- 建築物への空気調和設備等※の設置
- 建築物に設けた空気調和設備等※の改修

※ 空気調和設備等：一次エネルギー消費量の算定対象である以下の設備
空気調和設備、換気設備、給湯設備、照明設備、昇降機

10

1-2. 省エネ基準適合(義務化・基準引上げ)

非住宅 住宅 国土交通省

基準適合義務の対象(届出義務制度・説明義務制度の廃止)

Point

- 2025年4月(R7年4月)以降に着工する原則全ての住宅・建築物について省エネ基準適合が義務付けられます。
- 現在、中規模以上の住宅に適用されている届出義務制度及び小規模住宅・非住宅に適用されている建築主に対する説明義務制度は、省エネ基準適合義務制度開始以降(2025年4月以降)は廃止されます。

省エネ基準適合義務の対象

原則、全ての住宅・建築物を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務付けられます。

＜現行制度からの変更点＞

	現行制度		改正（2025年4月以降）	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模(2000㎡以上)	適合義務	届出義務	適合義務	適合義務
中規模（300㎡以上）	適合義務	届出義務	適合義務	適合義務
小規模（300㎡未満）	説明義務	説明義務	適合義務	適合義務

2025年4月以降

適用除外

以下の建築物については適用除外となります。

① 10㎡以下の新築・増改築

② 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないもの

③ 歴史的建造物、文化財等

④ 応急仮設建築物、仮設建築物、仮設興行場等

届出義務制度及び説明義務制度の廃止

- 届出義務制度（現在、300㎡以上の住宅に適用）及び説明義務制度（現在、300㎡未満の住宅・非住宅に適用）は、2025年4月以降廃止されます。
- 施行日以後に着工する場合は、省エネ基準適合義務の対象となり、施行日前に着工する場合は、届出義務制度又は説明義務制度の対象となります。

11

1-2. 省エネ基準適合(義務化・基準引上げ)

非住宅 住宅 国土交通省

増改築工事における基準適用対象

Point

- 省エネ基準適合義務制度は、増改築を行う場合にも対象となります。「増改築」には、修繕・模様替え(いわゆるリフォーム)は含まれません。
- 増改築の場合は、増改築を行う部分が省エネ基準に適合する必要があります。

増改築の場合の基準適合義務制度の対象となる部分について

現行制度とは異なり、増改築を行う場合は、増改築を行った部分が省エネ基準に適合する必要があります。

※ 増改築部分を含めた建築物全体ではないのでご注意ください。

※ 修繕・模様替え(いわゆるリフォーム・改修)は省エネ基準適合義務制度の対象ではありません。

＜現行制度からの変更点
：省エネ基準適合が
必要な部分＞

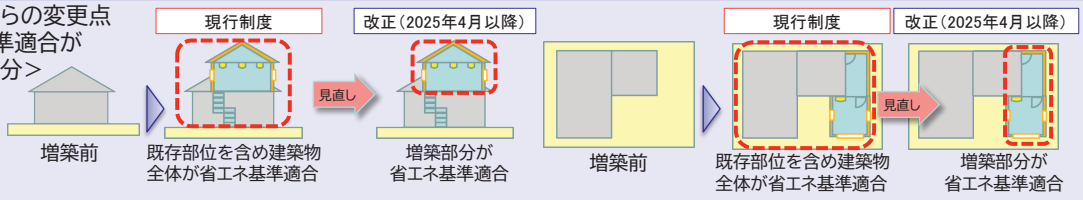

＜増改築の場合の省エネ基準適合に係る評価方法＞

外皮性能（住宅のみ）
：仕様基準（誘導仕様基準）
※ 既存部分との境界となる壁や床等は基準適合の対象外

一次エネルギー消費性能
：仕様基準（誘導仕様基準）又は標準計算
※ 増改築に対応したWebプログラムは公開済み

増改築の場合の留意事項

- ✓ 2025年3月以前に行われる増改築であって、現行制度で義務付け対象となる場合は、既存部分を含めた建築物全体で省エネ基準適合が必要です。
- ✓ 増改築部分の床面積が10㎡を超え、増改築後の建築物の規模が建築基準法第6条第1項第1号又は第2号に該当する場合に、増改築に係る省エネ適判が必要です。

12

1-2. 省エネ基準適合（義務化・基準引上げ）

非住宅 住宅 国土交通省

省エネ基準への適合方法

Point

- 省エネ基準への適合を確認するためには、新3号建築物を除き、エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）を受ける必要があります。
- 省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為であるとして、以下の場合は省エネ適判を省略し、建築確認審査と一体的に省エネ基準への適合を確認します。
  ① 仕様基準に基づき外皮性能及び一次エネルギー消費性能を評価する住宅
  ② 設計住宅性能評価を受けた住宅の新築
  ③ 長期優良住宅建築等計画の認定（以下「長期優良住宅の認定」という。）又は長期使用構造等の確認を受けた住宅の新築

省エネ性能の評価方法について

- エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）
  - ✓ 所管行政庁※又は国土交通大臣の登録を受けた建築物エネルギー消費性能判定機関において判定を受けることができます。
  - ✓ 判定を受けた結果、省エネ基準への適合が確認された場合は、適合判定通知書が発行されます。
  - ✓ この適合判定通知書（又はその写し）を、建築確認申請を行っている機関等へ提出してください。

  ※所管行政庁：建築主事を置く市町村の区域は市町村長、それ以外の区域は都道府県知事

- 省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為（①から③。住宅 に限る。）

  ①仕様基準※に基づき外皮性能及び一次エネルギー消費性能を評価する住宅
  ②設計住宅性能評価を受けた住宅の新築
  ③長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けた住宅の新築

  ※平成28年国土交通省告示第266号（省エネ基準）、令和4年国土交通省告示第1106号（誘導基準）

13

1-2. 省エネ基準適合（義務化・基準引上げ）

非住宅 住宅 国土交通省

省エネ基準適合義務制度の施行日まわりの取扱い

Point

- 省エネ基準適合義務制度は2025年4月（R7年4月）以降に工事に着手するものから適用されます。

基準適合義務制度の適用について

- 省エネ基準適合義務制度は2025年4月（R7年4月 ）以降に工事に着手するものから適用されます。
- このため、2025年4月以降に工事着手が見込まれる場合は、法施行前から予め省エネ基準に適合した設計としておくことが必要です。

＜省エネ基準適合義務制度の適用について＞

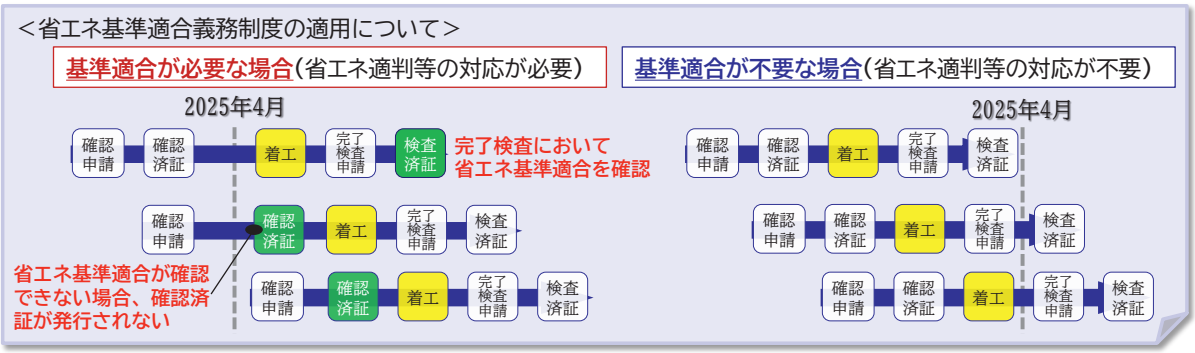

留意事項

- ✓ 確認申請から確認済証の交付までには一定の審査期間が必要です。このため、2025年4月前までの着工を予定する場合は、余裕をもって建築確認申請をしてください。
- ✓ 2025年4月よりも前に工事着手予定で建築確認の確認済証を受けた場合でも、実際の工事着手が2025年4月以降となった場合は、完了検査時に省エネ基準への適合確認が必要です。省エネ基準への適合が確認できない場合、検査済証が発行されませんので、一定の余裕を持って省エネ基準適合義務制度に対応してください。

14

1-2. 省エネ基準適合(義務化・基準引上げ)

非住宅 住宅 国土交通省

改正建築物省エネ法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項

Point

- 施行日前に着工する場合は、省エネ基準への適合義務はありませんが、施行日以後に着工する場合は、省エネ基準への適合が必要です。
- この場合、確認済証の交付時期や計画変更の有無により、建築確認・検査の手続きが異なるため留意が必要です。

	法施行日（令和7年4月1日）	省エネ基準適合の確認			適合判定通知書、計画書の提出の提出（建築物省エネ法第11条第1項ただし書が適用されない場合）
		確認審査（当初）	確認審査（変更）	完了検査	
1	確認申請 確認済証 / 着工 / 完了検査申請※ / 検査済証	不要	－	必要	完了検査の申請時に必要
2	計画変更の確認申請 / 計画変更の確認済証	不要	必要	必要	計画変更の確認申請時に必要
3	確認済証	必要	－	必要	確認審査時に必要
4	計画変更の確認申請 / 計画変更の確認済証	不要	必要	必要	計画変更の確認審査時に必要
5		不要	必要	必要	計画変更の確認申請時に必要
6	確認申請 確認済証	必要	－	必要	確認審査時に必要

※ 完了検査申請時には、省エネ適判に要した図書及び書類の提出が必要

15

1-2. 省エネ基準適合(義務化・基準引上げ)

非住宅 住宅 国土交通省

中大規模非住宅建築物の省エネ基準引上げ

Point

- すでに基準適合義務の対象となっている非住宅建築物は、規模に応じて、基準が順次引上げられています。 大規模(2000㎡～):2024年4月以降(施行済)、中規模(300～2000㎡):2026年4月以降(予定)

中大規模非住宅建築物に係る省エネ基準引き上げについて

大規模・中規模の非住宅建築物は、それぞれ下表の時期以降に省エネ適判申請を行うものから適合が必要となる省エネ基準が引上げられます。

大規模（2000㎡以上）	2024年4月以降に省エネ適判申請を行うもの（施行済）
中規模（300㎡以上2000㎡未満）	2026年4月以降に省エネ適判申請を行うもの（予定）

＜中大規模非住宅建築物に係る引上げ後の省エネ基準＞

用途	現行省エネ基準 [BEI]	引上げ後省エネ基準 [BEI]
工場等	1.0	0.75
事務所等、学校等、ホテル等、百貨店等	1.0	0.80
病院等、飲食店等、集会所等	1.0	0.85

注:2022年10月に非住宅建築物の誘導基準を以下のとおり引上げ。
事務所等、学校等、工場等: 0.6
ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等: 0.7

＜省エネ計画書における記載内容＞

(一次エネルギー消費量に関する事項)
□基準省令第１条第１項第１号イの基準
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
（ＢＥＩの基準値　　）
□基準省令第１条第１項第１号ロの基準
ＢＥＩ（　　）
（ＢＥＩの基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）

基準値・設計値とも、Webプログラムの結果を記載

注:増改築の場合は、2025年4月前後で、省エネ基準適合の方法・基準が変わります。

16

3-1. 省エネ基準の概要と規制水準

非住宅 住宅 国土交通省

省エネルギー基準とは

Point

- 省エネ基準適合に当たっては、住宅の場合は外皮性能基準と一次エネルギー消費量基準、非住宅の場合は一次エネルギー消費量基準に、それぞれに適合する必要があります。

省エネ基準について

省エネ基準は、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号）」（基準省令）により規定されています。

住宅：外皮性能基準＋一次エネルギー消費量基準　非住宅：一次エネルギー消費量基準

外皮性能基準 住宅

外皮（外壁、窓等）の表面積当たりの熱の損失量（外皮平均熱貫流率等）が基準値以下となること。

※「外皮平均熱貫流率」＝外皮総熱損失量／外皮総面積

一次エネルギー消費量基準 住宅 非住宅

右記の設備機器等における一次エネルギー消費量（太陽光発電設備等による創エネ量（自家利用分）は控除）が基準値以下となること。

＜外皮を通した熱損失のイメージ＞

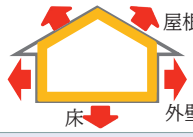

＜一次エネルギー消費量の算定対象となる設備機器等＞

空気調和設備（暖冷房設備）　換気設備
照明設備　給湯設備　昇降機（非住宅のみ）

(参考)省エネ性能向上のための取組例

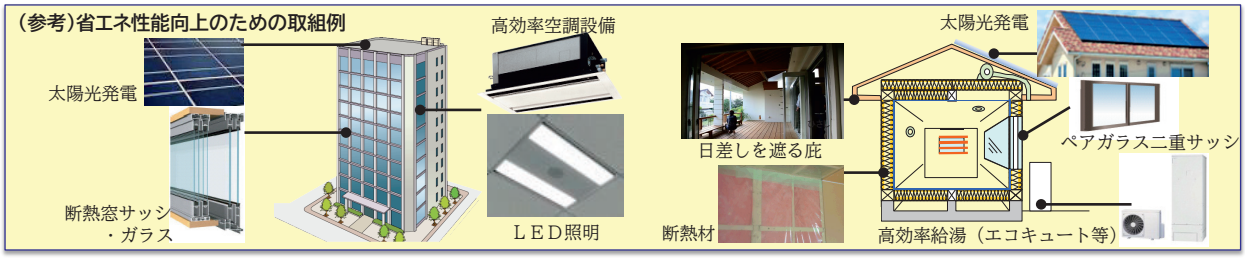

17

3-1. 省エネ基準の概要と規制水準

非住宅 住宅 国土交通省

住宅の外皮性能基準（U_A値、η_{AC}値）

Point

- 住宅の外皮性能は、U_A値（ユー・エー値）とη_{AC}値（イータ・エーシー値）により構成され、いずれも、地域区分別に規定されている基準値以下となることが必要です。
- 外皮性能は、(一社)住宅性能評価・表示協会のHPで公開されている計算シートで算出できます。

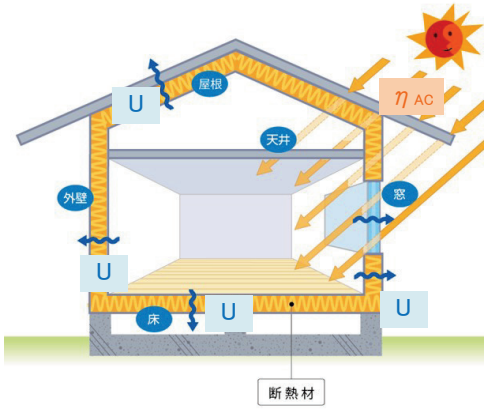

外皮平均熱貫流率（U_A）

- ✓ **室内と外気の熱の出入りのしやすさの指標**
- ✓ 建物内外温度差を１度としたときに、建物内部から外界へ逃げる単位時間当たりの熱量※を、外皮面積で除したもの　※換気による熱損失は除く
- ✓ **値が小さいほど熱が出入りしにくく、断熱性能が高い**

$$U_A\ (\mathrm{W/m^2 \cdot K}) = \frac{\text{単位温度差当たりの外皮総熱損失量}}{\text{外皮総面積}}$$

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率の基準値：U_A [W/(m²·K)]	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—

冷房期の平均日射熱取得率（η_{AC}）

- ✓ **太陽日射の室内への入りやすさの指標**
- ✓ 単位日射強度当たりの日射により建物内部で取得する熱量を冷房期間で平均し、外皮面積で除したもの
- ✓ **値が小さいほど日射が入りにくく、遮蔽性能が高い**

$$\eta_{AC} = \frac{\text{単位日射強度当たりの総日射熱取得量}}{\text{外皮総面積}} \times 100$$

地域区分	1～4	5	6	7	8
冷房期の平均日射熱取得率の基準値：η_{AC} [−]	—	3.0	2.8	2.7	6.7

(参考)地域区分について

- 省エネルギー基準は、各地域の外気温傾向や使用されている設備機器等の実態を踏まえ、８の地域区分毎に基準値を設定。
- 地域区分は、原則として市町村単位で設定。

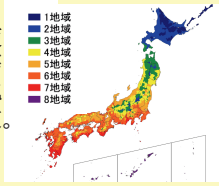

18

3-1. 省エネ基準の概要と規制水準

非住宅 住宅 国土交通省

一次エネルギー消費性能の基準（BEI値）

Point

- 建築物の**一次エネルギー消費性能はBEI値**(ビーイーアイ値)により判定され**1.0以下**となることが必要です。
- 算出に当たっては、**建築研究所のHP**で公開されている**Webプログラム**を活用してください。

一次エネルギー消費性能（BEI値）

BEIの算定方法等は基準省令において規定されています。

BEI: 実際に建てる建築物の設計一次エネルギー消費量を、地域や建物用途、室使用条件などにより定められている基準一次エネルギー消費量で除した値

$$BEI = \frac{\text{設計一次エネルギー消費量}^{注}}{\text{基準一次エネルギー消費量}^{注}} \leqq 1.0^{※}$$

注：事務機器等／家電等エネルギー消費量（通称：「その他一次エネルギー消費量」）は除く

※ 大規模非住宅建築物は2024年4月に以下に基準を引上げ済
中規模非住宅建築物は2026年4月に以下に基準を引上げ予定

工場等： BEI ≦ 0.75
事務所等、学校等、ホテル等、百貨店等: BEI≦0.80
病院等、飲食店等、集会所等: BEI≦0.85

基準一次エネルギー消費量
標準的な仕様を採用した場合のエネルギー消費量

- 空調／暖冷房エネルギー消費量
- ＋ 換気エネルギー消費量
- ＋ 照明エネルギー消費量
- ＋ 給湯エネルギー消費量
- ＋ 昇降機エネルギー消費量（非住宅のみ）
- ＋ 事務機器等／家電等エネルギー消費量
- ＝ 基準一次エネルギー消費量

設計一次エネルギー消費量
省エネ手法（省エネ建材・設備等の採用）を考慮したエネルギー消費量

- 空調／暖冷房エネルギー消費量
- ＋ 換気エネルギー消費量
- ＋ 照明エネルギー消費量
- ＋ 給湯エネルギー消費量
- ＋ 昇降機エネルギー消費量（非住宅のみ）
- ＋ 事務機器等／家電等エネルギー消費量
- － エネルギー利用効率化設備※1によるエネルギー削減量※2
- ＝ 設計一次エネルギー消費量

※1 太陽光発電設備の設置、コージェネレーション設備の設置 等
※2 自家消費分に限る

19

1-2. 省エネ基準適合（義務化・基準引上げ）

非住宅 住宅 国土交通省

省エネ基準適合の評価方法について

Point

- 非住宅、住宅の各省エネ計算法の利用にあたっては、（国研）建築研究所と（一社）住宅性能表示・評価協会のホームページでプログラムや専用の入力シートなどをご確認ください。
- 非住宅では**小規模版モデル建物法を廃止**して、省エネ適判に対応した**モデル建物法（小規模版）に改編**し、住宅では**簡易計算**、**モデル住宅法**及び共同住宅で利用できる**フロア入力法**を、2025年からの省エネ基準適合義務化に伴い**廃止**します。（義務化までの間、説明義務制度等に引き続き利用できます。）

計算支援ツールへは検索①、検索②よりアクセス

検索① 建築研究所 技術情報
検索② 住宅性能評価表示協会

	大規模（2000㎡以上）	中規模（300㎡以上2000㎡未満）	小規模（300㎡未満）
非住宅	標準入力法：詳細な計算方法 検索①		
	モデル建物法：広く活用されている簡易モデルによる計算法 検索①		
			モデル建物法（小規模版）：小規模非住宅用の簡易な計算法 検索① 廃止・改編
			小規模版モデル建物法：小規模非住宅用の簡易な計算法 ※説明義務制度のみに対応しており、省エネ適判には利用不可
住宅	標準計算：詳細な計算方法 検索① 検索②		
			簡易計算：外皮性能計算において外皮面積等を用いない簡易な計算法 検索① 検索②
			モデル住宅法：戸建住宅用の新たに開発された手計算可能な簡易な計算法 検索①
	フロア入方法：共同住宅用の新たに開発された簡易モデルによる計算法 検索①		
	仕様基準		

2025年4月1日 廃止

20

1-2. 省エネ基準適合(義務化・基準引上げ)

非住宅 住宅 国土交通省

省エネ基準に基づく評価方法の概要 (非住宅)詳細はP72～を参考

Point

- 非住宅の省エネ性能の評価方法は、入力作業の手間に応じて①標準入力法、②モデル建物法(通常版)、③モデル建物法(小規模版)の3種類が用意されています。
- 小規模非住宅(300㎡未満)の省エネ基準適合義務化に伴い、小規模版モデル建物法を廃止・改編し、モデル建物法(小規模版)として省エネ適判に利用できるようになります。
- 非住宅建築物の省エネ性能評価では、どの評価方法でも省エネ適判が必要となります。

評価方法		標準入力法	モデル建物法(通常版)	モデル建物法(小規模版) ※2024年8月にβ版を公開	小規模版モデル建物法 ※説明義務制度対応用
特徴		建物の全ての情報を室毎に詳細に入力して計算する精緻な評価方法	建物の用途毎に設定するモデル建物を用いて計算する簡易な評価方法	モデル建物の入力項目を一部削減して計算する簡易な評価方法	モデル建物の入力項目を大幅に削減して計算する簡易な評価方法
計算ツール		Webプログラム(非住宅版) 室毎に入力	Webプログラム(非住宅版) 建物用途毎に入力	Webプログラム(非住宅版) 建物用途毎に入力	Webプログラム(非住宅版) 建物用途毎に入力
外皮性能	外皮面積	各部位を計算する	各部位を計算する	計算しない (床面積に基づき自動計算)	計算しない (床面積に基づき自動計算)
外皮性能	部位毎の外皮性能	各部材の熱伝導率等より部位の外皮性能を計算	各部材の熱伝導率等より部位の外皮性能を計算	各部位の主な断熱材と開口部の仕様を選択	各部位の主な断熱材と開口部の仕様を選択
外皮性能	計算結果	BPI(PAL*)	BPIm(PAL*)	—	—
一次エネ性能	設備毎の性能・仕様	設置するすべての設備の性能・仕様等を入力	設置するすべての設備の性能・仕様等を入力	設置する主な設備の種類・仕様を選択	設置する主な設備の種類・仕様を選択
一次エネ性能	計算結果	BEI	BEIm	BEIs	BEIs
留意点		—	—	・300㎡未満に限る ・性能向上計画認定、BELS等には活用不可	・300㎡未満に限る ・省エネ適判、性能向上計画認定、BELS等には活用不可

2025年4月廃止予定

精緻／作業量多 ⟷ おおまか／作業量少

1-2. 省エネ基準適合(義務化・基準引上げ)

非住宅 住宅 国土交通省

省エネ基準に基づく評価方法の概要(住宅)詳細はP87～を参照

Point

- 住宅の省エネ性能のうち、外皮性能基準は外皮計算又は断熱材等の仕様により、一次エネルギー消費量基準はWebプログラム又は導入する設備の仕様により評価できます。
- 2023年10月より外皮性能は仕様基準※で、一次エネルギー消費量は計算※でそれぞれ評価(仕様・計算併用)が可能となりました。 ※逆の組合せも可能
- 外皮基準・一次エネルギー消費量基準の両方を仕様基準で評価する場合、省エネ適判は不要です。

評価方法		標準計算	仕様・計算併用	仕様基準
特徴		パソコン等で行う精緻な評価方法	外皮性能を仕様基準※、一次エネルギー消費量を計算※で評価 ※逆の組合せも可能	仕様で判断する評価方法
外皮性能	計算ツール	外皮計算用Excel等	—	
外皮性能	部位毎の面積・長さ	計算する	計算しない (計算する方法も有)	
外皮性能	部位毎の外皮性能	各部材の熱伝導率等より部位の外皮性能を計算	仕様基準への適合確認	
一次エネ性能	計算ツール	Webプログラム(住宅版)		—
一次エネ性能	設備毎の性能・仕様	設置する各設備の性能・仕様を入力 or 設備設置の有無と設備の種類を入力		仕様基準への適合確認
一次エネ性能	太陽光発電設備等	設備の性能・仕様を入力可能		—

2023年10月開設

精緻 作業量多 ⟷ おおまか 作業量少

2. 省エネ基準適合義務制度に係る手続き等について

目次

2-1. 省エネ適判が必要な場合
2-2. 住宅設計性能評価等の活用による省エネ適判手続きの合理化
2-3. 省エネ適判が不要な場合
2-4. 省エネ適判に係る補足事項
2-5. 省エネ適判申請図書作成上のポイント

23

2. 省エネ基準適合義務制度に係る手続きについて

非住宅 住宅 国土交通省

省エネ基準適合義務等の判断チャート

Point

- 省エネ基準適合義務の有無、省エネ基準適合に係る審査・検査の要否、省エネ適判対象の適否は用途、規模(面積・階数)などにより決まります。
- 次の判断チャートを利用して省エネ適判の要否等を確認してください。

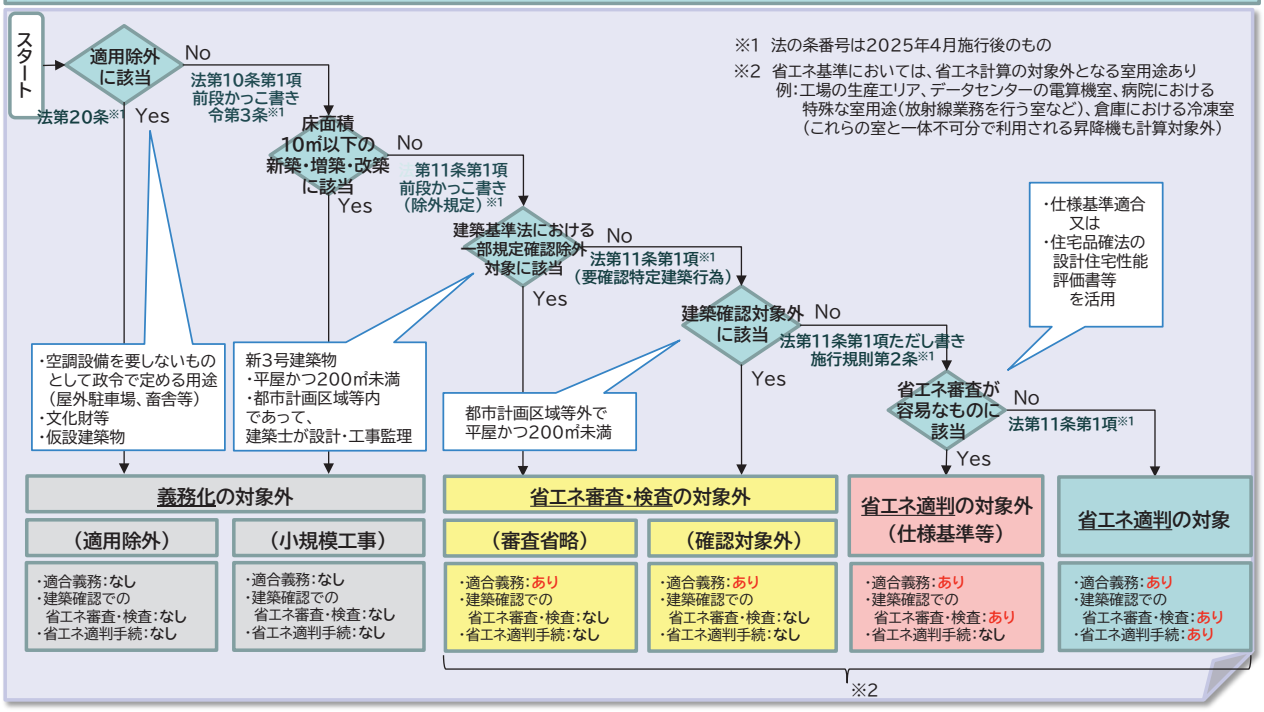

24

2. 省エネ基準適合義務制度に係る手続きについて

非住宅 住宅 国土交通省

住宅の省エネ基準適合に係る手続き判断チャート

Point

- 住宅に係る省エネ基準適合確認の手続きについては、評価方法の種類と活用書類によっては、省エネ適判の省略や、手続きや添付図書を合理化することができ、次の判断チャートを利用して該当する手続き等を判断することが可能。

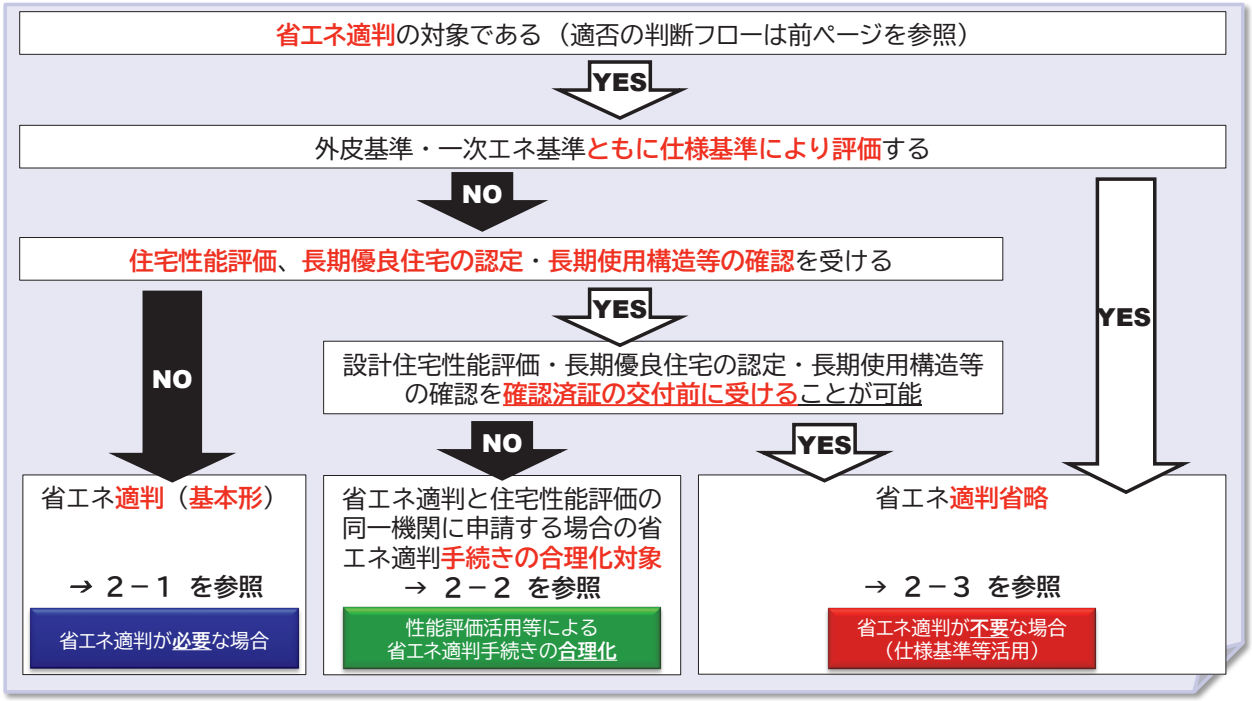

2-1. 省エネ適判が必要なルート

非住宅 住宅 国土交通省

省エネ基準への適合に係る手続き

Point

- 省エネ基準適合は基本的には省エネ適判を受けることにより確認します。
- （外皮性能と一次エネ性能両方を）仕様基準により評価する場合や確認済証の交付前に設計住宅性能評価を受ける場合等は、省エネ適判は不要となり通常の建築確認の手続きの中で省エネ基準適合を確認します。

省エネ基準への適合確認手続きは、省エネ適判の必要性の有無で変わります。

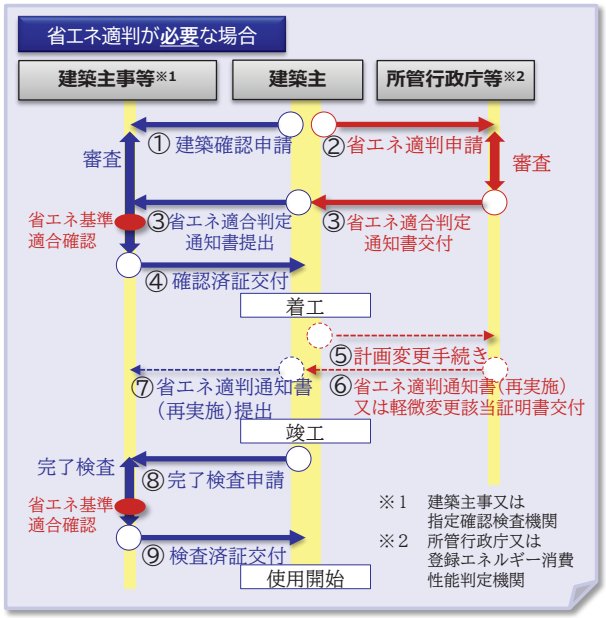

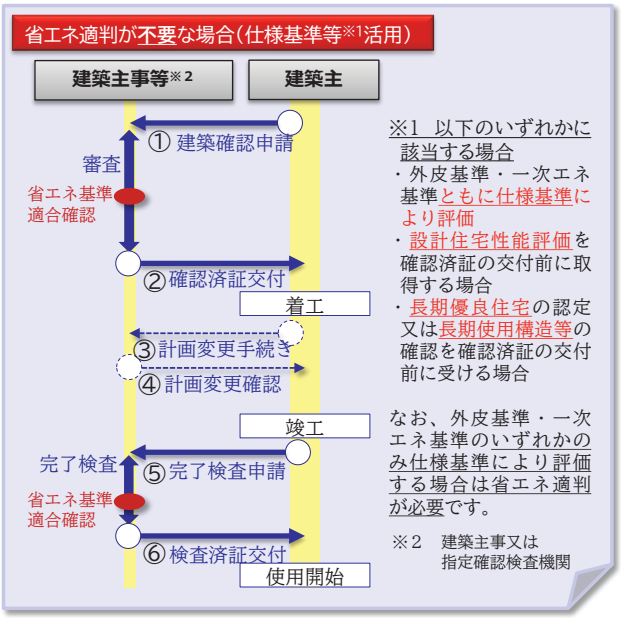

2-1. 省エネ適判が必要な場合

27

2-1. 省エネ適判が必要な場合

非住宅 住宅 国土交通省

建築確認申請、省エネ適判申請

省エネ適判が必要な場合

Point

- 建築確認申請では、建築基準法等に基づく各規定への適合とともに、申請建築物が省エネ適判の対象かどうかが審査されます。
- 省エネ適判申請では、外皮性能基準と一次エネルギー消費量基準それぞれについて、設計図書等と計算根拠との整合や、省エネ基準への適合が審査されます。

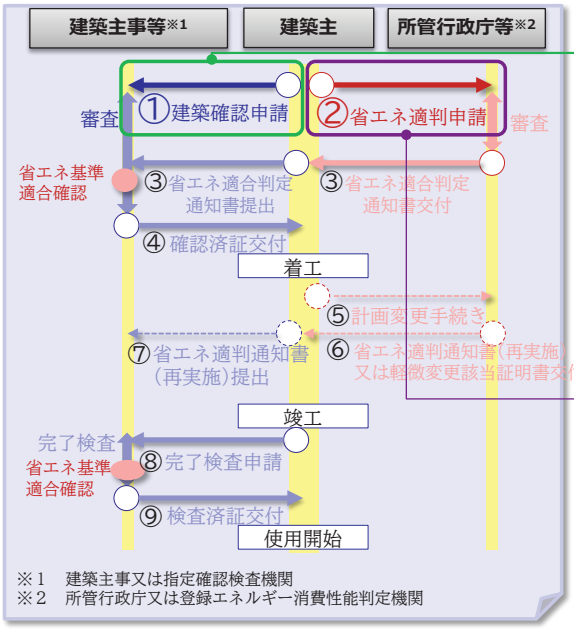

※1 建築主事又は指定確認検査機関
※2 所管行政庁又は登録エネルギー消費性能判定機関

① 建築確認申請

申請に必要な図書：建築基準法施行規則第1条の3に基づく図書

審査内容の概要：確認申請書や設計図書等から、申請建築物が省エネ適判の対象かどうかを審査

② 省エネ適判申請

申請に必要な図書

建築物省エネ法施行規則第1条に基づく図書等（次頁参照）

審査内容の概要

- 外皮性能基準
  - ✓ 計算シートに記載される面積や部位別熱貫流率（及びその算定根拠となる仕様）と設計図書等との整合、U_A値及びη_{AC}値が基準値以下となってるか
- 一次エネルギー消費量基準
  - ✓ 設備機器の仕様や性能が明示されているか
  - ✓ 記載された数値が適切な方法で試験・確認されたものか

注意点

- ✓ 設備機器等によってはWebプログラムで計算・評価できない場合がある
- ✓ 設備機器等の性能値がJIS等適切な条件の下で適切に測定された値であることを確認する
- ✓ 設計段階で使用する設備が未特定の場合は、設計図書等には機器種別・性能値等を明示し、完了検査段階で当該性能を有する機器の設置を示す
- ✓ 令和７年４月以降の申請では「適判用」の印字が付された計算結果の提出が必要

28

2-1. 省エネ適判が必要な場合

非住宅 住宅 国土交通省

省エネ適判申請に必要な書類①（住宅・非住宅共通）

省エネ適判が必要な場合

Point

➢ 正本に添える図書には、当該図書の設計者の氏名を記載することが必要です。

1．建築物の構造等に関する図書［住宅・非住宅共通］

図書の種類		明示すべき事項
計画書（様式）		－
設計内容説明書		省エネ基準に適合するものであることの説明
各種図面	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺及び方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、空気調和設備等・エネルギー消費性能確保設備の位置　等
	仕様書（仕上表を含む。）	部材の種別及び寸法、エネルギー消費性能確保設備の種別
	各階平面図	縮尺及び方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ、壁の位置及び種類、開口部の位置及び構造、エネルギー消費性能確保設備の位置　等
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	用途別床面積表	用途別の床面積
	立面図	縮尺、外壁及び開口部の位置、エネルギー消費性能確保設備の位置
	断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ並びに軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ及び構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
	各部詳細図	縮尺、外壁、開口部、床その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
各種計算書		建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容　※Webプログラムの入力・出力シートで代替可。令和7年4月以降の申請では「適判用」の印字が付された計算結果の提出が必要。

29

2-1. 省エネ適判が必要な場合

非住宅 住宅 国土交通省

省エネ適判申請に必要な書類②（非住宅）

省エネ適判が必要な場合

Point

➢ 正本に添える図書には、当該図書の設計者の氏名を記載することが必要です。

2．建築物のエネルギー消費性能に関する図書［非住宅］

図書の種類		明示すべき事項
機器表		
	空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数
	空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
	照明設備	照明設備の種別、仕様及び数
	給湯設備	給湯器の種別、仕様及び数
		太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数
		節湯器具の種別及び数
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、仕様及び数
仕様書		
	昇降機	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
系統図		
	空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結先
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
	給湯設備	給湯設備の位置及び連結先
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置及び連結先

30

2-1. 省エネ適判が必要な場合

非住宅 住宅 国土交通省

省エネ適判申請に必要な書類③（非住宅）

省エネ適判が必要な場合

Point

➢ 正本に添える図書には、当該図書の設計者の氏名を記載することが必要です。

2．建築物のエネルギー消費性能に関する図書［非住宅］　（続き）

図書の種類		明示すべき事項
各階平面図		
	空気調和設備	縮尺、空気調和設備の有効範囲、熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
	空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺、給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
	照明設備	縮尺、照明設備の位置
	給湯設備	縮尺、給湯設備の位置、配管に講じた保温のための措置、節湯器具の位置
	昇降機	縮尺、位置
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	縮尺、位置
制御図		
	空気調和設備	空気調和設備の制御方法
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
	照明設備	照明設備の制御方法
	給湯設備	給湯設備の制御方法
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の制御方法

2-1. 省エネ適判が必要な場合

非住宅 住宅 国土交通省

省エネ適判申請に必要な書類④（住宅）

省エネ適判が必要な場合

3．建築物のエネルギー消費性能に関する図書［住宅］

図書の種類		明示すべき事項
機器表		
	空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	給湯設備	給湯器の種別、仕様、数及び制御方法
		太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		節湯器具の種別、位置及び数
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

2-1. 省エネ適判が必要な場合

非住宅 住宅 国土交通省

省エネ適合判定通知書交付・提出、確認済証交付

省エネ適判が必要な場合

Point

- 省エネ計画は、14日以内(最大28日間の延長が可能)に審査され、省エネ基準適合が確認できれば、省エネ適合判定通知書が交付されます。
- 省エネ適判通知書を建築主事等に提出することで建築確認における省エネ基準に係る審査は完了します。

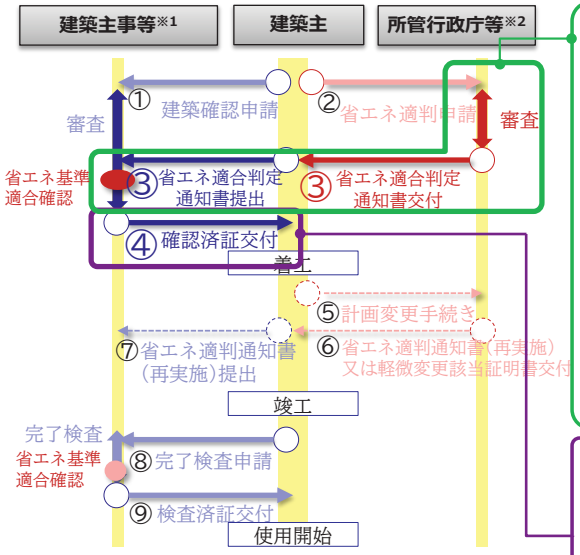

※1 建築主事又は指定確認検査機関
※2 所管行政庁又は登録エネルギー消費性能判定機関

③ 省エネ適合判定通知書交付・提出

審査期間

- ✓ 省エネ計画書の提出から14日以内に適合判定通知書が交付されます。
- ✓ 省エネ計画書に記載漏れ・ミスがある場合又は規模・用途等により審査期間が長期にわたることが合理的である場合は、最大28日間延長される可能性があります。

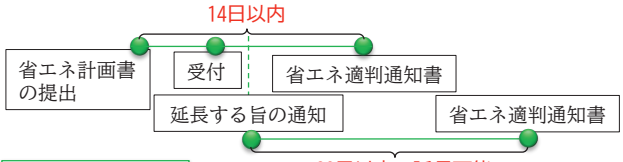

省エネ適判通知書の交付

- ✓ 省エネ適判通知書と併わせて、省エネ計画書の複本及びその添付図書が返却されますので、建築確認申請先に提出してください。

④ 確認済証交付

手続き(提出書類) 適合判定通知書、省エネ計画書

注意点

- ✓ 省エネ適合判定通知書の提出がない限り確認済証は交付されません。
- ✓ 省エネ適合判定通知書は、建築確認に係る処理期間終了の日の3日前※までに提出する必要があります。

33

2-1. 省エネ適判が必要な場合

非住宅 住宅 国土交通省

計画変更手続きと必要書類(省エネ適判関係)

Point

- 省エネ適判申請を行った後、完了検査までの間に計画に変更があった場合は、省エネ適判の再実施又は軽微変更手続きを行うことが必要です。

計画変更があった場合の手続きと書類(省エネ適判)

	変更の分類	変更内容	省エネ適判の再実施	完了検査で必要な書類※2
軽微な変更	1. 建築物の省エネ性能を向上させる変更又は省エネ性能に影響しないことが明らかな変更【ルートA】	非住宅:建築物の高さ又は外周長の減少、外壁・屋根又は外気に接する床の面積の減少 等 住宅:外皮の各部位の熱貫流率等が増加しない変更※1、空気調和設備等の効率が低下しない変更等	不要	軽微な変更説明書※3
軽微な変更	2. 一定の範囲内で省エネ性能を低下させる変更【ルートB】	非住宅:設備種類毎に定められた割合等以下の変更 住宅:床面積、外皮について、定められた割合等以下の変更	不要	軽微な変更説明書※3
軽微な変更	3. 再計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更【ルートC】	省エネ基準適合が確認できる場合は、下記の「省エネ適判の再実施が必要な変更」を除き、あらゆる変更が該当	不要	軽微な変更説明書※3 軽微な変更該当証明書※4
	省エネ適判の再実施が必要な変更	・用途の変更 ・計算方法の変更 (例)標準入力法⇔モデル建物法	必要	再実施した省エネ適判通知書

※1 外皮各部位の面積が変わらない場合に限る。 ※2 完了検査では、建築確認や省エネ適判に要した図書等の提出も必要。
※3 変更内容の概要を記載し、根拠資料を添付。
※4 再計算後も引き続き省エネ基準に適合することを確認した証明書。所管行政庁又は登録省エネ判定機関が発行する。

34

2-1. 省エネ適判が必要な場合

非住宅 住宅 国土交通省

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更

非住宅

1．省エネ性能を向上させる変更+省エネ性能に影響しないことが明らかな変更【ルートA】

・建築物の高さ又は外周長の減少
・外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
・空調設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法の変更含む）
・エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設

2．一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更【ルートB】

対象建築物：BEI0.9以下の建築物が対象（設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量に比べ10%以上少ないもの）

空調設備：次のいずれかに該当。
① 外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率の5%を超えない範囲で増加若しくは窓の平均日射熱取得率の5%を超えない範囲で増加
② 熱源機器の平均効率の10%を超えない低下

換気設備：次のいずれかに該当。
① 送風機の電動機出力の10%を超えない増加
② 駐車場又は厨房である場合の床面積の5%を超えない増加（駐車場又は厨房がある場合に限る。）

照明設備：照明設備の消費電力の10%を超えない増加（室用途毎、単位床面積あたり）

給湯設備：平均効率の10%を超えない低下

太陽光発電設備：次のいずれかに該当。
① 太陽電池アレイのシステム容量の2%を超えな減少
② パネルの方位角の30度を超えない変更又は傾斜角の10度を超えない変更

3．再計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更【ルートC】

：「用途の変更」「計算方法の変更」を除く変更が該当

住宅

・外皮の各部位のU値若しくはη値が増加しない変更又は開口部面積が増加しない変更
・通風等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
・空調設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法の変更含む）
・エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設

床面積：主たる居室、その他の居室又は非居室、それぞれ10%を超えない増減

外皮　：外皮合計面積に変更がなく、変更前のU_A値、η_{AC}値が基準値の0.9倍以下の場合の次のいずれかに該当。
① 開口部の面積増加分が外皮合計面積の1/200を超えない変更
② 変更する開口部面積が外皮合計面積の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽能又はその両方が低下する若しくは日射遮蔽部材をなくす変更
③ 変更する外皮の合計面積が外皮合計面積の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更
④ 基礎断熱の基礎形状等の変更

*注： R５年度の制度説明会・設計等実務講習会の内容**から変更があります**のでご注意ください。*

35

2-2. 設計住宅性能評価等の活用による省エネ適判手続きの合理化

36

2-2. 住宅設計性能評価等の活用による省エネ適判手続きの合理化

非住宅 住宅 国土交通省

住宅性能評価等を活用した省エネ基準適合の審査手続きの合理化

省エネ適判が必要な場合（性能評価活用等による合理化）

Point

- 設計住宅性能評価と省エネ適判を同一機関に申請した場合、省エネ適判に係る添付図書の大部分について提出不要となります。
- 設計住宅性能評価の審査において、省エネ関係部分の審査が終了した段階で、省エネ適判通知書が交付されます。交付された適判通知書を建築主事等に提出してください。

住宅性能評価等を活用した場合の審査手続きの合理化の流れ

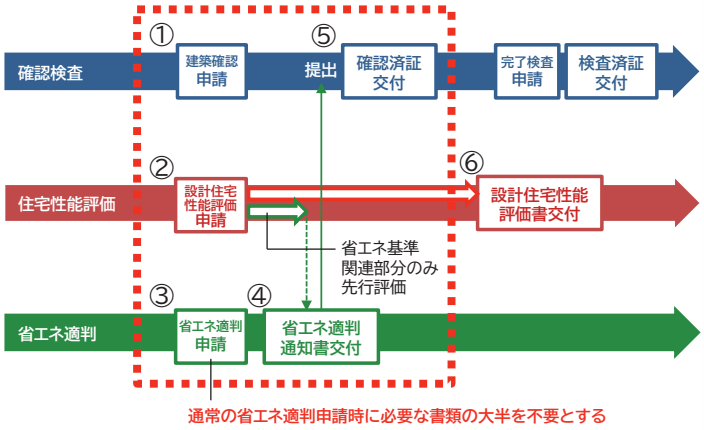

※ 同様の扱いを長期使用構造等の確認申請手続きにおいても措置

① 建築確認申請（通常どおり）

② 設計住宅性能評価の申請（通常どおり）

③ 省エネ適判の申請
- 設計住宅性能評価の申請先と同一の省エネ適判機関に申請することが必要。
- 設計住宅性能評価の申請添付図書のうち省エネ関係に係るもの（設計者の氏名が記載されたものに限る）は、省エネ適判申請の添付図書とみなされ、省エネ適判申請に必要な書類の大半が提出不要となります。
- 省エネ計画書の第４面・第５面は、設計住宅性能評価における設計内容説明書で代用可能。

④ 省エネ適判通知書の交付
- 設計住宅性能評価書の交付に先んじて省エネ適判通知書が交付されます。
- 交付を受けた通知書を建築確認を行った建築主事等に提出してください。

⑤ 確認済証の交付（通常どおり）

⑥ 設計住宅性能評価書交付（通常どおり）

37

2-2. 住宅設計性能評価等の活用による省エネ適判手続きの合理化

非住宅 住宅 国土交通省

住宅性能評価等を活用する場合の完了検査・計画変更

省エネ適判が必要な場合（性能評価活用等による合理化）

Point

- 設計住宅性能評価の活用により審査の合理化を行った場合、完了検査の申請時に、省エネ適判の申請図書（＝設計住宅性能評価の申請図書（省エネ関係のみ））を提出してください。
- 建設住宅性能評価のための検査を受けた場合は、完了検査申請時に検査報告書を提出してください。
- 省エネ適判通知書が交付された後の計画変更は、省エネ適判の場合と同じです。

住宅性能評価等を活用した場合の完了検査申請時の必要書類

- 設計住宅性能評価申請の添付図書（省エネ関係部分）
- 建設住宅性能評価のための検査を受けた場合は、建設住宅性能評価に係る検査報告書（又はその写し）
  ※ 検査結果が不適の場合でも提出が必要
  （この場合、検査報告書を活用して完了検査を合理的に行うことが想定される）

住宅性能評価等を活用した場合の計画変更について

- 設計住宅性能評価等を活用した省エネ適判の変更手続きは、通常の省エネ適判と同じ。
- 計画変更の場合等における完了検査申請時に提出する書類は下表のとおり。

申請図書		省エネ適判に要した図書及び書類	変更計画に係る省エネ適判通知書	軽微な変更説明書	軽微な変更該当証明書（基準適合確認に要した図書等含む）
変更なし		○（当初）	－	－	－
軽微な変更	ルートAorB	○（当初）	－	○	－
	ルートC	○（当初）	－	○	○
計画変更		○（変更含）	○	－	－

38

2-3.省エネ適判が不要な場合

39

2-3.省エネ適判が不要な場合

非住宅 住宅 国土交通省

省エネ適判を省略できる場合

省エネ適判が不要な場合（仕様基準等活用）

Point

- 以下のいずれかに該当する場合は、省エネ適判を不要とすることができます。
  - ① 仕様基準又は誘導仕様基準（以下「仕様基準等」という。）に適合
  - ② 設計住宅性能評価の実施
  - ③ 長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認
- この場合、省エネ基準への適合は建築確認手続きの中で確認します。

省エネ適判を省略できる場合

- 仕様基準又は誘導仕様基準により省エネ基準を評価する場合
  - ✓ 外皮性能及び一次エネルギー消費性能の両方の基準について仕様基準等により評価する場合は省エネ適判を省略することができます。
    ※ 外皮性能又は一次エネ性能のいずれかのみを仕様基準等により評価する場合は省エネ適判が必要です。
  - ✓ 仕様基準に適合する設計となっているかについては、建築確認審査の中で確認します。
- 設計住宅性能評価を活用する場合
  - ✓ 確認済証の交付前までに設計住宅性能評価書（断熱等性能等級4以上かつ一次エネルギー消費量等級4以上のものに限る）の交付を受け、建築主事等に提出できる場合に、省エネ適判が省略できます。
  - ✓ 省エネ基準への適合は、設計住宅性能評価書により確認されます。
- 長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受ける場合
  - ✓ 確認済証の交付前までに長期優良住宅の認定書又は長期使用構造等の確認書の交付を受け、建築主事等に提出できる場合に、省エネ適判が省略できます。
  - ✓ 省エネ基準への適合は、認定書又は確認書により確認されます。

40

2-3.省エネ適判が不要な場合

非住宅 住宅 国土交通省

仕様基準等を活用し省エネ適判を省略する場合の手続き

Point

省エネ適判が不要な場合（仕様基準等活用）

➢ 仕様基準等を活用することにより省エネ基準適合を評価する場合、省エネ適判は不要です。この場合、建築確認の審査で省エネ基準への適合を審査します。

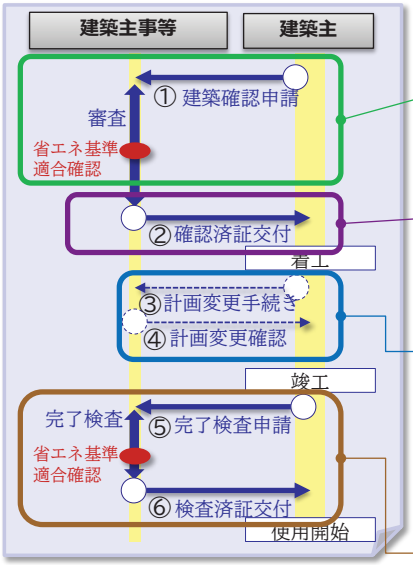

① 建築確認申請

申請に必要な図書
- 建築基準法施行規則第1条の3に基づく図書
- 設計図書等への記載が必要な項目及び記載する設計図書の例は次頁参照

審査内容の概要　確認申請書および設計図書等から、申請建築物が省エネ基準に適合しているかを審査

② 確認済証交付

- 通常の建築確認と同じ

③④ 計画変更

✓ 省エネ基準適合の評価にあたり「仕様基準等」ではない方法による評価に変更する場合は、省エネ適判を受けてください。省エネ適判後は、省エネ適判が必要な場合の手続きに従ってください。

✓ 「仕様基準等」の範囲内の変更の場合は、建築確認における変更手続きに従ってください。

⑤ 完了検査申請　⑥検査済証交付

✓ 基本的には、通常の建築確認の手続きと同じです。

必要書類

✓ 設計内容説明書
✓ 各種図面
✓ 機器表等
✓ 省エネ工事監理報告書※

※ 様式例は「設計・監理資料集」参照

41

2-2.省エネ適判が不要な場合

非住宅 住宅 国土交通省

仕様基準等を活用した場合の設計図書等への記載事項

Point

省エネ適判が不要な場合（仕様基準等活用）

➢ 仕様基準等により省エネ性能適合を評価する場合、建築確認申請に添える設計図書に仕様基準等関連の項目を記載することが必要です。

種別	記載項目	記載する設計図書の例
外皮	仕様基準の対象部位	平面図、断面図
	建築物の種類（建て方）	平面図
	部位の構造及び工法	平面図、断面図
	断熱材の施工法	平面図、断面図
	部位の熱貫流率	平面図、断面図、熱貫流率計算書
	部位の断熱材の熱抵抗値	仕様書、平面図、断面図
	開口部の熱貫流率	仕様書、平面図
	窓の日射熱取得率	仕様書、平面図
	ガラスの日射熱取得率	仕様書、平面図
	付属部材の有無	平面図、断面図
	ひさし、軒等の有無	断面図、立面図

種別	記載項目	記載する設計図書の例
暖房設備	暖房方式	仕様書、平面図
	暖房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
冷房設備	冷房方式	仕様書、平面図
	冷房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
換気設備	比消費電力	仕様書
	換気方式	仕様書、平面図
	ダクトの内径	仕様書、平面図
	電動機の仕様	仕様書
照明設備	非居室の照明設備の種類	仕様書、平面図
給湯設備	給湯機の種類	仕様書、平面図
	給湯機の効率等	仕様書

42

2-2.省エネ適判が不要な場合

非住宅 住宅 国土交通省

確認申請書の記載（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出）

省エネ適判が不要な場合（仕様基準等活用）

Point

- 省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為であるとして、省エネ適判を省略する場合、確認申請書第2面8欄において、建築物エネルギー消費性能確保計画が「提出不要」の欄にチェックし、提出不要となる理由（該当する号番号等）の記入が必要です。

確認申請書第2面8欄の記入イメージ

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

☐提出済（　　）

☐未提出（　　）

☑提出不要（　　）

省エネ適判省略の方法別の記入方法

省エネ基準適合の評価等方法	推奨する記入内容
仕様基準	第１号イに該当
誘導仕様基準	第１号ロに該当
設計住宅性能評価を受けた場合	第２号に該当
長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けた場合	第３号に該当

43

2-2.省エネ適判が不要な場合

非住宅 住宅 国土交通省

設計住宅性能評価等を活用し省エネ適判を省略する場合の手続き①

省エネ適判が不要な場合（仕様基準等活用）

Point

- 確認済証が交付されるまでに設計住宅性能評価書等を建築主事等に提出することで、省エネ適判を省略できます。この場合、確認申請時に【宣言書】を提出※することが必要です。
  ※確認申請と同時に評価書等を提出する場合は不要。
- 確認申請の申請先と設計住宅性能評価の申請先が異なる場合でも省エネ適判は省略可能です。
- 長期優良住宅の認定書及び長期使用構造等の確認書を提出する場合でも同様に省エネ適判を省略可能です。

住宅性能評価等を活用した省エネ適判省略の流れ

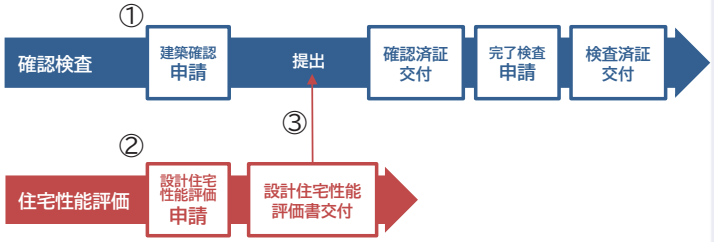

☆共同住宅の単位住戸ごとに、評価書等の取得の有無が異なる場合は、全ての単位住戸を含む建築物全体を申請単位として省エネ適判を要するが、共同住宅の一部の住戸に係る評価書等を参考として、合理的に省エネ適判の審査を行うことも可能。

☆複合建築物の住宅部分に係る評価書等の交付を受ける場合であっても、非住宅部分も含めて建築物全体を申請単位として省エネ適判を要するが、住宅部分に係る評価書等を参考として、合理的に省エネ適判の審査を行うことも可能。

① 建築確認申請
- 確認申請の添付書類として宣言書（次頁参照）の提出※が必要です。
  ※確認申請と同時に評価書等を提出する場合は不要

② 設計住宅性能評価等の申請（通常どおり）
- 確認申請を行った機関と別の機関でも構いません。

③ 設計住宅性能評価書等の提出
- 設計住宅性能評価書等の交付を受けた場合、速やかに評価書等又はその写しを建築主事等に提出してください。
- 確認審査の末日の3日前まで※に設計住宅性能評価書等を提出してください。
- 期限までに評価書等が提出されない又は困難と認められる場合、省エネ適判を受ける必要があります。この場合、確認申請書第2面の省エネ計画の提出に係る記載を修正するとともに、宣言書を取り下げる必要があります。
- 共同住宅の場合は、全ての住戸に係る評価書等又はその写しの提出が必要です。

※ 申請者と指定確認検査機関で事前に十分調整の上で、評価書等を提出する期日を確認検査の末日の前の任意の日に設定することは問題ありません。

44

2-3.省エネ適判が不要な場合

非住宅 住宅 国土交通省

設計住宅性能評価等を活用し省エネ適判を省略する場合の手続き②

省エネ適判が不要な場合（仕様基準等活用）

Point

- 設計性能評価等の活用により省エネ適判を省略した場合は、完了検査の申請時に、設計住宅性能評価等に要した図書及び書類（省エネ関係部分のみ）を提出する必要があります。
- 建設住宅性能評価のための検査を受けた場合は、検査報告書又はその写しを提出してください。
- 確認を受けた建築物の計画を変更する場合、変更内容に応じて完了検査申請時の提出図書が異なります。

設計住宅性能評価等の活用により省エネ適判を省略した場合の完了検査申請時の必要書類

- 設計住宅性能評価申請の添付図書（省エネ関係部分、変更した場合は変更に係る図書を含む）
- 建設住宅性能評価のための検査を受けた場合は、建設住宅性能評価に係る検査報告書又はその写し※
  ※ 検査結果が不適の場合でも提出が必要
  （この場合、検査報告書を活用して完了検査を合理的に行うことが想定される）

住宅性能評価等を活用し省エネ適判を省略した場合の計画変更について

- 設計住宅性能評価等を活用し省エネ適判を省略した場合において、計画変更した場合の完了検査申請時の必要書類は計画変更の内容によって右欄のとおりとなります。

※ 軽微な変更の内容はP34～35を参照

① 以下のいずれかの軽微な変更※に該当する場合 ルートA：省エネ性能を向上・影響しないことが明らかな変更 ルートB：一定の範囲内で省エネ性能が低下させる変更	軽微な変更説明書、又は 変更設計住宅性能評価書
② ①以外の変更 ルートC：再計算により省エネ基準に適合することが明らかな変更 再適判 ：用途の変更、評価方法の変更	変更設計住宅性能評価書

住宅性能評価等を活用し省エネ適判を省略する場合の留意点

☆ 本措置により省エネ適判を省略し確認を受けた建築物を計画変更する際に、省エネ適判を新たに受けることは可能であるが、当該省エネ適判において、**審査の合理化措置（P37）を受けることは不可**。

☆ 当初省エネ適判を受け確認を受けた建築物の計画を変更して、変更手続き時に本省エネ適判省略措置をとることは不可。

45

国土交通省

2-4. 省エネ適判に係る補足事項

46

2-4.省エネ適判に係る補足事項

非住宅 住宅 国土交通省

住宅性能評価等を活用した場合の手続きの整理

Point

- 設計住宅性能評価等を活用した場合、省エネ適判の省略措置又は省エネ適判審査の合理化措置を受けることができます。
- どちらの措置を受けるかは、確認済証の交付前に設計住宅性能評価書を提出可能かどうかにより判断してください。
  確認済証交付前に設計住宅性能評価書等の提出が可能な場合 ⇒ 省エネ適判の省略（P44, 45参照）
  確認済証交付前に設計住宅性能評価書等を提出できない場合 ⇒ 省エネ適判の審査合理化措置（P37参照）

設計住宅性能評価書等を受けた場合の省エネ適判の省略

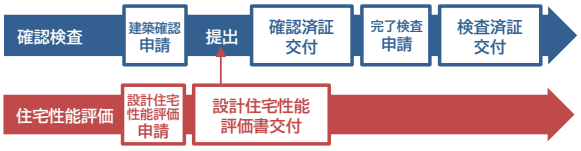

住宅性能評価等を活用した省エネ基準適合の審査手続きの合理化

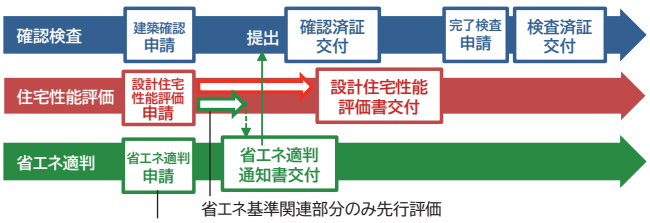

省エネ基準関連部分のみ先行評価
通常の省エネ適判申請時に必要な書類の大半を不要とする

設計住宅性能評価書等を受けた場合の省エネ適判の省略（P44,45参照）	項目	省エネ適判と設計住宅性能評価等とを併せて受ける場合の省エネ適判に係る添付図書の合理化（P37参照）
可能	省エネ適判の省略の可否	不可
確認審査の末日の3日前*までに設計住宅性能評価書又はその写しの提出が可能な場合	適用可能なケース	設計住宅性能評価の申請時点で、確認審査の末日の3日前*までに設計住宅性能評価書等又はその写しの提出が困難と見込まれる場合
確認検査と設計住宅性能評価の申請先は異なってもよい	申請先の要件	省エネ適判と設計住宅住宅性能評価を同一機関に申請すること
確認申請時に宣言書※の提出が必要 等	提出書類	設計住宅性能評価等の申請に係る添付図書のうち省エネ性能に係るものを確保計画の添付図書とみなす 等

※ 評価書等又はその写しを確認審査の末日の3日前*までに確認申請書を提出した建築主事等に提出することとし、提出できない又は困難と見込まれる場合は、省エネ適判を受ける旨を記載

＊申請先が指定確認検査機関の場合は、申請者と機関とで事前に十分調整の上で、評価書等又はその写しを提出する期日を確認審査の末日の前の任意の日に設定することが可能。

2-4.省エネ適判に係る補足事項

非住宅 住宅 国土交通省

住宅に関する省エネ適判の要否（全体整理）

省エネ適判が不要な場合（仕様基準等活用） 省エネ適判が必要な場合（性能評価活用等による合理化）

Point

- 仕様ルートから標準計算ルート又は併用ルートに変更する場合は、改正建築物省エネ法第11条第1項の規定に基づき、省エネ適判を受ける必要があります。 No.1,2
- 標準計算ルート又は併用ルートから仕様ルートに変更する場合は、改正建築物省エネ法第第11条第2項ただし書の規定が適用され、変更の省エネ適判は要しません。 No.8,9
- 用途が変更されない場合であって、外皮性能及び一次エネルギー消費量に係る評価方法の変更を伴わず、変更内容が軽微な変更に該当する場合は、変更の省エネ適判は要しません。 No.6,7
- 変更前及び変更後いずれも仕様基準に適合する場合は、省エネ適判は要しません。 No.10

No.	当初（建築確認申請時）		変更後	
	評価方法	省エネ適判の要否	評価方法	省エネ適判の要否（再適判含む）
1	仕様	不要	計算	新規の適判
2	仕様	不要	併用	新規の適判
3	計算	必要	併用	再適判
4	併用	必要	計算	再適判
5	併用	必要	併用（外皮と一次エネの評価方法をそれぞれ変更）	再適判
6	併用	必要	併用（外皮と一次エネの評価方法は変更なし）	不要（軽微な変更）
7	計算	必要	計算	不要（軽微な変更）
8	計算	必要	仕様	不要※
9	併用	必要	仕様	不要※
10	仕様	不要	仕様	不要

※ 完了検査の申請までに省エネ適判を受けることも可能であり、その場合は、適合判定通知書又はその写し並びに当該省エネ適判に要した図書及び書類を、完了検査時に建築主事等に提出する。

2-5.省エネ適判申請図書作成上のポイント

49

2-5. 省エネ適判申請図書作成上のポイント

非住宅 住宅 国土交通省

申請図書作成・基準適合確認の流れ

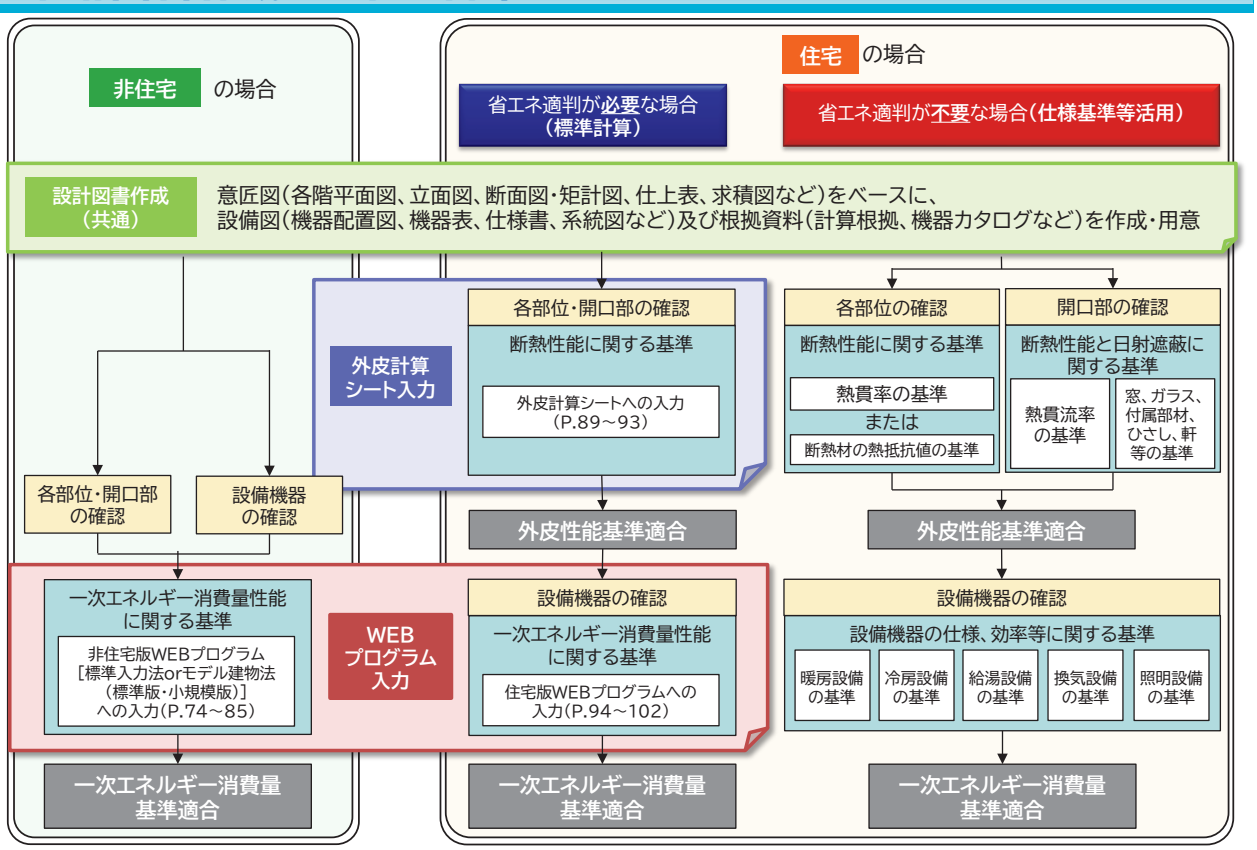

50

2-5.省エネ適判申請図書作成上のポイント

非住宅 住宅 国土交通省

必要な手続きの理解①

よくあるミスの内容

- **申請代理者、設計者が無資格者**で確保計画（適判申請書）を提出。
- 変更手続きの種類※が多く、**間違った手続きでの申請、手続き不要な場合でも申請、手続き必要な場合の申請漏れ。**

※①変更適判申請、②軽微な変更、③軽微な変更該当証明

対応策の概要

- ✓ **申請代理者は建築士又は行政書士**を、**設計者は建築物の構造及び規模に応じた建築士**を、それぞれ記載する。
- ✓ 申請に係る各種の手続きの**内容・要否を理解**する（本テキスト及び手続きマニュアルを参照）。

解説 非住宅・住宅 共通

申請代理者・設計者の資格について

申請代理者：建築士又は行政書士、
設計者　　：建築士（建築物の構造及び規模に応じた建築士）。

（第一面）
計画書

年　月　日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関　殿

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名
設計者氏名

建築士又は行政書士

構造及び規模に応じた建築士

【2．代理者】	【3．設計者】
【イ．氏名】	（代表となる設計者）
【ロ．勤務先】	【イ．資格】　（　）建築士　（　）登録第　号
【ハ．郵便番号】	【ロ．氏名】
【ニ．住所】	【ハ．建築士事務所名】（　）建築士事務所（　）知事登録第　号
【ホ．電話番号】	【ニ．郵便番号】
	【ホ．所在地】
	【ヘ．電話番号】
	【ト．作成した設計図書】

設計変更手続きの種類と該当する変更内容について

	変更の分類	変更内容	省エネ適判の再実施	完了検査で必要な書類
軽微な変更	1．建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更又は省エネ性能に影響しないことが明らかな変更【ルートA】	外皮各部位の熱貫流率等が減少する変更、空気調和設備の効率の向上等、再エネ設備の設置、同一方位内の窓の位置の変更等	不要	軽微な変更説明書
軽微な変更	2．一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更【ルートB】	部位、設備種類等毎に定められた割合等以下の変更	不要	軽微な変更説明書
軽微な変更	3．再計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更【ルートC】	省エネ基準適合が確認できる場合は、下記の「省エネ適判の再実施が必要な変更」を除き、あらゆる変更が該当	不要	軽微な変更説明 軽微な変更該当証明書
	省エネ適判の再実施が必要な変更	・用途の変更 ・計算方法の変更 （例）標準入力法⇔モデル建物法	必要	再実施した省エネ適判通知書

51

2-5.省エネ適判申請図書作成上のポイント

非住宅 住宅 国土交通省

必要な手続きの理解②

よくあるミスの内容

- 建築物エネルギー消費性能確保計画（適判申請）の申請情報において、申請建築物ではなく、敷地全体の情報（申請対象外建築物の情報）も記載している。

対応策の概要

- ✓ 申請情報は、申請対象建築物の情報のみを記載する。
  ※敷地内の申請対象建築物以外の建築物の情報は不要であることに注意する。

よくあるミスの内容

- 規制措置（適判）の適用除外となる建築物を正しく理解していない。
- 本来、規制措置（適判）の対象となる建築物であるにも関わらず、規制措置（適判）の対象外に該当すると誤った認識をしている。

対応策の概要

- ✓ 規制措置（適判）の適用除外となる建築物について正しく理解する。（本テキストを参照）
- ✓ 計算対象設備の設置が無いからといって、規制措置（適判）の対象外となるわけではないことに注意する。

52

2-5.省エネ適判申請図書作成上のポイント

非住宅 住宅 国土交通省

評価・入力ルールの理解

よくあるミスの内容

➢ Webプログラムの入力内容について、建物モデルに応じた**室名や評価対象設備などのルール**が理解されていない。
（評価すべき室が入力されていない、評価対象外となる設備が入力されている、など）

対応策の概要

✓ 各種マニュアルを熟読し、入力方法やルールを理解する。
✓ 不明な点は**省エネサポートセンター**に問い合わせる。

解説

住宅・非住宅 に共通するが、非住宅 を例に記載。

モデル建物法における仕様を入力する外皮及び設備の範囲（概要）

モデル建物の選択肢	外皮	空調	換気	照明			給湯	昇降機	太陽光	コージェネ
事務所	外部に接する部位※2	全て	機械室・便所・厨房・駐車場	事務室	－	－	洗面手洗い・浴室・厨房	全て	全て（売電するものを除く）	代表建築物用途のみ入力
ホテル等※1				客室	ロビー	レストラン 宴会場				
病院等※1				病室 個室	診察室	待合室 ロビー				
店舗等※1				売場	－	－				
学校等※1				教室	事務室 職員室 研究室	ロビー アリーナ				
飲食店				客席	－	－				
集会所等※1				※3	ロビー	－	※3			
工場	－	－	－	倉庫	屋外駐車場 又は駐輪場	－	－			－

※1 表中の記載用途は大区分のため、小区分毎の入力規定はマニュアルを参照。
※2 地盤に接する外壁等を除く。
※3 小区分用途毎に評価対象室・設備の設定が異なるため、詳細はマニュアルを参照。

【参考】マニュアル等一覧

53

2-5.省エネ適判申請図書作成上のポイント

非住宅 住宅 国土交通省

図面の方位記載

よくあるミスの内容

➢ 図面間、図面と計算書で**方位**の**記載漏れ、間違い（不整合）**。

対応策の概要

✓ **方位及び寸法線**を平面図・立面図・断面図等に**明記**し、必要に応じて**求積部分**を**着色して色分け**する。

具体例

非住宅・住宅 に共通するが、住宅 を例に記載。

■1階平面図

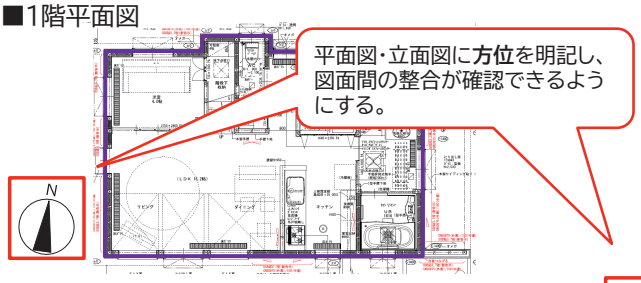

■2階平面図

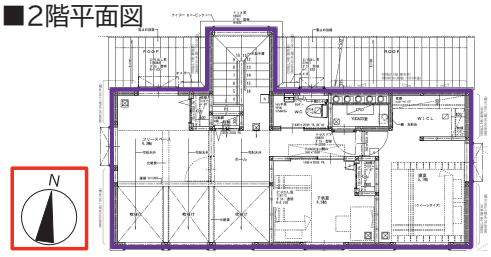

■東側立面図

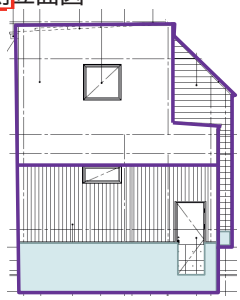

■西側立面図

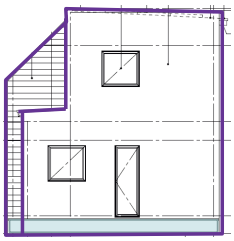

■北側立面図

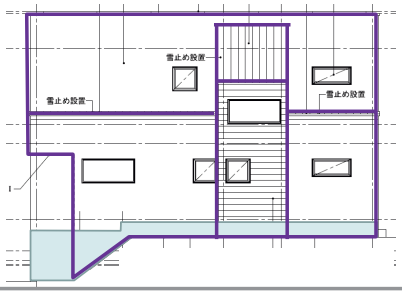

：外皮（外壁）
：基礎

54

2-5.省エネ適判申請図書作成上のポイント

非住宅 住宅 国土交通省

外皮面積の求積

よくあるミスの内容

- 高さ（天井断熱の場合の段差天井など）・開口部の**寸法未記入**、寸法**拾いの間違い**、**計算式との不整合**。
- **外気に接する床**や**凹型平面での外皮**面積の**拾い漏れ・間違い**。

対応策の概要

- ✓ **方位及び寸法線**を平面図・立面図・断面図等に**明記**し、必要に応じて**求積部分**を**着色して色分け**する。
- ✓ **計算式と**寸法や立面方位を**整合**させる。
- ✓ 立面上で重なりが生じる面がある場合は、必要に応じて**外皮の展開図も作成**する。

具体例

非住宅・住宅に共通するが、住宅を例に記載。

■2階平面図　——：外皮（外壁）

■北側立面図　——：外皮（外壁）　□：基礎

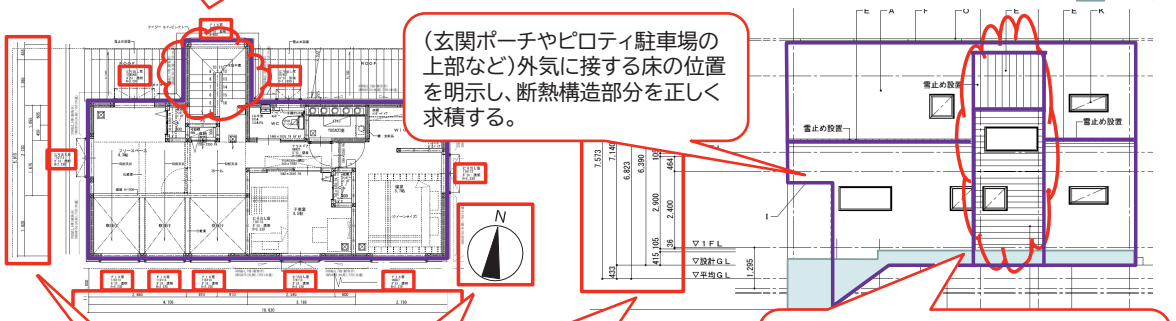

2-5.省エネ適判申請図書作成上のポイント

非住宅 住宅 国土交通省

床面積の求積

よくあるミスの内容

- 建築基準法における求積方法と混同し、**一部の面積が不算入**。
- 「**延べ面積**」「**高い開放性を有する部分を除いた面積**」「**計算対象床面積**」を**混同**。
- 各種面積の算定根拠となる**算定式や寸法の**図書への**未記載**。

対応策の概要

- ✓ **算入対象となる部分**や**用語の定義**などを**正しく理解**する。（住宅の省エネルギー基準と評価方法2024参照）
- ✓ 平面図・立面図等に**寸法を記載**し、**求積計算式と整合**させる。

解説・具体例

非住宅・住宅 共通の定義

- **延べ面積**
  - ・建築物の各階の床面積の合計（建築基準法と同様）
  - ・**省エネ適判の要否**を判断
- **高い開放性を有する部分を除いた面積**
  - ・壁を有しない部分又は床面積の1/20以上の常時外気に解放された開口部を有する部分を、延べ面積から控除した面積
  - ・**大規模建築物の該当適否**を判断
- **計算対象床面積**
  - ・空調や照明等の設備機器の運転による効用が及ぶ範囲
  - ・**評価対象となる設備毎に計算**（按分等の計算処理が必要となる場合あり）

住宅 の記載例

■2階平面図

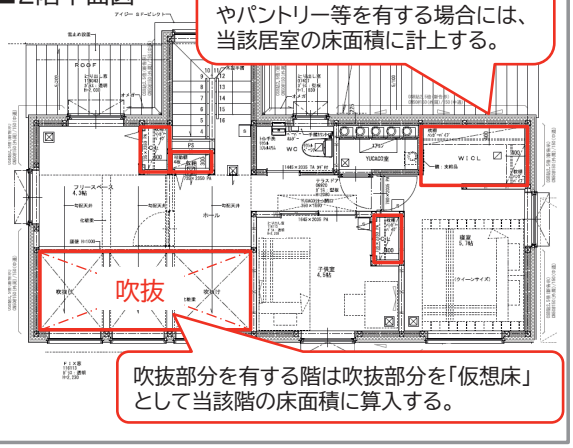

2-5.省エネ適判申請図書作成上のポイント

非住宅 住宅 国土交通省

その他の求積上の留意点

よくあるミスの内容

- 外皮面積を算出するための寸法おさえ位置(基準となるレベル)の考え方が正しく理解できていない。
- 断熱工法に応じた、寸法の拾い方の違いが正しく理解できていない。

対応策の概要

- ✓ 外皮面積を算出するための寸法おさえ位置(基準となるレベル)の考え方を正しく理解する。(住宅の省エネルギー基準と評価方法2024参照)
- ✓ 断熱工法(床断熱、基礎断熱、天井断熱、屋根断熱)による寸法の拾い方の違いを正しく理解する。(住宅の省エネルギー基準と評価方法2024参照)
- ✓ (基礎断熱の場合)基礎の立上り部分(基礎壁)は外皮として面積に算入する必要がある。

よくあるミスの内容

- 対象面積の算定が正しくできていない。
- 空調、非空調エリアの拾い間違い(例:上下開放のトイレブースで仕切られた一体空間を別エリアで計算)。
- 空調エリアの考え方で設備図面に空調ダクトまでの記載のないものがあり、どの室が空調エリアか不明瞭である。

対応策の概要

- ✓ 算入対象となる部分や用語の定義などを正しく理解する。
- ✓ 図面・図書に根拠が記載されていることを確認する。

2-5.省エネ適判申請図書作成上のポイント

非住宅 住宅 国土交通省

図面の不整合①

よくあるミスの内容

- 図面と外皮計算書・Webプログラム入力シートとで、**断熱仕様**(材種、材厚、物性値等)が**不整合**。
- 図面とWebプログラム入力画面・入力シートとで、**設備仕様**(型番、性能値等)が不整合。

対応策の概要

- ✓ 意匠図と設備図・省エネ計算書の作成者が異なることが多くあるため、申請手続きを統括する担当者を決め、**申請前に図書間の整合性を精査**する。
- ✓ 外皮計算シートやWebプログラム(画面・Excelシート)への入力時に、数値の**算定根拠もあわせて確認**する。
- ✓ 図面間での整合をとることが難しい場合には、各種仕様については**仕上表や機器表等へ一括して記載**する。

解説・具体例

※ 非住宅 ・ 住宅 に共通するが、非住宅 を例に記載。

■1階平面図

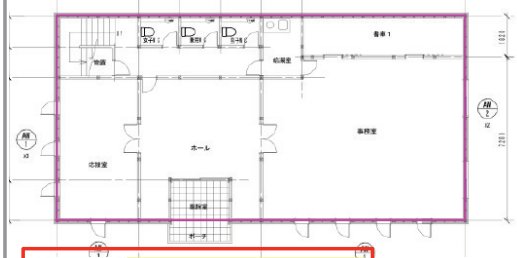

：吹付硬質ウレタンフォームA種1号 厚25mm

：アルミ枠、単板ガラス

■仕上表

項目	仕上げ	備考
外壁	コンクリート打ち放しの上、吹付タイル仕上 吹付硬質ウレタンフォーム A種1号 t=25mm	※PSは断熱なし
屋根	コンクリート打ち放しの上、アスファルト防水 t=10mm 押出法ポリスチレンフォーム保温板1種 t=50mm 押えコンクリート t=90mm	※階段室の塔屋下の断熱はなし
窓	枠：アルミサッシ、ガラス：単板	

部位種別と**断熱材種類**、**厚み**が、図書間で整合していることを確認。　※外皮だけでなく、設備も同様に対応。

2-5.省エネ適判申請図書作成上のポイント

非住宅 住宅 国土交通省

図面の不整合②

よくあるミスの内容

- 住宅の外皮計算書と一次エネルギー消費量計算書とで、**U_A値、η_{AC}値、地域区分**等が不整合。

対応策の概要

- ✓ 意匠図と設備図・省エネ計算書の作成者が異なることが多くあるため、申請手続きを統括する担当者を決め、**申請前に図書間の整合性を精査**する。
- ✓ 外皮計算シートやWebプログラム(画面・Excelシート)への入力時に、数値の**算定根拠もあわせて確認**する。

解説・具体例

■住宅版WEBプログラム入力画面

※ 非住宅・住宅 に共通するが、住宅 を例に記載。

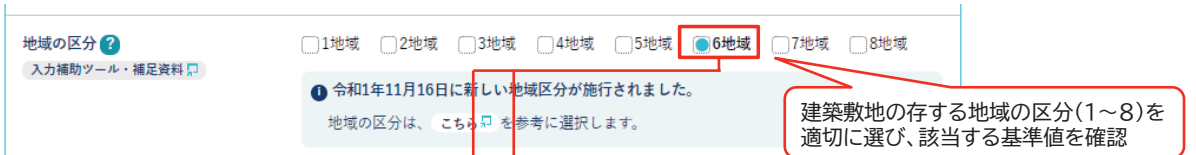

建築敷地の存する地域の区分(1～8)を適切に選び、該当する基準値を確認

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率の基準値：U_A [W/(m²·K)]	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—

地域区分	1～4	5	6	7	8
冷房期の平均日射熱取得率の基準値：η_{AC} [−]	—	3.0	2.8	2.7	6.7

(参考)地域区分について

- 省エネルギー基準は、各地域の外気温傾向や使用されている設備機器等の実態を踏まえ、８の地域区分毎に基準値を設定。
- 地域区分は、原則として市町村単位で設定。

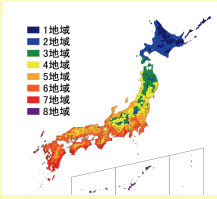

59

2-5.省エネ適判申請図書作成上のポイント

非住宅 住宅 国土交通省

計算・仕様など根拠の記載漏れ

よくあるミスの内容

- 断熱仕様、設備機器の性能値の根拠となる**JIS等の規格の未記載**。
- 設備の設置個数等を**按分**する場合の**根拠計算**が未記載。
- **開口部仕様**(特に**日射取得型、遮蔽型**)の明記がされていない。

対応策の概要

- ✓ 意匠図と設備図・省エネ計算書の作成者が異なることが多くあるため、申請手続きを統括する担当者を決め、申請前に必要となる**図書への記載漏れがないか精査する。**

解説・具体例

■機器配置図(兼 平面図)

※ 非住宅・住宅 に共通するが、非住宅 を例に記載。

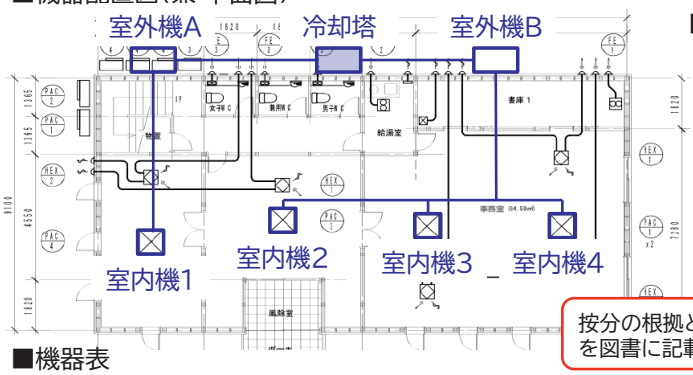

■WEBプログラム入力シート(標準入力法)

熱源機名称	台数	冷却塔仕様 定格冷却能力[kW/台]	冷却塔ファン消費電力[kW/台]	冷却水ポンプ消費電力[kW/台]
室外機A	1	1240	7.4	5.5
室外機B	1	620	7.4	5.5

按分

室外機A: $1860 \times \frac{700}{700+350} = 1240$

室外機B: $1860 \times \frac{350}{700+350} = 620$

按分の根拠となる計算式を図書に記載する

性能値の根拠となるJIS等の規格を明示する

■機器表

熱源機名称	熱源機種	台数	定格冷却能力	主機定格消費エネルギー[kW/台]	補機定格消費エネルギー[kW/台]	一次ポンプ定格消費電力[kW/台]	冷却塔仕様 定格冷却能力[kW/台]	冷却塔ファン消費電力[kW/台]	冷却水ポンプ消費電力[kW/台]	備考
室外機A	吸収式冷凍機	1	700	640	6.6	7.5				性能値はJIS B 8622による
室外機B	吸収式冷凍機	1	350	320	6.6	7.5				性能値はJIS B 8622による
冷却塔	冷却塔	1					1860	7.4	5.5	

60

2-5.省エネ適判申請図書作成上のポイント

非住宅 住宅 国土交通省

設計・計算方針の適否・相違

よくあるミスの内容

- 一つの設備機器を複数室（又は用途）で共有している場合、適切な按分計算がなされていない。
- 一つの空調、給湯、太陽光発電設備で配管・配線が計算対象室と計算対象外室に分かれる場合、按分計算がなされていない。

対応策の概要

- ✓ 設備機器を複数室（又は用途）で使用する場合の正しい入力ルールを理解する。
- ✓ 住宅（共同住宅等）において、太陽光発電設備を設置し、各住戸に供給する場合には、適切に按分する。

解説・具体例

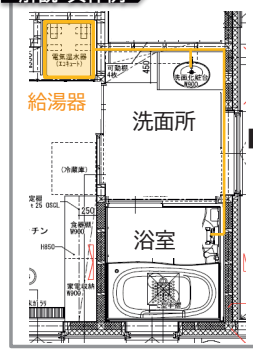

1つの給湯熱源機器が複数の給湯用途に対して使用される場合、各用途の給湯負荷等に応じて、台数を按分して入力。図では1台のガス給湯器が給湯用途「浴室」の浴室シャワー水栓と、給湯用途「洗面・手洗い」の混合水栓に対して使用され、台数按分が必要。

住宅・非住宅 に共通するが、非住宅 を例に記載。

■機器表

機器番号	給湯用途	給湯系統	給湯量 (L/h)	器具個数	給湯量 計 (L/h)	比率（台数按分）
GH-1	浴室	浴室	300	1	300	0.88
	洗面・手洗い	洗面室	40	1	40	0.12
				計	340	1.00

■WEBプログラム入力シート（モデル建物法）

	① 給湯系統名称（入力）	② 給湯用途（選択）	③ 熱源名称（入力）	④ 台数（入力）
×	浴室・洗面室系統	浴室	GH-1	1
○	浴室・洗面室系統	浴室	GH-1	0.88
		洗面・手洗い	GH-1	0.12

よくあるミスの内容

- 店舗等併用住宅で外皮計算、一次エネ消費量の計算が、住宅部分と非住宅部分で分けて検討されていない。

対応策の概要

- ✓ 複合建築物の場合の正しい計算ルールを理解する。（本テキストP107参照）
- ✓ 住宅部分と非住宅部分はそれぞれで計算を行う。

61

2-5.省エネ適判申請図書作成上のポイント

非住宅 住宅 国土交通省

添付図書の添付漏れ

よくあるミスの内容

- 仕上表や建具表、機器表等の必要書類の添付漏れ。
- 断熱仕様、設備機器の性能値の根拠となる機器カタログ等の資料未提出。

対応策の概要

- ✓ 意匠図と設備図・省エネ計算書の作成者が異なることが多くあるため、申請手続きを統括する担当者を決め、申請前に必要となる図書や資料の添付漏れがないか精査する。

解説・具体例

非住宅 の例（空調設備の熱源機）

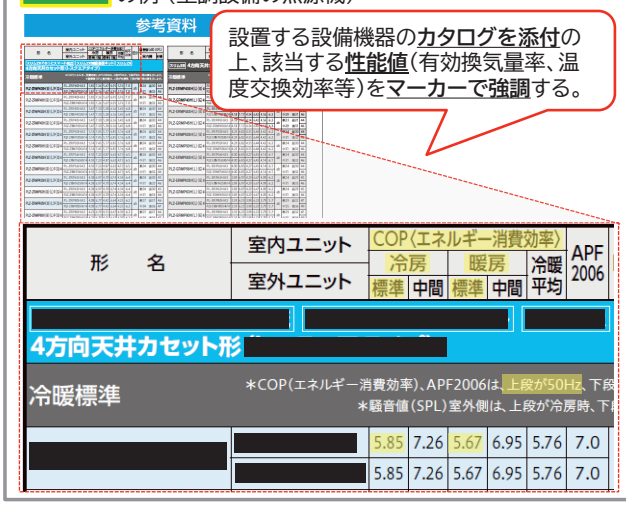

住宅 の例（全熱交換気設備）

62

3. 省エネ計算実践編　概要解説

目次

3-1．省エネ基準の概要と規制水準
3-2．非住宅の計算方法
3-3．住宅の計算方法

63

3-1. 省エネ基準の概要と規制水準

64

3-1. 省エネ基準の概要と規制水準

非住宅 住宅 国土交通省

省エネルギー基準とは

Point

- 省エネ基準適合に当たっては、住宅の場合は外皮性能基準と一次エネルギー消費量基準、非住宅の場合は一次エネルギー消費量基準に、それぞれに適合する必要があります。

省エネ基準について

省エネ基準は、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号）」（基準省令）により規定されています。

住宅：外皮性能基準＋一次エネルギー消費量基準　非住宅：一次エネルギー消費量基準

外皮性能基準 住宅

外皮（外壁、窓等）の表面積当たりの熱の損失量（外皮平均熱貫流率等）が基準値以下となること。

※「外皮平均熱貫流率」＝外皮総熱損失量／外皮総面積

<外皮を通した熱損失のイメージ>

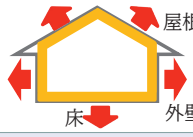

一次エネルギー消費量基準 住宅 非住宅

右記の設備機器等における一次エネルギー消費量（太陽光発電設備等による創エネ量（自家利用分）は控除）が基準値以下となること。

<一次エネルギー消費量の算定対象となる設備機器等>

空気調和設備（暖冷房設備）　換気設備
照明設備　給湯設備　昇降機（非住宅のみ）

(参考)省エネ性能向上のための取組例

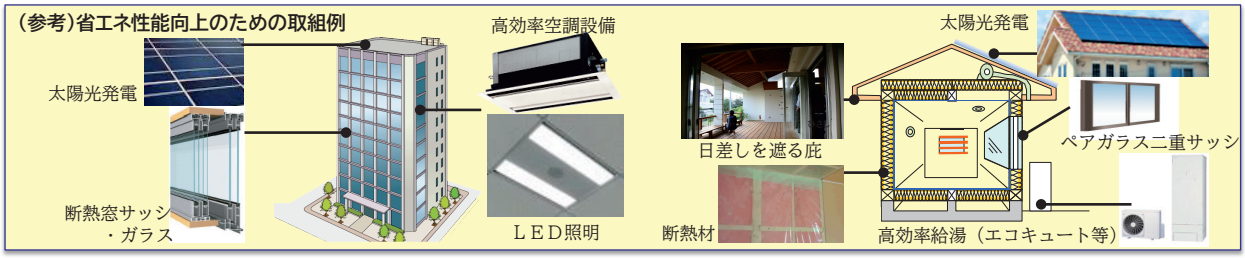

3-1. 省エネ基準の概要と規制水準

非住宅 住宅 国土交通省

住宅の外皮性能基準（U_A値、η_{AC}値）

Point

- 住宅の外皮性能は、U_A値（ユー・エー値）とη_{AC}値（イータ・エーシー値）により構成され、いずれも、地域区分別に規定されている基準値以下となることが必要です。
- 外皮性能は、(一社)住宅性能評価・表示協会のHPで公開されている計算シートで算出できます。

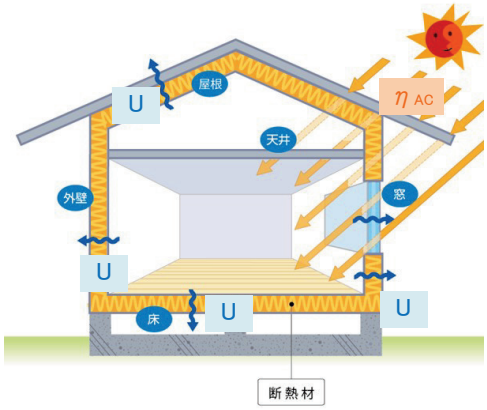

外皮平均熱貫流率（U_A）

- ✓ **室内と外気の熱の出入りのしやすさの指標**
- ✓ 建物内外温度差を１度としたときに、建物内部から外界へ逃げる単位時間当たりの熱量※を、外皮面積で除したもの　※換気による熱損失は除く
- ✓ **値が小さいほど熱が出入りしにくく、断熱性能が高い**

$$U_A\ (\mathrm{W/m^2 \cdot K}) = \frac{\text{単位温度差当たりの外皮総熱損失量}}{\text{外皮総面積}}$$

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率の基準値：U_A [W/(m²·K)]	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—

冷房期の平均日射熱取得率（η_{AC}）

- ✓ **太陽日射の室内への入りやすさの指標**
- ✓ 単位日射強度当たりの日射により建物内部で取得する熱量を冷房期間で平均し、外皮面積で除したもの
- ✓ **値が小さいほど**日射が入りにくく、**遮蔽性能が高い**

$$\eta_{AC} = \frac{\text{単位日射強度当たりの総日射熱取得量}}{\text{外皮総面積}} \times 100$$

地域区分	1～4	5	6	7	8
冷房期の平均日射熱取得率の基準値：η_{AC} [−]	—	3.0	2.8	2.7	6.7

(参考)地域区分について

- 省エネルギー基準は、各地域の外気温傾向や使用されている設備機器等の実態を踏まえ、８の地域区分毎に基準値を設定。
- 地域区分は、原則として市町村単位で設定。

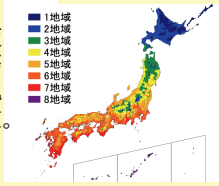

3-1. 省エネ基準の概要と規制水準

非住宅 住宅 国土交通省

一次エネルギー消費性能の基準（BEI値）

Point

- 建築物の**一次エネルギー消費性能はBEI値**(ビーイーアイ値)により判定され**1.0以下**となることが必要です。
- 算出に当たっては、**建築研究所のHP**で公開されている**Webプログラム**を活用してください。

一次エネルギー消費性能（BEI値）

BEIの算定方法等は基準省令において規定されています。

BEI: 実際に建てる建築物の設計一次エネルギー消費量を、地域や建物用途、室使用条件などにより定められている基準一次エネルギー消費量で除した値

$$BEI = \frac{\text{設計一次エネルギー消費量}^{注}}{\text{基準一次エネルギー消費量}^{注}} \leqq 1.0^{※}$$

注：事務機器等／家電等エネルギー消費量（通称：「その他一次エネルギー消費量」）は除く

※ 大規模非住宅建築物は2024年4月に以下に基準を引上げ済
中規模非住宅建築物は2026年4月に以下に基準を引上げ予定

工場等： BEI ≦ 0.75
事務所等、学校等、ホテル等、百貨店等: BEI≦0.80
病院等、飲食店等、集会所等: BEI≦0.85

基準一次エネルギー消費量
標準的な仕様を採用した場合のエネルギー消費量

- 空調／暖冷房エネルギー消費量
- ＋ 換気エネルギー消費量
- ＋ 照明エネルギー消費量
- ＋ 給湯エネルギー消費量
- ＋ 昇降機エネルギー消費量（非住宅のみ）
- ＋ 事務機器等／家電等エネルギー消費量
- ＝ 基準一次エネルギー消費量

設計一次エネルギー消費量
省エネ手法（省エネ建材・設備等の採用）を考慮したエネルギー消費量

- 空調／暖冷房エネルギー消費量
- ＋ 換気エネルギー消費量
- ＋ 照明エネルギー消費量
- ＋ 給湯エネルギー消費量
- ＋ 昇降機エネルギー消費量（非住宅のみ）
- ＋ 事務機器等／家電等エネルギー消費量
- － エネルギー利用効率化設備※1によるエネルギー削減量※2
- ＝ 設計一次エネルギー消費量

※1 太陽光発電設備の設置、コージェネレーション設備の設置 等
※2 自家消費分に限る

3-1. 省エネ基準の概要と規制水準

非住宅 住宅 国土交通省

省エネ基準（義務基準）・誘導基準の水準

Point

住宅、非住宅とも、**一次エネルギー消費量基準**は、**設計**一次エネルギー消費量を**基準**一次エネルギー消費量**で除した**BEI値（ビーイーアイ値、Building Energy Index）という指標で**評価**します。

- **住宅**の省エネ基準（義務基準）のうち、**一次エネルギー消費量基準**は**1.0**、**外皮性能基準**は全国を8つに分けた**地域に応じて異なる基準値**を設定しています。
- **非住宅**の省エネ基準（義務基準）は、**大規模（2,000㎡以上）では用途に応じた異なる基準値（0.75～0.85）**、**それ以下**の規模では**1.0**と設定しています。中規模についても2026年4月から同様の水準へ引き上げ予定です。

【非住宅】	省エネ基準（義務基準）	誘導基準
一次エネ基準 BEI	1.0 or 0.75/0.80/0.85※1	0.6・0.7（用途に応じて設定）
外皮性能基準 PAL*	－	適用（1～8地域、用途等に応じて異なる設定）

【住宅】	省エネ基準（義務基準）	誘導基準
一次エネ基準 BEI	1.0	0.8
外皮性能基準 U_A、η_{AC}	適用（1～8地域に応じて異なる設定）	

省エネ基準に係る注意事項

※1：大規模非住宅（2,000㎡以上）について、2024年4月から省エネ基準が引き上げられました。
※2：複数の用途からなる一棟の大規模非住宅で、各用途の一次エネ基準BEIが異なる場合には、構成用途のエネルギー消費量で按分計算した全体BEIの基準を満たす必要があります。

【改正後】

用途	一次エネルギー消費量基準（BEI）
工場等	0.75
事務所等・学校等・ホテル等・百貨店等	0.8
病院等・飲食店等・集会所等	0.85

3-1. 省エネ基準の概要と規制水準

非住宅 住宅 国土交通省

省エネ計算法ごとの適用可能規模

Point

- 非住宅、住宅の各省エネ計算法の利用にあたっては、(国研)建築研究所と(一社)住宅性能表示・評価協会のホームページでプログラムや専用の入力シートなどをご確認ください。
- 非住宅では**小規模版モデル建物法を廃止**して、省エネ適判に対応した**モデル建物法(小規模版)に改編**し、住宅では**簡易計算**、**モデル住宅法**及び共同住宅で利用できる**フロア入力法**を、2025年からの省エネ基準適合義務化に伴い**廃止**します。(義務化までの間、説明義務制度に引き続き利用できます。)

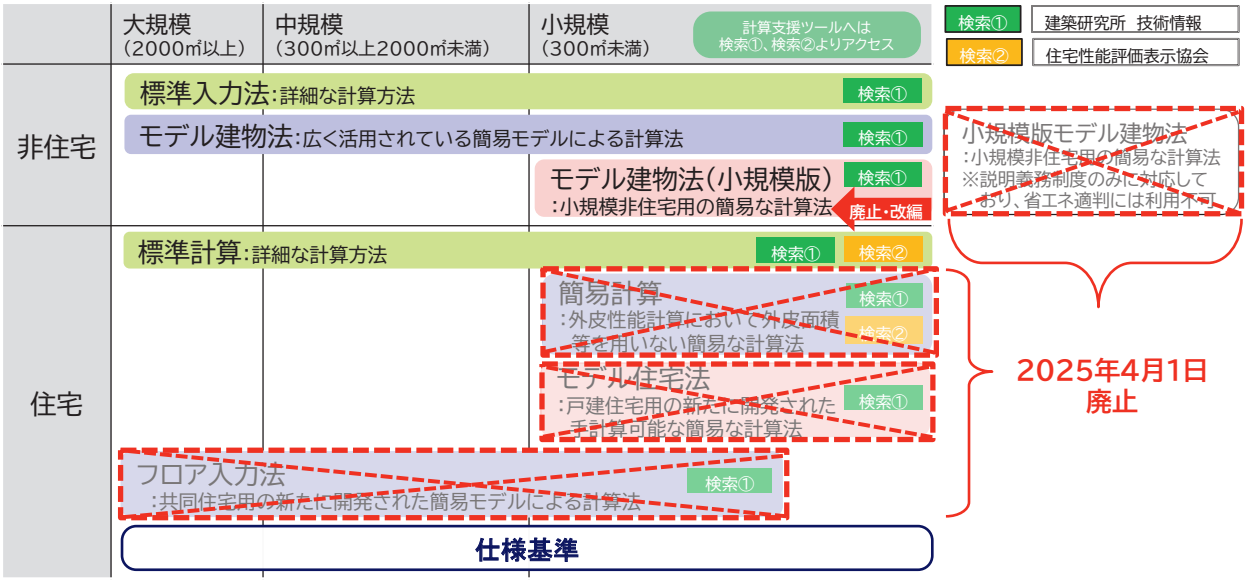

3-1. 省エネ基準の概要と規制水準

非住宅 住宅 国土交通省

省エネ計算法に関する計算支援ツール等へのアクセス

Point

- 住宅・非住宅の**Webプログラム及び専用の入力シート**や各種の技術資料は(国研)**建築研究所の技術情報ホームページ**、住宅の外皮計算に用いる**計算シート**は**(一社)住宅性能評価・表示協会ホームページ**からそれぞれ入手可能です。

(国研)建築研究所HPよりWebプログラム等にアクセス

検索① 建築研究所 技術情報

■https://www.kenken.go.jp/becc/

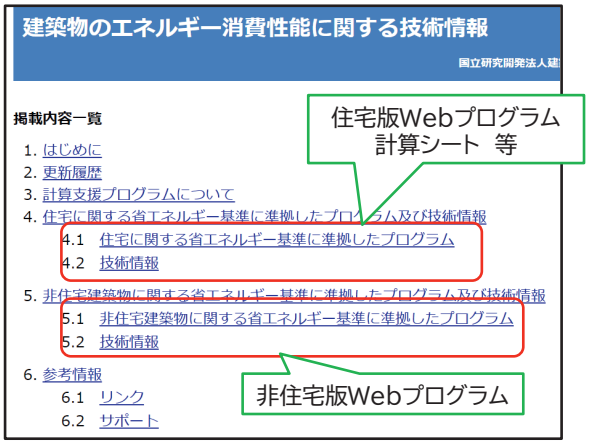

(一社)住宅性能評価・表示協会HPより計算シートにアクセス

検索② 住宅性能評価表示協会

■https://www.hyoukakyoukai.or.jp/

3-2.非住宅の計算方法

71

3-2.非住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

省エネ基準に基づく評価方法の概要（非住宅）

Point

- 非住宅の省エネ性能の評価方法は、入力作業の手間に応じて①標準入力法、②モデル建物法（通常版）、③モデル建物法（小規模版）の3種類が用意されています。
- 小規模非住宅（300㎡未満）の省エネ基準適合義務化に伴い、小規模版モデル建物法を廃止・改編し、モデル建物法（小規模版）として省エネ適判に利用できるようになります。
- 非住宅建築物の省エネ性能評価では、どの評価方法でも省エネ適判が必要となります。

評価方法		標準入力法	モデル建物法（通常版）	モデル建物法（小規模版）※2024年8月にβ版を公開	小規模版モデル建物法 ※説明義務制度対応用
特徴		建物の全ての情報を室毎に詳細に入力して計算する精緻な評価方法	建物の用途毎に設定するモデル建物を用いて計算する簡易な評価方法	モデル建物の入力項目を一部削減して計算する簡易な評価方法	モデル建物の入力項目を大幅に削減して計算する簡易な評価方法
計算ツール		Webプログラム（非住宅版）室毎に入力	Webプログラム（非住宅版）建物用途毎に入力	Webプログラム（非住宅版）建物用途毎に入力	Webプログラム（非住宅版）建物用途毎に入力
外皮性能	外皮面積	各部位を計算する	各部位を計算する	計算しない（床面積に基づき自動計算）	計算しない（床面積に基づき自動計算）
外皮性能	部位毎の外皮性能	各部材の熱伝導率等より部位の外皮性能を計算	各部材の熱伝導率等より部位の外皮性能を計算	各部位の主な断熱材と開口部の仕様を選択	各部位の主な断熱材と開口部の仕様を選択
外皮性能	計算結果	BPI（PAL*）	BPIm（PAL*）	—	—
一次エネ性能	設備毎の性能・仕様	設置するすべての設備の性能・仕様等を入力	設置するすべての設備の性能・仕様等を入力	設置する主な設備の種類・仕様を選択	設置する主な設備の種類・仕様を選択
一次エネ性能	計算結果	BEI	BEIm	BEIs	BEIs
留意点		—	—	・300㎡未満に限る ・性能向上計画認定、BELS等には活用不可	・300㎡未満に限る ・省エネ適判、性能向上計画認定、BELS等には活用不可

2025年4月廃止予定

精緻／作業量多 ⟷ おおまか／作業量少

72

3-2.非住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

非住宅の省エネ性能計算方法の概要

Point

- 非住宅の計算方法である①**標準入力法**、②**モデル建物法(通常版)**、③**モデル建物法(小規模版)**はいずれも、専用の**入力シート(Microsoft Excel)に必要情報を入力**して**Webプログラム※のページにアップロード**することで**計算結果が自動的に出力**されます。 ※(国研) 建築研究所が保有
- 入力にあたっては、**「入力責任者」は建築士資格保有者**とすることが望ましいです。

標準入力法

評価対象建築物

建築物内の**全ての室**において、**床面積等の室仕様**及び**設備機器等の性能値**を入力

→ エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版)(標準入力法) → **BEI** (標準入力法による設計値 / 標準入力法による基準値)

標準入力法は、精緻に省エネ性能を評価することが可能である一方、入力項目が多く、省エネ適判での活用は限定的。
(BELSによる省エネ性能表示取得時に広く活用される傾向。)

モデル建物法(通常版)(小規模版)

対応する建物用途を選択の上、建物仕様を入力してモデルを構築

- ○事務所モデル
- ○ビジネスホテルモデル
- ○総合病院モデル
- ○福祉施設モデル
- ○学校モデル
- ○幼稚園モデル
- ○大規模物販モデル
- ○小規模物販モデル
- ○飲食店モデル
- ○集会所モデル
- ○工場モデル 等

用途別のモデルを選択して、建物仕様及び設備機器等の性能値を入力

→ モデル建物法入力支援ツール(通常版)(小規模版) → **BEI_m・BEI_s** (モデル建物法による設計値 / モデル建物法による基準値)

モデル建物法は入力項目が少なく、簡易に省エネ基準適合が確認できるため、広く省エネ適判に活用されている。

モデル建物法(通常版)

入力情報(例)
- 【外壁】(全ての断熱材が対象)
  - ・熱貫流率
  - ・方位 ・面積
- 【空調熱源】(全ての空調熱源が対象)
  - ・熱源機種 ・台数
  - ・定格能力、定格消費電力
  - ・定格燃料消費量

→ Webプログラム → **BEIm** (設計値 / 基準値)

モデル建物法(小規模版)

入力情報(例)
- 【外壁】(外壁・屋根など)
  - ・主たる熱貫流率
- 【空調熱源】
  - ・主たる熱源機種

→ Webプログラム → **BEIs** (設計値 / 基準値)

3-2.非住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

モデル建物(通常版)における用途モデル別の入力対象設備

Point

- モデル建物法では、**建物用途に応じた用途別のモデルを選択**し、設置する設備種別に応じた**性能・仕様**等を入力。
- **一部**の入力**項目**は**代表的な室や設備のみ**について入力するため、標準入力法に比べて**入力負担が軽減**。

例1) **事務所モデル**の入力対象設備等
- ・外皮 外気に接する部位
  (外気に接する床、地盤に接する外壁を除く)
- ・空調設備 全ての設備
- ・換気設備 機械室、便所、厨房、駐車場
- ・照明設備 事務室
- ・給湯設備 洗面手洗い、浴室、厨房
- ・昇降機設備 全て
- ・太陽光発電設備 全て(売電用除く)
- ・コージェネレーション設備 代表建築物用途のみ

例2) **工場モデル**の入力対象設備等
- ・空調設備 対象外
- ・換気設備 対象外
- ・照明設備 倉庫、屋外駐車場又は駐輪場
- ・給湯設備 対象外
- ・昇降機設備 全て
- ・太陽光発電設備 全て(売電用除く)
- ・コージェネレーション設備 対象外

モデル建物の選択肢	外皮	空調	換気	照明			給湯	昇降機	太陽光	コージェネ
事務所	外気に接する部位 ただし地盤に接する外壁等は対象外	全て	機械室・便所・厨房・駐車場	事務室	—	—	洗面手洗い・浴室・厨房	全て	全て ただし売電のために設置される太陽光発電設備は除く	代表建築物用途のみ入力
ビジネスホテル				客室	ロビー	レストラン				
シティホテル				客室	ロビー	宴会場				
総合病院				病室	診察室	待合室				
クリニック				診察室	待合室	—				
福祉施設				個室	診察室	ロビー				
大規模物販				売場	—	—				
小規模物販				売場	—	—				
学校				教室	事務室・職員室	ロビー				
幼稚園				教室	事務室・職員室	ロビー				
大学				教室	事務室・研究室	ロビー				
講堂				アリーナ	ロビー	—				
飲食店				客席	—	—				
集会所(アスレチック場)				運動室	ロビー	—				
集会所(体育館)				アリーナ	ロビー	—				
集会所(公衆浴場)				浴室	ロビー	—				
集会所(映画館)				客席	ロビー	—	洗面手洗い・厨房			
集会所(図書館)				図書室	ロビー	—				
集会所(博物館)				展示室	ロビー	—				
集会所(劇場)				客席	ロビー	—				
集会所(カラオケボックス)				ボックス	—	—				
集会所(ボーリング場)				ホール	—	—				
集会所(ばちんこ屋)				ホール	—	—				
集会所(競馬場又は競輪場)				客席	ロビー	—				
集会所(社寺)				本殿	ロビー	—				
工場				倉庫	屋外駐車場又は駐輪場	—				

3-2.非住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

モデル建物法(小規模版)の入力項目:(通常版)との比較

Point

- モデル建物法(小規模版)は、**モデル建物法(通常版)をベース**にしながら、入力項目を減らして**一定の規定値で評価**する簡易な評価方法で、**入力手間の削減**を図っています。(約130項目から約100項目に削減。)
- モデル建物法(小規模版)は、**300㎡未満**の非住宅部分**のみに適用可能**であることに注意してください。

○モデル建物法(通常版)

基本情報
- ・建物名称　・建築物所在地
- ・省エネルギー基準地域区分
- ・年間日射地域区分　・延べ面積
- ・建築基準法施行規則別記様式に定める用途
- ・適用するモデル建物の種類
- ・計算対象部分の床面積、空調対象床面積、階数
  階高合計、外周長さ、非空調コア部

外皮仕様
- 【開口部】
  - ・建具仕様名称　・窓面積
  - ・窓仕様の入力方法　・建具・ガラスの仕様
  - ・熱貫流率　・日射熱取得率
- 【断熱材】
  - ・断熱仕様名称　・部位種別　・断熱材種類
  - ・熱伝導率　・厚み　・熱貫流率
- 【外皮】
  - ・外皮名称　・方位　・外皮面積
  - ・断熱仕様名称　・建具仕様名称
  - ・建具等の個数　・ブラインドの有無
  - ・日除け効果係数(冷房・暖房)

空調設備
- 【熱源】
  - ・熱源機器名称　・熱源機種(冷房・暖房)
  - ・台数　・一台当たりの定格能力(冷房・暖房)
  - ・一台当たりの定格消費電力(冷房・暖房)
  - ・一台当たりの定格燃料消費量(冷房・暖房)
- 【外気処理】
  - ・送風機名称　・台数
  - ・設計給気風量　・設計排気風量
  - ・全熱交換器の全熱交換効率(冷房・暖房)
  - ・全熱交換器の自動換気切替機能の有無
  - ・予熱外気取入れ停止の有無
- 【空調二次ポンプ】
  - ・二次ポンプ名称　・台数
  - ・1台当たりの設計流量　・変流量制御の有無
  - ・変流量時最小流量比の入力有無、最小流量比
- 【空調送風機】
  - ・空調送風機名称　・台数
  - ・1台当たりの設計風量　・変風量制御の有無
  - ・変風量時最小流量比の入力有無、最小流量比

換気設備
- ・室名称　・室用途　・床面積　・換気方式
- ・機器名称　・台数　・一台当たりの総風量
- ・一台当たりの電動機出力　・高効率電動機の有無
- ・インバーター制御の有無　・送風量制御の有無

照明設備
- ・室名称　・室用途　・床面積　・室の高さ
- ・照明器具の名称　・消費電力　・台数
- ・在室検知制御の有無　・明るさ検知制御の有無
- ・タイムスケジュール制御の有無
- ・初期照度補正機能の有無

給湯設備
- ・給湯系統名称　・給湯用途
- ・熱源名称　・台数
- ・定格加熱能力　・定格消費電力
- ・定格燃料消費量　・配管保温仕様の種類
- ・節湯器具仕様の種類

昇降機設備
- ・昇降機の名称　・速度制御方式

太陽光発電設備
- ・システム名称　・太陽電池の種類
- ・アレイの設置方式　・アレイのシステム容量
- ・パネルの設置方位角　・パネルの設置傾斜角

コージェネレーション設備
- ・設備名称　・定格発電出力　・台数
- ・発電効率　・廃熱効率　・廃熱利用先

○モデル建物法(小規模版)

基本情報
- ・建物名称　・建築物所在地
- ・省エネルギー基準地域区分
- ・年間日射地域区分　・延べ面積
- ・建築基準法施行規則別記様式に定める用途
- ・適用するモデル建物の種類
- ・計算対象部分の床面積、空調対象床面積　階数
  階高合計、外周長さ、非空調コア部

外皮仕様
- 【開口部】
  - ・建具仕様名称　・窓仕様の入力方法
  - ・窓面積　・建具・ガラスの仕様
  - ・熱貫流率　・日射熱取得率
- 【断熱材】
  - ・断熱仕様名称　・部位種別　・断熱材種類
  - ・熱伝導率　・厚み　・熱貫流率
- 【外皮】
  - ・外皮名称　・方位　・外皮面積
  - ・断熱仕様名称　・建具仕様名称
  - ・建具等の個数　・ブラインドの有無
  - ・日除け効果係数(冷房・暖房)　・庇の有無

空調設備
- 【熱源】
  - ・熱源機器名称　・熱源機種(冷房・暖房)
  - ・設備の特性値等の入力の有無(冷房・暖房)
  - ・台数　・一台当たりの定格能力(冷房・暖房)
  - ・一台当たりの定格消費電力(冷房・暖房)
  - ・一台当たりの定格燃料消費量(冷房・暖房)
- 【外気処理】
  - ・送風機名称　・台数
  - ・設計給気風量　・設計排気風量
  - ・全熱交換器の全熱交換効率(冷房・暖房)
  - ・全熱交換器の自動換気切替機能の有無
  - ・予熱外気取入れ停止の有無
- 【空調二次ポンプ】
  - ・二次ポンプ名称　・台数
  - ・1台当たりの設計流量　・変流量制御の有無
  - ・変流量時最小流量比の入力有無、最小流量比
- 【空調送風機】
  - ・空調送風機名称　・台数
  - ・1台当たりの設計風量　・変風量制御の有無
  - ・変風量時最小流量比の入力有無、最小流量比

換気設備
- ・室名称　・室用途　・床面積　・換気方式
- ・換気送風機の仕様の指定方法
- ・機器名称　・台数　・一台当たりの総風量
- ・一台当たりの電動機出力　・高効率電動機の有無
- ・インバーター制御の有無　・送風量制御の有無

照明設備
- ・室名称　・室用途　・床面積　・室の高さ
- ・照明器具の仕様の指定方法
- ・照明器具の名称　・消費電力　・台数
- ・在室検知制御の有無　・明るさ検知制御の有無
- ・タイムスケジュール制御の有無
- ・初期照度補正機能の有無

給湯設備
- ・給湯系統名称　・給湯用途
- ・熱源名称　・台数
- ・定格加熱能力　・定格消費電力
- ・定格燃料消費量　・配管保温仕様の種類
- ・節湯器具仕様の種類

昇降機
- ・昇降機の名称　・速度制御方式

太陽光発電
- ・システム名称　・太陽電池の種類
- ・アレイの設置方式　・アレイのシステム容量
- ・パネルの設置方位角　・パネルの設置傾斜角

コージェネレーション設備
- ・設備名称　・定格発電出力　・台数
- ・発電効率　・廃熱効率　・廃熱利用先

3-2.非住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

モデル建物(小規模版)における用途モデル別の入力対象設備

Point

- モデル建物法(小規模版)では、モデル建物法(**通常版)をベース**※に、外皮仕様や機械換気設備・給湯設備の設置室などの**一部の入力対象を更に限定**しており、**入力負担の軽減を図っています。**

※用途別の入力モデルを選択する等は共通

例1) 事務所モデルの入力対象設備等
- ・外皮　外気に接する主要な部位
  (外気に接する床、地盤に接する外壁を除く)
- ・空調設備　全ての設備
- ・換気設備　~~機械室、便所、厨房、駐車場~~
- ・照明設備　事務室
- ・給湯設備　洗面・手洗い~~、浴室、厨房~~
- ・昇降機設備　対象外
- ・太陽光発電設備　全て(売電用除く)
- ・コージェネレーション設備　対象外

例2) 工場モデルの入力対象設備等
- ・外皮　対象外
- ・空調設備　対象外
- ・換気設備　対象外
- ・照明設備　倉庫、屋外駐車場又は駐輪場
- ・給湯設備　対象外
- ・昇降機設備　対象外
- ・太陽光発電設備　全て(売電用除く)
- ・コージェネレーション設備　対象外

「適用するモデル建物」の選択肢		外皮	空気調和設備	機械換気における主たる使用用途	照明設備における主たる室用途	給湯設備における主たる使用用途	昇降機設備	太陽光発電設備	コージェネ
大分類	小分類								
事務所	事務所	外気に接する主要な外壁・屋根・窓 ※外気に接する床・地盤に接する外壁等は対象外	すべて	便所	事務室	洗面・手洗い	対象外	すべて ※売電のために設置される太陽光発電設備は除く	対象外
ホテル	ビジネスホテル				客室	厨房			
	シティホテル								
病院等	総合病院				病室				
	クリニック				診察室	洗面・手洗い			
	福祉施設			便所・厨房	個室	厨房			
百貨店等	大規模物販			便所	売場	洗面・手洗い			
	小規模物販								
学校等	学校				教室				
	幼稚園								
	大学								
	講堂				アリーナ				
飲食店	飲食店			便所・厨房	客席	厨房			
集会所	アスレチック場			便所	運動場	洗面・手洗い			
	体育館				アリーナ				
	公衆浴場				浴室	浴室			
	映画館				客席	洗面・手洗い			
	図書館				図書室				
	博物館				展示室				
	劇場				客席				
	カラオケボックス				ボックス				
	ボーリング場				ホール				
	ぱちんこ屋								
	競馬場				客席				
	競輪場								
	社寺				本殿				
工場	倉庫	対象外	対象外	対象外	倉庫	対象外			
	屋外駐車場又は駐輪場				屋外駐車場又は駐輪場				

3-2.非住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

外皮の断熱仕様の入力例－1：標準入力法

Point

➢ **外皮の性能値**は、対象建築物の**仕上表等から必要な情報を入手**し、専用の入力シートに入力してください。

※専用の入力シートは建築研究所「非住宅建築物に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム」HPから入手できます。

① 対象部位の外部仕上表から必要な情報を入手

設計図書

項目	仕上げ
外壁	屋外側：コンクリート打ち放しの上、せっこうボード（非密閉中空層付）下地、ロックウール化粧吸音板 屋内側：コンクリート壁t=150mmの上、セメント･モルタルt=15mm、アスファルト類t=5、セメント･モルタルt=15mm、押出法ポリスチレンフォーム 保温版1種 t=50mm コンクリートt=60mm
屋根	コンクリート打ち放しの上、アスファルト防水 t=10mm 押出法ポリスチレンフォーム保温板1種 t=50mm 押えコンクリート t=90mm

部位種別と断熱材種類、厚みを確認

仕上表のほか
平面詳細図
断面図
矩計図
⋮

外壁、屋根を構成する建材（仕上材･下地材･断熱材など）について、屋内側から屋外側まですべての構成材の仕様（性能値･厚みなど）を確認する

② 技術情報掲載の専用の入力シート（Excel）に情報を転記（全入力シートに入力後Webプログラム上でアップロード）

入力シート　標準入力法

様式2-3.（空調）外壁構成

① 外壁名称	② 壁の種類 （選択）	③ 熱貫流率 [W/m²K]	④ 建材番号 （選択）	⑤ 建材名称 （選択）	⑥ 熱伝導率 [W/mK]	⑦ 厚み [mm]	⑧ 日射吸収率 [-]	⑨ 備考
R1	外壁			室内側				
			70	ロックウール化粧吸音板				
			62	せっこうボード		10		
			302	非密閉中空層		0.0		
			41	コンクリート		150		
			47	セメント･モルタル		15		
			103	アスファルト類		5		
			47	セメント･モルタル		15		
			181	押出法ポリスチレンフォーム 保温板 1種		50		
			41	コンクリート		60		
				室外側				

外壁、屋根などの部位ごとに外皮を構成しているものをすべて入力する

設計図書から読み取った断熱材種類を選択

構成材毎の熱伝導率、厚みを入力する

3-2.非住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

外皮の断熱仕様の入力例－2：モデル建物法（通常版・小規模版）

① 対象部位の外部仕上表から必要な情報を入手

設計図書

項目	仕上げ	備考
外壁	コンクリート打ち放しの上、吹付タイル仕上 吹付硬質ウレタンフォーム A種1号 t=25mm	※PSは断熱なし
屋根	コンクリート打ち放しの上、アスファルト防水 t=10mm 押出法ポリスチレンフォーム保温板1種 t=50mm 押えコンクリート t=90mm	※EV、階段室の塔屋下の断熱はなし

部位種別と断熱材種類、厚みを確認

② 技術情報掲載の専用の入力シート（Excel）に情報を転記（全入力シートに入力後Webプログラム上でアップロード）

入力シート

モデル建物法（通常版）

様式B-2　断熱仕様

① 断熱仕様名称 （入力）	② 部位種別 （選択）	③ 断熱材種類 （大分類） （選択）	断熱材種類 （小分類） （選択）	⑤ 熱伝導率 [W/(m･K)] （入力）	⑥ 厚み [mm] （入力）	熱貫流率 [W/(m²･K)] （入力）
				⑤&⑥入力　又は　⑦入力		
W1	外壁	吹付け硬質ウレタンフォーム	吹付け硬質ウレタンフォームA種1		25	
R1	屋根	押出法ポリスチレンフォーム断熱材	押出法ポリスチレンフォーム1種		50	

設計図書から読み取った部位種別と断熱材種類を入力

設計図書から読み取った断熱材の厚みを入力

モデル建物法（小規模版）

様式SB-2　断熱仕様

① 外皮の種類 （選択）	② 断熱仕様名称 （入力）	断熱仕様の入力方法 （選択）	断熱材種類 （大分類） （選択）	⑤ 断熱材種類 （小分類） （選択）	⑥ 熱伝導率 [W/(m･K)] （入力）	厚み [mm] （入力）	⑧ 熱貫流率 [W/(m2･K)] （入力）
				又は ④&⑤&⑦入力 又は ⑥&⑦入力 又は ⑧入力			
屋根	断熱材 1	断熱材の種類（大分類のみ）と厚みを入力する	グラスウール断熱材通常品			25	
外壁	断熱材 2	断熱材の種類と厚みを入力する	押出法ポリスチレンフォーム断熱材	押出法ポリスチレンフォーム1種		25	

設計図書から読み取った部位種別と断熱材種類を入力

設計図書から読み取った断熱材の厚みを入力

計算対象建物を構成するすべての外壁、屋根のうち、面積が最大となる外壁、屋根の仕様を代表して入力する（最大を判断するにあたっての面積に窓の面積は含めない）

3-2.非住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

設備の入力例－1：標準入力法

Point

- **設備の性能値**は、対象建築物の**機器表等から必要な情報を入手**し、専用の入力シートに入力してください。
- 入力が必要な設備は**空気調和設備、換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機設備**等です。

①対象機器の機器表や仕様書等の入手（評価協会ポータルサイトで登録機器等の性能値を確認することも可能）

設計図書

空気調和設備　**機器表記載例**（JIS等の規定値前提）

記号（名称）	型式	室外機 定格能力 冷房 [kW]	定格能力 暖房 [kW]	定格消費電力 冷房 [kW]	定格消費電力 暖房 [kW]	定格ガス消費量 冷房 [kW]	定格ガス消費量 暖房 [kW]	台数
PA1	ビル用マルチ室外機 ○○○-○○○○（空冷式パッケージエアコン）	100.0	112.0	38.5	35.8			1
PA11	室内機　天井埋込型4方向吹出型							
PA12	室内機　天井埋込型4方向吹出型							

熱源機の仕様（台数、定格能力など）を確認

設置する各種設備（空調、換気など）について、機器表や各種設備図から仕様を確認

機器表
各種設備図
⋮

② 技術情報掲載の専用の入力シート（Excel）に情報を転記（全入力シートに入力後Webプログラム上でアップロード）

入力シート　標準入力法

様式2-5.（空調）熱源入力

①	②	③	蓄熱システム	⑥	冷熱生成 ⑦ 運転順位	⑧ 台数	⑨ 燃焼容量	⑩ 定格冷却能力	⑪ 主機 定格消費エネルギー	⑫ 補機 定格消費電力	⑬ 一次ポンプ定格消費電力	冷却塔仕様 ⑭ 定格冷却能力	⑮ 冷却塔ファン消費電力	⑯ 冷却水ポンプ消費電力
	（選択）	（選択）	（選択）	[MJ]	（選択）	[台]	[℃]	[kW/台]	[kW/台]	[kW/台]	[kW/			
ARI	無	有	無		吸収式冷凍機（一重二重併用形、都市ガス）	1番目	1	7	703	639	6.6	7.		
					吸収式冷凍機（一重二重併用形、都市ガス）	2番目	1	7	703	639	6.6	7.		
PA-1	無	無	無		パッケージエアコンディショナ（空冷式）	1番目	1		100		38.			
PA-2	無	無	無		パッケージエアコンディショナ（空冷式）	1番目	1		100		38.5			
PA-3	無	無	無		パッケージエアコンディショナ（空冷式）	1番目	1		100		38.5			
PA-4	無	無	無		パッケージエアコンディショナ（空冷式）	1番目	1		100		38.5			

空調対象室に設置する空調機と接続され熱供給を行うすべての熱源機について空調ゾーン入力シートで設定した空調ゾーンにあわせて入力する

熱源機の仕様（台数、定格能力など）を入力
※熱源機の他、空調機や2次ポンプなど空調対象室の室内側・隠ぺい部に設置される設備についても別シートで入力

3-2.非住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

設備の入力例－2：モデル建物法（通常版・小規模版）

①対象機器の機器表や仕様書等の入手（評価協会ポータルサイトで登録機器等の性能値を確認することも可能）

設計図書

空気調和設備　**機器表記載例**（JIS等の規定値前提）

記号（名称）	型式	室外機 定格能力 冷房 [kW]	定格能力 暖房 [kW]	定格消費電力 冷房 [kW]	定格消費電力 暖房 [kW]	定格ガス消費量 冷房 [kW]	定格ガス消費量 暖房 [kW]	台数	室内機 能力 冷房 [kW]	能力 暖房 [kW]	風量				
PA1	ビル用マルチ室外機 ○○○-○○○○（空冷式パッケージエアコン）	100.0	112.0	38.5	35.8			1							屋上
PA11	室内機　天井埋込型4方向吹出型								4.5	5.0	750	0.06	0.06	12	1F事務室
PA12	室内機　天井埋込型4方向吹出型								14	16	1650	0.12	0.12	3	1Fホール
GH1	ビル用マルチ室外機 ○○-○○○○（ガスヒートポンプ）	56.0	63.0	0.77	0.72	46.6	47.9	1							屋上
GH11	室内機　天井埋込型4方向吹出型								4.5	5.0	750	0.06	0.06	12	2F事務室
RA1	ルームエアコン	2.5	2.8	0.70	0.64			2	-	-	822	0.022	0.022	2	屋上（室外機）

熱源機器（室外機）の情報（台数、定格値）を確認
※室内機は確認不要

② 技術情報掲載の専用の入力シート（Excel）に情報を転記（全入力シートに入力後Webプログラム上でアップロード）

入力シート

モデル建物法（通常版）

様式C-1　空調熱源

① 熱源機器名称	② 熱源機種	③ 台数	④ 一台当たりの定格能力 [kW/台] 冷房	暖房	⑤ 一台当たりの定格消費電力 [kW/台] 冷房	暖房	⑥ 一台当たりの定格燃料消費量 [kW/台] 冷房	暖房	⑦ 備考
（入力）	（選択）	[台]（入力）	（入力）	（入力）	（入力）	（入力）	（入力）	（入力）	（20文字
PA1	パッケージエアコンディショナ(空冷式)	1	100.00	112.00	38.50	35.80	0.00	0.00	
GH1	ガスヒートポンプ冷暖房機	1	56.00	63.00	0.77	0.72	46.60	47.90	
RA1	ルームエアコンディショナ	2	2.50	2.80	0.70	0.64	0.00	0.00	

熱源機器（室外機）の情報（台数、定格値）を入力
※室内機は入力不要

モデル建物法（小規模版）

様式SC-1　空調熱源

① 熱源機器名称	② 熱源機種	③ 台数	④ 一台当たりの定格能力 [kW/台] 冷房	暖房	⑤ 定格消費電力・定格燃料消費量の入力の有無	⑥ 一台当たりの定格消費電力 [kW/台] 冷房	暖房	⑦ 一台当たりの定格燃料消費量 [kW/台] 冷房	暖房	⑧ 備考
（入力）	（選択）	[台]（入力）	（入力）	（入力）	（選択）	（入力）	（入力）	（入力）	（入力）	（20文字まで）
熱源1	パッケージエアコンディショナ(空冷式)	2	16.10	18.20	入力する	1.55	1.64			
熱源2	ルームエアコンディショナ	4	5.00	6.00	入力しない（規定値で計算）					

入力の有無で「入力しない（規定値で計算）」を選択すると、以降の定格消費電力、定格燃料消費量の入力は不要

3-2.非住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

標準入力法の計算結果表示①

Point

- 専用の入力シートすべてに外皮、設備の情報を入力し、Webプログラムにアップロードすると、計算結果が自動で出力されます。(PDFデータ 下記参照)
- 設備種別毎及び建物全体の一次エネルギー消費量性能とPAL*について数値及びBEIで表示されます。(外皮の性能指標(PAL*)についても、標準入力法での算定結果としてBPIの形で表示されます。)

Webプログラム(非住宅版) による計算結果①

3．PAL＊・一次エネルギー消費量計算結果

		一次エネルギー消費量 ［GJ/年］（［MJ/延床m²年)］）	
		設計値	基準値
空調設備		8,377.90 （ 809.24 ）	8,804.51 （ 850.45 ）
換気設備		626.74 （ 60.54 ）	695.14 （ 67.14 ）
照明設備		3,413.21 （ 329.69 ）	4,209.25 （ 406.58 ）
給湯設備		251.55 （ 24.30 ）	138.80 （ 13.41 ）
昇降機		170.67 （ 16.49 ）	170.67 （ 16.49 ）
太陽光発電(PV)		-121.56 （ 11.74 ）	
コージェネレーション設備(CGS)		-1,092.38 （ 105.52 ）	
その他		3,677.42 （ 355.21 ）	3,677.42 （ 355.21 ）
合計	PV及びCGSを対象とする場合	15,303.6 （ 1,478.21 ）	17,695.8 （ 1,709.28 ）
	CGSを対象とする場合	15,425.2 （ 1,489.96 ）	

※本計算結果は、当該建築物が建設される地域区分及び設計内容に、一定の運用スケジュールに基づく設備機器の運転条件等を想定し計算されたもので、実際の運用に伴うエネルギー消費量とは異なります。
※BE1計算時の一次エネルギー消費量はその他のエネルギー消費量除きます。建築物エネルギー消費性能誘導基準にはPVによる削減効果を除外して評価します。

4．判定(年間熱負荷係数(PAL*))・BPI

年間熱負荷係数(PAL*) ［MJ/(m²年)］		BPI	判定結果
設計値	基準値		
367	470	0.79	達成

※記載を省略していますが左記の表の前段に建物概要(面積、地域など)が表示されます

設備種別毎及び建物全体の一次エネルギー消費量を設計値と基準値に分けて数値で表示
※太陽光発電設備 及びコージェネレーション設備は基準値の設定なし

外皮の性能指標であるPAL＊も設計値と基準値に分けて数値及びBPIで表示
※PAL＊は誘導基準においてのみ基準値への適合が求められる

3-2.非住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

標準入力法の計算結果表示②

Webプログラム(非住宅版) による計算結果②

5．判定(一次エネルギー消費量)

適用する基準		一次エネルギー消費量 ［GJ/年］（［MJ/(延床m²・年)］）		判定結果
		設計値	基準値	
建築物エネルギー消費性能基準	H28年4月以降	15,303.6 （ 1,478.21 ）	17,695.8 （ 1,709.28 ）	達成
	H28年4月現存		19,097.7 （ 1,844.69 ）	達成
大規模建築物エネルギー消費性能基準	R6年4月以降	15,303.6 （ 1,478.21 ）	14,892.2 （ 1,438.47 ）	非達成
	R6年4月現存		17,695.8 （ 1,709.28 ）	達成
	H28年4月現存		19,097.7 （ 1,844.69 ）	達成
建築物エネルギー消費性能誘導基準	R4年10月以降	15,425.2 （ 1,489.96 ）	12,088.5 （ 1,167.66 ）	--
	R4年10月現存		17,695.8 （ 1,709.28 ）	達成

建物全体の一次エネルギー消費量について省エネ基準及び誘導基準への適否の状況を数値と判定結果で表示

6. BEI

6.1. BEI・一次エネルギー消費量(その他除き)

適用する基準		一次エネルギー消費量(その他除き) ［GJ/年］（［MJ/(延床m²・年)］）		BEI	
		設計値	基準値	設計値	基準値
建築物エネルギー消費性能基準	H28年4月以降	11,626.2 （ 1,123.00 ）	14,018.4 （ 1,354.07 ）	0.83	1.00
	H28年4月現存		15,420.3 （ 1,489.48 ）		1.10
大規模建築物エネルギー消費性能基準	R6年4月以降	11,626.2 （ 1,123.00 ）	11,214.7 （ 1,083.25 ）	0.83	0.80
	R6年4月現存		14,018.4 （ 1,354.07 ）		1.00
	H28年4月現存		15,420.3 （ 1,489.48 ）		1.10
建築物エネルギー消費性能誘導基準	R4年10月以降	11,747.7 （ 1,134.74 ）	8,411.1 （ 812.45 ）	0.84	0.60
	R4年10月現存		14,018.4 （ 1,354.07 ）		1.00

BEIを建物全体及び設備種別毎について算定して結果を表示

6.2. BEI(既存部分に特定のBEIを与えて既存建築物全体の評価を行う場合)

	計算対象床面積 ［m²］	BEI
既存部分	--	--
増改築部分	--	--
全体	--	--

既存建築物に対する増改築工事の場合には既存部分・増改築部分それぞれのBEIを算出

6.3. エネルギー用途別BEI(参考)

BEI/AC	BEI/V	BEI/L	BEI/HW	BEI/EV
0.96	0.91	0.82	1.82	1.00

※BEIは小数点第二位未満を切り上げた数値を表示しています。

3-2.非住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

モデル建物法(通常版)の計算結果表示

Point

- 専用の入力シートすべてに外皮、設備の情報を入力し、Webプログラムにアップロードすると、計算結果が自動で出力されます。(PDFデータ 下記参照)
- 設備種別毎及び建物全体の一次エネルギー消費量性能がBEImの形で表示されます。(外皮の性能指標(PAL*)についても、モデル建物上での算定結果としてBPImの形で表示。)
- モデルを用いた評価であるため、標準入力法とは異なり、一次エネルギー消費量は算出されません。

Webプログラム(非住宅版)による計算結果

1. 計算結果及び評価結果

(1) 建築物の名称	サンプル建物		
(2) 床面積	10,000.82	XML ID/再出力コード	
(3) 省エネ地域区分/年間日射地域区分	6地域 / A3区分	61d8db44-e873-493c	
(4) モデル建物	事務所モデル	IORE-SUMD-PDFM-APAN	
(5) 評価結果			
年間熱負荷係数 【BPIm】	0.96		
一次エネルギー消費量 【BEIm】	0.99		
【誘導BEIm】	0.99		
空気調和設備 【BEIm/AC】	1.01		
機械換気設備 【BEIm/V】	0.70		
照明設備 【BEIm/L】	0.91		
給湯設備 【BEIm/HW】	1.38		
昇降機 【BEIm/EV】	2.00		
太陽光発電	あり		
コージェネレーション設備	あり		
(6) 判定		BEIm ≦ 1.00	達成
		BEIm ＞ 0.80 (大規模基準)	非達成
		誘導BEIm ＞ 0.60	非達成

外皮の性能指標であるPAL＊も設計値を基準値で除して算出する指標BPImで表示
※BPImは誘導基準においてのみ基準値への適合が求められる

BEImを設備種別毎及び建物全体について算定して結果を表示

エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備(太陽光発電設備、コージェネレーション設備)は設置の有無を表示

建物全体(計算対象設備の総合計)に係る「BEIm」も算定して結果を表示

83

3-2.非住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

モデル建物法(小規模版)の計算結果表示

Point

- 専用の入力シートすべてに外皮、設備の情報を入力し、Webプログラムにアップロードすると、計算結果が自動で出力されます。(PDFデータ 下記参照)
- 設備種別毎及び建物全体の一次エネルギー消費量性能がBEIsの形で表示されます。
- モデルを用いた評価であるため、標準入力法とは異なり、一次エネルギー消費量は算出されません。

Webプログラム(非住宅版)による計算結果

1. 計算結果及び評価結果

(1) 建築物の名称	サンプル建物		
(2) 床面積	275.8	XML ID/再出力コード	
(3) 省エネ地域区分/年間日射地域区分	6地域 / A3区分	61d8db44-e873-493c	
(4) モデル建物	事務所モデル	IORE-SUMD-PDFM-APAN	
(5) 評価結果			
年間熱負荷係数 【BPIs】	–		
一次エネルギー消費量 【BEIs】	0.99		
【誘導BEIs】	–		
空気調和設備 【BEIs/AC】	1.01		
機械換気設備 【BEIs/V】	0.70		
照明設備 【BEIs/L】	0.91		
給湯設備 【BEIs/HW】	1.38		
昇降機 【BEIs/EV】	–		
太陽光発電	あり		
コージェネレーション設備	–		
(6) 判定		BEIs ≦ 1.00	達成
		BEIs ＞ 0.80 (大規模基準)	非達成
		誘導BEIs ＞ 0.60	非達成

BEIsを設備種別毎に算定して結果を表示
※モデル建物法(小規模版)では昇降機設備及びコージェネレーション設備は評価されない

エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備(太陽光発電設備)は設置の有無を表示

建物全体(計算対象設備の総合計)に係る「BEIs」も算定して結果を表示

84

3-2.非住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

【補足】非住宅の外皮基準(PAL*)

Point

- 非住宅の外皮性能は、外皮の断熱性能ではなく、ペリメータゾーンの年間熱負荷係数(PAL*)により評価。
- PAL*は、非住宅の義務基準の対象外(**誘導基準のみ適用**)。
- PAL*を向上させることにより、**一次エネルギー消費性能の向上に寄与**。
- PAL*は、計算支援プログラムにおいて仕様等の情報を直接入力して、数値及びBPIの形でBEIと同時に自動算出。

○PAL＊(パルスター)：ペリメータゾーンの年間熱負荷係数

$$PAL* = \frac{\text{各階のペリメータゾーンの年間熱負荷(MJ/年)}}{\text{ペリメータゾーンの床面積の合計(m}^2\text{)}}$$

◎ ペリメータゾーンの年間熱負荷とは、
1年間における①～④までに掲げる熱による
暖房負荷及び冷房負荷を合計したもの。

① 外気とペリメータゾーンの温度差
② 外壁・窓等からの日射熱
③ ペリメータゾーンで発生する熱
④ 換気により生じる熱負荷

○BPI値(ビーピーアイ値)：年間熱負荷係数(PAL*)を基準値で除したもの

$$BPI = \frac{\text{設計PAL*}}{\text{基準PAL*}}$$

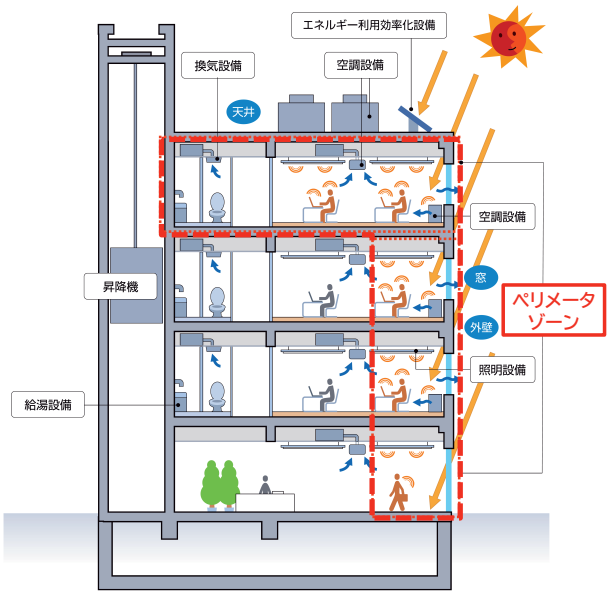

3-3. 住宅の計算方法

3-3. 住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

省エネ基準に基づく評価方法の概要

Point

- 住宅の省エネ性能のうち、外皮性能基準は外皮計算又は断熱材等の仕様により、一次エネルギー消費量基準はWebプログラム又は導入する設備の仕様により評価できます。
- 2023年10月より外皮性能は仕様基準※で、一次エネルギー消費量は計算※でそれぞれ評価(仕様・計算併用)が可能となりました。
  ※逆の組合せも可能
- 外皮基準・一次エネルギー消費量基準の両方を仕様基準で評価する場合、省エネ適判は不要です。

評価方法		標準計算	仕様・計算併用	仕様基準
特徴		パソコン等で行う精緻な評価方法	外皮性能を仕様基準※、一次エネルギー消費量を計算※で評価 ※逆の組合せも可能	仕様で判断する評価方法
外皮性能	計算ツール	外皮計算用Excel等	—	
	部位毎の面積・長さ	計算する	計算しない (計算する方法も有)	
	部位毎の外皮性能	各部材の熱伝導率等より部位の外皮性能を計算	仕様基準への適合確認	
一次エネ性能	計算ツール	Webプログラム(住宅版)		—
	設備毎の性能・仕様	設置する各設備の性能・仕様を入力 or 設備設置の有無と設備の種類を入力		仕様基準への適合確認
	太陽光発電設備等	設備の性能・仕様を入力可能		—

2023年10月開設

精緻 作業量多 ⟷ おおまか 作業量少

3-3. 住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

外皮性能(外皮平均熱貫流率)の計算(標準計算)

Point

- 外皮のうち、屋根・天井、外壁、開口部、床等の部位毎の熱貫流率等を計算し、住宅全体の外皮平均熱貫流率を算出します。また、RC造・S造の場合、構造熱橋部の外皮熱損失量を算出します。
- 外皮の計算は「計算シート」※を用いて行います。

※(一社)住宅性能・評価表示協会　住宅の外皮平均熱貫流率及び平均日射取得率計算書など

○部位毎にJIS等に基づく建材の熱抵抗値などを基に算出
○熱橋部を含め断面構成を詳細に考慮する方法や所定の計算式により簡易に算出する方法もある

屋根・天井		外皮表面積	×	温度差係数	×	熱貫流率	=	外皮熱損失量	外皮表面積
外壁(基礎壁含む)		外皮表面積	×	温度差係数	×	熱貫流率	=	外皮熱損失量	外皮表面積
開口部		外皮表面積	×	温度差係数	×	熱貫流率	=	外皮熱損失量	外皮表面積
床		外皮表面積	×	温度差係数	×	熱貫流率	=	外皮熱損失量	外皮表面積
基礎		外周長さ	×	温度差係数	×	線熱貫流率	=	外皮熱損失量	土間床面積
構造熱橋部	屋根・天井	長さ	×	温度差係数	×	線熱貫流率	=	外皮熱損失量	
	外壁	長さ	×	温度差係数	×	線熱貫流率	=	外皮熱損失量	
	床	長さ	×	温度差係数	×	線熱貫流率	=	外皮熱損失量	

○RC造・S造の場合、構造熱橋部の熱損出量を算出

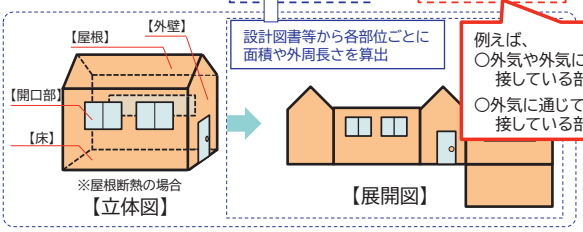

例えば、
○外気や外気に通じる空間に接している部分:「1.0」
○外気に通じていない空間に接している部分:「0.7」

⇒ 外皮熱損失量合計 ÷ 外皮面積合計

⇒ = 外皮平均熱貫流率(U_A値)

3-3. 住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

外皮性能（平均日射熱取得率）の計算（標準計算）

Point

➢ 外皮のうち、屋根・天井、外壁、開口部等の部位毎の日射熱取得量を計算し、住宅全体の平均日射熱取得率を算出します。（床・基礎は計算対象外です。）また、RC造・S造の場合、構造熱橋部の日射取得量を算出します。

屋根・天井		外皮表面積	×	方位係数	×	日除けの効果係数	×	外気側表面に応じた係数	×	日射熱取得率	=	日射熱取得量	外皮表面積
外壁（基礎壁含む）		外皮表面積	×	方位係数	×	日除けの効果係数	×	外気側表面に応じた係数	×	日射熱取得率	=	日射熱取得量	外皮表面積
ドア		ドア面積	×	方位係数	×	日除けの効果係数	×	外気側表面に応じた係数	×	日射熱取得率	=	日射熱取得量	ドア面積
窓		窓面積	×	方位係数	×	取得日射熱補正係数	×		×	日射熱取得率	=	日射熱取得量	窓面積
構造熱橋部	屋根・天井	長さ	×	方位係数	×	日除けの効果係数	×	外気側表面に応じた係数	×	日射熱取得率	=	日射熱取得量	
	外壁	長さ	×	方位係数	×	日除けの効果係数	×	外気側表面に応じた係数	×	日射熱取得率	=	日射熱取得量	
床		不要（方位係数　下面＝0）											外皮表面積
基礎		不要（日射熱取得量は0として計算）											土間床面積

○RC造・S造の場合、構造熱橋部の日射熱取得量を算出。

○ 暖房期と冷房期それぞれに、地域の区分と方位に応じて定められている値

○「1.0」or「外気側表面の日射吸収率に応じた値」

○「1.0」or「部位周辺の 日除けの形状等から別途算出した値」

○「部位のU値×0.034」or「窓の垂直面日射熱取得率」

日射熱取得量合計 → 外皮面積合計

「日除けの効果係数」、「取得日射熱補正係数」、「方位係数」が冷房期の値の場合、

⇒ 冷房期の総日射熱取得量 ÷ 外皮面積合計 × 100 ＝ 冷房期の平均日射熱取得率（η_{AC}値）

「日除けの効果係数」、「取得日射熱補正係数」、「方位係数」が暖房期の値の場合、

⇒ 暖房期の総日射熱取得量 ÷ 外皮面積合計 × 100 ＝ 暖房期の平均日射熱取得率（η_{AH}値）

3-3. 住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

各部位の熱貫流率の確認方法①：木造住宅の外壁の例

Point

➢ 熱貫流率は、各部位を構成する部材の情報を計算シートに入力して計算することができます。各部位の構成は仕上表や矩計図等から確認してください。

〈計算対象部位〉

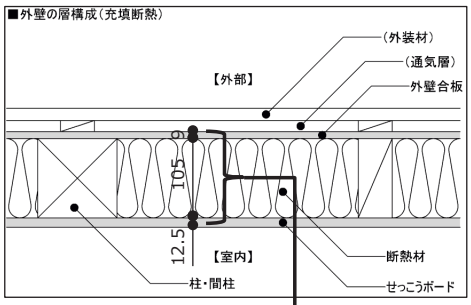

〈計算シート[1)]等〉

仕様番号	部分名		一般部	熱橋部
	熱橋面積比		0.830	0.170
柱・間柱間断熱（通気層あり）	熱伝導率 λ W/(m・K)	厚さ d m	d/λ ㎡・K/W	
熱伝達抵抗　Rsi	–		0.110	0.110
せっこうボード	0.221	0.0125	0.057	0.057
グラスウール24-38	0.038	0.105	2.763	
木質系-天然木材（柱・間柱）	0.120	0.105		0.875
木質系-合板（外壁合板）	0.160	0.009	0.056	0.056
熱伝達抵抗　Rse		–	0.110	0.110
熱貫流抵抗　ΣR＝Σ（di/λi）			3.096	1.208
熱貫流率　Un＝1/ΣR			0.323	0.828
平均熱貫流率　Ui＝Σ（ain・Un）			0.409	

自動計算で対象部位の平均熱貫流率を取得

表 4-1 木造における外壁（界壁）の面積比率

工法の種類等		面積比率 熱橋部分（軸組部分）	面積比率 断熱部分（一般部分）
軸組構法	柱・間柱間に断熱する場合	0.17	0.83
	柱・間柱間に断熱し付加断熱する場合	表 4-1 参照	

表 3.1 表面熱伝達抵抗

部位	熱的境界内側（室内側）の表面熱伝達抵抗（m²K/W）	熱的境界外側（外気側）の表面熱伝達抵抗（m²K/W） 外気に直接接する場合	左記以外の場合
屋根	0.09	0.04	0.09（通気層等）
天井	0.09	–	0.09（小屋裏等）
外壁	0.11	0.04	0.11（通気層等）
床	0.15	0.04	0.15（床裏等）

表 1 建材等の熱物性値

分類	建材等名称	熱伝導率 λ (W/m K)
木質系壁材・下地材	天然木材	0.12
	合板	0.16
	木毛セメント板	0.13
	木片セメント板	0.15
	ハードファイバーボード（ハードボード）	0.17
	[illegible]	0.12
	直交集成板（CLT パネル）	0.12

	熱伝導率 λ (W/m K)
	0.050
	0.045
	0.042
グラスウール断熱材 24K 相当	0.038
[illegible]	[illegible]
	0.038
	0.036
	0.035
	0.034
	0.033

表 2 JIS で熱物性値の定めのある建材等の熱物性値

分類	建材名称		熱伝導率 λ (W/m K)
コンクリート系材料	軽量気泡コンクリートパネル（ALC パネル）※1		0.19
非木質系壁材・下地材	せっこうボード※2,※3	GB-R、GB-D、GB-L、GB-NC	0.221
		GB-S、GB-F	0.201
		GB-R-H、GB-S-H、GB-D-H	0.266
	0.8 けい酸カルシウム板※4		0.18
	1.0 けい酸カルシウム板※4		[illegible]

参照：技術情報[2)]やカタログ等[3)]等

1）（一社）住宅性能評価・表示協会 部位の熱貫流率計算シート（木造用・RC造用）
2）（国研）建築研究所 建築物省エネルギー基準に関する技術情報（住宅）
3）（一社）住宅性能評価・表示協会 温熱・省エネ設備機器等ポータルサイト

3-3. 住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

各部位の熱貫流率の確認方法②:RC造住宅　構造熱橋部

Point

➢ RC造の場合、構造熱橋部を正しく把握する必要があります。断面図や平面図から構造熱橋部を確認して、外皮計算を行ってください。

〈構造熱橋部の例〉

構造熱橋部の位置を示す

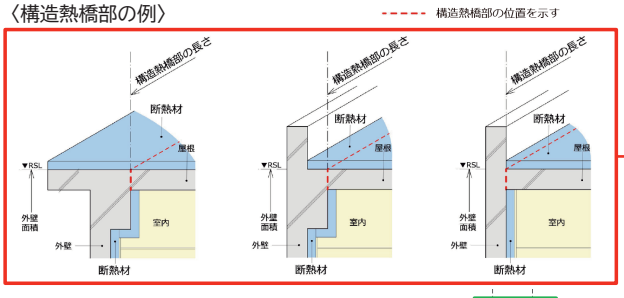

熱橋部:梁や柱など建物のなかで、熱を伝えやすい部分のこと

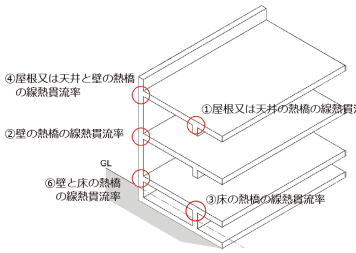

構造熱橋部になるおそれのある取合い部

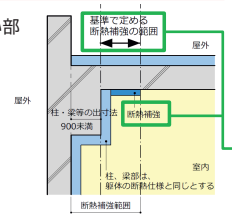

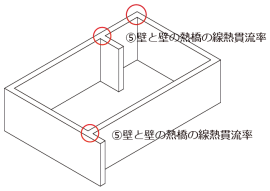

表1 鉄筋コンクリート造等の構造熱橋部の線熱貫流率

境界の組合せ		構造熱橋部で取り合う面の組み合わせ	構造熱橋部の特徴	線熱貫流率ψ_l (W/m K) 断熱補強仕様1	断熱補強仕様2	断熱補強なし
外気3室内1	外気 室内 外気 外気	内断熱面と内断熱面	構造熱橋部は生じない			
		外断熱面と外断熱面	壁式等	0.55	1.00	1.05
			壁式等以外	0.60	0.60	1.80
		内断熱面と外断熱面	壁式等	0.20	0.60	0.70
			壁式等以外	0.30	0.85	1.40
	外気 室内 外気 外気	内断熱面と内断熱面	構造熱橋部は生じない			
		外断熱面と外断熱面	壁式等	0.50	0.85	0.85
			壁式等以外	0.80	0.80	1.20
		内断熱面と外断熱面	壁式等	0.35	0.70	0.85
			壁式等以外	0.30	0.70	0.75

表4 地域の区分等に応じた断熱補強仕様2

熱橋部の形状	断熱補強の部位・仕様		地域の区分 1、2	3	4	5～8
熱橋部の梁、柱が室内側に突出している場合	床面	断熱補強の範囲(mm)	500	200	150	125
		断熱補強の熱抵抗の基準値(m^2 K/W)	0.4	0.1	0.1	0.1
	壁面	断熱補強の範囲(mm)	100			
		断熱補強の熱抵抗の基準値(m^2 K/W)	0.1			
熱橋部の梁、柱が室外側に突出している場合	床面	断熱補強の範囲(mm)	200	75	50	
		断熱補強の熱抵抗の基準値(m^2 K/W)	0.2	0.1	0.1	
	壁面	断熱補強の範囲(mm)	150	75	50	
		断熱補強の熱抵抗の基準値(m^2 K/W)	0.2	0.1	0.1	
熱橋部の梁、柱が室内側、室外側いずれにも突出していない場合	床面	断熱補強の範囲(mm)	200	100	75	
		断熱補強の熱抵抗の基準値(m^2 K/W)	0.2	0.1	0.1	
	壁面	断熱補強の範囲(mm)	200	75	75	
		断熱補強の熱抵抗の基準値(m^2 K/W)	0.2	0.1	0.1	

参照：技術情報[1)]

1）（国研）建築研究所 建築物省エネルギー基準に関する技術情報（住宅）

3-3. 住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

日射熱取得量の確認方法:窓の例

Point

➢ 各部位の日射熱取得量や平均日射熱取得率は、各部位の情報を計算シートに入力することで、自動的に算出できます。

〈計算シート[1)]等〉

1）窓の入力

窓番号	寸法[m] 幅	高さ	熱貫流率 [W/(m²·K)]	日射熱取得率 ※1	付属部材の有無	取得日射量補正係数の算出 デフォルト値使用	庇による補正計算[m] Z	y1	y2	冷房期日射熱取得量 [W/(W/m²)]	暖房期日射熱取得量 [W/(W/m²)]	熱損失 [W/K]
										方位係数 0.341	0.261	
AW1	1.6	2	4.07	0.632		☑				0.64	0.27	13.02
						☐						
						☐						

自動的に計算されます

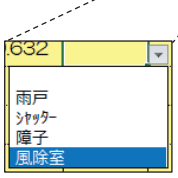

付属部材を選択して入力してください。
付属部材が無い場合であれば、
空欄を選択してください。

■取得日射補正係数

○デフォルト値を使用する場合
下記の値が自動的に選択されます。

冷房期	暖房期
fc=0.93	fH=0.51

○窓の高さや庇の長さ等により算出される値を使用する場合
右図を参考にy1、y2、Zのパラメータを入力してください。
入力された値をもとに自動的に取得日射補正係数が計算されます。

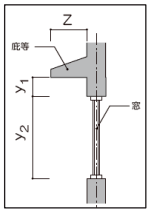

〈庇等の模式図〉

「建具とガラスの組み合わせ」による開口部の熱貫流率（建具の仕様とガラス性能から算出）

■大部分がガラスで構成されている窓等の開口部

建具の仕様	ガラスの仕様		中空層の仕様 ガスの封入※1	中空層の厚さ	開口部の熱貫流率 [W/(m²K)]※2 付属部材 無し	シャッター・雨戸付	和障子付	風除室 あり
その他・金属製建具・金属製熱遮断構造建具等	複層ガラス	Low-Eガラス	されている	10mm以上	2.91	2.59	2.41	2.26
				10mm未満	3.39	3.04	2.82	2.59
			されていない	14mm以上	2.91	2.59	2.41	2.26
				7mm以上14mm未満	3.39	3.04	2.82	2.59
				7mm未満	4.07	3.49	3.21	2.90
		一般ガラス	されていない	8mm以上	4.07	3.49	3.21	2.90
				8mm未満	4.65	3.92	3.60	3.18
	単板ガラス	－	－	－	6.51	5.23	4.76	3.95

■窓の垂直日射取得率 η_d

枠の種類	計算式
① 木製建具、又は樹脂製建具	$\eta_d = \eta_g \times 0.72$
② 木と金属の複合材料製建具、樹脂と金属の複合材料製建具、金属製熱遮断構造建具、又は金属製建具	$\eta_d = \eta_g \times 0.8$

η_d：垂直面日射熱取得率［(W/㎡)/(W/㎡)］
η_g：ガラスの垂直面日射熱取得率［(W/㎡)/(W/㎡)］

■ガラスの垂直日射取得率 η_g

ガラスの仕様			日射熱取得率η_g 付属部材なし	和障子	外付けブラインド
三層複層	2枚以上のガラス表面にLow-E膜を使用したLow-E三層複層ガラス	日射取得型	0.54	0.34	0.12
		日射遮蔽型	0.33	0.22	0.08
	Low-E三層複層ガラス	日射取得型	0.59	0.37	0.14
		日射遮蔽型	0.37	0.25	0.10
	三層複層ガラス		0.72	0.38	0.18
二層複層	Low-E二層複層ガラス	日射取得型	0.64	0.38	0.15
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11
	二層複層ガラス		0.79	0.38	0.17

参照：技術情報等[2)3)]

1）（一社）住宅性能評価・表示協会 住宅の外皮平均熱貫流率及び平均日射取得率計算
2）（国研）建築研究所 建築物省エネルギー基準に関する技術情報（住宅）
3）（一社）日本サッシ協会 技術資料

3-3. 住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

Webプログラム(住宅版)入力方法①:基本情報

Point

- 一次エネルギー消費量基準は**Webプログラム(住宅版)※を利用することで評価**出来ます。
- 評価対象の住宅について、図面等を基に建て方や床面積などの基本情報を入力してください。
- **「入力責任者」**の記入欄には、**建築士資格保有者**を記載することが望ましいです。

※(国研) 建築研究所が保有

●新築の場合:「住宅全体を対象に評価する」を選択していください。
増改築の場合:「増改築部分を対象に評価する」を選択してください。

●各居室の構成/面積は以下の表を参考にして入力してください。

分類	算出方法
主たる居室	「主たる居室」(リビング、ダイニング、キッチン等)の床面積の合計。 複数のリビング、ダイニング及びキッチンがある場合には、全ての床面積を合計します。
その他の居室	「主たる居室」以外の居室(寝室、子ども室、和室等)の床面積の合計。
非居室	「主たる居室」及び「その他の居室」以外の部屋(浴室、トイレ、洗面所、廊下、玄関、クローゼット、納戸等)の床面積の合計。 ただし、収納が「主たる居室」及び「その他の居室」に付随している場合は、付随する居室の一部としてみなし、「主たる居室」及び「その他の居室」として床面積の計算を行うことも可能です。
合計	「主たる居室」「その他の居室」及び「非居室」の合計。

●建築する地域の区分を選択してください。
詳細は?をクリックして、ヘルプ情報を確認してください。

●太陽光発電設備を評価する場合は、「指定する」と選択し、さらに「年間の日射地域区分」を選択してください。

3-3. 住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

Webプログラム(住宅版)入力方法②:外皮

Point

- 外皮性能の評価方法は、**標準計算、仕様基準又は誘導仕様基準**から選択してください。

例)外皮を標準計算により一次エネルギー消費量を算出する場合

●外皮性能の評価方法を選択してください。
〈標準計算の場合〉
「当該住宅の外皮面積を用いて外皮性能を評価する」を選択してください。
〈仕様基準の場合〉
「仕様基準により外皮性能を評価する」または、「誘導仕様基準により外皮性能を評価する」を選択してください。

●標準計算で外皮性能を評価する場合は、計算シート1)を参照して入力してください。仕様基準で評価する場合は不要です。

計算シート1)

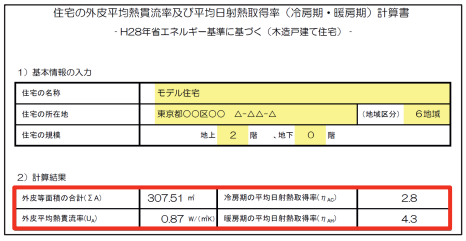

住宅の外皮平均熱貫流率及び平均日射熱取得率(冷房期・暖房期)計算書
-H28年省エネルギー基準に基づく(木造戸建て住宅)-

1)基本情報の入力

住宅の名称	モデル住宅		
住宅の所在地	東京都○○区○○ △-△△-△	(地域区分)	6地域
住宅の規模	地上 2 階 、地下 0 階		

2)計算結果

外皮等面積の合計(ΣA)	307.51 ㎡	冷房期の平均日射熱取得率(ηAC)	2.8
外皮平均熱貫流率(UA)	0.87 W/(㎡K)	暖房期の平均日射熱取得率(ηAH)	4.3

1)(一社)住宅性能評価・表示協会住宅の外皮平均熱貫流率及び平均日射取得率計算

3-3. 住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

Webプログラム(住宅版)入力方法③:暖房設備/冷房設備

Point

➢ 暖冷房設備の運転方式を選択し、**主たる居室とその他居室に設置する設備**を選択してください。

例)ルームエアコンを選択する場合(暖房設備の入力画面)

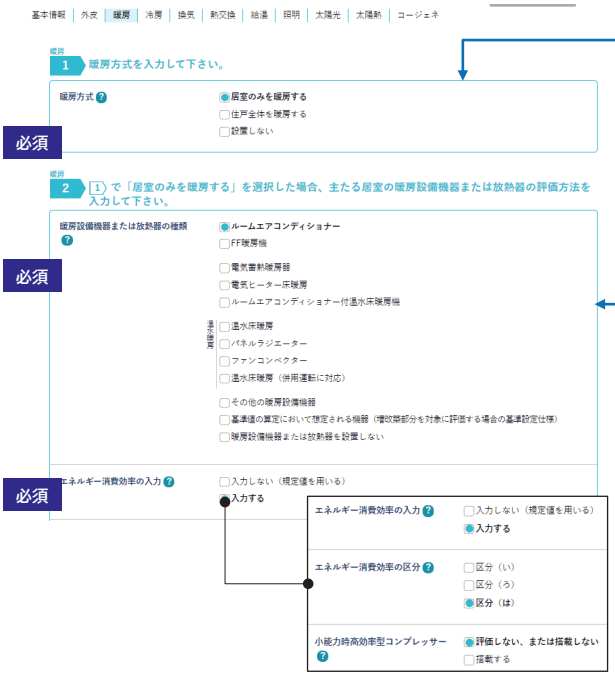

●暖房方式を選択してください。
詳細は ? をクリックして、ヘルプ情報を確認してください。
ルームエアコンの場合は、「居室のみを暖房する」を選択してください。

●設置する暖房設備機器を選択してください。
ルームエアコンの場合、エネルギー消費効率を入力する必要があります。
※引渡し前に暖房設備を設置しない場合は「暖房設備機器または放熱器を設置しない」を選択してください。
※各機器の効率等の検索の仕方は、「入力方法⑨」で紹介します。

〈エネルギー消費効率区分の求め方〉

機器表の例 (JIS等の規定値前提)	ルームエアコン 型番 OOO-OOOO		
	定格能力 (kW)	定格消費電力 (W)	定格エネルギー消費効率
暖房	5.0	940	5.31
冷房	4.0	900	4.44

・定格エネルギー消費効率は**定格能力を定格消費電力で除した値**。
・機器表等から定格能力と定格消費電力の値が分かれば算出可能。
【算出例】⇒ 5,000(W)÷940(W)= 5.319… ≒ 5.31

表 A.4 区分(い)を満たす条件

定格冷房能力の区分	当該住戸に設置されたルームエアコンディショナーの定格冷房エネルギー消費効率が満たす条件
2.2kW 以下	5.13 以上
2.2kW を超え 2.5kW 以下	4.96 以上
2.5kW を超え 2.8kW 以下	4.80 以上
2.8kW を超え 3.2kW 以下	4.58 以上
3.2kW を超え 3.6kW 以下	4.35 以上
3.6kW を超え 4.0kW 以下	4.13 以上
4.0kW を超え 4.5kW 以下	3.86 以上
4.5kW を超え 5.0kW 以下	3.58 以上
5.0kW を超え 5.6kW 以下	3.25 以上
5.6kW を超え 6.3kW 以下	2.86 以上
6.3kW を超える	2.42 以上

参照:(国研)建築研究所 建築物省エネルギー基準に関する技術情報(住宅)

暖房・冷房共通の区分表になります。

3-3. 住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

Webプログラム(住宅版)入力方法④:換気設備

Point

➢ 設置する換気設備の方式を選択し、**比消費電力**を入力してください。あわせて、当該住宅の**換気回数**も入力してください。

例)壁付け第三種換気設備を設置する場合

●設置する換気設備の種類を選択してください。

●比消費電力を入力してください。比消費電力がわからない場合は「入力しない」を入力してください。

$$\text{比消費電力} = \frac{\text{全般換気設備の消費電力 [W]}}{\text{全般換気設備の設計風量 [㎥/h]}}$$

※換気設備の消費電力と設計風量は設置する設備の能力を確認してください。

●該当する住宅の換気回数を入力してください。

選択肢	要件
0.5回/h	建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項第 2 号の表における「その他の居室」のみからなる住宅の場合
0.7回/h	建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項第 2 号の表において住宅等の居室において「換気回数が 0.7 以上の機械換気設備を設け、又はこれに相当する換気が確保されるものとして、国土交通大臣が定めた構造を用い、若しくは国土交通大臣の認定を受けた居室」を含む住宅の場合
0.0回/h	建築基準法施行令第 20 条の8第2項に適合し、建築基準法施行令第 20 条の8第1項に規定された機械換気設備の設置が不要となる居室」を含む住宅の場合

3-3. 住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

Webプログラム(住宅版)入力方法⑤:給湯設備

Point

➢ 設置する**給湯設備を選択し、能力等を入力**してください。また、**水栓設備の仕様**も入力してください。

例)ガス潜熱回収型給湯機(エコジョーズ)を設置する場合

●給湯機の効率やふろ機能等を入力してください。
詳細については ? マークをクリックして確認してください。
※各機器の効率等の検索の仕方は、「入力方法⑨」で紹介します。

●導入する水栓設備の仕様を入力してください。
詳細については ? マークをクリックして確認してください。

3-3. 住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

Webプログラム(住宅版)入力方法⑥:照明設備

Point

➢ **主たる居室・その他居室・非居室にそれぞれ設置する照明設備の種類等**を選択してください。

例)すべての居室の照明にLEDを設置する場合

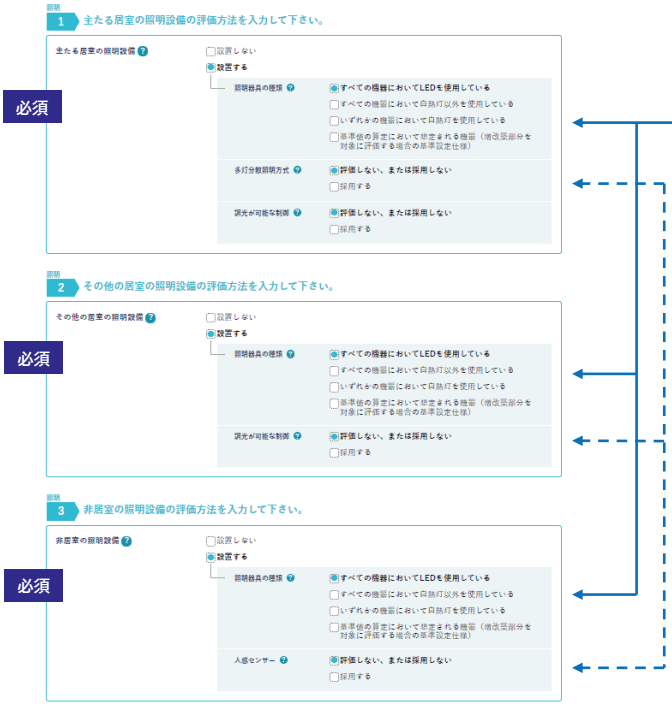

●設置する照明設備の種類を入力してください。分類が同じ居室が複数ある場合は、そのうちいずれかの居室に設置する設備を入力してください。なお、居室に複数個の照明設備があり、同一の仕様でない場合は、性能の小さい設備を代表して入力してください。

●調光が可能な制御や人感センサーを設置する場合は、「採用する」を選択してください。
詳細については ? マークをクリックして確認してください。

3-3. 住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

Webプログラム(住宅版)入力方法⑦:太陽光発電設備

Point

➢ 太陽光発電設備を設置する場合は**パネル面数、システム容量等の仕様**を入力してください。

例)太陽光パネルを設置する場合

●太陽光発電設備を設置する際は、「基本情報」タブにて「年間の日射地域区分」の入力が必要です。

●方位の異なるパネルの面数を入力してください。

●パワーコンディショナの定格負荷効率を仕様書等で確認して、入力してください。

●太陽電池アレイのシステム容量、種類及び設置方式を入力してください。

●太陽光パネルの設置方位角及び設置傾斜角を入力してください。
【参考】
3寸勾配:16.7度
4寸勾配:21.8度
設置傾斜角20度を選択してください。

必須

必須

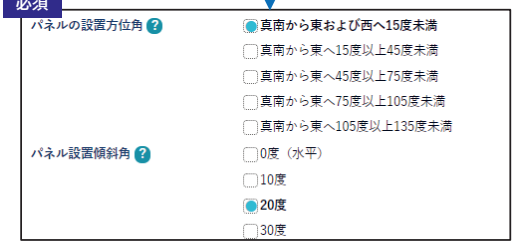

3-3. 住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

Webプログラム(住宅版)入力方法⑧:計算結果

Point

➢ 計算結果のPDFを出力する場合は、**「計算」ボタンをクリック(①)し、その後に「PDFを出力する」ボタンをクリック(②)**してください。**出力されたPDF※は省エネ適合性判定に使用**できます。

※なお、R7年4月以降は、省エネ適判申請前に当該PDFを「WEBレジ」(http://≪準備中≫)にアップすることで出力されるPDFを使用してください。

(システム構築中のため、画面デザインに変更が生じる場合があります。)

①該当する項目の入力完了後、画面右上にある計算ボタンをクリックしてください。計算結果が表示されます。

②計算結果の画面の下にある「PDFを出力する」ボタンをクリックし、出力されたPDFを「WEBレジ」(準備中)にアップすることで、適判スタンプ付きのPDFが作成されます。

〈計算ボタン〉

〈計算結果画面の一部〉

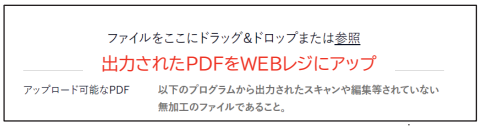

〈WEBレジ画面の一部〉

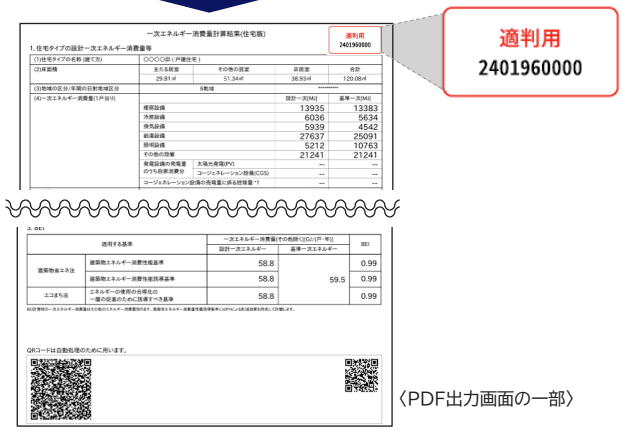

〈PDF出力画面の一部〉

3-3. 住宅の計算方法

非住宅 住宅 国土交通省

Webプログラム(住宅版)入力方法⑨:設備機器の検索

Point

➢ **各設備の性能は、各メーカーのカタログ等に記載**されています。また、(一社)住宅性能評価・表示協会のホームページにもまとめられているので参考にしてください。

(一社)住宅性能評価・表示協会 ホームページ

(一社)住宅性能評価・表示協会 ホームページより「温熱・省エネ設備等ポータル 住宅版」をクリックし、遷移したページで「一覧へ」をクリックしてください。

一次エネルギー消費量を選択してください。

検索

〈検索ボタン〉

検索したい設備を選択して検索ボタンを押してください。

各事業者のホームページのリンクがありますので、**対象の事業者を選択して、カタログ等から設置する設備の効率等を確認**してください。もし、見つからない場合は**検索エンジンに直接型番等を入力**して検索してください。

●カタログ(イメージ)

〈ルームエアコン〉

名称	型番	冷房定格能力(W)	冷房定格消費電力(W)	定格冷房能力の区分	定格冷房エネルギー消費効率の区分
○○○○	△△△	2500	445	2.2kWを超え2.5kW以下	い
○○○○	△△△	6300	1780	5.0kWを超え5.6kW以下	い
○○○○	△△△	2800	580	2.5kWを超え2.8kW以下	い

〈ガス給湯機〉

名称	分類	種類	ふろ機能の種類	モード熱効率(%)
●●●●	▽▽▽▽	給湯機専用	ガス潜熱回収型給湯機	90.5
●●●●	▽▽▽▽	給湯機専用	ガス潜熱回収型給湯機	90.5
●●●●	▽▽▽▽	給湯機専用	ガス潜熱回収型給湯機	89.5

4. 参考情報とお知らせ

目次

4-1. 住宅の評価法に関する変更点等
4-2. お問合せ先等

4-1. 住宅の評価法に関する変更点等

4-1. 住宅の評価法に関する変更点等

非住宅 住宅 国土交通省

仕様表作成ツール（木造戸建住宅_仕様基準）

Point

- 木造戸建住宅を対象に仕様基準を使用した際の**仕様表作成ツールを公開予定**です。（2024年内予定）
- 出力された仕様表は設計図書の一部として活用できます。

■入力欄

■出力帳票

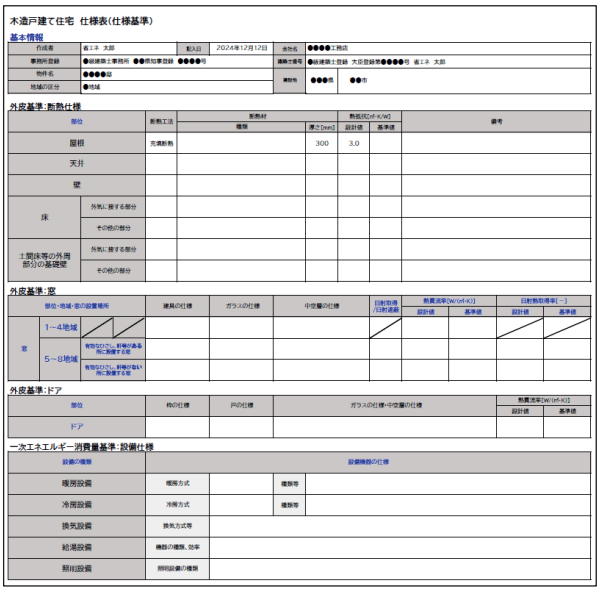

注）入力欄や出力帳票は現時点のデザインになりますので、公開時には変更している可能性があります。

4-1. 住宅の評価法に関する変更点等

非住宅 住宅 国土交通省

気候風土適応住宅の取扱いについて

Point

- **気候風土適応住宅**については、これまで「当面の間」**外皮基準の適用**を除外としていたところ、基準省令を改正（2024年6月28日公布）し、**「恒久的に」適用を除外します**。
- 令和元年国土交通省告示第786号を改正（2024年6月28日公布）し、**気候風土適応住宅の要件**として、「茅葺屋根」、「面戸板現し」、「せがい造り」を**追加しました**。
- 省エネ適判及び確認申請時に活用可能な気候風土適応住宅チェックリストのほか、「気候風土適応住宅の解説」（運用ガイドライン）についても、改訂版を公開しています。

○外皮性能の見直し

見直し（案）			気候風土適応住宅	（参考）通常の住宅
仕様ルート	外皮基準		適用除外	仕様基準に適合すること
	一次エネルギー基準		仕様基準に適合すること	仕様基準に適合すること
計算ルート	外皮基準		適用除外	性能基準に適合すること
	一次エネルギー基準		WEBプログラムによる確認	WEBプログラムによる確認
		設計一次エネルギー消費量	標準の外皮性能（既定値） ＋ 当該住宅の設備	当該住宅の外皮性能 ＋ 当該住宅の設備
			≦	
		基準一次エネルギー消費量	標準の外皮性能 ＋ 標準の設備	標準の外皮性能 ＋ 標準の設備

○気候風土適応住宅の要件の見直し

参照：「気候風土適応住宅」の解説/一般社団法人 日本サステナブル建築協会

4-1. 住宅の評価法に関する変更点等

非住宅 住宅 国土交通省

共同住宅の評価について

Point

- 共同住宅の外皮性能及び一次エネルギー消費量性能の評価にあたり、**ひとつの住棟で住戸毎に異なる評価方法**(仕様基準、仕様・計算併用法、標準計算)を用いることができます。
- 共同住宅を**複数戸増改築する場合**においては、**新築同様に住戸ごとに評価方法を使い分けることが可能です。**ただし、外皮性能の評価については仕様基準のみなります(外皮性能を仕様基準、一次エネルギー消費量性能を標準計算とする仕様・計算併用法はOK)。
- 共同住宅の**共用部のみを増改築**する場合は、新築同様に**一次エネルギー消費量の評価は任意**とします。

● 住宅の評価方法概要

省エネ基準	仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算
外皮性能	**断熱材等の仕様**で評価(簡易的に評価可能)	外皮性能・一次エネルギー消費量性能のどちらか**一方を仕様基準**で評価し、もう**一方を標準計算**で評価。	**外皮平均熱貫流率**及び**冷房期の日射熱取得率**で評価(各部位の詳細な計算が必要)
一次エネルギー消費量性能	**設備機器の仕様**のみで評価(Webプログラムを用いない)		年間の**一次エネルギー消費量**を算出して評価(Webプログラムを用いる)

● 共同住宅の省エネ評価

外皮性能　　：**単位住戸ごと**で省エネ基準に適合すること
一次エネルギー消費量性能：**単位住戸の**設計一次エネルギー消費量の**合計**が省エネ基準に適合すること
(共用部の評価は任意)

〈共同住宅の評価方法(断面イメージ)〉

4-1. 住宅の評価法に関する変更点等

非住宅 住宅 国土交通省

共用住宅・複合建築物にかかる省エネ基準評価の取扱い

Point

- **共同住宅**の評価は、**次の①・②のいずれかを選択**でき、共用部分は**非住宅の計算法(標準入力法)で計算**します。
  ①住宅部分のみ(単位住戸×戸数分)　②住宅部分(単位住戸×戸数分)＋共用部分
- **複合建築物**(住宅部分と非住宅部分を有する建築物)は、住宅・非住宅**各部分をそれぞれ方法で計算**します。
  →非住宅部分を含むため、**住宅部分に仕様基準等を用いた場合であっても、省エネ適判は必須**となります。

	共同住宅のみ	共同住宅と非住宅の複合建築物		【参考】非住宅のみ
		各部分の(延べ)床面積が住宅部分≧非住宅部分	各部分の(延べ)床面積が住宅部分＜非住宅部分	
一次エネ消費量の評価	「住宅部分のみ」もしくは「住宅部分＋共用部分」	「住宅部分のみ」＋「非住宅部分」もしくは「住宅部分＋共用部分」＋「非住宅部分」で、それぞれ または 合計で基準適合		非住宅部分
共用部分※1の取扱い	**住宅**用途(共同住宅)の**共用部分**※2 →住宅部分として計算 ＊共同住宅共用部分(計算範囲❷)の計算方法は非住宅WEBプログラム(標準入力法)に限定		**特定共用部分**※2 →非住宅部分として計算 ＊共同住宅共用部分(計算範囲❷)の計算方法は非住宅WEBプログラム(標準入力法)に限定	非住宅用途の共用部分 →非住宅部分として計算 ＊共用部分を用途①・②に区分できない場合は、面積が大きい用途に属することとします
図	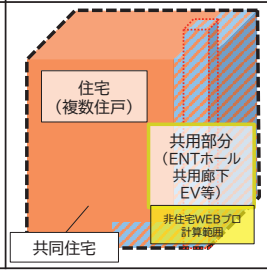	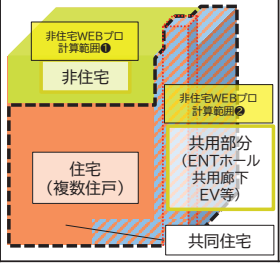	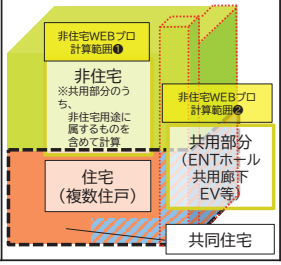	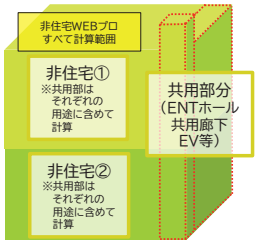

※1 「共用部分」は、住宅部分と非住宅部分の両方の用に供する部分を指します。
※2 住宅部分と非住宅部分の床面積の大きさに関わらず、状況に応じて適当と認められる部分については、「特定共用部分」とすることができます。
(H28国交省告示第1376号第2項)。

※こちらは従前の取扱いからの変更はありません。

4-1. 住宅の評価法に関する変更点等

非住宅 住宅 国土交通省

基礎 及び RC造 構造熱橋部の線熱貫流率の評価法の変更①

Point

➢ 基礎の線熱貫流率 及び RC造の構造熱橋部の線熱貫流率 の新たな評価方法を公開しました。
（令和6年7月　建築研究所 技術情報 次期更新版）

○外皮平均熱貫流率U_A値の算出フロー

各外皮部位		各外皮表面積	×	各温度差係数	×	各熱貫流率	=	各外皮熱損失量		各外皮表面積	
基礎		外周長さ	×	温度差係数	×	線熱貫流率	=	外皮熱損失量		土間床面積	
構造熱橋部	屋根・天井	長さ	×	温度差係数	×	線熱貫流率	=	外皮熱損失量	○RC造・S造の場合、構造熱橋部の熱損出量を算出		
	外壁	長さ	×	温度差係数	×	線熱貫流率	=	外皮熱損失量			
	床	長さ	×	温度差係数	×	線熱貫流率	=	外皮熱損失量			

新評価方法を公開
技術情報第三章第三節（建築研究所）

⇒ 外皮熱損失量合計 ÷ 外皮面積合計 ⇒ 外皮平均熱貫流率 U_A値

基礎の線熱貫流率

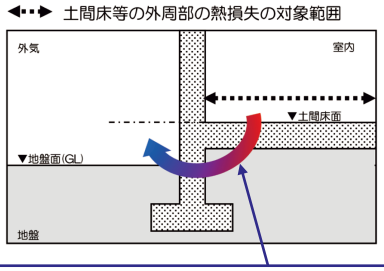

【基礎の線熱貫流率】
基礎断熱の際に土間床からの熱の出入りのしやすさを評価

RC造の構造熱橋部の線熱貫流率

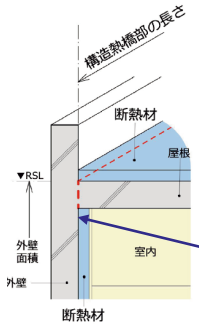

構造熱橋部の位置を示す

【RC造の構造熱橋部の線熱貫流率】
壁床等の断熱材の切れ目等からの熱の出入りのしやすさを評価

108

4-1. 住宅の評価法に関する変更点等

非住宅 住宅 国土交通省

基礎 及び RC造 構造熱橋部の線熱貫流率の評価法の変更②

Point

➢ 現在、当面の間使用可能としている旧評価方法については、以下のスケジュールで廃止します。
○基礎の線熱貫流率：令和8年10月31日
○鉄筋コンクリート造の線熱貫流率：令和6年12月31日

技術情報 第三章第三節「熱貫流率および線熱貫流率」の評価方法変更のスケジュール

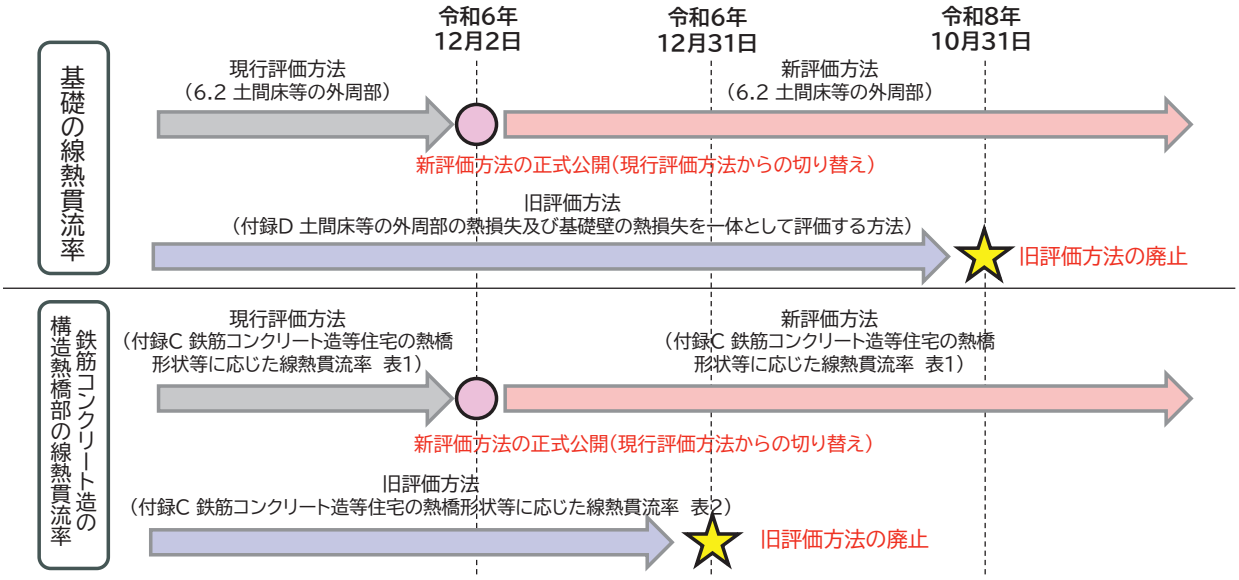

※評価方法の適用については、申請日時点の判断となります。

109

4-1. 住宅の評価法に関する変更点等

非住宅 住宅 国土交通省

住宅版WEBプログラムにおける増改築の評価

Point

- 住宅版Webプログラムに、**増改築の評価機能を追加**しました。（令和6年8月　β版公開）
- 出力されるPDFは、令和7年4月以降の省エネ適判の申請で活用できます。

増改築を評価する際には、基本情報タブの住戸の評価方法にて「増改築部分を対象に評価する」を選択してます。
ただし、別棟の増築については、新築同様の評価となるため、「住戸全体を対象に評価する」を選択します。

増改築の評価については、Webプロの操作マニュアルを公開しています。

公開先：https://house.lowenergy.jp/program

4-2. お問合せ先等

4-2. お問合せ先等

国土交通省

サポートセンター及びアシストセンター

Point

- 省エネ基準に関するご相談・ご質問は、省エネサポートセンターで受付しています。
- 設計・工事監理に関するご相談・ご質問は建築物省エネアシストセンターで受付しています。

省エネ基準に関する問合せは

省エネサポートセンター

（一財）住宅・建築SDGs推進センターで受付けています。

主に省エネ適合性判定の申請者及び省エネ措置の届出者を対象として以下の質問を受け付けています。
1）住宅及び建築物に関する省エネルギー基準・計算支援プログラムの操作等
2）省エネ適合性判定、省エネ措置届出に関する一般的な事項

受付時間：平日　9:30～12:00　／　13:00～17:30
URL：https://www.ibecs.or.jp/ee_standard/faq.html
メール　：（住宅）hsupport@ibecs.or.jp
（非住宅）bsupport@ibecs.or.jp
ＴＥＬ　：0120-882-177

※ご質問の前に上記URLのよくある質問と回答をご確認ください。
※電話は混み合う事がありますので、なるべくメールをご利用ください。

設計・工事監理に関する問合せは

建築物省エネアシストセンター

（一社）日本設備設計事務所協会連合会で受付けています。

受付時間：平日　10:00～12:00　／　13:00～16:00
URL：https://www.jafmec.or.jp/eco/#eco2
メール　：assist_center01@jafmec.or.jp
ＦＡＸ　：03-5276-3537
ＴＥＬ　：03-5276-3535

※ご質問の前に上記URLのよくある質問と回答をご確認ください。
※電話は混み合う事がありますので、なるべくメール、FAXをご利用ください。
※上記サイトにて、省エネ計算を引受可能な設備設計事務所リストを公開しています。

当講習会の内容に関する質問

講習会専用HPの質問受付フォーム※https://form.run/@mx-ksknet-hlE27OzfeZ3p7lRP4Z16もしくは国土交通省（03-5253-8111）にご連絡ください。

※2025年1月末まで開設

112

4-2. お問合せ先等

国土交通省

情報提供サイトの整理

Point

- 国土交通省、国立研究開発法人建築研究所及び一般社団法人住宅性能評価・表示協会では、それぞれ改正建築基準法・改正建築物省エネ法に関連する情報をホームページで提供しています。

機関名	提供情報・ＵＲＬ	検索ワード例
国土交通省	令和4年改正 建築基準法について https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_kenchikukijunhou.html	「改正建築基準法」
	建築物省エネ法について（法令、制度全般、表示制度ガイドライン、様式） https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html	「建築物省エネ法」
	資料ライブラリー（仕様基準ガイドブック、広報ツール等） https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html	「仕様基準ガイドブック」
	法改正等について学べるオンライン講座 https://shoenehou-online.jp/	「建築物省エネ法オンライン講座」
建築研究所	住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム https://house.lowenergy.jp/	「住宅Webプログラム」
	非住宅建築物に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム https://building.lowenergy.jp/	「非住宅建築物計算」
	建築物のエネルギー消費性能に関する技術情報 https://www.kenken.go.jp/becc/index.html	「省エネ 技術情報」
住宅性能評価・表示協会	省エネ適合性判定・届出について（省エネ適判機関の検索） https://www.hyoukakyoukai.or.jp/shouene_tekihan/	「省エネ適合性判定届出」
	自己評価ラベルの出力ページ（省エネ性能表示制度のラベル出力システム） https://bels.hyoukakyoukai.or.jp/self/calc	「自己評価ラベル」

113

4-2. お問合せ先等

国土交通省

建築士サポートセンター体制

Point

- 改正法の全面施行の際、事前周知活動のみでは十分に情報が行き届かない申請者が一定数生じる可能性を踏まえ、これらの申請者に対し、**申請図書の作成**や**申請手続き**について**個別にサポートする体制**を**全都道府県**において**構築**します。
- 各都道府県単位でのサポート体制の構築を依頼し、**遅くとも2025年1月からのサポート実施**を目指します。
- 詳細は2025年1月までに順次HP(（一財）日本建築防災協会:https://www.kenchiku-bosai.or.jp/support/)に掲載します。

＜サポート体制図（例）＞

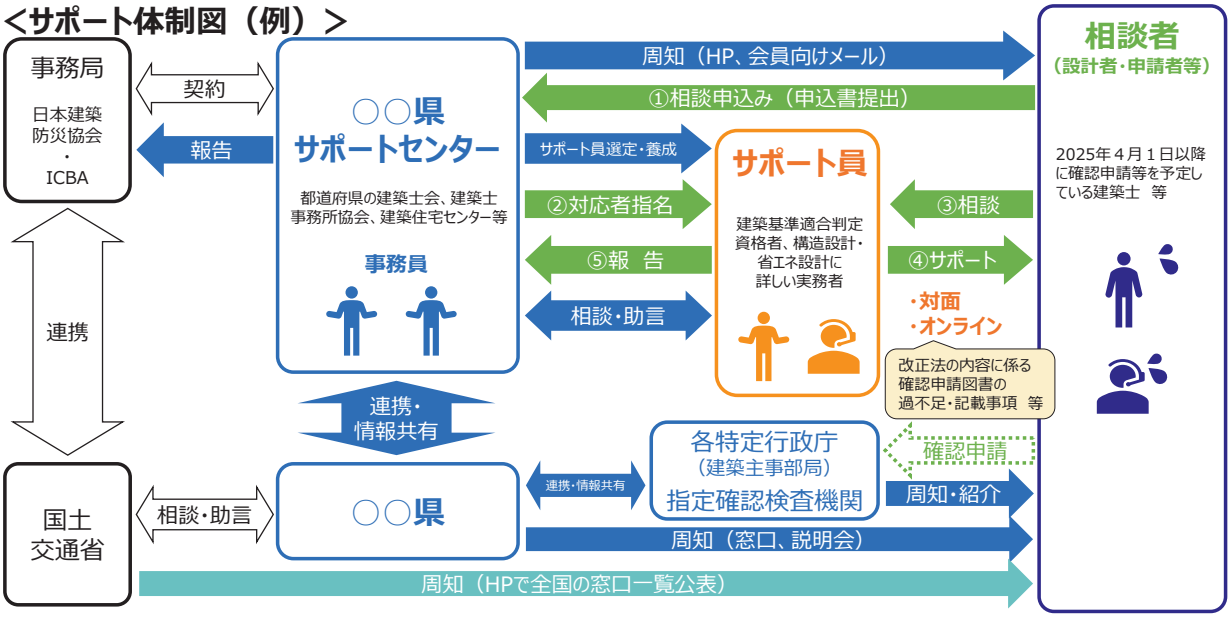

4-2. お問合せ先等

国土交通省

参考書籍のご案内

Point

- 住宅・非住宅の各評価方法・計算プログラム入力方等の詳細は、以下の資料を参照してください。

〈ダウンロード先〉
国土交通省　オンライン講座資料ライブラリー
https://shoenehou-online.jp/download/

書籍名	住宅の省エネルギー基準と評価方法2024	住宅の省エネルギー設計と施工2023	仕様基準ガイドブック	設計・監理資料集（住宅版）※非住宅版もあり
住宅 表紙				
内容	住宅の省エネ基準と標準計算を解説	省エネ住宅の設計・施工の事例を紹介（地域別3種類）	木造戸建て住宅の仕様基準を紹介（地域別3種類）	申請に係る図書の作成例や完了検査のポイントを紹介
書籍名	標準入力法入力マニュアル	モデル建物法入力マニュアル	モデル建物法（小規模版）入力マニュアル	手続きマニュアル（非住宅／住宅／共通）
非住宅 表紙				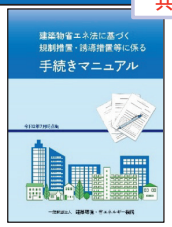
内容	標準入力法の入力方法を解説	モデル建物法の入力方法を解説	モデル建物法（小規模版）の入力方法を解説	制度概要や各種手続きの流れ、必要書類などを紹介

５　【参考１】様式記載例

（１）適合義務・適合性判定関係

１）　計画書（事務所、共同住宅（仕様基準））

様式第一（第一条第一項関係）（日本工業規格Ａ列４番）

（第一面）

計画書

2025年　4月　1日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関　　殿

提出者の住所又は主たる事務所の所在地　東京都千代田区●●町1-2-3

提出者の氏名又は名称　●●株式会社

代表者の氏名　代表取締役社長

建築物の構造及び規模に応じた建築士を記入

建築　エネ夫

設計者氏名　設計　太郎

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第１項（同法第 14 条第２項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

（第二面）

［建築主等に関する事項］

【１．建築主】
【イ．氏名のフリガナ】　●●ｶﾌﾞｼｷｶｲｼｬ　ﾀﾞｲﾋｮｳﾄﾘｼﾏﾘﾔｸｼｬﾁｮｳ　ｹﾝﾁｸｴﾈｵ
【ロ．氏名】　●●株式会社　代表取締役社長　建築　エネ夫
【ハ．郵便番号】　123-4567
【ニ．住所】　東京都千代田区●●町1-2-3
【ホ．電話番号】　03-1234-5678

建築主事又は指定確認検査機関は、確認申請書第二面の記載内容と整合していることを確認(建築士又は行政書士)

【２．代理者】
【イ．氏名】　設計　太郎
【ロ．勤務先】　株式会社　環境省エネ建築士事務所
【ハ．郵便番号】　234-5678
【ニ．住所】　東京都新宿区●●町2-3-4
【ホ．電話番号】　03-2345-6789

建築物の構造及び規模に応じた建築士を記入

【３．設計者】
（代表となる設計者）
【イ．資格】　（一級）建築士　（　大臣　）登録第　123456　号
【ロ．氏名】　設計　太郎
【ハ．建築士事務所名】（一級）建築士事務所（　東京都　）知事登録第　12345　号
【ニ．郵便番号】　234-5678
【ホ．所在地】　東京都新宿区●●町2-3-4
【ヘ．電話番号】　03-2345-6789
【ト．作成した設計図書】　設計図書一式

（その他の設計者）
【イ．資格】　（　　）建築士　（　　）登録第　　号
【ロ．氏名】
【ハ．建築士事務所名】（　　）建築士事務所（　　）知事登録第　　号
【ニ．郵便番号】
【ホ．所在地】
【ヘ．電話番号】
【ト．作成した設計図書】

【イ．資格】　（　　）建築士　（　　）登録第　　号
【ロ．氏名】
【ハ．建築士事務所名】（　　）建築士事務所（　　）知事登録第　　号
【ニ．郵便番号】
【ホ．所在地】
【ヘ．電話番号】
【ト．作成した設計図書】

【イ．資格】　（　　）建築士　（　　）登録第　　号
【ロ．氏名】
【ハ．建築士事務所名】（　　）建築士事務所（　　）知事登録第　　号
【ニ．郵便番号】
【ホ．所在地】
【ヘ．電話番号】
【ト．作成した設計図書】

【４．確認の申請】
☑申請済（(株) ●●指定確認検査機関　東京都千代田区　）
□未申請（　　）

【５．備考】

計画書第三面は、確認申請書第三面・第四面の記載内容と整合させること

（第三面）

建築物エネルギー消費性能確保計画

［建築物に関する事項］

【１．地名地番】 東京都千代田区●●町1-2-3
【２．敷地面積】 1,521.36 ㎡
【３．建築面積】 1,180.57 ㎡
【４．延べ面積】 9,985.94 ㎡
【５．建築物の階数】 （地上） 10 階 （地下） 2 階
【６．建築物の用途】 □非住宅建築物 □一戸建ての住宅 □共同住宅等 ☑複合建築物
【７．工事種別】 ☑新築 □増築 □改築
【８．構造】 鉄筋コンクリート造 一部 造
【９．該当する地域の区分】 6 地域
【１０．工事着手予定年月日】 2025 年9 月1 日
【１１．工事完了予定年月日】 2027年4 月1 日
【１２．備考】

（第四面）

計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることが可能（P67 の参考様式参照）

【1．非住宅部分の用途】　事務所

【2．建築物の住戸の数】
建築物全体　27　戸

【3．建築物の床面積】

	（床面積）	（開放部分を除いた部分の床面積）	（開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積）
【イ．新築】	（9,985.94 ㎡）	（9, 985. 94 ㎡）	（9,486.64 ㎡）
【ロ．増築】　全体	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
増築部分	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
【ハ．改築】　全体	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
改築部分	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）

・「床面積」は確認申請書と整合させること
・「開放部を除いた部分の床面積」及び「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、省エネ計算の確認に必要な面積

【4．建築物のエネルギー消費性能】
【イ．非住宅建築物】
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第１号イの基準
基準一次エネルギー消費量　　GJ/年
設計一次エネルギー消費量　　GJ/年
ＢＥＩ（　　）
（ＢＥＩの基準値　　）
□基準省令第１条第１項第１号ロの基準
ＢＥＩ（　　）
（ＢＥＩの基準値　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
【ロ．一戸建ての住宅】
（外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号イ(1)の基準
外皮平均熱貫流率　　W/(㎡・K)（基準値　　W/(㎡・K)）
冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）
□基準省令第１条第１項第２号イ(2)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令第１条第１項第２号イただし書の規定による適用除外
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準
基準一次エネルギー消費量　　GJ/年
設計一次エネルギー消費量　　GJ/年
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(2)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）

（第四面つづき）

【ハ．共同住宅等】
（外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号イ(1)の基準
□基準省令第１条第１項第２号イ(2)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準
基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
基準一次エネルギー消費量　　GJ/年
設計一次エネルギー消費量　　GJ/年
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(2)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）

【ニ．複合建築物】
☑基準省令第１条第１項第３号イの基準
（非住宅部分）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第１号イの基準
基準一次エネルギー消費量　　GJ/年
設計一次エネルギー消費量　　GJ/年
ＢＥＩ（　　）
（ＢＥＩの基準値　　）
☑基準省令第１条第１項第１号ロの基準
ＢＥＩ（　0.78　）
（ＢＥＩの基準値　0.8　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（住宅部分）
（外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号イ(1)の基準
☑基準省令第１条第１項第２号イ(2)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準
基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
基準一次エネルギー消費量　　GJ/年
設計一次エネルギー消費量　　GJ/年
ＢＥＩ（　　）
☑基準省令第１条第１項第２号ロ(2)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）

・一次エネルギー消費量基準：住宅部分と非住宅部分がそれぞれ省エネ基準に適合すること
・外皮基準：住宅部分が省エネ基準に適合すること

・第１条第１項第１号イの基準：標準入力法
・第１条第１項第１号ロの基準：モデル建物法
・大臣が認める方法：BEST 省エネ基準対応ツール
※【イ】において同じ

・第１条第１項第２号イ（1）の基準：標準計算
・第１条第１項第２号イ（2）の基準：仕様基準
・大臣が認める方法：誘導仕様基準
※【ロ】【ハ】において同じ

・第１条第１項第２号ロ（1）の基準：標準計算
・第１条第１項第２号ロ（2）の基準：仕様基準
・大臣が認める方法：誘導仕様基準
※【ロ】【ハ】において同じ

【備考】
住宅において計画書の作成が必要となるのは、次のいずれかの場合
① 仕様・計算併用法（外皮基準、一次エネルギー消費量基準のいずれか一方を仕様基準、他方を標準計算により基準適合を確認する方法）を行う場合
② 外皮基準、一次エネルギー消費量基準とも標準計算を行う場合
※外皮基準、一次エネルギー消費量基準とも仕様基準により省エネ基準適合させる場合は、計画書作成・省エネ適判が不要

（第四面つ

・一次エネルギー消費量基準：複合建築物全体（住宅部分と非住宅部分のエネルギー消費量の合計）が省エネ基準に適合すること
・外皮基準：住宅部分が省エネ基準に適合すること

□基準省令第１条第１項第３号ロの基準
（複合建築物）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
基準一次エネルギー消費量　　GJ/年
設計一次エネルギー消費量　　GJ/年
ＢＥＩ（　　）
（ＢＥＩの基準値　　）
（住宅部分）
（外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号イ(1)の基準
□基準省令第１条第１項第２号イ(2)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）

【５．備考】

（第五面）

複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることが可能
（P68 の参考様式を参照）

［住戸に関する事項］

【１．住戸の番号】　801

【２．住戸の存する階】　8　階

【３．専用部分の床面積】　72.6　㎡

【４．住戸のエネルギー消費性能】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第１条第１項第２号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率　　W/(㎡・K)　（基準値　　W/(㎡・K)）

冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）

☑基準省令第１条第１項第２号イ(2)の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量　　GJ/年

設計一次エネルギー消費量　　GJ/年

ＢＥＩ（　　）

☑基準省令第１条第１項第２号ロ(2)の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

（別紙）基準省令第１条第１項第２号イ(2)の基準又は基準省令第１条第１項第２号ロ(2)の基準を用いる場合

１．住戸に係る事項（801）
（１）外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置
１）屋根又は天井　（該当箇所無し）
【断熱材の施工法】□内断熱　□外断熱　□両面断熱
□充填断熱　□外張断熱　□内張断熱
【断熱性能】□熱貫流率（　　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（　　(㎡・K)/W）
２）壁
【断熱材の施工法】☑内断熱　□外断熱　□両面断熱
□充填断熱　□外張断熱　□内張断熱
【断熱性能】□熱貫流率（　　W/(㎡・K)）　☑熱抵抗値（ 1.1 (㎡・K)/W）
３）床
（イ）外気に接する部分
【該当箇所の有無】□有　☑無
【断熱材の施工法】□内断熱　□外断熱　□両面断熱
□充填断熱　□外張断熱　□内張断熱
【断熱性能】□熱貫流率（　　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（　　(㎡・K)/W）
（ロ）その他の部分
【該当箇所の有無】□有　☑無
【断熱材の施工法】□内断熱　□外断熱　□両面断熱
□充填断熱　□外張断熱　□内張断熱
【断熱性能】□熱貫流率（　　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（　　(㎡・K)/W）
４）土間床等の外周部分の基礎壁
（イ）外気に接する部分
【該当箇所の有無】□有　☑無
【断熱性能】□熱貫流率（　　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（　　(㎡・K)/W）
（ロ）その他の部分
【該当箇所の有無】□有　☑無
【断熱性能】□熱貫流率（　　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（　　(㎡・K)/W）
５）開口部
【断熱性能】熱貫流率（ 2.33W/(㎡・K)）
【日射遮蔽性能】
□開口部の日射熱取得率（日射熱取得率　　）
□ガラスの日射熱取得率（日射熱取得率　　）
□付属部材
☑ひさし、軒等
６）構造熱橋部
【該当箇所の有無】☑有　□無
【断熱性能】断熱補強の範囲（ 600 ㎜）　断熱補強の熱抵抗値（ 0.6 (㎡・K)/W）

該当部位の断熱材の施工方法と基準適合を確認する断熱性能を記載

開口部の熱貫流率と日射遮蔽性能について記載

RC 造等において、構造熱橋部の断熱補強する必要がある部位がある場合には、断熱補強の範囲と熱抵抗値を記入

（２）一次エネルギー消費量に関する措置
【暖房】暖房設備（ 入居者設置　　）
効率（　　）
【冷房】冷房設備（ 入居者設置　　）
効率（　　）
【換気】換気設備（ ダクト式第三種換気設備（ダクト径 100φ）　　）
効率（　　）
【照明】照明設備（ 非居室に LED 照明設置　　）
【給湯】給湯設備（ ガス潜熱回収型給湯器　　）
効率（ モード熱効率 82.5%　　）

設置する各設備の仕様を記載
入居後に設置予定の設備については「入居者設置」等と記載

２．備考

〈参考様式〉第四面・第五面集約版（事務所、共同住宅（標準計算））

建築物に関する事項（第四面集約版）（参考様式）

【１．非住宅部分の用途】	事務所（08470）	（　　）	（　　）	
【２．建築物の住戸の数】	建築物全体　13　戸			
【３．建築物の床面積】	（床面積）	（開放部分を除いた部分の床面積）	（開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積）	
【イ．新築】	（1,340.60 ㎡）	（　　㎡）	（1,273.57 ㎡）	
【ロ．増築】 全体	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）	
増築部分	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）	
【ハ．改築】 全体	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）	
改築部分	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）	

【４．建築物のエネルギー消費性能】

（建築物の種類）

【イ．非住宅建築物】　【ロ．一戸建ての住宅】　【ハ．共同住宅等】

○【ニ．複合建築物】

（適用した基準）

・非住宅部分
- ○ ・基準省令第１条第１項第１号イの基準（標準入力法）
- ・基準省令第１条第１項第１号ロの基準（モデル建物法）
- ・国土交通大臣が認める方法及びその結果
- （　　）

・住宅部分

（外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
- ○ ・基準省令第１条第１項第２号イ(1)の基準（標準計算）
- ・基準省令第１条第１項第２号イ(2)の基準（仕様基準）
- ・国土交通大臣が認める方法及びその結果
- （　　）

（一次エネルギー消費量に関する事項）
- ○ ・基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準（標準計算）
- ・基準省令第１条第１項第２号ロ(2)の基準（仕様基準）
- ・国土交通大臣が認める方法及びその結果
- （　　）

・基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分　（第2号）

一次エネルギー消費量集計表

非住宅部分のBEI 基準値（0.8）	設計一次エネ [MJ/年]	基準一次エネ [MJ/年]	その他エネ消費 [MJ/年]	BEI
① 住戸部分合計	765,230	846,101	204,898	0.9
② 住宅共用部				
③ 非住宅部分	457,500	660,500	101,500	0.7
合計（①～③）	1,222,730	1,506,601	306,398	0.8

外皮性能集計表

外皮基準適合戸数	13 戸			
外皮基準値	基準U_A値	（0.87）	基準η_{AC}値	（2.8）
外皮設計値	設計U_A値	（0.52）	～	（0.67）
	基準η_{AC}値	（1.2）	～	（1.8）

住戸に関する事項（第五面共同住宅等集約版）（参考様式）

①　住戸部分（標準計算）

No	タイプ名	【1.住戸の番号】	【2.住戸の存する階】	【3.専用部分の床面積】	【4.住戸のエネルギー消費性能】						
					（外壁、窓等通しての熱の損失の防止に関する事項）			（一次エネルギー消費量に関する事項）			
					外皮平均熱貫流率	冷房期の平均日射熱取得率	判定	設計一次エネルギー消費量	基準一次エネルギー消費量	その他一次エネルギー消費量	BEI
			[階]	[㎡]	[W/㎡・K]	[－]		[MJ/年]	[MJ/年]	[MJ/年]	
1	A	101	1	62.50	0.65	1.4	○	57,186	63,812	15,227	0.9
2	B	102	1	61.35	0.54	1.2	○	55,025	63,555	15,035	0.9
3	C	103	1	63.42	0.52	1.2	○	56,908	64,027	15,380	0.9
4	D	104	1	61.35	0.54	1.2	○	55,040	63,555	15,035	0.9
5	F	105	1	62.50	0.65	1.4	○	57,120	63,812	15,227	0.9
6	A	201	2	62.50	0.65	1.4	○	57,186	63,812	15,227	0.9
7	B	202	2	61.35	0.54	1.2	○	55,025	63,555	15,035	0.9
8	C	203	2	63.42	0.52	1.2	○	56,908	64,027	15,380	0.9
9	D	204	2	61.35	0.54	1.2	○	55,040	63,555	15,035	0.9
10	F	206	2	62.50	0.65	1.4	○	57,120	63,812	15,227	0.9
11	G	301	3	75.18	0.67	1.8	○	66,905	68,909	17,431	1.0
12	H	302	3	80.50	0.55	1.6	○	68,817	70,764	18,228	1.0
13	I	303	3	75.18	0.67	1.8	○	66,950	68,906	17,431	1.0
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
32											
33											
34											
35											
36											
37											
38											
39											
40											

２）　適合判定通知書

様式第三（第六条第一項第一号関係）（日本工業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第３項の規定による
適合判定通知書

第　*123456789*　号
*2025*年　*○*月　*○*日

建築主　*○○　○○*　様

所管行政庁　*○○○○*　印

下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

記

１．提出年月日　*2020*年　*○○*月　*○○*日
２．建築場所　*○○県○○市○○町　1-2-3*
３．建築物又はその部分の概要
　用　　途　*事務所、共同住宅*
　工事種別　*新築*
　構　　造　*鉄筋コンクリート造*
　敷地面積　*1,521.36* ㎡　　*建築面積*　*1,180.57* ㎡
　延べ面積　*9,985.94* ㎡　　*階数*　*地上 10 階*　*地下 2 階*

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

３）　期間を延長する旨の通知書

様式第五（第六条第二項関係）（日本工業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第４項に規定する
期間を延長する旨の通知書

第　*123456789*　号
*2025*年　*○*月　*○*日

建築主　*○○　○○*　様

所管行政庁　*○○○○*　印

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第３項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第４項の規定により通知します。

記

１．提出年月日　　*2020*年　*○○*月　*○○*日
２．建築場所
　○○県○○市○○町　1-2-3
（理由）
　○年○月○日に補正を求めた以下の点について、補正が行われていないため
　・建築物のエネルギー消費性能に係る計算書と機器表において、空気調和設備の性能が整合していない
（延長する期間）
　○○年○○月○○日まで　（○日間）
（備考）

４）　確認申請書

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（Ａ４）

確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第６条第１項又は第６条の２第１項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

〇〇〇〇　様

2025年　〇月　〇日

申請者氏名　●●株式会社
代表取締役社長　建築　エネ夫

設計者氏名　株式会社〇〇設計
設計　太郎

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
年　月　日			年　月　日
第　　号			第　　号
係員氏名			係員氏名

確認申請書第二面は、計画書第二面の記載内容と整合させること

（第二面）

建築主等の概要

【1. 建築主】
【イ.氏名のﾌﾘｶﾞﾅ】　●●ｶﾌﾞｼｷｶｲｼｬ　ﾀﾞｲﾋｮｳﾄﾘｼﾏﾘﾔｸｼｬﾁｮｳ　ｹﾝﾁｸｴﾈｵ
【ﾛ.氏名】　●●株式会社　代表取締役社長　建築　エネ夫
【ハ.郵便番号】　123-4567
【ニ.住所】　東京都千代田区●●町1-2-3
【ホ.電話番号】　03-1234-5678

【2. 代理者】
【イ.資格】　（一級）建築士　（　大臣　）登録第　123456　号
【ﾛ.氏名】　設計　太郎
【ハ.建築士事務所名】　（一級）建築士事務所（　東京都　）知事登録第　12345　号
【ニ.郵便番号】　234-5678
【ホ.所在地】　東京都新宿区●●町2-3-4
【ヘ.電話番号】　03-2345-6789

【3. 設計者】
（代表となる設計者）
【イ.資格】　（一級）建築士　（　大臣　）登録第　123456　号
【ﾛ.氏名】　設計　太郎
【ハ.建築士事務所名】　（一級）建築士事務所（　東京都　）知事登録第　12345　号
【ニ.郵便番号】　234-5678
【ホ.所在地】　東京都新宿区●●町2-3-4
【ヘ.電話番号】　03-2345-6789
【ト.作成又は確認した設計図書】　設計図書一式
（その他の設計者）
【イ. 資格】　（ 1級 ）建築士　（大臣）登録第　○○号
【ﾛ. 氏名】　建築　四郎
【ハ. 建築士事務所名】（ 1級 ）建築士事務所（ 東京都 ）知事登録第　○○号
株式会社○○設計
【ニ. 郵便番号】　100-8888
【ホ. 所在地】　東京都千代田区霞が関○○○
【ヘ. 電話番号】　03-5253-○○○○
【ト. 作成又は確認した設計図書】　設備図書一式

【イ. 資格】　（ 1級 ）建築士　（国土交通大臣）登録第　○○号
【ﾛ. 氏名】　構造　五朗
【ハ. 建築士事務所名】（ 1級 ）建築士事務所（ 東京都 ）知事登録第　○○号
株式会社○○設計
【ニ. 郵便番号】　100-8888
【ホ. 所在地】　東京都千代田区霞が関○○○
【ヘ. 電話番号】　03-5253-○○○○
【ト. 作成又は確認した設計図書】　構造図書一式

【イ. 資格】　（　　）建築士　（　　）登録第　　号
【ﾛ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】（　　）建築士事務所（　　）知事登録第　　号
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト.作成又は確認した設計図書】

（構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者）
上記の設計者のうち、
□建築士法第20条の２第１項の表示をした者
【ｲ. 氏名】*構造　五朗*
【ﾛ. 資格】構造設計一級建築士交付第　*153*　号
□建築士法第20条の２第３項の表示をした者
【ｲ. 氏名】
【ﾛ. 資格】構造設計一級建築士交付第　　号
□建築士法第20条の３第１項の表示をした者
【ｲ. 氏名】
【ﾛ. 資格】設備設計一級建築士交付第　　号
【ｲ. 氏名】
【ﾛ. 資格】設備設計一級建築士交付第　　号
【ｲ. 氏名】
【ﾛ. 資格】設備設計一級建築士交付第　　号
□建築士法第20条の３第３項の表示をした者
【ｲ. 氏名】
【ﾛ. 資格】設備設計一級建築士交付第　　号
【ｲ. 氏名】
【ﾛ. 資格】設備設計一級建築士交付第　　号
【ｲ. 氏名】
【ﾛ. 資格】設備設計一級建築士交付第　　号

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】
（代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者）
【ｲ. 氏名】　*建築　四郎*
【ﾛ. 勤務先】*株式会社〇〇設計*
【ﾊ. 郵便番号】*100-9999*
【ﾆ. 所在地】*東京都千代田区霞が関〇〇〇*
【ﾎ. 電話番号】*03-5253-0000*
【ﾍ. 登録番号】
【ﾄ. 意見を聴いた設計図書】*設備図書一式*

（その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者）
【ｲ. 氏名】
【ﾛ. 勤務先】
【ﾊ. 郵便番号】
【ﾆ. 所在地】
【ﾎ. 電話番号】
【ﾍ. 登録番号】
【ﾄ. 意見を聴いた設計図書】

【ｲ. 氏名】
【ﾛ. 勤務先】
【ﾊ. 郵便番号】
【ﾆ. 所在地】
【ﾎ. 電話番号】
【ﾍ. 登録番号】
【ﾄ. 意見を聴いた設計図書】

【ｲ. 氏名】
【ﾛ. 勤務先】
【ﾊ. 郵便番号】
【ﾆ. 所在地】
【ﾎ. 電話番号】
【ﾍ. 登録番号】
【ﾄ.意見を聴いた設計図書】

【5. 工事監理者】
（代表となる工事監理者）
【イ. 資格】　（ 一級 ）建築士　（国土交通大臣）登録第　〇〇号
【ロ. 氏名】　交通　二郎
【ハ. 建築士事務所名】（　）建築士事務所（　）知事登録第　号
株式会社〇〇設計
【ニ. 郵便番号】　100-8888
【ホ. 所在地】　東京都千代田区霞が関〇〇〇
【ヘ. 電話番号】　03-5253-〇〇〇〇
【ト. 作成又は確認した設計図書】　設計図書一式

（その他の工事監理者）
【イ. 資格】　（　）建築士　（　）登録第　号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】（　）建築士事務所（　）知事登録第　号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 工事と照合する設計図書】
【イ. 資格】　（　）建築士　（　）登録第　号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】（　）建築士事務所（　）知事登録第　号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】　（　）建築士　（　）登録第　号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】（　）建築士事務所（　）知事登録第　号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】
【イ. 氏名】
【ロ. 営業所名】　建設業の許可（　）第　号

【ハ. 郵便番号】
【ニ. 所在地】
【ホ. 電話番号】

【7. 構造計算適合性判定の申請】

□申請済（　）
□未申請（　）
□申請不要

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

☑提出済（*名称：○○○省エネ判定機関　所在地：○○県○○市○○町*）

□未提出（　　）

□提出不要（　　）

【9. 備考】

・申請者は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が不要の場合（適合性判定が不要の場合）には、提出不要である理由を「提出不要」のカッコ内に記入し、その理由を記載する
・建築主事又は指定確認検査機関においては、申請に係る建築物について、適合性判定の提出状況を確認するとともに、提出不要とされている場合には、その根拠を確認する

【提出不要の場合の記載例】
住宅建築物で、仕様基準を用いている場合などにおいて、住宅部分のみで構成された建築物であるか、仕様基準に適合していることを示す情報が記載されているかなどを確認することが必要

省エネ基準適合の評価方法等	推奨する記入内容
仕様基準	第１号イに該当
誘導仕様基準	第１号ロに該当
設計住宅性能評価を受けた場合	第２号に該当
長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けた場合	第３号に該当

（第三面）

建築物及びその敷地に関する事項

確認申請書第三面は、計画書第三面の記載内容と整合させること

【1. 地名地番】東京都千代田区●●町1-2-3

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】
☑都市計画区域内（□市街化区域　□市街化調整区域　□区域区分非設定）
□準都市計画区域内　　□都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】　□防火地域　☑準防火地域　□指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

【6. 道路】
【ｲ. 幅員】　○○m
【ﾛ. 敷地と接している部分の長さ】　○○m

【7. 敷地面積】
【ｲ. 敷地面積】　(1)（1,521.36㎡）（　　）（　　）（　　）
(2)（　　）（　　）（　　）（　　）
【ﾛ. 用途地域等】　（商業地域）（　　）（　　）（　　）
【ﾊ. 建築基準法第52条第１項及び第２項の規定による建築物の容積率】
（○○%）（　　）（　　）（　　）
【ﾆ. 建築基準法第53条第１項の規定による建築物の建蔽率】
（○○%）（　　）（　　）（　　）
【ﾎ. 敷地面積の合計】　(1)　1,521.36 ㎡
(2)
【ﾍ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】○○
【ﾄ. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】○○
【ﾁ. 備考】

【8. 主要用途】（区分　08470　）　事務所（事務所、共同住宅）

【9. 工事種別】
☑新築　□増築　□改築　□移転　□用途変更　□大規模の修繕　□大規模の模様替

【10. 建築面積】　（申請部分　）（申請以外の部分）（合計　）
【ｲ. 建築面積】　（1,180.57㎡）（　　）（1,180.57㎡）
【ﾛ. 建蔽率】　○○　%

【11. 延べ面積】　（申請部分　）（申請以外の部分）（合計　）
【ｲ. 建築物全体】　（9,985.94㎡）（　　）（9,985.94㎡）
【ﾛ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】
（　　）（　　）（　　）
【ﾊ. エレベーターの昇降路の部分】
（○○㎡）（　　）（○○㎡）
【ﾆ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】
（○○㎡）（　　）（○○㎡）
【ﾎ. 自動車車庫等の部分】（○○㎡）（　　）（○○㎡）
【ﾍ. 備蓄倉庫の部分】　（　　）（　　）（　　）
【ﾄ. 蓄電池の設置部分】　（　　）（　　）（　　）
【ﾁ. 自家発電設備の設置部分】
（　　）（　　）（　　）
【ﾘ. 貯水槽の設置部分】　（　　）（　　）（　　）
【ﾇ. 宅配ボックスの設置部分】
（　　）（　　）（　　）
【ﾙ. 住宅の部分】　（○○㎡）（　　）（○○㎡）
【ｦ. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】
（　　）（　　）（　　）

【ﾜ.延べ面積】　○○　㎡
【ｶ.容積率】　○○　%

【12. 建築物の数】
【ｲ. 申請に係る建築物の数】 1
【ﾛ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【13. 建築物の高さ等】 （申請に係る建築物）（他の建築物 ）
【ｲ. 最高の高さ】 （ ○○ ）（ ）
【ﾛ. 階数】 地上（ 10階 ）（ ）
地下（ 2階 ）（ ）
【ﾊ. 構造】 鉄筋コンクリート造 一部 造
【ﾆ. 建築基準法第56条第７項の規定による特例の適用の有無】 □有 ☑無
【ﾎ. 適用があるときは、特例の区分】
□道路高さ制限不適用 □隣地高さ制限不適用 □北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】

【15. 工事着手予定年月日】 2025年 ○ 月 ○ 日

【16. 工事完了予定年月日】 2026年 ○ 月 ○ 日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 （特定工程）
（第 回） 年 月 日 （ ）
（第 回） 年 月 日 （ ）
（第 回） 年 月 日 （ ）

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

（第四面）

確認申請書第四面は、計画書第三面の記載内容と整合させること

建築物別概要

【1. 番号】 1

【2. 用途】 （区分 08470 事務所 ）
（区分 08030 共同住宅 ）
（区分 ）
（区分 ）
（区分 ）

【3. 工事種別】
☑新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替

【4. 構造】 鉄筋コンクリート造 一部 造

【5. 主要構造部】
☑耐火構造 □建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
□準耐火構造（準耐火時間： 分）
□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ-1）
□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ-2）

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】
□建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
□建築基準法第21条第1項ただし書きに該当する建築物
□建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造

【7. 防火地域又は準防火地域における対策の状況】
□延焼防止建築物
□準延焼防止建築物
□その他

【備考】
・建築確認申請は敷地単位でなされるため、既存棟分も第四面・第五面・第六面を作成する
・一方、計画書（省エネ適判申請書）は、省エネ適判を行う棟（新たに新築、増築又は改築を行う棟）分のみ、第四面・第五面を作成する

【8. 階数】
【イ. 地階を除く階数】 10 階
【ロ. 地階の階数】 2
【ハ. 昇降機塔等の階の数】
【ニ. 地階の倉庫等の階の数】

【9. 高さ】
【イ. 最高の高さ】 ○○ m
【ロ. 最高の軒の高さ】 ○○ m

【10. 建築設備の種類】 ○○

【11. 確認の特例】
【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】
☑有 □無
【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】□有 ☑無
【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】
第 号
【ニ. 認定型式の認定番号】 第 号
【ホ. 適合する一連の規定の区分】
□建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ
□建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ
【ヘ.認証型式部材等の認定番号】

【12. 床面積】		（申請部分 ）	（申請以外の部分 ）	（合計 ）
【ｲ. 階別】	（ 10 階）	（ ○○m² ）	（ ）	（ ○○m² ）
	（ 9 階）	（ ○○m² ）	（ ）	（ ○○m² ）
	（ 8 階）	（ ○○m² ）	（ ）	（ ○○m² ）
	（ 7 階）	（ ○○m² ）	（ ）	（ ○○m² ）
	（ 6 階）	（ ○○m² ）	（ ）	（ ○○m² ）
	（ 5 階）	（ ○○m² ）	（ ）	（ ○○m² ）
	（ 4 階）	（ ○○m² ）	（ ）	（ ○○m² ）
	（ 3 階）	（ ○○m² ）	（ ）	（ ○○m² ）
	（ 2 階）	（ ○○m² ）	（ ）	（ ○○m² ）
	（ 1 階）	（ ○○m² ）	（ ）	（ ○○m² ）
	（ B1 階）	（ ○○m² ）	（ ）	（ ○○m² ）
	（ B2 階）	（ ○○m² ）	（ ）	（ ○○m² ）
【ﾛ. 合計】		（ 9,985.94m² ）	（ ）	（ 9,985.94m² ）

【13. 屋根】 ○○

【14. 外壁】 ○○

【15. 軒裏】 ○○

【16. 居室の床の高さ】

【17. 便所の種類】 ○○

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

（第五面）

建築物の階別概要

第五面は建築物の階別に作成することが必要であるが、ここでは代表的な階（１階）のみ記載例を示す

【1. 番号】 1

【2. 階】 1

【3. 柱の小径】

【4. 横架材間の垂直距離】

【5. 階の高さ】 ○○m

【6. 天井】
【イ. 居室の天井の高さ】
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 □有 ☑無

【7. 用途別床面積】

	（用途の区分）	（具体的な用途の名称）	（床面積）
【イ.】	（08470）	（事務所）	（○○m²）
【ロ.】	（08030）	（共同住宅）	（○○m²）
【ハ.】	（）	（）	（）
【ニ.】	（）	（）	（）
【ホ.】	（）	（）	（）
【ヘ.】	（）	（）	（）

複合建築物の場合、用途別床面積の各階の合計値により、住宅部分、非住宅部分の延べ床面積を確認して記入し、確保計画（省エネ適判）の内容と整合させる

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

（第六面）

建築物独立部分別概要

【1. 番号】

【2. 延べ面積】

【3. 建築物の高さ等】
【ｲ. 最高の高さ】
【ﾛ. 最高の軒の高さ】
【ﾊ. 階数】　地上（　　）　地下（　　）
【ﾆ. 】構造】　造　一部　造

【4.特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】
□特定構造計算基準
□特定増改築構造計算基準

【5.構造計算の区分】
□建築基準法施行令第 81 条第 1 項各号に掲げる基準に従つた構造計算
□建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号イに掲げる構造計算
□建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号ロに掲げる構造計算
□建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 2 号イに掲げる構造計算
□建築基準法施行令第 81 条第 3 項に掲げる構造計算

【6.構造計算に用いたプログラム】
【ｲ. 名称】
【ﾛ. 区分】
□建築基準法第20条第1項第2号ｲ又は第3号ｲの認定を受けたプログラム
（大臣認定番号　　）
□その他のプログラム

【7.建築基準法施行令第 137 条の 2 各号に定める基準の区分】
（　　）

【8.備考】

5）　宣言書

（参考様式）

宣言書

2025年　○月　○日

○○確認検査株式会社　御中

設計者を記載する場合には、建築物の構造及び規模に応じた建築士を記入

建築主又は設計者　省エネ　太郎
の氏名、住所　○県○市○町 1-2-3

設計住宅性能評価、長期優良住宅等計画認定又は長期使用構造等の確認（以下「設計住宅性能評価等」という。）を受けることにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）を省略することを予定しておりますが、設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画の認定通知書若しくは長期使用構造等である旨の確認書又はその写し（以下「評価書等又はその写し」という。）を提出できないときは、省エネ適判を受けることとし、その際は本宣言書を取り下げるものとします。

記

1．提出予定の評価書等又はその写しについて

☑（1）設計住宅性能評価書
☐（2）長期優良住宅建築等計画の認定通知書
☐（3）長期使用構造等である旨の確認書

2．設計住宅性能評価等の申請状況について

☑　申請済　　申請年月日　　（2025年　○月　○日）
☐　申請予定　申請予定年月日　（　　年　　月　　日）

申請先の名称　○○住宅評価株式会社
及び所在地※　○県○市

※申請先の名称について、1.の(1)、(3)を選択した場合は登録住宅性能評価機関の名称を、1.の(2)を選択した場合は認定の申請をする建設地の所管行政庁名をご記入ください。

※所在地の記載は、○○県○○市、郡○○町、村、程度で結構です。

記 載 欄	受付欄
設計住宅性能評価書等の提出等	
☐　提出有　（提出日　　年　　月　　日）	
☐　提出無　（本書の取下げ）	
☐　その他 （　　）	

（２）　軽微変更関係

１）　軽微変更説明（住宅・標準計算）

（参考様式）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算）

（第一面）

2025年　○月　　○日

建　築　主　事　　様

申請者氏名　　建築　建太郎

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能に関する法律施行規則第５条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	○マンション新築工事
(2) 建築物等の所在地	東京都千代田区○1-1-1
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	000－00－2025－0－0－00000
(4) 変更の内容	
☑A　省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 ☑B　一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 □C　再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
(5) 備　考	

（注意） １．この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 ２．(4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受付欄

（参考様式）

（第二面）

[A　省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更]

・変更内容は、□チェックに該当する事項となる

次の①から④に該当する変更

☑ ①外皮の各部位の熱貫流率もしくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）、または開口部面積が増加しない変更

□ ②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更

☑ ③空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）

□ ④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄

以下の変更を実施

- *外壁断熱材種別等の変更（熱抵抗値基準）　XPS2 種ｂA 厚 40 ㎜（熱抵抗値 1.1）→吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材 A 種 1 厚 40 ㎜（熱抵抗値 1.1）*
- *トイレ照明器具に人感センサー設置*

・添付図書等

断面図、照明住戸平面図、照明器具姿図

（注意）変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

（参考様式）

（第三面）

[B　一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

・変更前の BEI＝　（　*0．86*　）　≦　1．0
・変更内容は、①または②に該当する変更となる
□①　床面積
主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ 10%を超えない増減
・変更前の U_A 値＝（ *0.61* ）≦（ *0.87* ）×0.9、変更前の η_{AC} 値＝（ *1.6* ）≦（ *2.8* ）×0.9
☑ ②　外皮に係る変更で以下のいずれか
☑ 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の 1/200 を超えない変更 □ 変更する開口部面積が外皮面積の合計の 1/200 を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能もしくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更 □ 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更 □ 基礎断熱の基礎形状等の変更
・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄
以下の変更を実施 *・開口部面積の増加　変更前合計 13.23 ㎡→変更後 14.10 ㎡（外皮面積 240.0 ㎡×1/200＝1.2 ㎡）*
・添付図書等
住戸キープラン、建具表
（注意）変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

２）　軽微変更説明（非住宅・モデル建物法）

（参考様式）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

（第一面）

2025年　○月　　○日

建　築　主　事　　様

申請者氏名　　建築　建太郎

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能に関する法律施行規則第５条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	（仮称）Ａビル新築工事
(2) 建築物等の所在地	東京都千代田区○町1-2-3
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	2025年　○月　○日　　第　123456789　号
(4) 変更の内容	
☑A　省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 ☑B　一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 □C　再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
(5) 備　考	

（注意） １．この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 ２．(4) 変更の内容において、Ａにチェックした場合には第二面に、Ｂにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Ｃにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受付欄

（参考様式）

（第二面）

[A　省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更]

・変更内容は、□チェックに該当する事項となる

☑ ①建築物の高さ又は外周長の減少

□ ②外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少

□ ③空気調和設備等の効率の向上又は損失の低下となる変更（制御方法等の変更を含む）

□ ④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

□ その他　（　　）

・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄

以下の変更を実施

・１階階高減少に伴う建築物高さの減少

・添付図書等

立面図、断面図

（注意）変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

（参考様式）

（第三面）

[B　一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

・変更前の BEI＝（ *0.7* ）＜（ *0.8* ）×0.9	
・変更となる設備の概要	
☑ 空気調和設備 変更内容記入欄	*・断熱材厚さの変更* *吹付け硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑA種１　（変更前）30mm→（変更後）25mm* *・西側開口部のブラインド設置取りやめ* *・ﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅ機種変更* *RHC-1～3（変更前）品番○○○→（変更後）△△△*
☑ 機械換気設備 変更内容記入欄	*・送風機　機種変更* *FE-1～3（変更前）品番●●●→（変更後）▲▲▲*
☑ 照明設備 変更内容記入欄	*・2 階～5 階機械室　照明台数変更* *品番■■■-■■（変更前）132 台→（変更後）135 台*
☑ 給湯設備 変更内容記入欄	*・洗面所給湯熱源　機種変更* *EH-1～2（変更前）品番◎◎◎→（変更後）×××*
☑ 太陽光発電 変更内容記入欄	*・アレイのシステム容量の変更*
・添付図書等	
平面図、立面図、断面図、仕様書、機器表、仕様シート	

（注意）変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

（参考様式）

（第三面　別紙）

[空気調和設備関係]

次に掲げる（イ）、（ロ）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
（イ）外壁の平均熱貫流率について 5%を超えない増加　かつ窓の平均熱貫流率について 5%を超えない増加
外壁の平均熱貫流率について 5%を超えない増加の確認 変更内容　□断熱材種類　☑断熱材厚み 変更する方位　☑全方位　□一部方位のみ（方位　　） 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前（ 0.822 ）　変更後（ 0.862 ）　増加率（ 4.9 ）%
窓の平均熱貫流率について 5%を超えない増加 変更内容　□ガラス種類　☑ブラインドの有無 変更する方位　☑全方位　□一部方位のみ（方位　　） 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前（ 3.19 ）　変更後（ 3.27 ）　増加率（ 2.6 ）%
（ロ）熱源機器の平均効率について 10%を超えない低下
平均熱源効率（冷房平均 COP） 変更内容　☑機器の仕様変更　□台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前（ 1.39 ）　変更後（ 1.28 ）　減少率（ 8.0 ）%
平均熱源効率（暖房平均 COP） 変更内容　☑機器の仕様変更　□台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前（ 1.83 ）　変更後（ 1.73 ）　減少率（ 5.5 ）%

（参考様式）

（第三面　別紙）

[機械換気設備関係]

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（イ）、（ロ）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
（イ）送風機の電動機出力について 10%を超えない増加
室用途（ *便所* ） 変更内容　☑機器の仕様変更　□台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前（ *0.41* ）　変更後（ *0.42* ）　増加率（ *2.5* ）%
室用途（　　） 変更内容　□機器の仕様変更　□台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）%
（ロ）計算対象床面積について 5%を超えない増加（室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ）
室用途（ 駐車場 ） 変更前・変更後の床面積 変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）%
室用途（ 厨　房 ） 変更前・変更後の床面積 変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）%

（参考様式）

（第三面　別紙）

[照明設備関係]

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（イ）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
（イ）単位床面積あたりの照明器具の消費電力について 10%を超えない増加
室用途（ *機械室* ） 変更内容　□機器の仕様変更　☑台数の増減 変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力 変更前（ *18.72* ）　変更後（ *19.20* ）　増加率（ *2.6* ）%
室用途（　　） 変更内容　□機器の仕様変更　□台数の増減 変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力 変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）%
室用途（　　） 変更内容　□機器の仕様変更　□台数の増減 変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力 変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）%
室用途（　　） 変更内容　□機器の仕様変更　□台数の増減 変更前・変更後の単位床面積あたりの消費電力 変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）%

（参考様式）

（第三面　別紙）

[給湯設備関係]

評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる（イ）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

（イ）給湯機器の平均効率について 10%を超えない低下

湯の使用用途（　洗　面　）
変更内容　☑機器の仕様変更　□台数の増減
変更前・変更後の平均効率
変更前（ 0.37 ）　変更後（ 0.34 ）　減少率（ 8.2 ）%

湯の使用用途（　　）
変更内容　□機器の仕様変更　□台数の増減
変更前・変更後の平均効率
変更前（　　）　変更後（　　）　減少率（　　）%

湯の使用用途（　　）
変更内容　□機器の仕様変更　□台数の増減
変更前・変更後の平均効率
変更前（　　）　変更後（　　）　減少率（　　）%

（参考様式）

（第三面　別紙）

[太陽光発電関係]

次に掲げる（イ）、（ロ）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
（イ）太陽電池アレイのシステム容量について 2%を超えない減少
変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量 変更前　システム容量の合計値（　*2.15*　） 変更後　システム容量の合計値（　*2.11*　） 変更前・変更後のシステム容量減少率（　*1.9*　）%
（ロ）パネル方位角について 30 度を超えない変更かつ傾斜角について 10 度を超えない変更
パネル番号（　　） パネル方位角　□30 度を超えない変更　（　　）度変更 パネル傾斜角　□10 度を超えない変更　（　　）度変更
パネル番号（　　） パネル方位角　□30 度を超えない変更　（　　）度変更 パネル傾斜角　□10 度を超えない変更　（　　）度変更

３）　軽微変更該当証明申請書（参考様式）

（参考様式）

（第一面）

軽微変更該当証明申請書

2025年　〇月　〇日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関　　殿

申請者の住所又は　　東京都千代田区●●町
主たる事務所の所在地　　1-2-3
申請者の氏名又は名称　　●●株式会社
代　表　者　の　氏　名　　代表取締役社長
建築　エネ夫
設計者氏名　　設計　太郎

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】　　第　〇〇　号
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】　　平成〇〇年〇〇月〇〇日
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】　　〇〇
【軽微な変更の概要】　　〇〇

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

5）　軽微変更該当証明書（参考様式）

（参考様式）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第13条の規定による
軽微変更該当証明書

第　123456789 号
2025年　〇 月　〇 日

建築主　●●株式会社　代表取締役社長　建築　エネ夫　様

所管行政庁　〇〇〇〇〇　印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

１．申請年月日　2025年〇〇月〇〇日
２．建築場所　〇県〇市〇町1-2-3
３．建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

6　【参考２】設計図面の作成例の解説

主旨・基本的考え方

改正建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「改正建築物省エネ法」という。2022 年 6 月 17 日公布）により、2025 年 4 月以降（予定）は、原則全ての新築等の住宅・建築物について、建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）への適合が義務づけられることとされている。これに伴い、住宅・建築物の設計を行う建築士は、設計図書において、省エネ基準に係る建材や設備の仕様等を明示することが必要となる。

本資料は、仕様基準又は標準計算を用いた省エネ基準に適合する木造戸建住宅の設計において、設計図書等への省エネ基準に係る内容の記載方法について、具体的な例を示すことで、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）の現場において円滑な審査が行われるよう適切・適正な設計・設計図書の作成を確保することを目的としている。

「1.仕様基準編」「２.標準計算編」に分けて、それぞれの申請に係わる設計図書等の例を示しているので、2025 年 4 月から予定している省エネ基準適合義務制度開始後の参考としていただきたい。

ただし、ここで示す設計図書等の記載についてはあくまでも例であり、別の図書に必要な項目が記載されていれば、必ずしも当該図書が必要なわけではないことを留意されたい。

1) 記載項目

	記載項目	記載例		記載する設計図書の例
		①熱貫流率基準	②断熱材熱抵抗基準	
2.1-1	仕様基準の対象部位	外壁（通気層有り）	外壁	平面図、断面図
2.1-2	建築物の種類（建て方）	一戸建ての住宅		平面図
2.1-3	部位の構造及び工法	木造軸組工法		平面図、断面図、矩計図
2.1-4	断熱材の施工法、厚さ	JIS A9521 GW32-36 厚 105 ㎜充填断熱、構造用合板厚 12.5 ㎜	JIS A9521 GW32-36 厚 105 ㎜充填断熱	仕様書、平面図、断面図
2.1-5	部位の熱貫流率	0.404W/（㎡・K）		熱貫流率計算書、矩計図
2.1-6	部位の断熱材の熱抵抗値		2.9（㎡・K）/W	仕様書、平面図、断面図

「仕様表の記載項目」の例

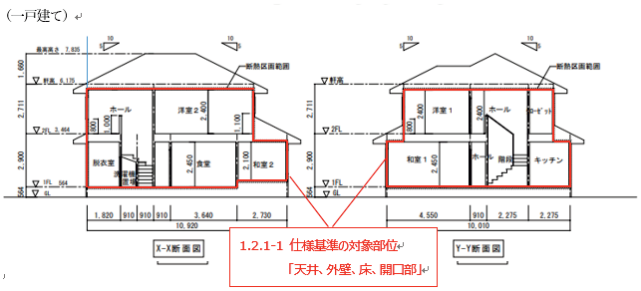

「設計図書の記載例」の例

1. 木造戸建て住宅　仕様基準編

本項では、外皮基準及び一次エネルギー消費量基準のいずれも仕様基準により評価する場合（仕様基準に基づき設計する場合）の設計図書への記載方法等について紹介する。

1.1 設計図書への記載項目一覧

表 1.1 設計図書への記載項目・記載する設計図書の例（木造戸建て住宅・仕様基準）

種別	記載項目	記載する設計図書の例
外皮	仕様基準の対象部位	平面図、断面図
	建築物の種類（建て方）	平面図
	部位の構造及び工法	平面図、断面図
	断熱材の施工法	平面図、断面図
	部位の熱貫流率	平面図、断面図、計算シート
	部位の断熱材の熱抵抗値	仕様書、平面図、断面図
	開口部の熱貫流率	仕様書、平面図
	窓の日射熱取得率	仕様書、平面図
	ガラスの日射熱取得率	仕様書、平面図
	付属部材の有無	平面図、断面図
	ひさし、軒等の有無	断面図、立面図
暖房設備	暖房方式	仕様書、平面図
	暖房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
冷房設備	冷房方式	仕様書、平面図
	冷房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
換気設備	比消費電力	仕様書
	換気方式	仕様書、平面図
	ダクトの内径	仕様書、平面図
	電動器の仕様	仕様書
照明設備	非居室の照明設備の種類	仕様書、平面図
給湯設備	給湯器の種類	仕様書、平面図
	給湯器の効率等	仕様書

上表に示す建材又は設備機器等の種別や性能値等を設計図書に記載する際は、当該性能値等は、国立研究開発法人建築研究所が定めホームページ上で公開する技術情報（https://www.kenken.go.jp/becc/、以下「建研技術情報」という。）に記載する JIS 等の規格に基づく種別、性能値等であることが必要となる。このため、設計図書等には性能値等の根拠となる規格等に関する情報を明示することが必要となる。

1.2　記載項目の具体的内容

1.2.1 外皮

1.2.1.1 外皮（開口部以外）

設計図書の記載方法は、適用する仕様基準として①熱貫流率基準（U 値）の場合と②断熱材熱抵抗基準（R 値）により、次の２パターンに分けられる。

1) 記載項目

	記載項目	記載例		記載する設計図書の例
		①熱貫流率基準 U 値	②断熱材熱抵抗基準 R 値	
1.2.1-1	仕様基準の対象部位	外壁（通気層有り）	外壁	平面図、断面図
1.2.1-2	建築物の種類（建て方）	一戸建ての住宅		平面図
1.2.1-3	部位の構造及び工法	木造軸組工法		平面図、断面図
1.2.1-4	断熱材の施工法、厚さ	JIS A9521 GW32-36 厚 105 ㎜充填断熱、構造用合板厚 12.5 ㎜	JIS A9521 GW32-36 厚 105 ㎜充填断熱	仕様書、平面図、断面図
1.2.1-5	部位の熱貫流率	0.404W/（㎡・K）		平面図、断面図、計算シート
1.2.1-6	部位の断熱材の熱抵抗値		2.9（㎡・K）/W	仕様書、平面図、断面図

※　建材等の熱物性値は、建研技術情報などを参照。

2) 設計図書の記載例

木造住宅の設計図書の記載例を以下に示す。

仕様基準では外皮の部位の断熱性能について、「①熱貫流率基準（U 値）」又は「②断熱材熱抵抗基準（R 値）」のいずれかで評価する必要があるが、①については部位を構成する断熱材や面材などを、②については断熱材のみ設計図書上に明示する。なお、必要に応じ断熱材等の建材の熱物性値に係る根拠資料を添付することが求められる。

なお、「②断熱材熱抵抗基準」を用いる場合、断熱材の厚さ（m）を当該断熱材の熱伝導率（W/(m・K)）で除することにより、基準値と比較する熱抵抗値を求めることが出来る（表 1.2.1.1-1 参照。）。一方「①熱貫流率基準」を用いる場合、建研技術情報としてホームページ上で公開する計算法に則り基準値と比較する熱貫流率を求める必要があるため注意が必要である。

また、①か②のいずれの基準により省エネ性能を評価するかによって、工事監理すべき事項や完了検査での検査対象が異なるため、設計図書等で用いた基準を確認できるよう記載することが望ましい。

適用基準：②断熱材熱抵抗基準（R 値）

仕様表（仕様基準）

（参考様式）

適用した基準明示の例

建築物省エネ法第10条に基づく省エネ基準適合義務に関する事項

仕様等が複数ある場合、省エネ基準適合判断に必要な仕様等を以下に記載

項目		小項目		断熱仕様	工法	備考（適用）
外皮断熱基準	断熱仕様	屋根		該当なし		
		天井		GWHG16-38厚200mm	天井上敷き込み	R値5.3（R値基準）
		外壁		GWHG16-38厚105mm	充填断熱	R値2.8（R値基準）
		床	外気に接する	XPS3種aA厚95mm	根太間断熱	R値3.4（R値基準）
			上記以外	XPS3種aA厚65mm	根太間断熱	R値2.4（R値基準）
		土間床等の基礎壁	外気に接する	XPS3種aA厚50mm	内張り断熱	R値1.8（R値基準）、UB下のみ
			上記以外	XPS3種aA厚50mm	内張り断熱	R値1.8（R値基準）、UB下のみ
	開口部	窓		アルミ枠、Low-E複層ガラスA12(取得型)		U_W＝2.97、η_W＝0.51（枠G仕様）
		ドア		金属枠、金属製フラッシュ構造戸（ドアポスト、ドア内ガラス無し）		U_D＝2.33（枠戸仕様）

a) 1 階平面図（一戸建ての住宅）

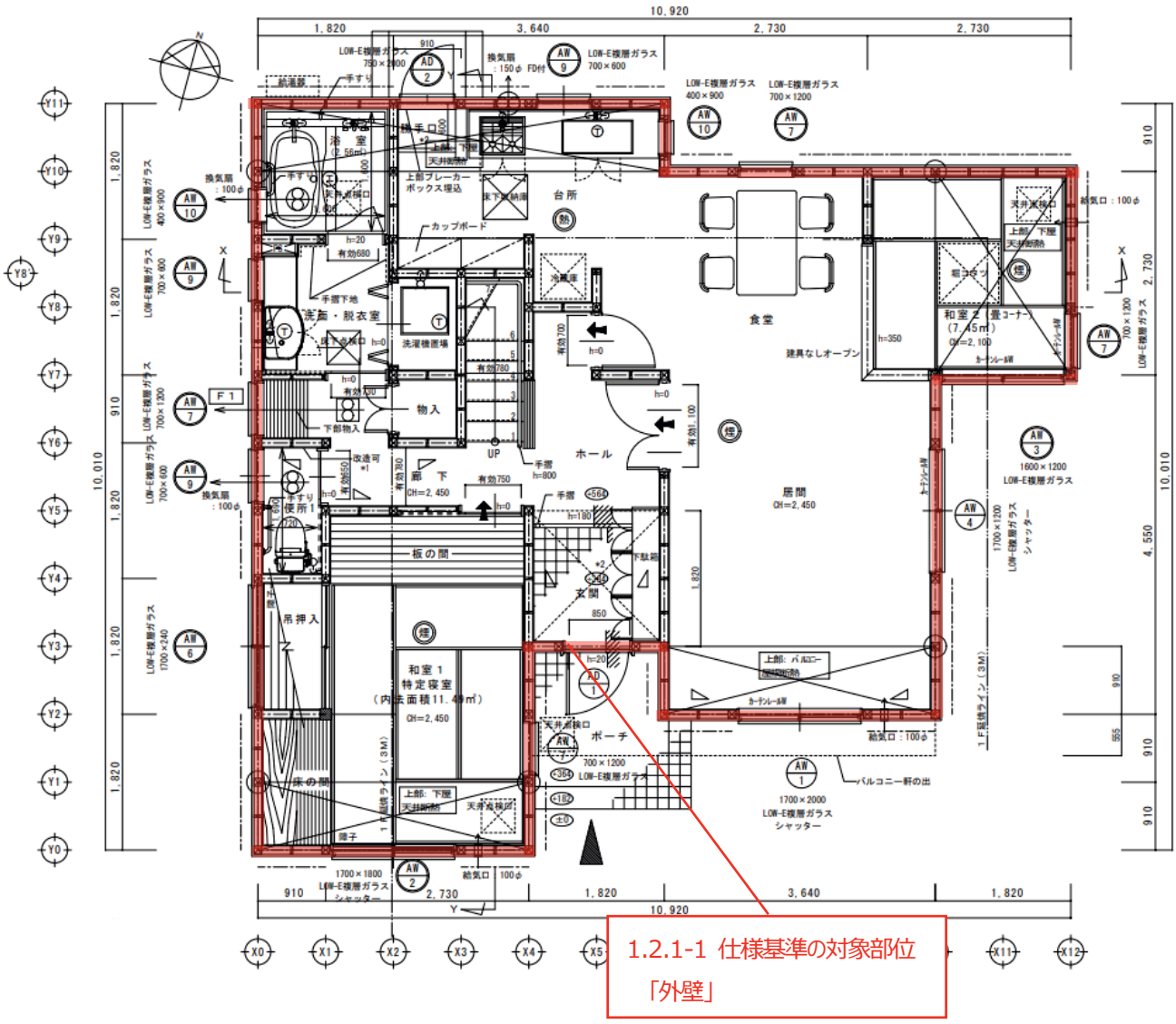

b) 1 階平面図（複合住宅）

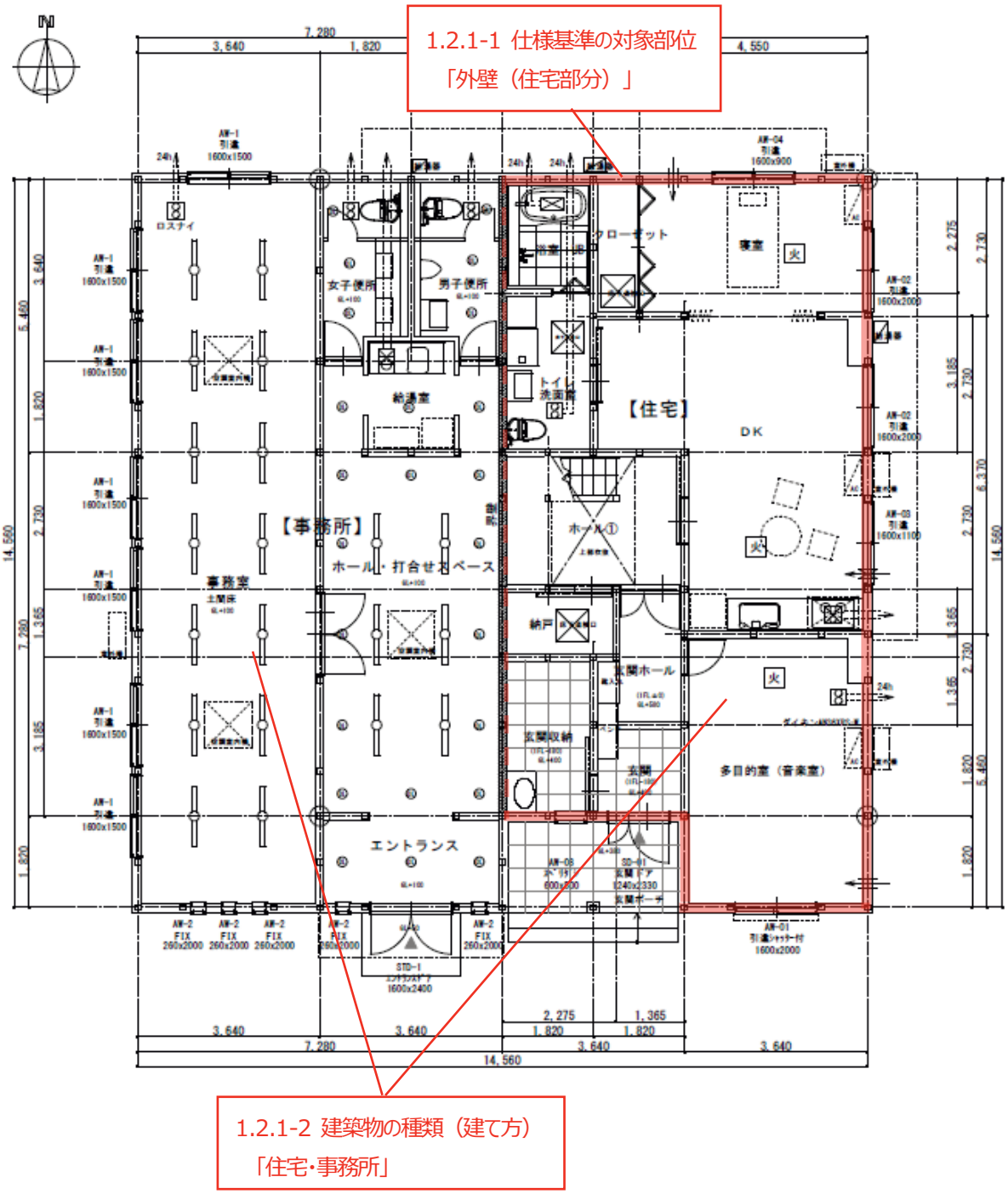

※ 住戸と同様の熱的環境となる室（他住戸、非住宅用途）との境界（上図の点線部分）は、仕様基準の適用はないが、一定の断熱施工等を行うことが望ましい。

c) 断面図

（一戸建て）

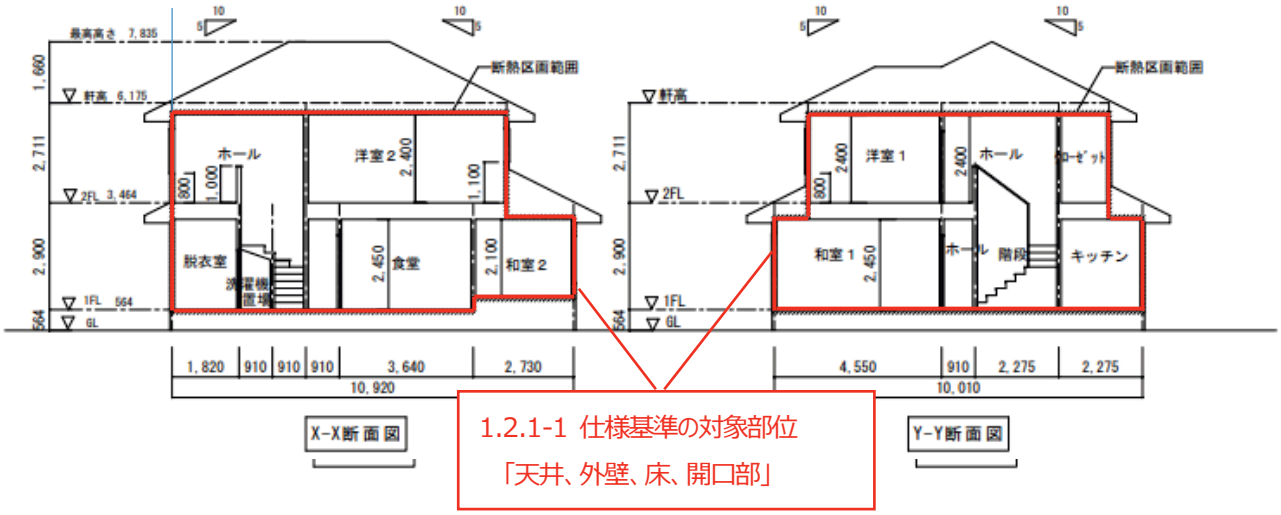

（複合住宅）

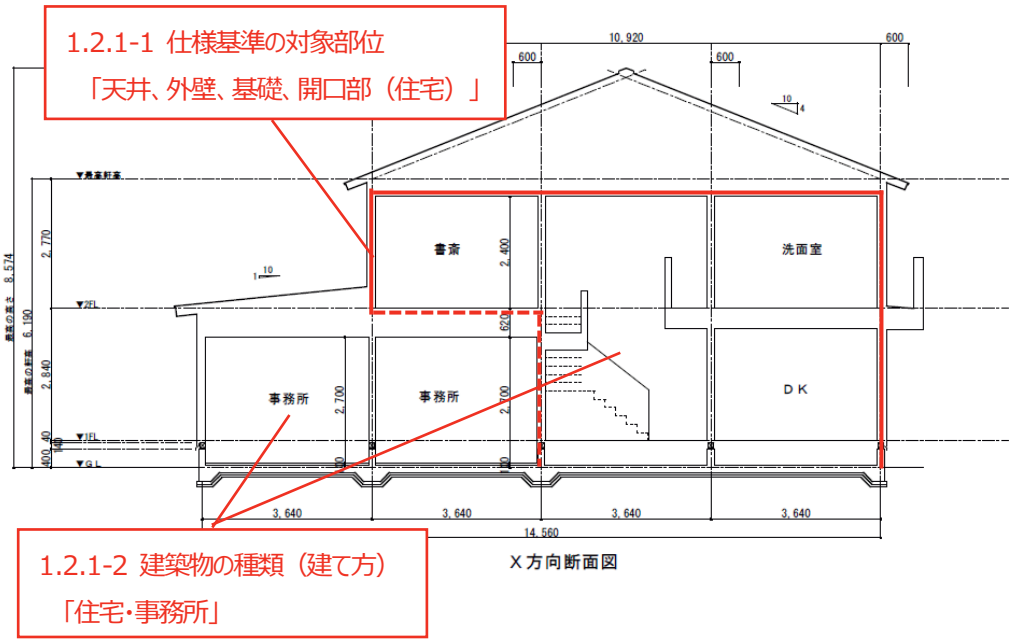

※ 住戸と同様の熱的環境となる室（他住戸、非住宅用途）との境界（上図の点線部分）は、仕様基準の適用はないが、一定の断熱施工等を行うことが望ましい。

d) 計算シート（部位の熱貫流率）の例

1.2.1-1 仕様基準の対象部位

部位U値計算シート ＜部位＞ の熱貫流率【木造用】

1）面積比率による部位熱貫流率

（ 外壁（通気層） ）の実質熱貫流率 W/（㎡K）				
仕様番号	部 分 名		一般部	熱橋部
	熱橋面積比		0.830	0.170
外壁1	熱伝導率λ W/(m・K)	厚さd m	d/λ ㎡・K/W	
熱伝達抵抗 Rsi	−	−	0.110	0.110
柱・間柱	0.120	0.105		0.875
グラスウールHG16-36	0.036	0.105	2.917	
構造用合板	0.160	0.012	0.075	0.075
熱伝達抵抗 Rse	−	−	0.110	0.110
熱貫流抵抗 ΣR=Σ（di/λi）			3.212	1.170
熱貫流率 Un=1/ΣR			0.311	0.855
平均熱貫流率 Ui=Σ（ain・Un）			0.404	

1.2.1-3 部位の構造及び工法

1.2.1-5 部位の熱貫流率

e) 省エネ仕様書（②断熱材熱抵抗基準の場合）

仕様表（仕様基準） （参考様式）

建築物省エネ法第10条に基づく省エネ基準適合義務に関する事項

仕様等が複数ある場合、省エネ基準適合判断に必要な仕様等を以下に記載

項目		小項目		断熱仕様	工法	備考（適用）
外皮断熱基準	断熱仕様	屋根		該当なし		
		天井		GWHG16-38厚200㎜	天井上敷き込み	R値5.3（R値基準）
		外壁		GWHG16-38厚105㎜	充填断熱	R値2.8（R値基準）
		床	外気に接する	XPS3種aA厚95㎜	根太間断熱	R値3.4（R値基準）
			上記以外	XPS3種aA厚65㎜	根太間断熱	R値2.4（R値基準）
		土間床等の基礎壁	外気に接する	XPS3種aA厚50㎜	内張り断熱	R値1.8（R値基準）、UB下のみ
			上記以外	XPS3種aA厚50㎜	内張り断熱	R値1.8（R値基準）、UB下のみ
	開口部	窓		アルミ枠、Low-E複層ガラスA12(取得型)		U_W=2.97、η_W=0.51（枠G仕様）
		ドア		金属枠、金属製フラッシュ構造戸（ドアポスト、ドア内ガラス無し）		U_D=2.33（枠戸仕様）

1.2.1-1 仕様基準の対象部位

1.2.1-4 断熱材の施工法

1.2.1-6 部位の断熱材の熱抵抗値

表 1.2.1.1-1　断熱材種別と厚さに応じた熱抵抗値への換算表（JIS）

（繊維系断熱材）

分類	断熱材名称（JIS A9521）		熱伝導率	断熱厚さに応じた熱抵抗値（㎡・K）/W							
				50㎜	89㎜	90㎜	95㎜	105㎜	120㎜	140㎜	155㎜
繊維系断熱材	グラスウール断熱材（右欄記号中の「XX」は複数種類あるため略）	通常品10-50	0.050	1.0	1.8	1.8	1.9	2.1	2.4	2.8	3.1
		通常品10-49	0.049	1.0	1.8	1.8	1.9	2.1	2.4	2.9	3.2
		通常品10-48	0.048	1.0	1.9	1.9	2.0	2.2	2.5	2.9	3.2
		高性能品HG10-47	0.047	1.1	1.9	1.9	2.0	2.2	2.6	3.0	3.3
		高性能品HG10-46	0.046	1.1	1.9	2.0	2.1	2.3	2.6	3.0	3.4
		通常品XX-45、高性能品HG10-45	0.045	1.1	2.0	2.0	2.1	2.3	2.7	3.1	3.4
		通常品XX-44、高性能品HG10-44	0.044	1.1	2.0	2.0	2.2	2.4	2.7	3.2	3.5
		高性能品HGXX-43	0.043	1.2	2.1	2.1	2.2	2.4	2.8	3.3	3.6
		通常品20-42、高性能品HG12-42	0.042	1.2	2.1	2.1	2.3	2.5	2.9	3.3	3.7
		通常品20-41、高性能品HG12-41	0.041	1.2	2.2	2.2	2.3	2.6	2.9	3.4	3.8
		通常品20-40	0.040	1.3	2.2	2.3	2.4	2.6	3.0	3.5	3.9
		通常品24-38、高性能品HGXX-38	0.038	1.3	2.3	2.4	2.5	2.8	3.2	3.7	4.1
		高性能品HGXX-37	0.037	1.4	2.4	2.4	2.6	2.8	3.2	3.8	4.2
		通常品XX-36、高性能品HGXX-36	0.036	1.4	2.5	2.5	2.6	2.9	3.3	3.9	4.3
		通常品XX-35、高性能品HGXX-35	0.035	1.4	2.5	2.6	2.7	3.0	3.4	4.0	4.4
		高性能品HGXX-34	0.034	1.5	2.6	2.6	2.8	3.1	3.5	4.1	4.6
		通常品XX-33、高性能品HGXX-33	0.033	1.5	2.7	2.7	2.9	3.2	3.6	4.2	4.7
		高性能品HGXX-32	0.032	1.6	2.8	2.8	3.0	3.3	3.8	4.4	4.8
		高性能品HGXX-31	0.031	1.6	2.9	2.9	3.1	3.4	3.9	4.5	5.0
	ロックウール断熱材	LA	0.045	1.1	2.0	2.0	2.1	2.3	2.7	3.1	3.4
		LB	0.043	1.2	2.1	2.1	2.2	2.4	2.8	3.3	3.6
		LC	0.041	1.2	2.2	2.2	2.3	2.6	2.9	3.4	3.8
		LD	0.039	1.3	2.3	2.3	2.4	2.7	3.1	3.6	4.0
		MA	0.038	1.3	2.3	2.4	2.5	2.8	3.2	3.7	4.1
		MB	0.037	1.4	2.4	2.4	2.6	2.8	3.2	3.8	4.2
		MC、HA	0.036	1.4	2.5	2.5	2.6	2.9	3.3	3.9	4.3
		HB	0.035	1.4	2.5	2.6	2.7	3.0	3.4	4.0	4.4
		HC	0.034	1.5	2.6	2.6	2.8	3.1	3.5	4.1	4.6
	インシュレーションファイバー断熱材ファイバーマット		0.040	1.3	2.2	2.3	2.4	2.6	3.0	3.5	3.9
	インシュレーションファイバー断熱材ファイバーボード		0.052	1.0	1.7	1.7	1.8	2.0	2.3	2.7	3.0

（繊維系以外の断熱材）

分類	断熱材名称（JIS A9521、JIS A9526）		熱伝導率	断熱厚さに応じた熱抵抗値（㎡・K）/W										
				20㎜	25㎜	30㎜	35㎜	40㎜	50㎜	60㎜	90㎜	105㎜	120㎜	150㎜
ポリスチレンフォーム断熱材	ビーズ法ポチスチレンフォーム断熱材	１号	0.034	0.6	0.7	0.9	1.0	1.2	1.5	1.8	2.6	3.1	3.5	4.4
		２号	0.036	0.6	0.7	0.8	1.0	1.1	1.4	1.7	2.5	2.9	3.3	4.2
		３号	0.038	0.5	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.6	2.4	2.8	3.2	3.9
		４号	0.041	0.5	0.6	0.7	0.9	1.0	1.2	1.5	2.2	2.6	2.9	3.7
	押出法ポリスチレンフォーム断熱材	１種ｂＡ	0.040	0.5	0.6	0.8	0.9	1.0	1.3	1.5	2.3	2.6	3.0	3.8
		１種ｂＢ	0.038	0.5	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.6	2.4	2.8	3.2	3.9
		１種ｂＣ	0.036	0.6	0.7	0.8	1.0	1.1	1.4	1.7	2.5	2.9	3.3	4.2
		２種ｂＡ	0.034	0.6	0.7	0.9	1.0	1.2	1.5	1.8	2.6	3.1	3.5	4.4
		２種ｂＢ	0.032	0.6	0.8	0.9	1.1	1.3	1.6	1.9	2.8	3.3	3.8	4.7
		２種ｂＣ	0.030	0.7	0.8	1.0	1.2	1.3	1.7	2.0	3.0	3.5	4.0	5.0
		３種ａＡ	0.028	0.7	0.9	1.1	1.3	1.4	1.8	2.1	3.2	3.8	4.3	5.4
		３種ａＢ	0.026	0.8	1.0	1.2	1.3	1.5	1.9	2.3	3.5	4.0	4.6	5.8
		３種ａＣ	0.024	0.8	1.0	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.8	4.4	5.0	6.3
		３種ａＤ	0.022	0.9	1.1	1.4	1.6	1.8	2.3	2.7	4.1	4.8	5.5	6.8
		３種ｂＡ	0.028	0.7	0.9	1.1	1.3	1.4	1.8	2.1	3.2	3.8	4.3	5.4
		３種ｂＢ	0.026	0.8	1.0	1.2	1.3	1.5	1.9	2.3	3.5	4.0	4.6	5.8
		３種ｂＣ	0.024	0.8	1.0	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.8	4.4	5.0	6.3
		３種ｂＤ	0.022	0.9	1.1	1.4	1.6	1.8	2.3	2.7	4.1	4.8	5.5	6.8
ウレタンフォーム断熱材	硬質ウレタンフォーム断熱材	１種	0.029	0.7	0.9	1.0	1.2	1.4	1.7	2.1	3.1	3.6	4.1	5.2
		２種１号	0.023	0.9	1.1	1.3	1.5	1.7	2.2	2.6	3.9	4.6	5.2	6.5
		２種２号	0.024	0.8	1.0	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.8	4.4	5.0	6.3
		２種３号	0.027	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.9	2.2	3.3	3.9	4.4	5.6
		２種４号	0.028	0.7	0.9	1.1	1.3	1.4	1.8	2.1	3.2	3.8	4.3	5.4
	吹付け硬質ウレタンフォーム	Ａ種１	0.034	0.5	0.7	0.8	1.0	1.1	1.4	1.7	2.6	3.0	3.5	4.4
		Ａ種１Ｈ	0.026	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.9	2.3	3.4	4.0	4.6	5.7
		Ａ種３	0.040	0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.2	1.5	2.2	2.6	3.0	3.7
ポリエチレンフォーム断熱材		１種１号、１種２号	0.042	0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.2	1.4	2.1	2.5	2.9	3.6
		２種	0.038	0.5	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.6	2.4	2.8	3.2	3.9
		３種	0.034	0.6	0.7	0.9	1.0	1.2	1.5	1.8	2.6	3.1	3.5	4.4
フェノールフォーム断熱材（右欄記号中の「X」は1～3の数値全て共通の値となる。）		１種X号ＡⅠ、ＡⅡ	0.022	0.9	1.1	1.4	1.6	1.8	2.3	2.7	4.1	4.8	5.5	6.8
		１種X号ＢⅠ、ＢⅡ	0.021	1.0	1.2	1.4	1.7	1.9	2.4	2.9	4.3	5.0	5.7	7.1
		１種X号ＣⅠ、ＣⅡ	0.020	1.0	1.3	1.5	1.8	2.0	2.5	3.0	4.5	5.3	6.0	7.5
		１種X号ＤⅠ、ＤⅡ	0.019	1.1	1.3	1.6	1.8	2.1	2.6	3.2	4.7	5.5	6.3	7.9
		１種X号ＥⅠ、ＥⅡ	0.018	1.1	1.4	1.7	1.9	2.2	2.8	3.3	5.0	5.8	6.7	8.3
		２種1号ＡⅠ、ＡⅡ	0.036	0.6	0.7	0.8	1.0	1.1	1.4	1.7	2.5	2.9	3.3	4.2
		２種2号ＡⅠ、ＡⅡ	0.034	0.6	0.7	0.9	1.0	1.2	1.5	1.8	2.6	3.1	3.5	4.4
		２種3号ＡⅠ、ＡⅡ	0.028	0.7	0.9	1.1	1.3	1.4	1.8	2.1	3.2	3.8	4.3	5.4
		３種1号ＡⅠ、ＡⅡ	0.035	0.6	0.7	0.9	1.0	1.1	1.4	1.7	2.6	3.0	3.4	4.3

1.2.1.2 外皮（開口部）

1) 記載項目

開口部（窓とドア）の熱貫流率は、同一の開口部であってもその性能を求める方法に応じて熱貫流率が異なるものとなる。このため、熱貫流率を求めた方法を示すと共に、当該方法で求めたことが分かる情報を全て設計図書等に明示することが必要となる。

開口部のうち窓の熱貫流率を求める方法は、以下の①から④のいずれかであることが必要であり、それぞれで設計図書等に明示する内容や、必要となる設計図書等が異なることとなる（表 1.2.1.2-1 参照）。

① 建具及びガラス仕様に基づく窓の熱貫流率（建研技術情報に定める方法）

② 建具仕様及びガラスの熱貫流率に基づく窓の熱貫流率（建研技術情報に定める方法）

③ JIS 等に基づく試験や計算により求めた窓の熱貫流率

④ JIS 等に基づく試験や計算の結果を用いて建研技術情報により求めた窓の熱貫流率

なお、仕様基準に適合させる開口部の熱貫流率は、標準計算で用いる開口部の熱貫流率の算定方法を用いることができるが、開口部に設けられた付属部材等（シャッター、雨戸、和障子及び風除室の有無）の効果を勘案することは出来ないので注意する必要がある。

表 1.2.1.2-1　窓の熱貫流率を求める方法に応じた設計図書等への記載事項

	記載項目※1	窓の熱貫流率を求める方法				記載する設計図書の例※2
		①	②	③	④	
1.2.1.-7	製品名（建具）			○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-8	建具仕様	○	○			仕様書、平面図、建具表
1.2.1-9	窓種			○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-10	製品名（ガラス）		○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-11	ガラス仕様	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-12	スペーサー種別			○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-13	ガラス熱貫流率		○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-14	窓寸法※3			○		仕様書、平面図、建具表、試験成績書等

※1　記載項目における各項目の内容は以下のとおり。

・「製品名（建具）」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。

・「建具仕様」とは、木製建具又は樹脂製建具、木と金属の複合材料製建具又は樹脂と金属の複合材料製建具、金属製建具又はその他の別をいう。

・「窓種」とは、引違い、すべり出し、たてすべり出し、FIX 窓等の開閉形式をいう。

・「製品名（ガラス）」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。

・「ガラス仕様」とは、Low-E ガラスの有無や枚数、ガラスの枚数、中空層のガスの種類・濃度及び中空層の厚さをいう。

・「スペーサー種別」とは、複層ガラスの各ガラス間に、隙間を設けるために端部に設置する部材（スペーサ

ー）の種別をいう。

・「ガラス熱貫流率」とは、ガラスの熱貫流率（U_g）をいう。

・「窓寸法」とは、窓の大きさ（高さ、幅）をいう。

※2　試験成績書等とは、JIS 等に基づく試験成績書や計算書、業界団体等による試験成績書又は製造者による自己適合宣言書などをいう。

※3　仕様基準の窓の熱貫流率において、窓の面積（当該窓が 2 以上の場合においては、その合計の面積）が住戸の床面積に 0.02 を乗じた数値以下となるものを除外できる規定を用いている場合は、方法に関わらず窓寸法の確認が必要となる。

仕様基準で定める窓の日射遮蔽性能を示す方法については、以下の①から⑥のいずれかであることが必要であり、それぞれで明示する内容や必要となる設計図書等が異なることとなる（表 1.2.1.2-2 参照）。

① 建具及びガラス仕様に基づく窓の日射熱取得率（建研技術情報に定める方法）

② 建具の仕様及びガラスの日射熱取得率に基づく窓の日射熱取得率（建研技術情報に定める方法）

③ JIS 等に基づく試験あるいは計算による窓の日射熱取得率

④ JIS 等に基づいて算定されたガラスの日射熱取得率

⑤ 付属部材（紙障子、外付けブラインド等）の設置

⑥ ひさし、軒等（オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から開口部の下場までの高さの 0.3 倍以上のもの。以下同じ。）の設置

表 1.2.1.2-2　窓の日射遮蔽性能を求める方法に応じた設計図書等への記載事項

	記載項目※1※2	窓の日射遮蔽性能を求める方法						記載する設計図書の例※3
		①	②	③	④	⑤	⑥	
1.2.1-15	製品名（建具）	／	／	○	／	／	／	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-16	建具仕様	○	○	○	／	／	／	仕様書、平面図、建具表
1.2.1-17	窓種等	／	／	○	／	／	／	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-18	製品名（ガラス）	／	○	○	○	／	／	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-19	ガラス仕様	○	○	○	○	／	／	仕様書、平面図、建具表
1.2.1-20	Low-E 日射区分	○	／	／	／	／	／	仕様書、平面図、建具表
1.2.1-21	ガラス日射熱取得率	／	○	○	○	／	／	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-22	付属部材の設置	／	／	／	／	○	／	仕様書、平面図
1.2.1-23	ひさし、軒等の設置	／	／	／	／	／	○	仕様書、平面図、立面図

※1　記載項目における各項目の内容は以下のとおり。

・「製品名（建具）」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。

・「建具仕様」とは、木製建具及び樹脂製建具又はその他の別などをいう。

・「窓種等」とは、引違い、すべり出し、たてすべり出し、FIX 窓等の開閉形式や枠の色をいう。

・「製品名（ガラス）」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。

・「ガラス仕様」とは、Low-E ガラスの種類（色等）、膜数や有無、ガラスの枚数などをいう。

・「Low-E 日射区分」とは、Low-E ガラスにおける日射取得型あるいは日射遮蔽型の別をいう。

・「ガラス日射熱取得率」とは、ガラスの日射熱取得率（η_g）をいう。

※2　仕様基準の開口部の日射遮蔽性能において、開口部の面積（天窓以外の開口部で、当該開口部が 2 以上の場合においては、その合計の面積）が住戸の床面積に 0.04 を乗じた数値以下となるものを除外できる規定を用いている場合は、①から⑥の方法に関わらず 2.1-14 と同様に窓寸法の確認が必要となる。

※3　試験成績書等とは、JIS 等に基づく試験成績書や計算書、業界団体による試験成績書又は製造者による自己適合宣言書等をいう。

次に開口部のうちドアの熱貫流率は、その性能を求める方法に応じて、以下の①から④のいずれかであることが必要であり、それぞれで明示する内容や必要となる設計図書等が異なる（表 1.2.1.2-3 参照）。

なお、一般的なドアは日射遮蔽性能に関する仕様基準は適用されないが、ドアのうち戸の大部分が透明材料（ガラスなど）で構成されるドアに関しては、窓に準じた方法により熱貫流率及び日射遮蔽性能の確認が必要となるため、注意することが必要である。

① 戸、枠及びガラス仕様に基づくドアの熱貫流率（建研技術情報に定める方法）

② 戸、枠仕様及びガラス性能に基づくドアの熱貫流率（建研技術情報に定める方法）

③ JIS 等に基づく試験や計算により求めたドアの熱貫流率

④ JIS 等に基づく試験や計算の結果を用いて建研技術情報により求めたドアの熱貫流率

表 1.2.1.2-3　ドアの熱貫流率を求める方法に応じた設計図書等への記載事項

	記載項目※1	ドアの熱貫流率を求める方法				記載する設計図書の例※2
		①	②	③	④	
1.2.1-24	製品名（ドア）			○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-25	戸の仕様	○	○			仕様書、平面図、建具表
1.2.1-26	戸の開閉形式			○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-27	錠の有無等	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-28	ポストの有無	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-29	枠の種類	○	○			仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-30	ガラスの仕様	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-31	スペーサー種別		○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等

1.2.1-32	ガラス熱貫流率		○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
1.2.1-33	ドア寸法			○		仕様書、平面図、建具表、試験成績書等

※1　記載項目において各項目の内容は以下のとおり。

・「製品名（ドア）」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。

・「戸の仕様」とは、金属製高断熱フラッシュ構造、金属製断熱フラッシュ構造、金属製フラッシュ構造、金属製ハニカムフラッシュ構造、金属製又はその他の別をいう。

・「戸の開閉形式」とは、片開き、親子、片袖、両袖等の開閉形式をいう。なお、片袖部、両袖部及び欄間部に透明材料を用いる場合は、複数の仕様の異なる開口部として扱う。

・「錠の有無等」とは、戸に設置された錠の有無及び数をいう。

・「ポストの有無」とは、戸に設置された郵便受け等の有無をいう。

・「枠の種類」とは、木製、金属製熱遮断構造、木と金属との複合材料製又は樹脂と金属との複合材料製、金属製又はその他の別をいう。

・「ガラスの仕様」とは、ドアに部分的に設置されたガラスの Low-E ガラスの有無や枚数、ガラスの枚数、中空層のガスの種類・濃度及び中空層の厚さをいう。

・「スペーサー種別」とは、複層ガラスの各ガラス間に、隙間を設けるために端部に設置する部材（スペーサー）の種別をいう。

・「ガラス熱貫流率」とは、戸に設けたガラスの熱貫流率（U_g）をいう。

・「ドア寸法」とは、ドアの大きさ（高さ、幅及びガラス部分を有する場合はその高さ、幅を含む。）をいう。

※2　試験成績書等とは、JIS 等に基づく試験成績書や計算書、業界団体等による試験成績書、製造者による自己適合宣言書等をいう。

2) 設計図書の記載例

窓については、表 1.2.1.2-1①や表 1.2.1.2-2①に記載する建具及びガラス仕様に基づく開口部の性能が、一般的に広く用いられることが想定される。具体的な建具仕様（金属製や樹脂製など）やガラス仕様（Low-E 複層ガラスなど）に応じた窓の熱性能値は、（一社）日本サッシ協会や（一社）板硝子協会のホームページなどで、早見表が公開されているので参照して頂きたい。

a） 省エネ仕様書

開口部	窓	アルミ枠、Low-E複層ガラスA12(取得型)	U_W＝2.97、η_W＝0.51（枠G仕様）
	ドア	金属枠、金属製フラッシュ構造戸 （ドアポスト、ドア内ガラス無し）	U_D＝2.33（枠戸仕様）

開口部種類

仕様基準への適合確認を行う開口部の仕様

開口部の性能、性能の求め方

b) 平面図

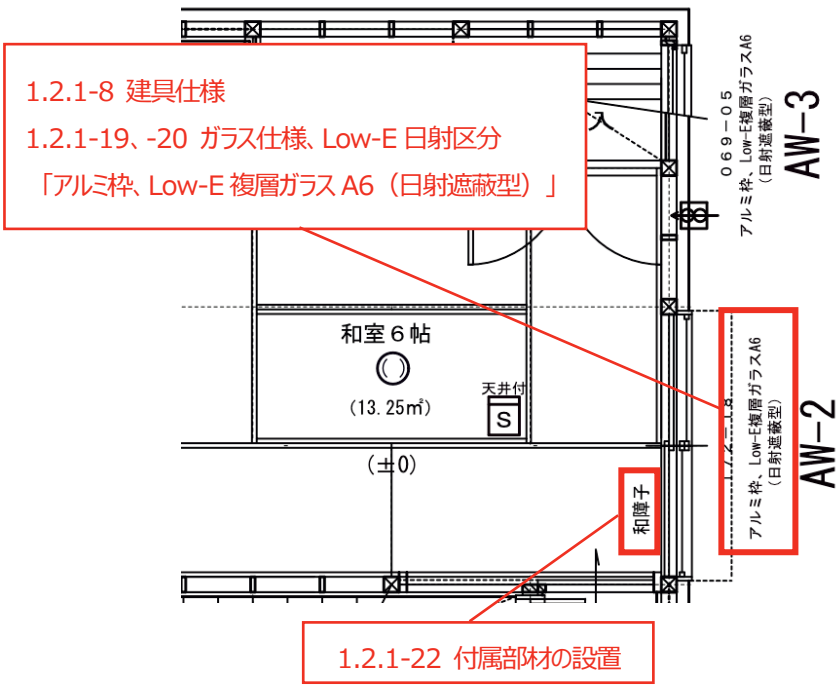

c) 立面図

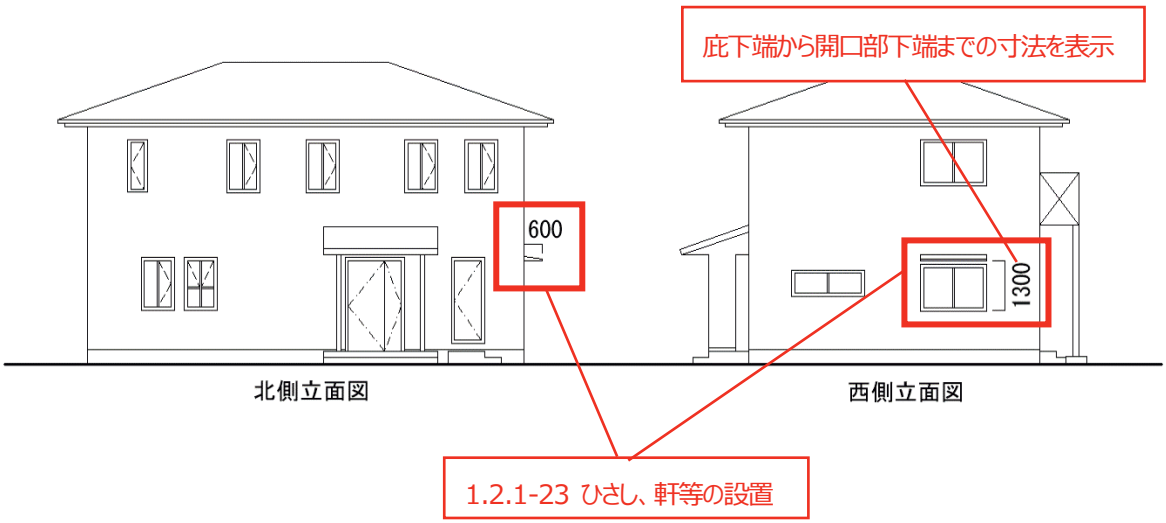

なお、より詳細な方法となる、表 1.2.1.2-2 の②の方法により窓の日射遮蔽性能を求める場合又は表 1.2.1.2-3 の②③④の方法を用いてドアの熱貫流率を求める場合、ガラスや建具全体の熱性能値の根拠となる詳細な建具仕様等や、具体の熱性能値の値などを設計図書等に示すことが必要となるため、注意していただきたい。

1.2.2 暖房設備

1) 記載項目

仕様基準を用いて一次エネルギー消費性能を評価する場合、設置する暖房設備について、下表の事項を設計図書等に記載することが必要となる。ただし、入居者設置など完了検査時点で暖房設備の設置が行われない場合、その旨を設計図書等に記載することで仕様基準に適合するものと判断するため、具体の暖房設備の種類や性能を記載することは不要である。

	記載項目	記載例	記載する設計図書の例
1.2.2-1	暖房方式	居室のみ暖房	仕様書 平面図
1.2.2-2	暖房設備の種類及びその効率	ルームエアコンコンディショナー（い）	

2) 設計図書の記載例

一戸建ての住宅の場合、専用の設備図面を作成することは稀であるため、省エネ適判に必要な情報を、仕様書や平面図などに記載することが一般である考えられる。

なお、仕様基準におけるルームエアコンディショナーに関する適否確認にあたっては、暖房能力（冷房にあっては冷房能力）を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であることにより判断を行うこととなっている。

暖房設備（ルームエアコンディショナー）：−0.321×暖房能力（kW）＋6.16

冷房設備（ルームエアコンディショナー）：−0.504×冷房能力（kW）＋5.88

ただし、実務上はルームエアコンディショナーの暖房性能と冷房性能を同時に確認できるようにするため、冷房能力から暖房及び冷房に係る基準値の計算を行い、かつ、当該結果を用いてルームエアコンディショナーの性能を定格冷房能力の区分に応じて、（い）、（ろ）又は（は）に区分した下表を用いることがほとんどとなっている。

ここで、仕様基準のルームエアコンディショナーに係る暖房及び冷房の基準値は下表の（ろ）の区分に該当するため、基準値相当である（ろ）又はより省エネ性能の高い（い）の区分のルームエアコンディショナーを使用している場合は、仕様基準に適合していると判断することが可能である。

定格冷房能力の区分	エネルギー消費効率の区分を満たす条件		
	区分（い）	区分（ろ）	区分（は）
2.2kW 以下	5.13 以上	4.78 以上 5.13 未満	4.78 未満
2.2kW を超え 2.5kW 以下	4.96 以上	4.62 以上 4.96 未満	4.62 未満
2.5kW を超え 2.8kW 以下	4.80 以上	4.47 以上 4.80 未満	4.47 未満
2.8kW を超え 3.2kW 以下	4.58 以上	4.27 以上 4.58 未満	4.27 未満
3.2kW を超え 3.6kW 以下	4.35 以上	4.07 以上 4.35 未満	4.07 未満

3.6kW を超え 4.0kW 以下	4.13 以上	3.87 以上 4.13 未満	3.87 未満
4.0kW を超え 4.5kW 以下	3.86 以上	3.62 以上 3.86 未満	3.62 未満
4.5kW を超え 5.0kW 以下	3.58 以上	3.36 以上 3.58 未満	3.36 未満
5.0kW を超え 5.6kW 以下	3.25 以上	3.06 以上 3.25 未満	3.06 未満
5.6kW を超え 6.3kW 以下	2.86 以上	2.71 以上 2.86 未満	2.71 未満
6.3kW を超える	2.42 以上	2.31 以上 2.42 未満	2.31 未満

a) 省エネ仕様書

1.2.2-1 暖房方式

設備機器	暖房設備	暖房方式	居室のみ暖房	
		種類等	ルームエアコンディショナー（い）	
	冷房設備	冷房方式	居室のみ冷房	
		種類等	ルームエアコンディショナー（い）	
	換気設備	換気方式等	ダクト式第三種機械換気設備	ダクト内径100φ
	照明設備	非居室の仕様等	非居室	浴室、脱衣室設置
	給湯設備	熱源種類	潜熱回	
		仕様等	モード熱効率85.0%以上	参考型番 ○○社abcd-01

1.2.2-2 暖房設備の種類及びその効率

※ 上表に記載する性能値等は、特記なき限り国立研究開発法人建築研究所の定める技術情報に記載するJIS等の規格に基づく値とする。

b）平面図

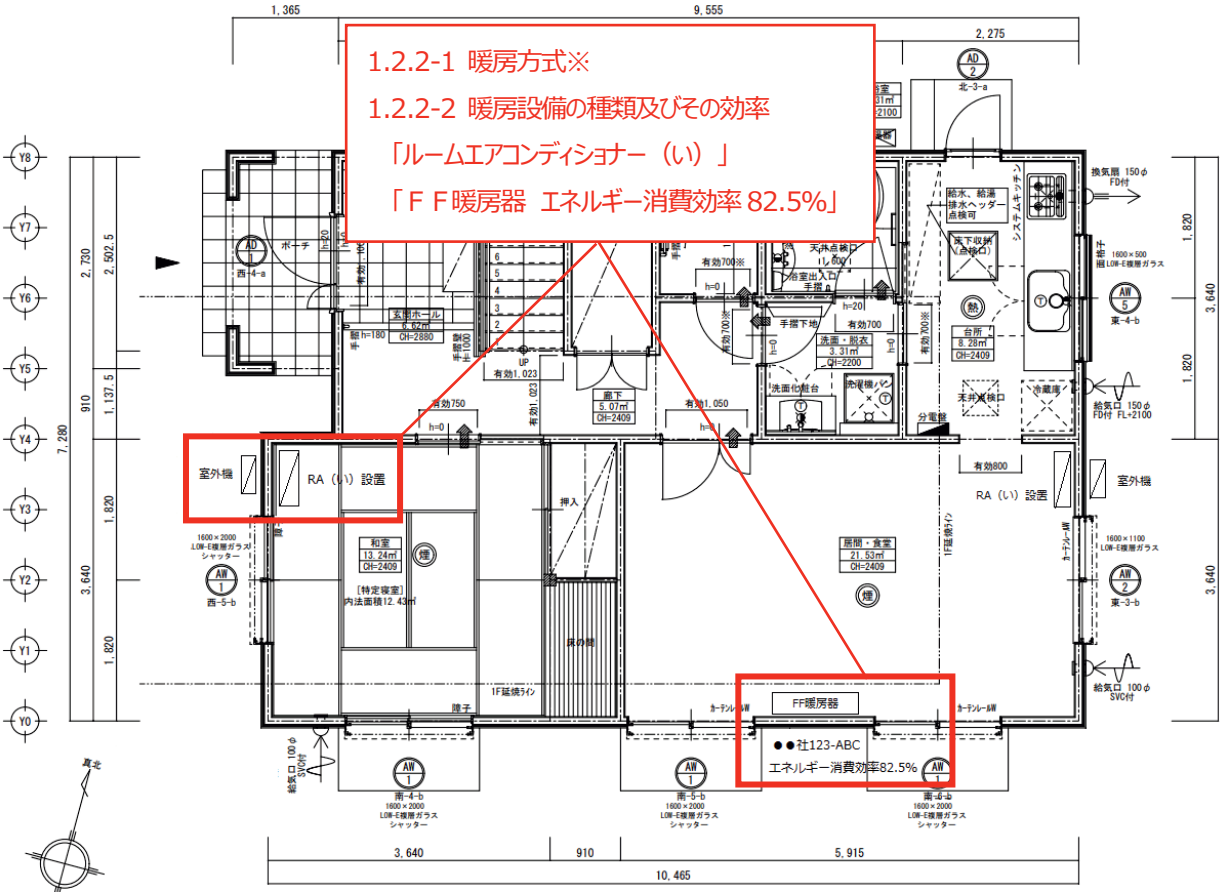
1.2.2-1 暖房方式※
1.2.2-2 暖房設備の種類及びその効率
「ルームエアコンディショナー（い）」
「ＦＦ暖房器 エネルギー消費効率 82.5%」
室外機
RA（い）設置
FF暖房器
●●社123-ABC
エネルギー消費効率82.5%
1,365
9,555
2,275
10,465
3,640
910
5,915

1.2.3 冷房設備

1) 記載項目

仕様基準では、住宅に設置する冷房設備について、下表の事項を設計図書等に記載することが必要となる。ただし、入居者設置など完了検査時点で冷房設備の設置が行われない場合、その旨を設計図書等に記載することで仕様基準に適合するものと判断するため、具体の冷房設備の種類や性能を記載することは不要である。

	記載項目	記載例	記載する設計図書の例
1.2.3-1	冷房方式	居室のみ冷房	仕様書 平面図
1.2.3-2	冷房設備の種類及びその効率	ルームエアコンコンディショナー（い）	

2) 設計図書の記載例

冷房設備においても、仕様基準におけるルームエアコンディショナーに関する適否は、暖房設備における取り扱いと同様に、エネルギー消費効率の区分（い）、（ろ）又は（は）により適否判断を行うことが可能となっている。

a) 平面図

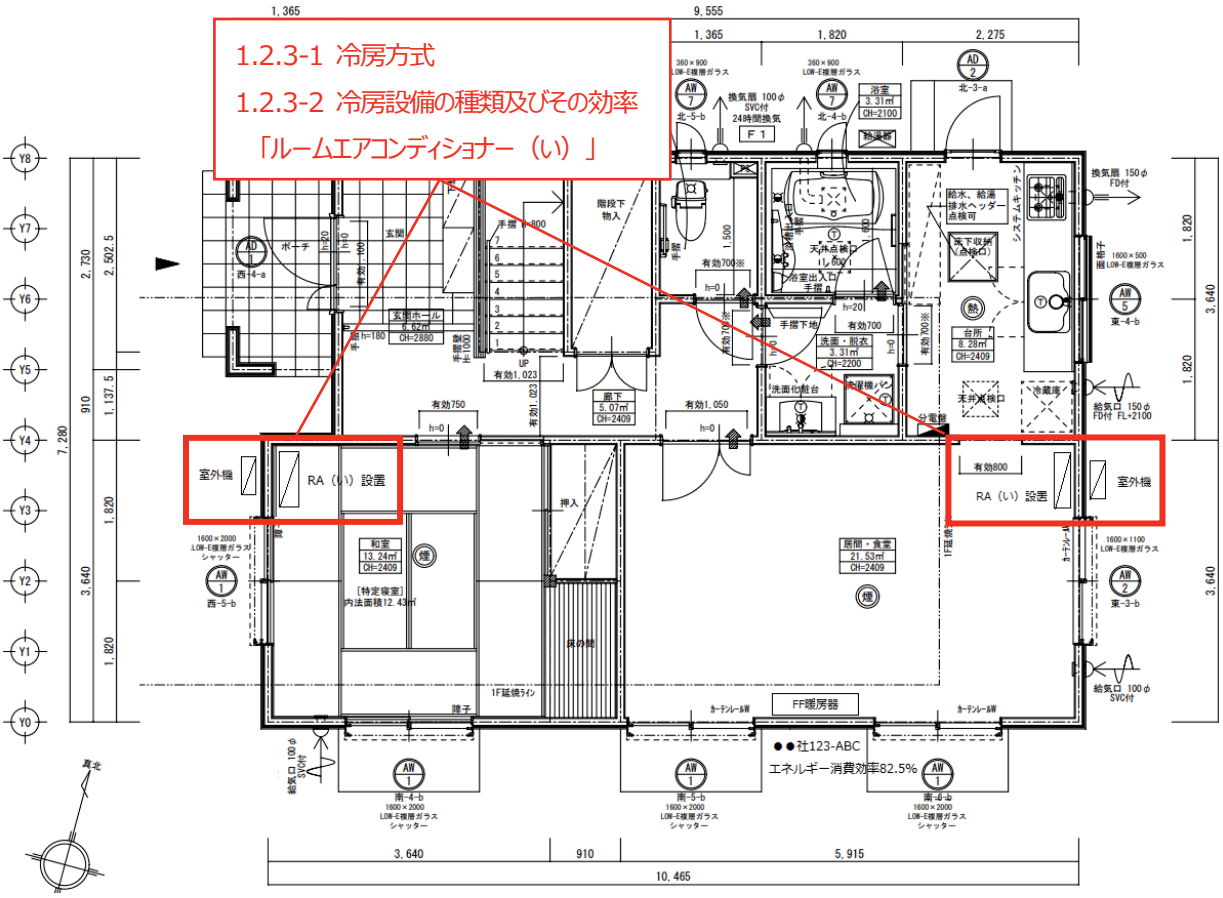

b) 仕様書（省エネ）

1.2.3-1、冷房方式

設備機器	暖房設備	暖房方式	居室のみ暖房	
		種類等	ルームエアコンディショナー（い）	
	冷房設備	冷房方式	居室のみ冷房	
		種類等	ルームエアコンディショナー（い）	
	換気設備	換気方式等	ダクト式第三種機械換気設備	ダクト内径100φ
	照明設備	非居室の仕様等	非居室設置照明は全てLED	便所、浴室、脱衣室設置
	給湯設備	熱源種類	潜熱回収型ガ	
		仕様等	モード熱効率85.0％以上	参考型番 ○○社abcd-01

1.2.3-2 冷房設備の種類及びその効率

※ 上表に記載する性能値等は、特記なき限り国立研究開発法人建築研究所の定める技術情報に記載するJIS等の規格に基づく値とする。

c) エネルギー消費効率の区分の表示例（カタログ）

1.2.3-2 冷房設備の種類及びその効率

■ 壁掛形エアコン(2022年モデル)

暖房／冷房設備機器の種類	シリーズ	冷房能力 (kW)	機種名	冷房定格エネルギー消費効率(冷房COP)	省エネ達成率 (%)	小能力時高効率型コンプレッサー	エネルギー消費効率区分	AIF認証
ルームエアコンディショナー	RXシリーズ	2.2	S22ZTRXS	5.18	115	※1	(い)	○
		2.5	S25ZTRXS	5.00	115	※1	(い)	○
		2.8	S28ZTRXS	5.09	117	※1	(い)	○
		3.6	S36ZTRXS	4.36	132	※1	(い)	○
		4.0	S40ZTRXS	4.15	128	※1	(い)	○
		4.0	S40ZTRXP(V)	5.00	144	※1	(い)	○
		5.6	S56ZTRXP(V)	3.73	128	※1	(い)	○
		6.3	S63ZTRXP(V)	3.60	122	※1	(い)	○
		7.1	S71ZTRXP(V)	3.20	128	※1	(い)	○
		8.0	S80ZTRXP(V)	2.74	122	※1	(い)	○
		9.0	S90ZTRXP(V)	3.00	111	※1	(い)	○
	MXシリーズ	2.2	S22ZTMXS	4.44	108	※1	(は)	○
		2.5	S25ZTMXS	4.17	103	※1	(は)	○
		2.8	S28ZTMXS	3.84	101	※1	(は)	○
		3.6	S36ZTMXS	3.10	108	※1	(は)	○
		4.0	S40ZTMXP(V)	3.15	108	※1	(は)	○
		5.6	S56ZTMXP(V)	2.80	102	※1	(は)	○
	VXシリーズ	2.2	S22ZTVXS	3.86	100	※1	(は)	○
		2.5	S25ZTVXS	3.47	100	※1	(は)	○
		2.8	S28ZTVXS	3.59	100	※1	(は)	○
		3.6	S36ZTVXS	3.10	100	※1	(は)	○
		4.0	S40ZTVXP(V)	3.13	100	※1	(は)	○
		5.6	S56ZTVXP(V)	2.90	100	※1	(は)	○
	AXシリーズ	2.2	S22ZTAXS	5.18	115	※1	(い)	○
		2.5	S25ZTAXS	5.00	115	※1	(い)	○
		2.8	S28ZTAXS	5.09	117	※1	(い)	○
		3.6	S36ZTAXS	4.36	132	※1	(い)	○
		4.0	S40ZTAXS	4.15	128	※1	(い)	○
		4.0	S40ZTAXP(V)	5.00	144	※1	(い)	○
		5.6	S56ZTAXP(V)	3.73	128	※1	(い)	○
		6.3	S63ZTAXP(V)	3.60	122	※1	(い)	○
		7.1	S71ZTAXP(V)	3.20	128	※1	(い)	○
		8.0	S80ZTAXP(V)	2.74	122	※1	(い)	○
		9.0	S90ZTAXP(V)	3.00	111	※1	(い)	○
	SXシリーズ	2.2	S22ZTSXS	3.96	101	※1	(は)	○
		2.5	S25ZTSXS	3.94	101	※1	(は)	○
		2.8	S28ZTSXS	3.84	100	※1	(は)	○
		3.6	S36ZTSXS	3.13	102	※1	(は)	○
		4.0	S40ZTSXP(V)	3.03	102	※1	(は)	○
		5.6	S56ZTSXP(V)	3.06	102	※1	(ろ)	○
		6.3	S63ZTSXP(V)	2.96	100	※1	(い)	○
		7.1	S71ZTSXP(V)	2.62	100	※1	(い)	○

ルームエアコンディショナーの型番

※　必要に応じ別途性能根拠資料等の確認、添付を行う。

1.2.4　換気設備

1）記載項目

仕様基準では、住宅に設置する換気設備について、下表の事項を設計図書等に記載することが必要となる。

	記載項目	記載例	記載する設計図書の例
1.2.4-1	比消費電力	0.3W/(m³/h)以下	仕様書、平面図、換気設備図
1.2.4-2	換気方式	ダクト式第三種換気設備	
1.2.4-3	ダクトの内径	内径 75mm 以上のダクトを使用	
1.2.4-4	電動機の仕様	DC モーター	

2）設計図書の記載例

a ）平面図（壁付けの例）

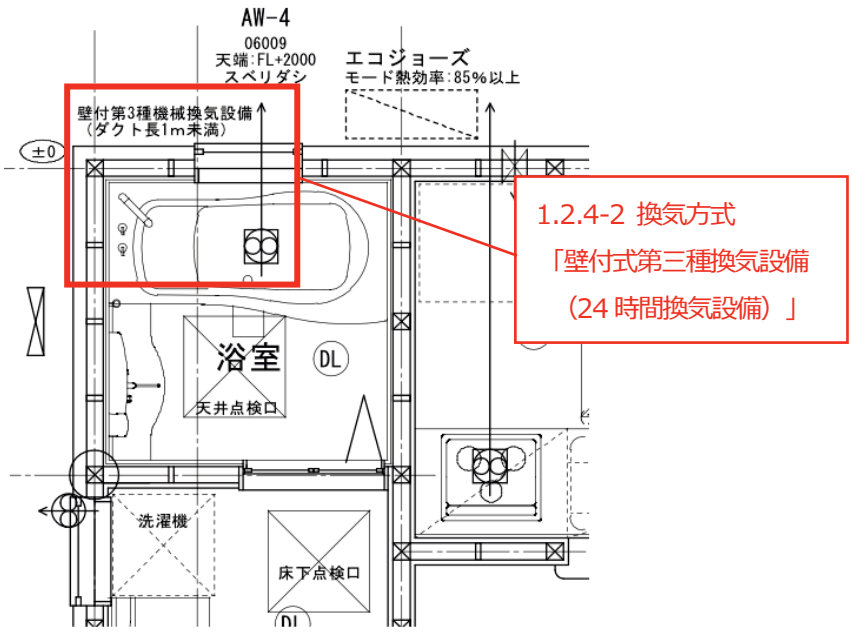

b ）省エネ仕様書（ダクト式の例）

設備機器	暖房設備	暖房方式	居室のみ暖房	
		種類等	ルームエアコンディショナー（い）	
	冷房設備	冷房方式	居室のみ冷房	
		種類等	ルームエアコンディショナー（い）	
	換気設備	換気方式等	ダクト式第三種機械換気設備	ダクト内径100φ
	照明設備	非居室の仕様等	非居室設置照明は全てLED	便所、浴室、脱衣室設置
	給湯設備	熱源種類	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	
		仕様等	モード熱効率85.0%以上	参考型番 ○○社abcd-01

1.2.4-2 換気方式

1.2.4-3 ダクトの内径

※ 上表に記載する性能値等は、特記なき限り国立研究開発法人建築研究所の定める技術情報に記載するJIS等の規格に基づく値とする。

1.2.5 照明設備

1) 記載項目

仕様基準では、住宅に設置する非居室の照明設備について、下表の事項を図書等に記載することが必要となる。ただし、入居者設置など、完了検査時点で該当する照明設備の設置が行われない場合、その旨を設計図書等に記載することで仕様基準に適合するものと判断することとしている。

なお、完了検査時点で一部の非居室に照明設備を設置する場合、設置した全ての設備が仕様基準に適合していることが必要となる。

	記載項目	記載例	記載する設計図書の例
1.2.5-1	非居室の照明設備の種類	非居室の照明設備は全て LED を使用	仕様書、平面図

2) 設計図書の記載例

仕様基準では、非居室の照明設備のみが対象となるため、居室の照明設備を記載することは必ずしも必要ではない。

a) 平面図

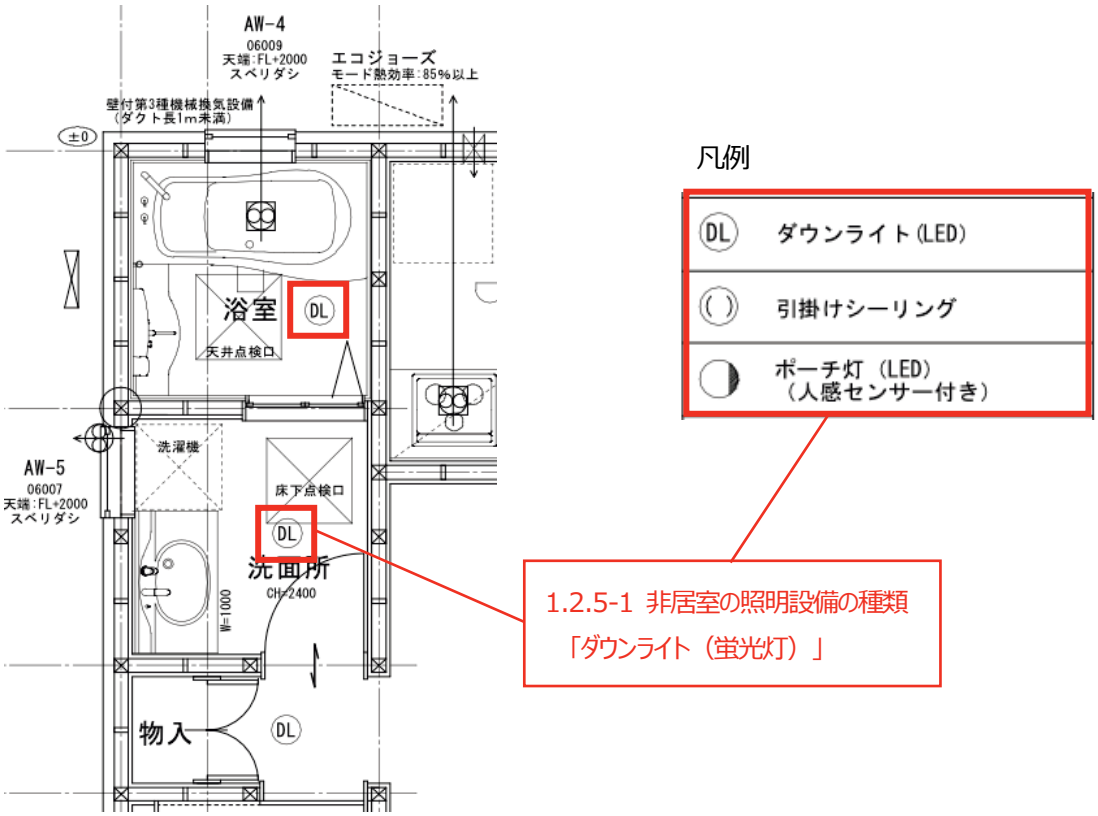

b) 省エネ仕様書

設備機器	暖房設備	暖房方式	居室のみ暖房	
		種類等	ルームエアコンディショナー（い）	
	冷房設備	冷房方式	居室のみ冷房	
		種類等	ルームエアコンディショナー（い）	
	換気設備	換気方式等	ダクト式第三種機械換気設備	ダクト内径100φ
	照明設備	非居室の仕様等	非居室設置照明は全てLED	便所、浴室、脱衣室設置
	給湯設備	熱源種類	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	
		仕様等	モード熱効率85.0%以上	参考型番 ○○社abcd-01

※ 上表に記載する性能値等は、特記なき限り国立研究開発法人建築研究所の定める技術情報に記載するJIS等の規格に基づく値とする。

1.2.5-1 非居室の照明設備の種類

1.2.6 給湯設備

1) 記載項目

仕様基準では、住宅に設置する給湯設備について、下表の事項を設計図書等に記載することが必要となる。

	記載項目	記載例	記載する設計図書の例
1.2.6-1	給湯器の種類	ガス潜熱回収型給湯器	仕様書、平面図
1.2.6-2	給湯器の効率等	モード熱効率 81.5%	

2) 設計図書の記載例

a) 平面図

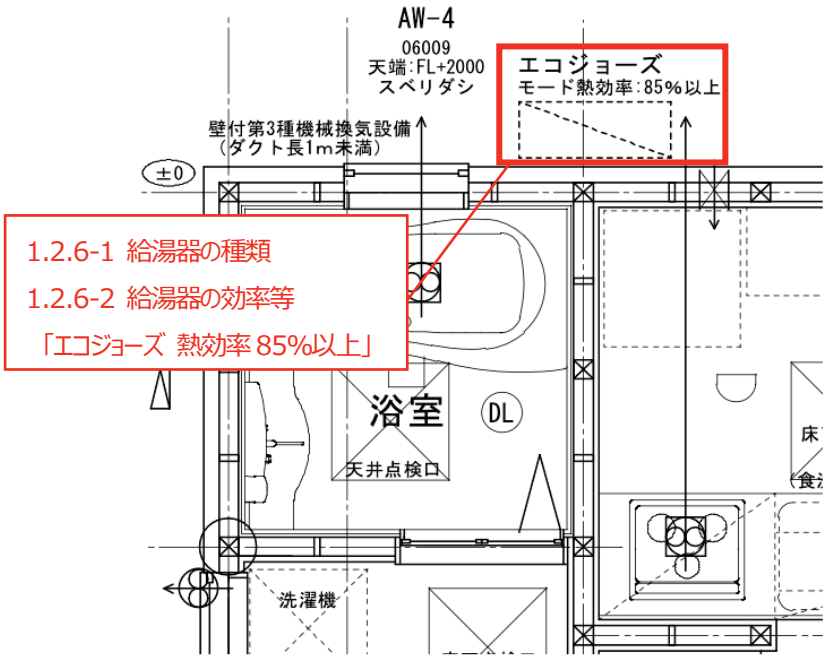

b) 省エネ仕様書

設備機器	暖房設備	暖房方式	居室のみ暖房	
		種類等	ルームエアコンディショナー（い）	
	冷房設備	冷房方式		
		種類等	（い）	
	換気設備	換気方式等	ダクト式第三種機械換気設備	ダクト内径100φ
	照明設備	非居室の仕様等	非居室設置照明は全てLED	便所、浴室、脱衣室設置
	給湯設備	熱源種類	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	
		仕様等	モード熱効率85.0%以上	参考型番 ○○社abcd-01

1.2.6-1 給湯器の種類

※ 上表に記載する性能値等は、特記なき限り国立研究開発法人建築研究所の定める技術情報に記載するJIS等の規格に基づく値とする。

1.2.6-2 給湯器の効率等

ｃ ）ガス給湯器のモード熱効率の表示例（カタログ）

1.2.6-2 給湯器の効率等

ガス給湯器GQ-Cシリーズ【潜熱回収型高効率温水機器(エコジョーズ)】

（付表 N0001－20200327）

No.	ノーリツ品名	熱源機の分類	熱源機の種類	ふろ機能の種類	暖房部熱効率	給湯部 効率		性能確認区分	認証マーク
						モード熱効率	エネルギー消費効率		
1	GQ-C1634WS	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	－	90.8%	－	B-2	
2	GQ-C1634WSBL	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	－	90.8%	－	B-2	
3	GQ-C1634WS-C	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	－	90.8%	－	B-2	
4	GQ-C1634WS-CBL	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	－	90.8%	－	B-2	
5	GQ-C1634WSOBL	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	－	90.8%	－	B-2	
6	GQ-C1634WSO-CBL	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	－	90.8%	－	B-2	
7	GQ-C1634WSO-TBBL	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	－	90.8%	－	B-2	
8	GQ-C1634WSO-TBL	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	－	90.8%	－	B-2	
9	GQ-C1634WS-T	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	－	90.8%	－	B-2	

給湯器の型番

※ 必要に応じ別途性能根拠資料等の確認、添付を行う。

1.3. 確認申請図書作成例（仕様基準により省エネ性能を評価する場合）

仕様表（仕様基準）　　（参考様式）

建築物省エネ法第10条に基づく省エネ基準適合義務に関する事項

仕様等が複数ある場合、省エネ基準適合判断に必要な仕様等を以下に記載

項目		小項目		断熱仕様	工法	備考（適用）
外皮断熱基準	断熱仕様	屋根		該当なし		
		天井		GWHG16-38厚200㎜	天井上敷き込み	R値5.3（R値基準）
		外壁		GWHG16-38厚105㎜	充填断熱	R値2.8（R値基準）
		床	外気に接する	XPS3種aA厚95㎜	根太間断熱	R値3.4（R値基準）
			上記以外	XPS3種aA厚65㎜	根太間断熱	R値2.4（R値基準）
		土間床等の基礎壁	外気に接する	XPS3種aA厚50㎜	内張り断熱	R値1.8（R値基準）、UB下のみ
			上記以外	XPS3種aA厚50㎜	内張り断熱	R値1.8（R値基準）、UB下のみ
	開口部	窓		アルミ枠、Low-E複層ガラスA12(取得型)		U_W＝2.97、η_W＝0.51（枠G仕様）
		ドア		金属枠、金属製フラッシュ構造戸（ドアポスト、ドア内ガラス無し）		U_D＝2.33（枠戸仕様）
一次エネ基準	設備機器	暖房設備	暖房方式	入居者設置		
			種類等			
		冷房設備	冷房方式	入居者設置		
			種類等			
		換気設備	換気方式等	ダクト式第三種機械換気設備		ダクト内径100φ
		照明設備	非居室の仕様等	非居室設置照明は全てLED		便所、浴室、脱衣室設置
		給湯設備	熱源種類	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）		
			仕様等	モード熱効率85.0%以上		参考型番 ○○社abcd-01

※ 上表に記載する性能値等は、特記なき限り国立研究開発法人建築研究所の定める技術情報に記載するJIS等の規格に基づく値とする。

一級建築士事務所　△△県知事登録第▲▲▲▲▲号
一級建築士登録　大臣登録第▲▲▲▲▲号　氏名

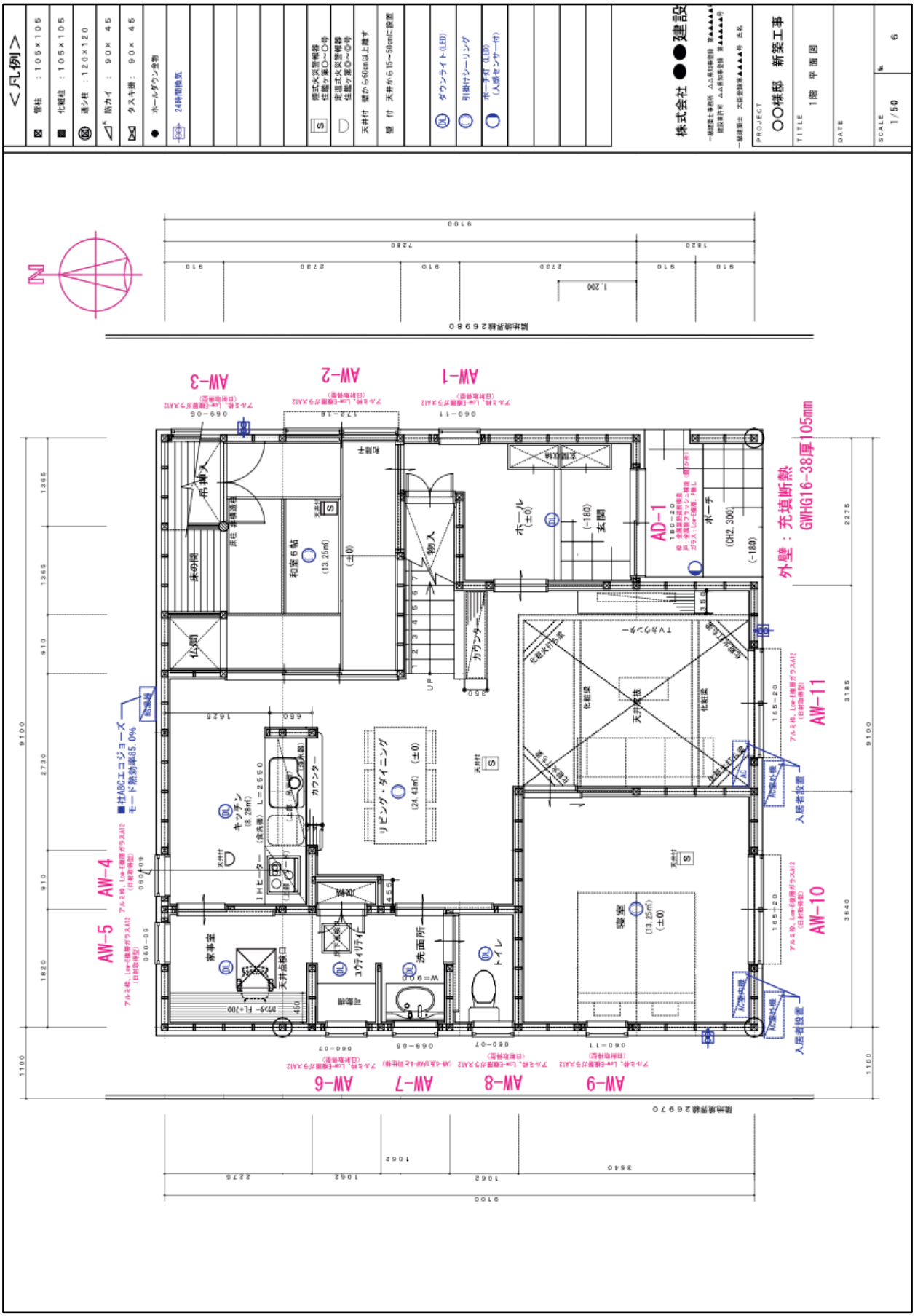
＜凡例＞
管柱 ：105×105
化粧柱 ：105×105
通シ柱 ：120×120
筋カイ ：90× 45
タスキ掛：90× 45
ホールダウン金物
24時間換気
煙式火災警報器 住宅ヶ第〇～〇号
定温式火災警報器 住宅ヶ第◎～◎号
天井付 壁から60cm以上離す
壁 付 天井から15～50cmに設置
ダウンライト(LED)
引掛けシーリング
ポーチ灯 (LED) (人感センサー付)
株式会社 ●●建設
PROJECT
〇〇様邸 新築工事
TITLE
1階 平面図
DATE
SCALE
1/50
No.
6
外壁：充填断熱
GWHG16-38厚105mm
AW-1
AW-2
AW-3
AW-4
AW-5
AW-6
AW-7
AW-8
AW-9
AW-10
AW-11
AD-1
ホール
玄関
ポーチ
物入
和室6帖
仏間
カウンター
リビング・ダイニング
キッチン
家事室
洗面所
トイレ
寝室
入居者設置
■社ABCエコジョーズ
モード熱効率85.0%
隣地境界線26980
隣地境界線26970

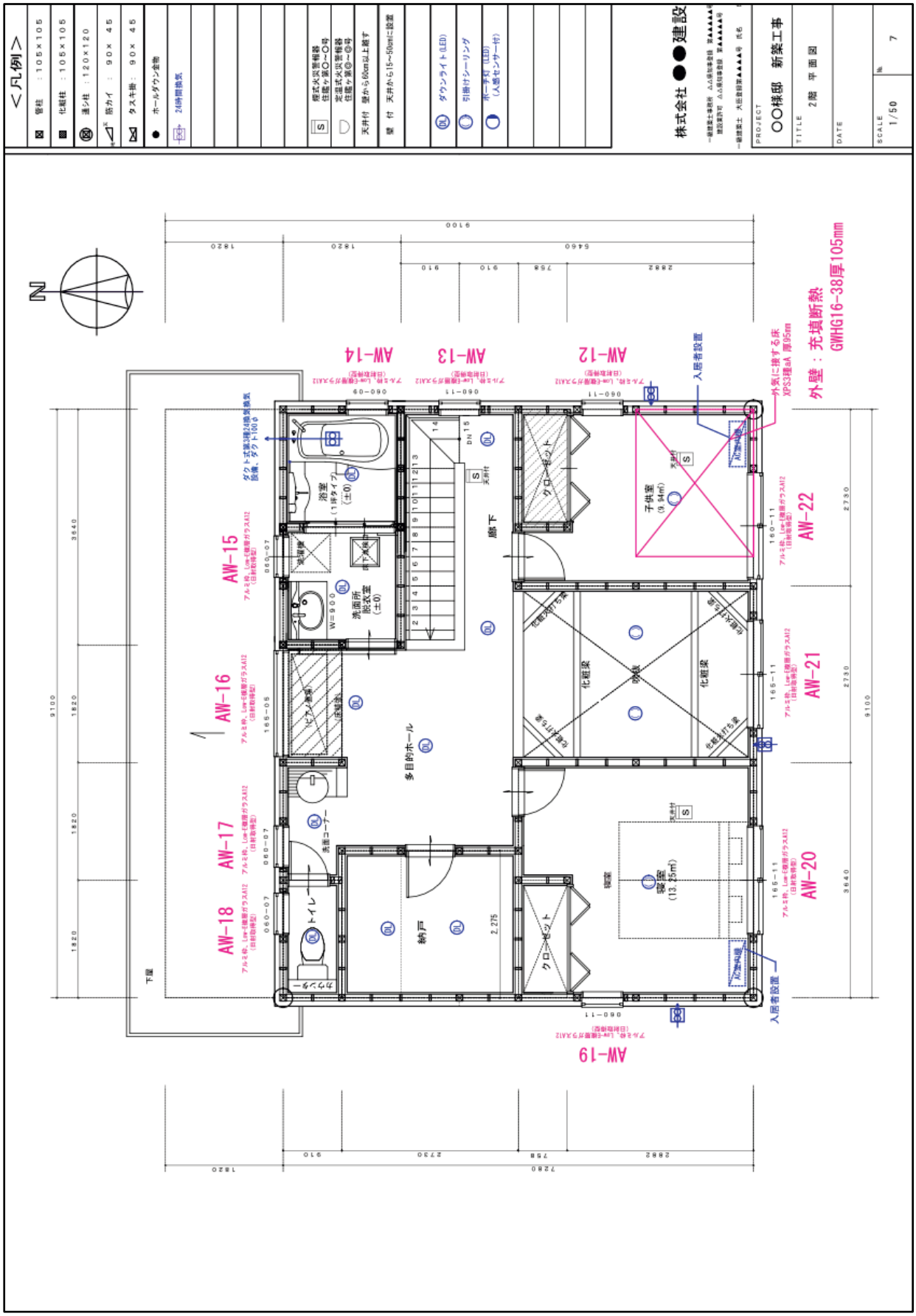
＜凡例＞
管柱 ：105×105
化粧柱 ：105×105
通シ柱 ：120×120
筋カイ ： 90× 45
タスキ掛： 90× 45
ホールダウン金物
24時間換気
ダウンライト(LED)
引掛けシーリング
ポーチ灯 (LED)
(人感センサー付)
株式会社 ●●建設
PROJECT
○○様邸 新築工事
TITLE
2階 平面図
DATE
SCALE
1/50
No.
7
外壁：充填断熱
GWHG16-38厚105mm
AW-12
AW-13
AW-14
AW-15
AW-16
AW-17
AW-18
AW-19
AW-20
AW-21
AW-22
入居者設置
外気に接する床
XPS3種aA 厚95mm
子供室
(9.94㎡)
寝室
(13.25㎡)
浴室
(1坪タイプ)
(±0)
洗面所
脱衣室
(±0)
W=900
廊下
多目的ホール
納戸
トイレ
クローゼット
化粧梁
吹抜
下屋
9100
1820
5460
2882
2730
3640
7280

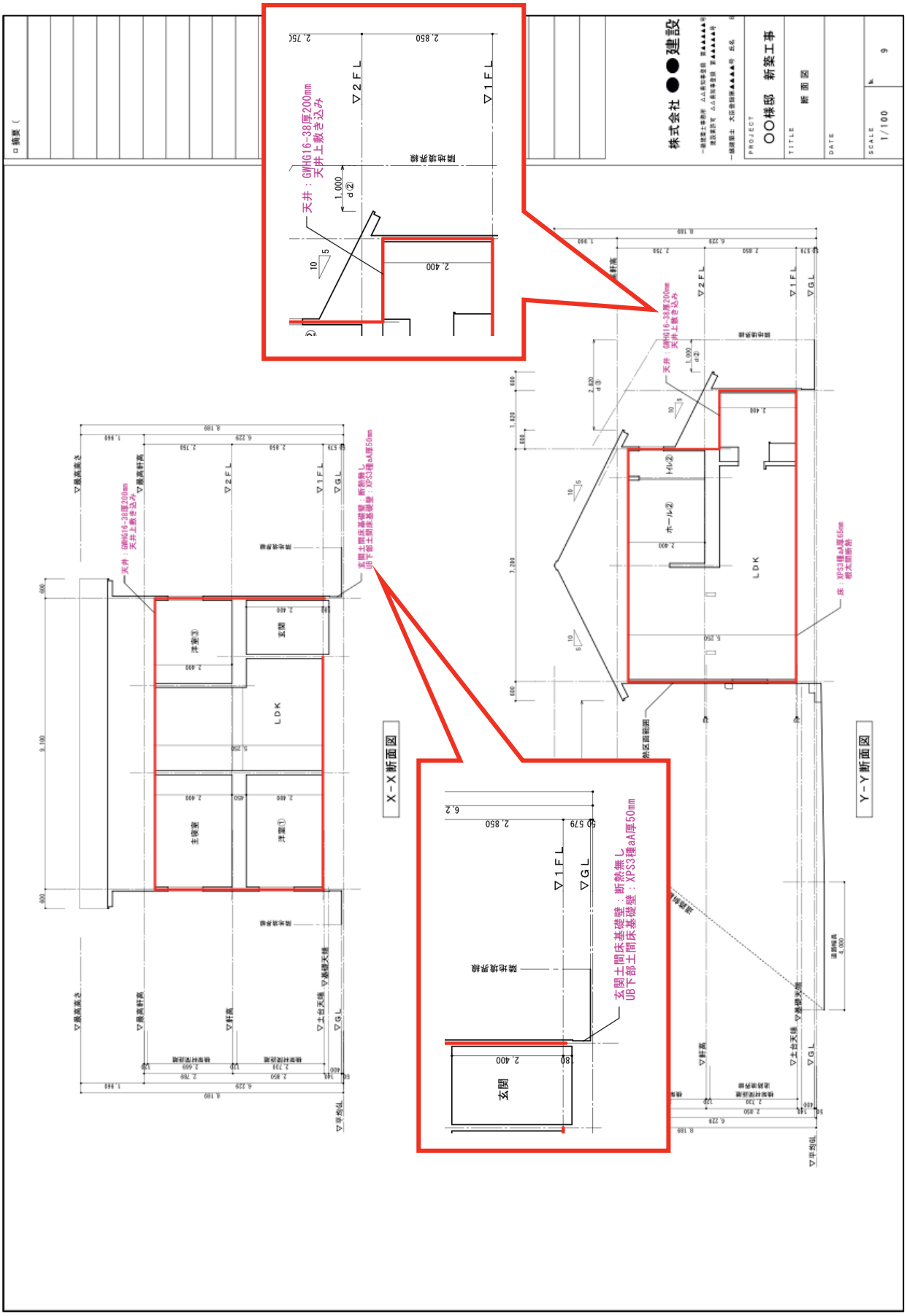
株式会社 ●●建設
○○様邸 新築工事
断面図
1/100
9
天井：GWHG16-38厚200mm
天井上敷き込み
玄関土間床基礎壁：断熱無し
UB下部土間床基礎壁：XPS3種aA厚50mm
X－X断面図
Y－Y断面図
LDK
玄関
洋室①
洋室③
主寝室
ホール②
トイレ②
▽2FL
▽1FL
▽GL

2. 木造戸建て住宅　標準計算編

2.1 設計図書の記載項目一覧

表 2.1 設計図書への記載項目・記載する設計図書の例（木造戸建て住宅・標準計算）

種別	記載項目	記載する設計図書の例
基本情報	計算に用いたプログラムの種類	出力シート等
	建て方（一戸建ての住宅、共同住宅等の別）	平面図
	居室構成 （主たる居室とその他の居室、非居室で構成されているか）	平面図
	床面積（主たる居室、その他居室、床面積の合計）	求積表、平面図
	吹抜け等の仮想床面積	求積表、平面図
	地域の区分（1 地域～8 地域）	案内図、配置図
	年間の日射地域区分（太陽光等利用の場合のみ）	案内図、配置図
外皮	外皮面積（熱的境界となる部位、面積）	平面図、立面図、断面図
	外皮平均熱貫流率（U_A 値とその計算過程）	平面図、断面図、計算シート
	冷房期平均日射熱取得率（η_{AC} 値及びその計算過程）	平面図、立面図、計算シート
	暖房期平均日射熱取得率（η_{AH} 値及びその計算過程）	平面図、立面図、計算シート
	通風の利用の有無とその計算過程	平面図、計算書
	蓄熱の利用の有無とその利用条件等	仕様書、平面図
	床下空間を経由して外気を導入する換気方式の利用とその利用条件等	仕様書、平面図
暖房設備 （主たる居室、その他居室）	暖房設備の有無、暖房方式	仕様書、平面図
	暖房設備機器または放熱器の種類	仕様書、平面図
	エネルギー消費効率の区分（ルームエアコンディショナー）	仕様書、平面図
	小能力時高効率型コンプレッサー （ルームエアコンディショナー）	仕様書、試験成績書
	定格能力におけるエネルギー消費効率（FF 暖房機）	仕様書、平面図
	敷設率（床暖房）	面積表、床暖房パネル設置図
	仮想床除き敷設率（床暖房）	
	上面放熱率（床暖房）	平面図、計算書

	断熱配管（ルームエアコンディショナー付温水床暖房）	仕様書、設備図
	温水暖房機の種類（温水暖房）	仕様書、平面図
	住戸全体を暖房する暖房設備機器の種類 （ヒートポンプ式熱源。以下本書において同じ。）	仕様書、設備図
	ダクトが通過する空間（ダクト式セントラル空調機）	仕様書、設備図
	VAV 方式の採用（ダクト式セントラル空調機）	仕様書、設備図
	全般換気機能の有無（ダクト式セントラル空調）	仕様書、設備図
	定格暖房能力試験－能力、消費電力、風量、室内側送風機の消費電力（ダクト式セントラル空調）	試験成績書
	中間暖房能力試験－能力、消費電力、風量、室内側送風機の消費電力（ダクト式セントラル空調）	試験成績書
	設計風量（ダクト式セントラル空調）	設備図
	温水暖房機の種類（温水暖房を選択した場合）	仕様書、平面図
	エネルギー消費効率の入力（ガス従来・潜熱回収型温水暖房機、石油従来型温水暖房機）	仕様書、平面図
	熱交換器タイプ（地中熱ヒートポンプ温水暖房機）	仕様書、計算書
	断熱配管（温水暖房）	仕様書、設備図
冷房設備 （主たる居室、その他居室）	冷房設備の有無、冷房方式	仕様書、平面図
	冷房設備の種類	仕様書、平面図
	エネルギー消費効率の区分（ルームエアコンディショナー）	仕様書
	小能力時高効率型コンプレッサー （ルームエアコンディショナー）	仕様書
	住戸全体を冷房する冷房設備機器の種類 （ダクト式セントラル空調）	仕様書、設備図
	ダクトが通過する空間（ダクト式セントラル空調）	平面図、断面図
	VAV 方式の採用（ダクト式セントラル空調）	仕様書
	全般換気機能の有無（ダクト式セントラル空調）	仕様書
	定格冷房能力試験－能力、消費電力、風量、室内側送風機の消費電力（ダクト式セントラル空調）	仕様書、試験成績書
	中間冷房能力試験－能力、消費電力、風量、室内側送風機の消費電力（ダクト式セントラル空調）	仕様書、試験成績書
	設計風量（ダクト式セントラル空調）	換気計算書
換気設備	換気設備の方式	仕様書、換気設備図
	径の太いダクト、DC モーター（ダクト式）	仕様書、換気設備図

	比消費電力	仕様書、換気設備図
	換気回数	仕様書、換気計算書
	有効換気量率（第一種換気設備）	仕様書、試験成績書
	温度交換効率（熱交換型換気設備）	仕様書、試験成績書
	給排気比率による温度交換効率の補正係数（熱交換型換気設備）	仕様書、計算書
	排気過多時における漏気による温度交換効率の補正係数（熱交換型換気設備）	仕様書、計算書
給湯設備	給湯設備の有無	仕様書、平面図
	熱源機の種類	仕様書、平面図
	エネルギー消費効率（ガス従来・潜熱回収型給湯器、給湯専用型）、熱効率（石油従来・潜熱回収型給湯器、給湯専用型）	仕様書、平面図
	モード熱効率（ガス又は石油従来・潜熱回収型給湯器、給湯専用型）	仕様書、平面図
	JIS 効率又は品番（電気 HP 給湯器・CO2 等冷媒（太陽熱利用なし））	仕様書、平面図
	品番の指定又は冷媒の種類、タンクユニット容量（電気 HP 給湯器・ガス瞬間式併用型給湯機、給湯専用型）	仕様書、平面図
	暖房部熱効率、給湯部エネルギー消費効率又はモード熱効率（ガス従来・潜熱回収型温水暖房機、給湯・温水暖房一体型）	仕様書、平面図
	暖房部熱効率、給湯部熱効率又はモード熱効率（石油従来型給湯温水暖房機、給湯・温水暖房一体型）	仕様書、平面図
	暖房部熱効率、給湯部モード熱効率（石油潜熱回収型給湯温水暖房機、給湯・温水暖房一体型）	仕様書、平面図
	タンクユニットの設置場所（電気 HP ガス瞬間式併用給湯温水暖房機、給湯・温水暖房一体型、暖房：電気 HP ガス、給湯：ガス）	仕様書、平面図
	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機の区分（電気 HP ガス瞬間式併用給湯温水暖房機、給湯・温水暖房一体型、暖房：電気 HP ガス、給湯：電気 HP ガス）	仕様書、平面図
	品番の指定又は冷媒の種類、タンクユニット容量（電気 HP ガス瞬間式併用給湯温水暖房機、給湯・温水暖房一体型、暖房：ガス、給湯：電気 HP ガス）	仕様書、平面図
	ふろ機能の種類	仕様書、平面図

	配管方式、ヘッダー方式のヘッダー分岐後の配管径	仕様書、平面図
	台所、浴室シャワー、洗面の水栓種別	仕様書、平面図
	高断熱浴槽の使用の有無	仕様書、平面図
照明設備	主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類及び調光が可能な制御等の有無	仕様書、平面図
太陽光発電設備	パネルの数、設置方位角、傾斜	パネル設置計画図
	パワーコンディショナの定格負荷効率	仕様書、機器表
	太陽電池アレイのシステム容量、種類、設置方式	仕様書、機器表
太陽熱利用設備	液体集熱式又は空気集熱式の別	仕様書、機器表
	液体集熱式太陽熱利用設備の種別、品番	仕様書、機器表
	液体集熱式太陽熱利用設備の給湯接続方式	仕様書、機器表
	液体集熱式太陽熱利用設備の集熱部設置方位角、設置傾斜角、面積	集熱部設置計画図
	液体集熱式太陽熱利用設備の蓄熱タンク容量	仕様書、機器表
	空気集熱式太陽熱利用設備の集熱機群の数、設置方位角、設置傾斜角、面積	集熱部設置計画図
	空気集熱式太陽熱利用設備の空気搬送ファンの自立運転用太陽光発電装置の有無、種別、風量（機外静圧をゼロとした時の空気搬送ファンの風量）	仕様書、機器表
	空気集熱式太陽熱利用設備の集熱した熱の給湯への利用	仕様書、機器表
	空気集熱式太陽熱利用設備の集熱した空気の供給空間	仕様書、機器表
	空気集熱式太陽熱利用設備の集熱した空気を床下空間に供給する場合の、床下の面積割合及び床下空間の断熱	基礎伏図
	空気集熱式太陽熱利用設備の集熱器の集熱効率特性線図一次近似式の切片、傾き及び集熱性能試験時における単位面積当たりの空気の質量流量	集熱器の集熱効率特性線図、集熱性能試験成績書
コージェネレーション設備	コージェネレーション機器の品番	仕様書
	コージェネレーション機器の種類	仕様書
	逆潮流の評価の有無	仕様書

上表に示す建材又は設備機器等の種別や性能値等を設計図書に記載する際は、建研技術情報（https://www.kenken.go.jp/becc/）に記載する JIS 等の規格に基づく種別、性能値等であることが必要となる。このため、図面等においては性能値が基づく規格等に関する情報を明示することが必要となるため、注意していただきたい。

2.2 記載項目の具体的内容

2.2.1 基本情報

1) 記載項目

基本情報として、計算に用いたプログラムの種類、建て方、居室構成、床面積、地域の区分等をそれぞれ適切な設計図書等に記載することが必要である。（下表参照）

	記載項目	記載する設計図書の例
2.2.1-1	計算に用いたプログラムの種類	出力シート等
2.2.1-2	建て方（一戸建ての住宅、共同住宅等の別）	平面図
2.2.1-3	居室構成（主たる居室とその他の居室、非居室で構成されているか）	平面図
2.2.1-4	床面積（主たる居室、その他居室、床面積の合計）	求積表、平面図
2.2.1-5	吹抜け等の仮想床面積	求積表、平面図
2.2.1-6	地域の区分（1 地域～8 地域）	案内図、配置図
2.2.1-7	年間の日射地域区分（太陽光等利用の場合のみ）	案内図、配置図

2) 設計図書の記載例

標準計算により一次エネルギー消費量計算を行う場合、外皮性能や設備機器に係る性能の他、様々な情報を図面等に記載することが必要となる。

一次エネルギー消費量計算プログラムの出力シートに明示される各種情報の他、当該計算に必要となる建て方や居室構成及び面積などを確認するため、各室等の面積算定の根拠を図面等に明示することが必要となる。ここで面積とは、住宅の主たる居室（リビング、ダイニング及びキッチン）の面積、その他居室の面積、床面積の合計の３つの値のことである。

ただし、例えば主たる居室となるリビングが、非居室となる廊下と空間的に連続している（一体的に空調が行われる）場合、当該廊下部分も含めて主たる居室の面積として計算するため、注意が必要である。同様に、主たる居室とその他居室が空間的に一体であれば主たる居室として、その他居室と非居室が空間的に一体であればその他居室として面積算定を行うことが必要である。

また、上記の床面積算定に際しては、吹抜け等で 4.2m以上の天井高さがある場合、仮想床面積を算入することが必要となるほか、天井高さが 6.3mを超える場合は複数の仮想床面積を算入する必要があるなど複雑なルールが設けられているため、国立研究開発法人建築研究所ホームページ上に設けられた「住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム（以下「住宅 Web プロ」という。）」の入力プログラム上に設けられた解説を参照の上、必要な数値とその算定根拠を設計図書に明示する。

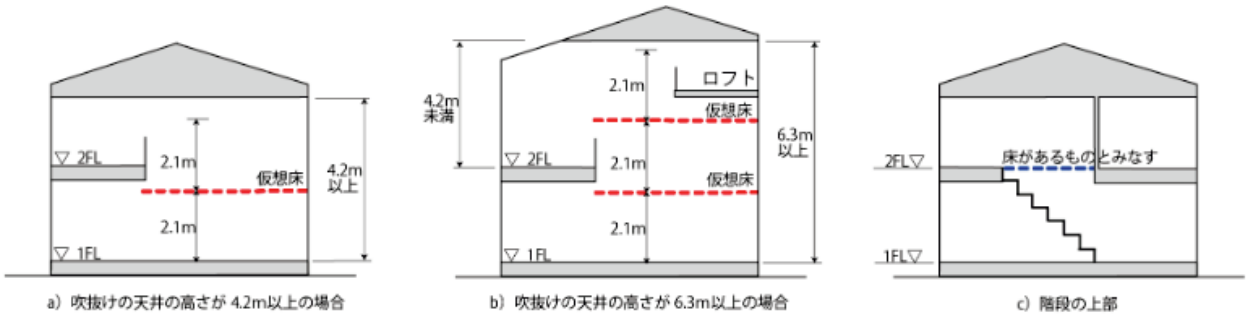

〈仮想床等の考え方〉

木造戸建住宅（標準計算）の設計図書の記載例を以下に示す。床面積であるため、基本的には求積図を用いて示すことが考えられるが、平面図などで記載することも可能である。

a）求積図（一戸建ての住宅）

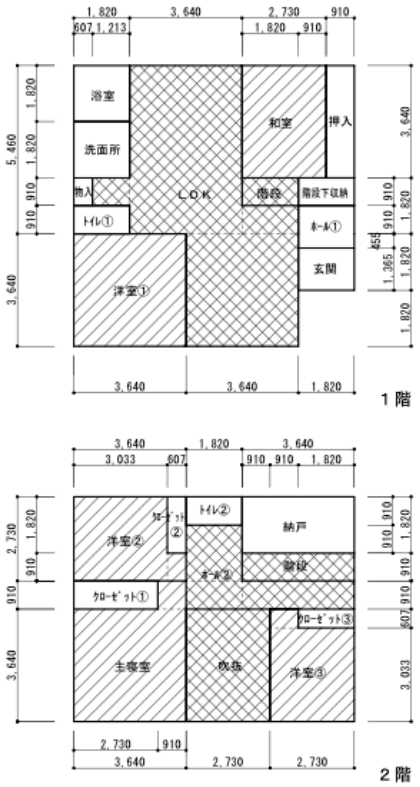

2.2.1-5 吹抜け等の仮想床面積

各室面積				
ＬＤＫ	3. 640x5. 460+1. 213x0. 910+1. 820x0. 910+3. 640x3. 640	35. 88403	主たる居室	総計
階段	1. 820x0. 910	1. 6562		
吹抜	2. 730x3. 640	9. 9372		
ﾎｰﾙ②	1. 820x1. 820+1. 820x0. 910+3. 640x0. 910	8. 281	(59. 07083)	
階段	3. 640x0. 910	3. 3124	59. 07 ㎡	
和室	2. 730x3. 640	9. 9372	その他の居室	
洋室①	3. 640x3. 640	13. 2496		
主寝室	3. 640x3. 640+0. 910x0. 910	14. 0777		
洋室②	3. 033x2. 730+0. 607x0. 910	8. 83246	(54. 92942)	
洋室③	2. 730x3. 033+0. 910x0. 607	8. 83246	54. 93 ㎡	
玄関	1. 820x1. 365	2. 4843	非居室	
ﾎｰﾙ①	1. 820x1. 365	2. 4843		
階段下収納	1. 820x0. 910	1. 6562		
ﾄｲﾚ①	1. 820x0. 910			
物入	0. 607x0. 910			
洗面所	1. 820x1. 820			
浴室	1. 820x1. 820			
押入	0. 910x3. 640	3. 3124		
納戸	3. 640x1. 820	6. 6248		
ﾄｲﾚ②	1. 820x0. 910	1. 6562		
ｸﾛｰｾﾞｯﾄ①	2. 730x0. 910	2. 4843		
ｸﾛｰｾﾞｯﾄ②	0. 607x1. 820	1. 10474	(31. 74535)	(145. 7456)
ｸﾛｰｾﾞｯﾄ③	1. 820x0. 607	1. 10474	31. 75 ㎡	145. 75 ㎡

2.2.1-4 床面積（主たる居室、その他居室、床面積の合計）

2.2.1-4 床面積（主たる居室、その他居室、床面積の合計）

2.2.2 外皮

外皮基準及び一次エネルギー消費性能基準について標準計算（外皮計算は計算シート、一次エネルギー消費性能は住宅 Web プロ）により評価する場合、下表に記載する事項を設計図書等及び計算シートなどから求めることが必要となる。

1) 記載項目

	記載項目	記載する設計図書の例
2.2.2-1	外皮面積（熱的境界となる部位、面積）	平面図、立面図、断面図
2.2.2-2	外皮平均熱貫流率（U_A値とその計算過程）	平面図、断面図、計算シート
2.2.2-3	冷房期平均日射熱取得率（η_{AC}値及びその計算過程）	平面図、立面図、計算シート
2.2.2-4	暖房期平均日射熱取得率（η_{AH}値及びその計算過程）	平面図、立面図、計算シート
2.2.2-5	通風の利用の有無とその計算過程	平面図、計算書
2.2.2-6	蓄熱の利用の有無とその利用条件等	仕様書、平面図
2.2.2-7	床下空間を経由して外気を導入する換気方式の利用とその利用条件等	仕様書、平面図

上記項目のうち外皮面積、外皮平均熱貫流率、冷房期平均日射熱取得率及び暖房期平均日射熱取得率は、原則全ての住宅において計算し、設計図書等へ記載することが必要となるが、通風の利用の有無等、蓄熱の利用の有無等及び床下空間を経由して外気を導入する換気方法の利用等については、当該項目を利用する場合のみ設計図書等に記載することが必要な項目となる。

なお、上記の必須項目（外皮面積、外皮平均熱貫流率、冷房期平均日射熱取得率及び暖房機平均日射熱取得率）については、外皮計算を行った結果算出される値である。このため、その計算の根拠となる数値や計算方法を設計図書等に示すことが必要となるが、開口部と開口部を除く外皮の部位で設計図書等への記載内容が異なるため、以下にそれぞれの概要を示す。

2.2.2.1 外皮（開口部以外）

1) 記載項目

	記載項目	記載例	記載する設計図書の例
2.2.2-8	熱的境界となる部位、面積	外壁面積：南面○㎡、東面○㎡、北面○㎡、西面○㎡、外気に接する床面積：○㎡、など	平面図、立面図、断面図
2.2.2-9	部位の構造及び工法	木造軸組工法、床剛床工法	平面図、断面図、矩計図
2.2.2-10	断熱材の施工法	外壁：充填断熱工法、床：根太間断熱工法	平面図、断面図、矩計図
2.2.2-11	部位の熱貫流率等	部位の熱貫流率計算書参照。	平面図、断面図、矩計図、部位熱貫流率計算書
2.2.2-12	基礎断熱部の基礎の形状、範囲等	玄関土間床基礎周り：基礎内側 XPS 3 種 aA 厚 30 ㎜張付け	基礎伏図、基礎断面図

※　建材等の熱物性値は、建研技術情報などを参照。

2) 設計図書の記載例

外皮計算では、開口部を除く外皮の部位の断熱性能等について、外壁や屋根等の各部位の熱貫流率やその面積、構造熱橋部の線熱貫流率やその長さなど、様々な数値や仕様情報を基に算定することとなるため、それら計算の根拠となる全ての情報を設計図書等に明示することが必要となる。

なお、外壁等の各部位の熱貫流率を計算する方法や線熱貫流率の値など計算を行うために必要となる情報は非常に複雑で多岐にわたるため、建研技術情報を参照し、設計図書等や計算シートの中に漏れることなく明示する必要がある。

また、外皮計算等に用いる具体の建材等の熱物性値に関しては、建研技術情報で記載する値を用いるほか、建研技術情報で定める試験方法で求めた値を用いることも考えられる。この場合、当該試験結果等を示す根拠資料なども必要となるため注意されたい。以下に、設計図書等の記載例を示す。

a) 仕様表

2.2.2-10 断熱材の施工法、厚さ
2.2.2-11 部位の熱貫流率等

断熱材、外部建具仕様　（下表に記載の建材等の性能値は、国立研究開発法人建築研究所技術情報に定める規格等に基づく値とする。）

	部位		種類	熱貫流率	厚さ	備考
断熱材	屋根					
	天井		グラスウール断熱材 高性能品 HG24-36	0.036	160	桁・梁間に断熱 室内側：防湿フィルム(JIS A6930)
	バルコニー床 □屋根　□天井					
	外壁		グラスウール断熱材 高性能品 HG24-36	0.036	90	柱・間柱間に断熱 室内側：防湿フィルム(JIS A6930)
	外気に接する床		押出法ポリスチレンフォーム断熱材３種bA	0.028	100	剛床工法
	その他の床		押出法ポリスチレンフォーム断熱材３種bA	0.028	65	大引間に断熱
	基礎	外気側	押出法ポリスチレンフォーム断熱材３種bA	0.028	30	基礎立上り内側に断熱　浴室床下のみ
		床下側	押出法ポリスチレンフォーム断熱材３種bA	0.028	30	基礎立上り内側に断熱　浴室床下のみ
	浴室下部断熱方法		■基礎断熱　□床断熱			
開口部	外部建具（サッシ枠）		樹脂（または木）と金属の複合材料製建具			建具及びガラス仕様に基づく開口部の熱貫流率・日射熱取得率 （技術情報等に定める方法） ＊＊社＊＊＊＊＊＊＊
	外部建具（ガラス）		Low-E複層ガラス（日射遮蔽型） 中空層：乾燥空気9mm未満			
	玄関建具		枠：金属製熱遮断構造　戸：金属製断熱フラッシュ構造			戸、枠及びガラス仕様に基づくドアの熱貫流率 （技術情報等に定める方法） ＊社＊＊＊＊＊＊＊

2.2.2-12 基礎断熱部の基礎の形状、範囲等

b）断面図

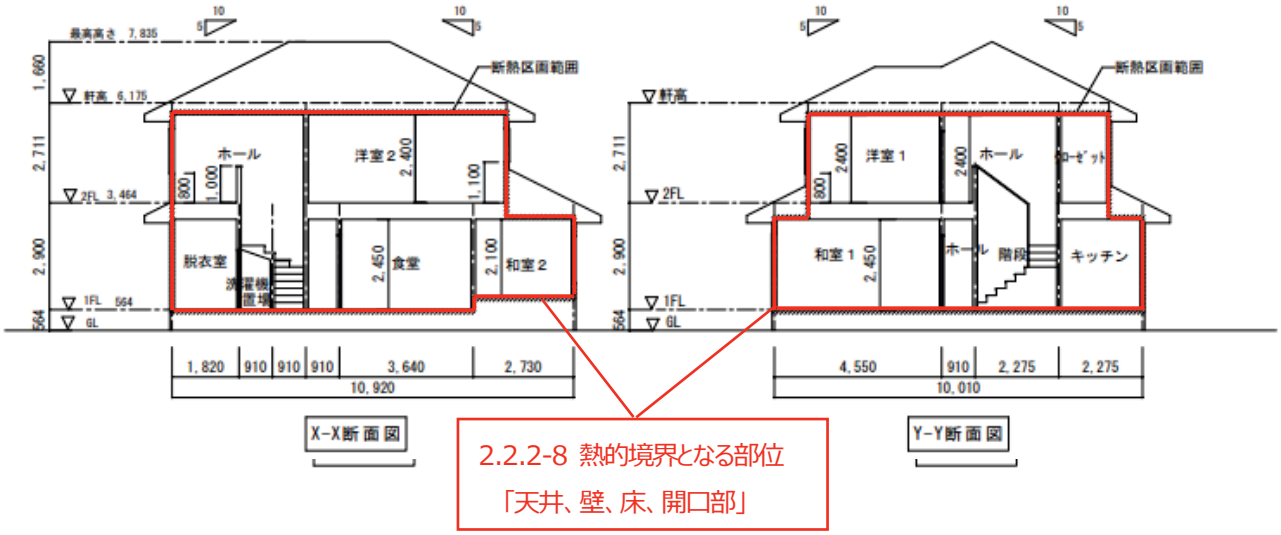

c）基礎伏図、基礎断面図

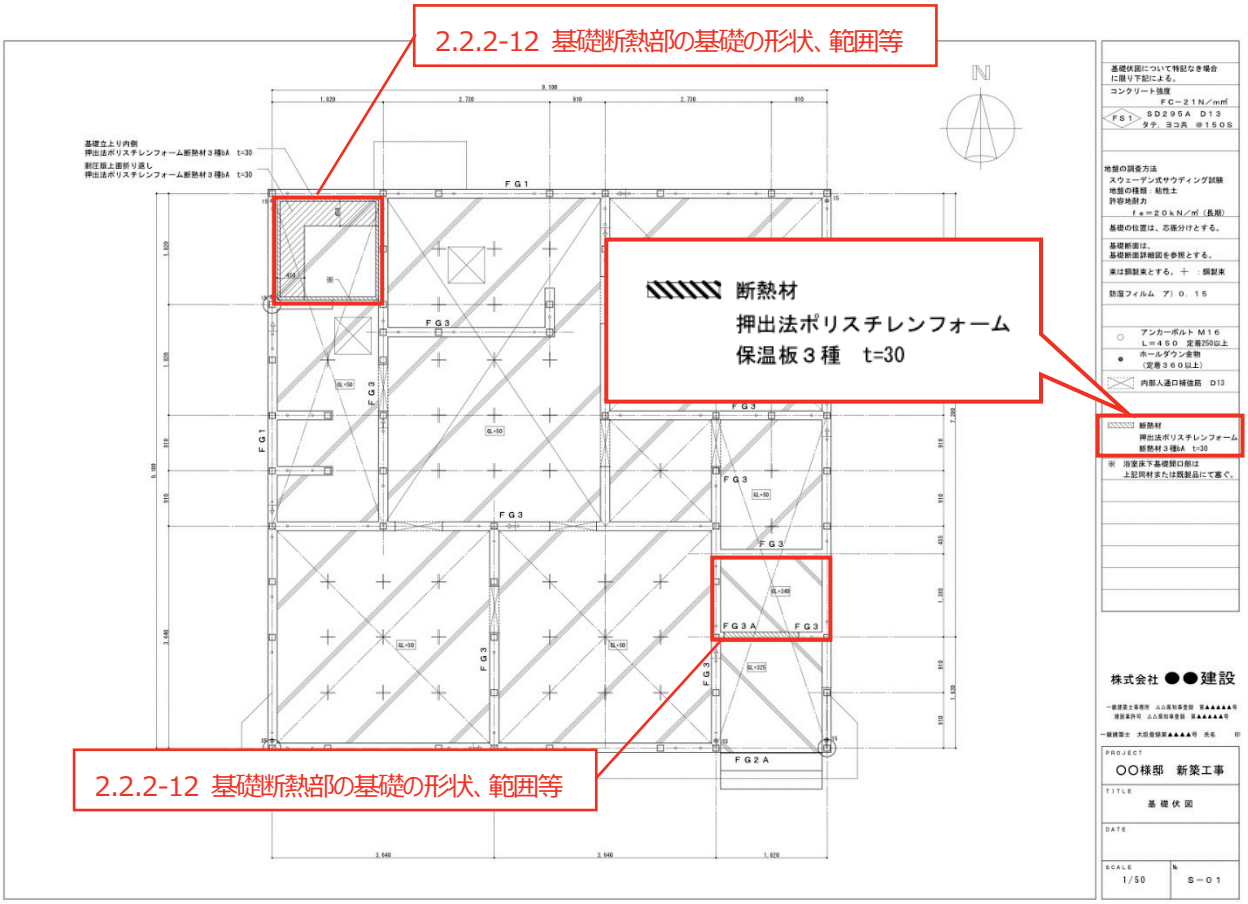

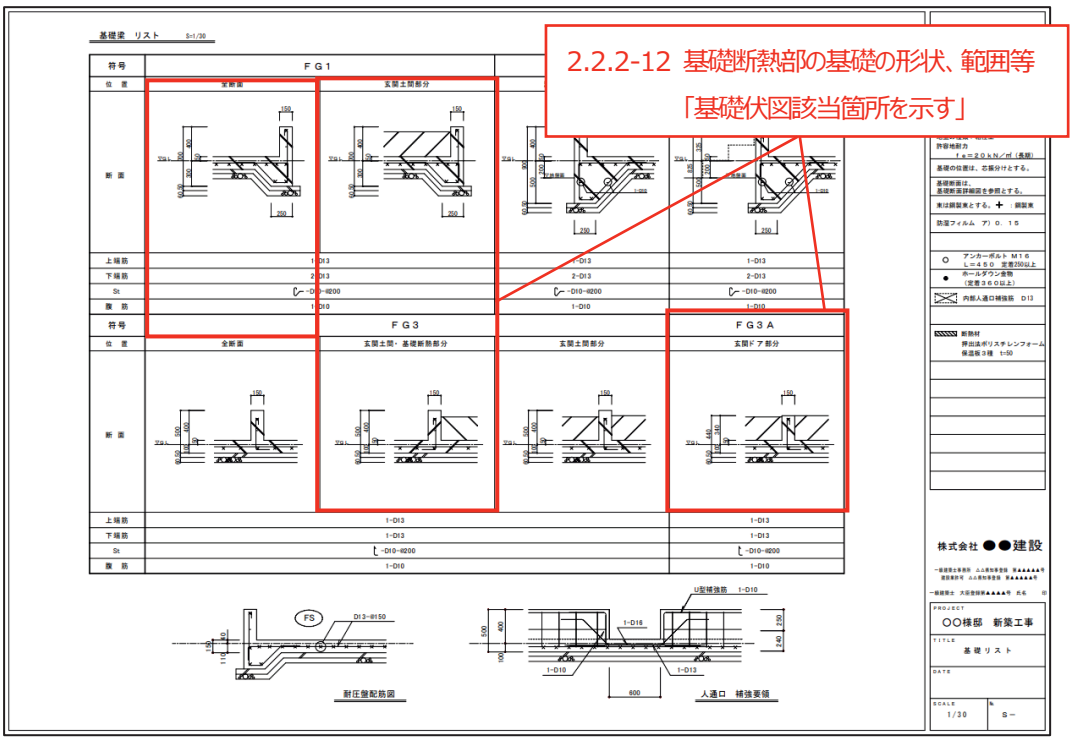

f）計算シート（部位の熱貫流率）

2.2.2-8 熱的境界となる部位

部位U値計算シート＜部位＞の熱貫流率【木造用】

1）面積比率による部位熱貫流率

（ 外壁（通気層） ）の実質熱貫流率 W/（㎡K）				
仕様番号	部 分 名		一般部	熱橋部
	熱橋面積比		0.830	0.170
外壁1	熱伝導率λ W/(m・K)	厚さd m	d/λ ㎡・K/W	
熱伝達抵抗 Rsi	—	—	0.110	0.110
柱・間柱	0.120	0.105		0.875
グラスウールHG16-36	0.036	0.105	2.917	
構造用合板	0.160	0.012	0.075	0.075
熱伝達抵抗 Rse	—	—	0.110	0.110
熱貫流抵抗 ΣR=Σ（di/λi）			3.212	1.170
熱貫流率 Un=1/ΣR			0.311	0.855
平均熱貫流率 Ui=Σ（ain・Un）			0.404	

2.2.2-9 部位の構造及び工法

2.2.2-11 部位の熱貫流率

表 2.2.2.1-1　建研技術情報で記載する建材等の熱物性値表

分類	建材名称		熱伝導率　λ （W/m・K）
金属	鋼		55
	アルミニウム		210
	銅		370
	ステンレス鋼		15
岩石、土壌	岩石		3.1
	土壌		1.0
コンクリート系材料	コンクリート		1.6
	軽量コンクリート（軽量１種）		0.8
	軽量コンクリート（軽量１種）		0.5
	軽量気泡コンクリートパネル（ALC パネル）		0.19
	コンクリートブロック（重量）		1.1
	コンクリートブロック（軽量）		0.53
	セメント・モルタル		1.5
	押出成形セメント板		0.40
非木質系壁材・下地材	せっこうプラスター		0.60
	せっこうボード	GB-R、GB-D、GB-L、GB-NC	0.221
		GB-S、GB-F	0.241
		GB-R-H、GB-S-H、GB-D-H	0.366
	しっくい		0.74
	土壁		0.69
	ガラス		1.0
	タイル		1.3
	れんが		0.64
	かわら		1.0
	ロックウール化粧吸音板		0.064
	火山性ガラス質複層版		0.13
	0.8 けい酸カルシウム板		0.18
	1.0 けい酸カルシウム板		0.24

分類	建材名称	熱伝導率　λ （W/m・K）
木質系壁材・下地材	天然木材	0.12
	直交集成板（CLT パネル）	0.12
	合板	0.16
	タタミボード	0.056
	シージングボード	0.067
	A 級インシュレーションボード	0.058
	パーティクルボード	0.17
	木毛セメント板	0.13
	木片セメント板	0.15
	ハードファイバーボード（ハードボード）	0.17
	ミディアムデンシティファイバーボード（MDF）	0.12
床材	ビニル系床材	0.19
	FRP	0.26
	アスファルト類	0.11
	畳	0.083
	稲わら畳床	0.070
	ポリスチレンフォームサンドイッチ稲わら畳床	0.054
	タタミボードサンドイッチ稲わら畳床	0.063
	建材畳床（Ⅰ形）	0.062
	建材畳床（Ⅱ形）	0.053
	建材畳床（Ⅲ形）	0.052
	建材畳床（K, N 形）	0.050
	カーペット類	0.08

2.2.2.2 外皮（開口部）

1) 記載項目

開口部（窓とドア）の熱貫流率は、同一の開口部であってもその性能を求める方法によって値が異なる。このため、設計図書等に、熱貫流率の算定方法を示すとともに、当該方法で求めたことが分かる情報を明示することが必要となる。

開口部のうち窓の熱貫流率を求める方法は、以下の①から④のいずれかとなる。算定方法により明示する内容や、必要となる設計図書等が異なるので注意されたい（表 2.2.2.2-1 参照）。

① 建具及びガラス仕様に基づく窓の熱貫流率（建研技術情報に定める方法）
② 建具仕様及びガラスの熱貫流率に基づく窓の熱貫流率（建研技術情報に定める方法）
③ JIS 等に基づく試験や計算により求めた窓の熱貫流率
④ JIS 等に基づく試験や計算の結果を用いて建研技術情報により求めた窓の熱貫流率

なお、外皮計算で用いる開口部の熱貫流率の算定方法では、開口部に設けられた付属部材等（シャッター、雨戸、和障子及び風除室の有無）の効果を計算上勘案することも可能であるが、この場合は当該付属部材等を使用することを設計図書等に明記することが必要となる。

表 2.2.2.2-1　窓の熱貫流率を求める方法に応じた設計図書等への記載事項

	記載項目※1	窓の熱貫流率を求める方法				記載する設計図書の例※2
		①	②	③	④	
2.2.2-13	製品名（建具）	／	／	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-14	建具仕様	○	○	／	／	仕様書、平面図、建具表
2.2.2-15	窓種	／	／	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-16	製品名（ガラス）	／	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-17	ガラス仕様	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-18	スペーサー種別	／	／	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-19	ガラス熱貫流率	／	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-20	窓寸法	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-21	付属部材等の設置※3	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表

※1　記載項目において、
・「製品名（建具）」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。
・「建具仕様」とは、木製建具又は樹脂製建具、木と金属の複合材料製建具又は樹脂と金属の複合材料製建具、金属製建具又はその他の別をいう。
・「窓種」とは、引違い、すべり出し、たてすべり出し、FIX 窓等の開閉形式をいう。

・「製品名（ガラス）」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。
・「ガラス仕様」とは、Low-E ガラスの有無や枚数、ガラスの枚数、中空層のガスの種類・濃度及び中空層の厚さをいう。
・「スペーサー種別」とは、複層ガラスの各ガラス間に、隙間を設けるために端部に設置する部材（スペーサー）の種別をいう。
・「ガラス熱貫流率」とは、ガラスの熱貫流率（U_g）をいう。
・「窓寸法」とは、窓の大きさ（高さ、幅）をいう。
※2　試験成績書等とは、JIS 等に基づく試験成績書や計算書、業界団体又は製造者による自己適合宣言書等をいう。
※3　外皮性能計算に用いた場合は設置の有無を明示し、計算に用いない場合は対象外となる。

窓の日射熱取得率を示す方法は、以下の①から③のいずれかとする必要がある。各方法により設計図書等に明示する内容や必要となる設計図書等が異なるので注意されたい（表 2.2.2.2-2 参照）。

① 建具及びガラス仕様に基づく窓の日射熱取得率（建研技術情報に定める方法）
② 建具の仕様及びガラスの日射熱取得率に基づく窓の日射熱取得率（建研技術情報に定める方法）
③ JIS 等に基づく試験あるいは計算による窓の日射熱取得率

表 2.2.2.2-2　開口部の日射熱取得率を求める方法に応じた設計図書等への記載事項

	記載項目※1	窓の日射熱取得率を示す方法			記載する設計図書の例※2
		①	②	③	
2.2.2-22	製品名（建具）	／	／	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-23	建具仕様	○	○	○	仕様書、平面図、建具表
2.2.2-24	窓種等	／	／	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-25	製品名（ガラス）	／	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-26	ガラス仕様	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-27	Low-E 日射区分	○	／	／	仕様書、平面図、建具表
2.2.2-28	ガラス日射熱取得率	／	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-29	付属部材の設置※3	○	○	○	仕様書、平面図
2.2.2-30	ひさし、軒等の設置※3	○	○	○	仕様書、平面図、立面図

※1　検査事項において、
・「製品名（建具）」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。
・「建具仕様」とは、木製建具及び樹脂製建具又はその他の別などをいう。
・「窓種等」とは、引違い、すべり出し、たてすべり出し、FIX 窓等の開閉形式や、枠の色をいう。
・「製品名（ガラス）」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。
・「ガラス仕様」とは、Low-E ガラスの種類（色等）、膜数や有無、ガラスの枚数などをいう。
・「Low-E 日射区分」とは、Low-E ガラスにおける日射取得型あるいは日射遮蔽型の別をいう。
・「ガラス日射熱取得率」とは、ガラスの日射熱取得率（η g）をいう。
・「付属部材」とは、外付けブラインド又は障子をいう。
なお、窓寸法の確認も必要となるが、窓の熱貫流率で確認を行うため、本表では省略する。
※2　試験成績書等とは、JIS 等に基づく試験成績書や計算書、業界団体や製造者による自己適合宣言書等をいう。
※3　外皮性能計算に用いた場合、付属部材の設置位置や、オーバーハング型の日除けで外壁からの出寸法がその下端から開口部下端までの高さの 0.3 倍以上となる遮熱上有効なひさし、軒等であることが確認できる寸法等を明示し、計算に用いない場合は対象外となる。

開口部のうちドアの熱貫流率は、その性能を求める方法に応じて、以下の①から④のいずれかとする必要がある。各方法により設計図書等に明示する内容や必要となる設計図書等が異なるので注意されたい（表 2.2.2.2-3 参照）。

なお、一般的なドアの熱貫流率に 0.034 を乗ずることで、日射熱取得率の値とすることができるが、戸の大部分が透明材料（ガラスなど）で構成されるドアに関しては、窓に準じた方法により熱貫流率及び日射遮蔽性能を示すことが必要となるため、注意されたい。

① 戸、枠及びガラス仕様に基づくドアの熱貫流率（建研技術情報に定める方法）
② 戸、枠仕様及びガラス性能に基づくドアの熱貫流率（建研技術情報に定める方法）
③ JIS 等に基づく試験や計算により求めたドアの熱貫流率
④ JIS 等に基づく試験や計算の結果を用いて建研技術情報により求めたドアの熱貫流率

表 2.2.2.2-3　ドアの熱貫流率を求める方法に応じた設計図書等への記載事項

	記載項目※1	ドアの熱貫流率を求める方法				記載する設計図書の例※2
		①	②	③	④	
2.2.2-31	製品名（ドア）	／	／	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-32	戸の種類	○	○	／	／	仕様書、平面図、建具表
2.2.2-33	戸の開閉形式	／	／	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等

2.2.2-34	錠の有無等	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-35	ポストの有無	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-36	枠の種類	○	○			仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-37	ガラスの仕様	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-38	スペーサー種別		○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-39	ガラス熱貫流率		○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等
2.2.2-40	ドア等寸法	○	○	○	○	仕様書、平面図、建具表、試験成績書等

※1　検査事項において、

・「製品名（ドア）」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。

・「戸の仕様」とは、金属製高断熱フラッシュ構造、金属製断熱フラッシュ構造、金属製フラッシュ構造、金属製ハニカムフラッシュ構造、金属製又はその他の別をいう。

・「戸の開閉形式」とは、片開き、親子、片袖、両袖等の開閉形式をいう。なお、片袖部、両袖部及び欄間部に透明材料を用いる場合は、複数の仕様の異なる開口部として扱う。

・「錠の有無等」とは、戸に設置された錠の有無及び数をいう。

・「ポストの有無」とは、戸に設置された郵便受け等の有無をいう。

・「枠の種類」とは、木製、金属製熱遮断構造、木と金属との複合材料製又は樹脂と金属との複合材料製、金属製又はその他の別をいう。

・「ガラスの仕様」とは、ドアに部分的に設置されたガラスの Low-E ガラスの有無や枚数、ガラスの枚数、中空層のガスの種類・濃度及び中空層の厚さをいう。

・「スペーサー種別」とは、複層ガラスの各ガラス間に、隙間を設けるために端部に設置する部材（スペーサー）の種別をいう。

・「ガラス熱貫流率」とは、戸に設けたガラスの熱貫流率（U_g）をいう。

・「ドア等寸法」とは、ドアの大きさ（高さ、幅及びガラス部分を有する場合はその高さ、幅を含む。）をいう。

※2　試験成績書等とは、JIS 等に基づく試験成績書や計算書、業界団体又は製造者による自己適合宣言書等をいう。

以下に、設計図書の記載例を以下に示す。

2) 設計図書の記載例

a） 仕様表（建具及びガラス仕様を用いた場合）

断熱材、外部建具仕様　（下表に記載の建材等の性能値は、国立研究開発法人建築研究所技術情報に定める規格等に基づく値とする。）

	部位		種類	熱貫流率	厚さ	備考
断熱材	屋根					
	天井		グラスウール断熱材 高性能品 HG24-36	0.036	160	桁・梁間に断熱 室内側：防湿フィルム(JIS A6930)
	バルコニー床 口屋根　口天井					
	外壁		グラスウール断熱材 高性能品 HG24-36	0.036	90	
	外気に接する床		押出法ポリスチレンフォーム断熱材３種bA	0.028	100	
			ォーム断熱材３種bA	0.028	65	
	基礎		ォーム断熱材３種bA	0.028	30	基礎立上り内側に断熱　浴室床下のみ
		床下側	押出法ポリスチレンフォーム断熱材３種bA	0.028	30	基礎立上り内側に断熱　浴室床下のみ
	浴室下部断熱方法		■基礎断熱　口床断熱			
開口部	外部建具（サッシ枠）		樹脂（または木）と金属の複合材料製建具			建具及びガラス仕様に基づく開口部の熱貫流率・日射熱取得率 （技術情報等に定める方法） ＊＊社＊＊＊＊＊＊＊
	外部建具（ガラス）		Low-E複層ガラス（日射遮蔽型） 中空層：乾燥空気9mm未満			
	玄関建具		枠：金属製熱遮断構造　戸：金属製断熱フラッシュ構造 ２ロック、ポストなし、ガラスなし			戸、枠及びガラス仕様に基づくドアの熱貫流率 （技術情報等に定める方法） ＊＊社＊＊＊＊＊＊＊

2.2.2-14、-23 建具仕様
2.2.2-17、-26 ガラス仕様
2.2.2-27 Low-E 日射区分

2.2.2-32 から-37 ドア仕様関係

なお、仕様に応じた性能値の根拠などは、（一社）日本サッシ協会や板硝子協会のホームページなどでも公開されているほか、それ以外の方法による性能値なども、下図に示す（一社）住宅性能評価・表示協会のホームページ上に設けられた「温熱・省エネ設備機器等ポータル」から検索することも可能となっている。

温熱･省エネ設備機器等ポータル

b） 平面図

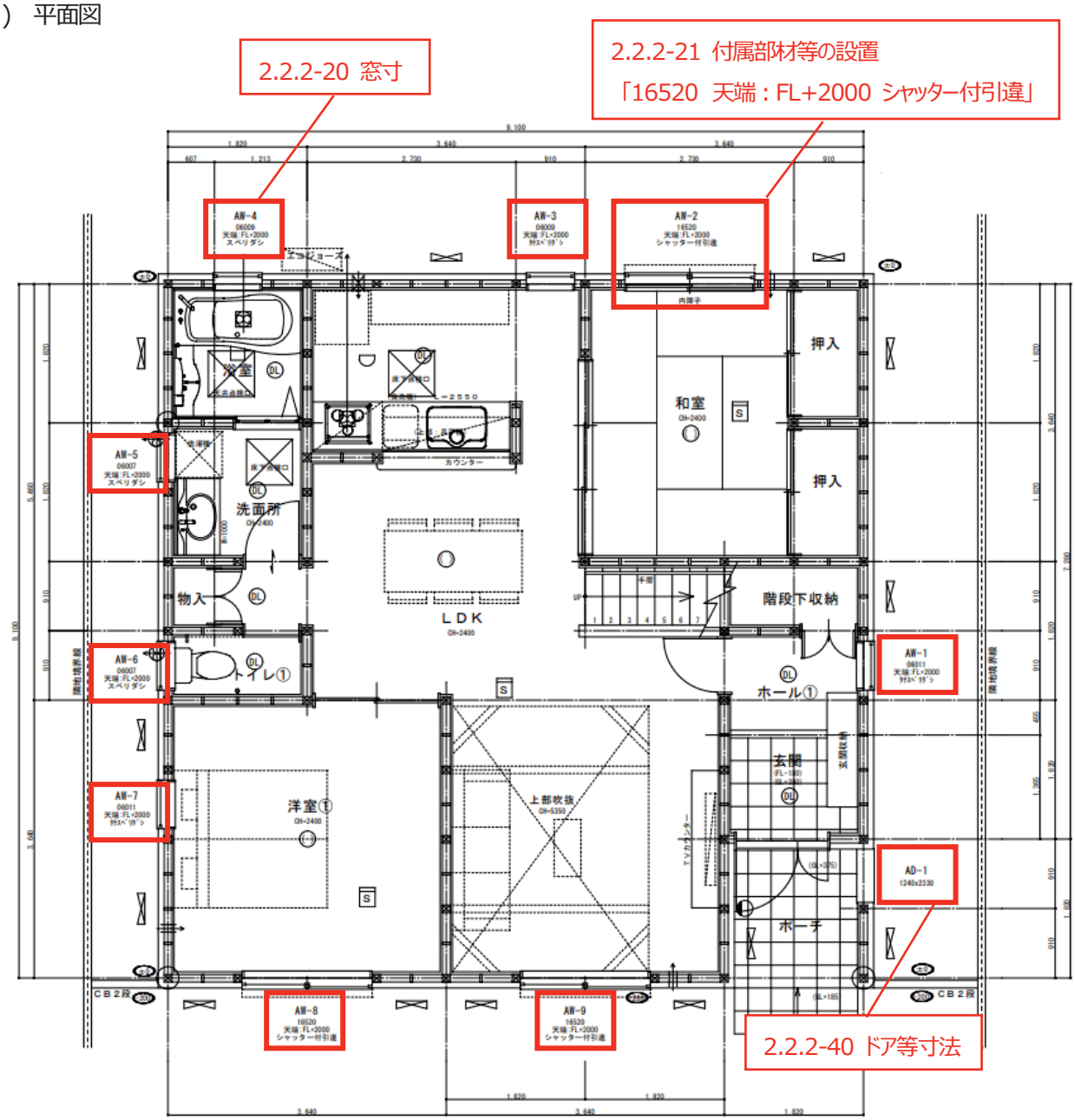
2.2.2-20 窓寸
2.2.2-21 付属部材等の設置
「16520 天端：FL+2000 シャッター付引違」
AW-4
AW-3
AW-2
AW-5
AW-6
AW-7
AW-8
AW-9
AW-1
AD-1
浴室
洗面所
物入
トイレ①
LDK
和室
押入
押入
階段下収納
ホール①
玄関
ポーチ
洋室①
上部吹抜
2.2.2-40 ドア等寸法

c）立面図

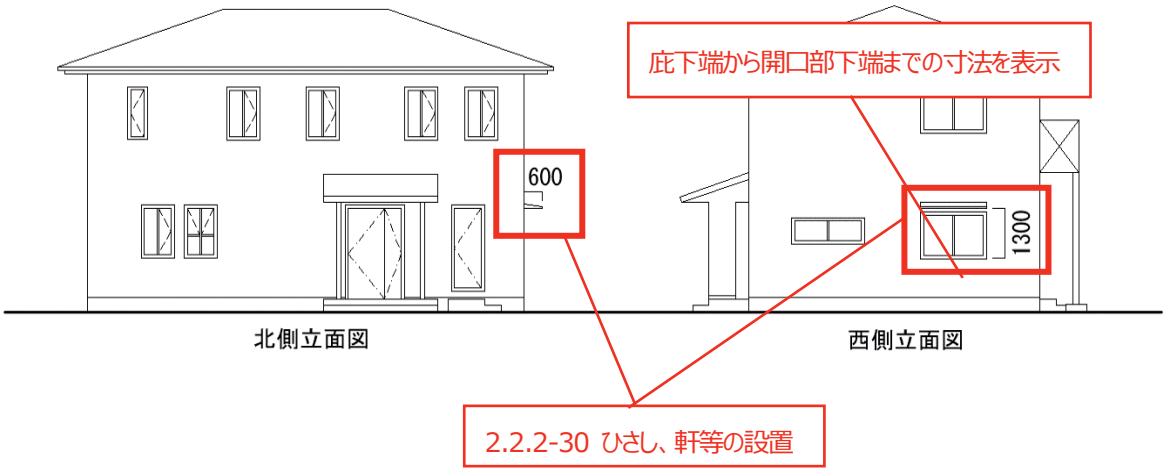
庇下端から開口部下端までの寸法を表示
600
1300
北側立面図
西側立面図
2.2.2-30 ひさし、軒等の設置

なお、より詳細な方法である表 2.2.2.2-1②（建具仕様及びガラスの熱貫流率に基づく窓の熱貫流率）又は表 2.2.2.2-2②以降の方法（建具の仕様及びガラスの日射熱取得率に基づく窓の日射熱取得率及び JIS 等に基づく試験あるいは計算による窓の日射熱取得率）を用いる場合、ガラスや建具全体の熱性能値の根拠となる詳細な建具仕様や、具体の熱性能値の値などを設計図書等に示すことが必要になるとともに、その性能値の根拠として試験成績書の添付が必要となるため、注意されたい。

2.2.2.3 外皮（その他）

1) 記載項目

	記載項目	記載する設計図書の例
2.2.2-41	通風の利用の有無と、利用有りと判断できる計算等の根拠等	平面図、計算書（通風を確保する措置の有無の判定シート）
2.2.2-42	蓄熱の利用の有無と、利用有りと判断できる計算等の根拠等	断面図、計算書（住戸の床面積当たりの蓄熱部位の熱容量計算書）
2.2.2-43	床下空間を経由して外気を導入する換気方式の利用の有無と、利用有りと判断できる計算等の根拠等	換気経路図、基礎伏図、仕様書

2) 設計図書の記載

標準計算（住宅 Web プロ）では、一次エネルギー消費性能の計算を行う際に、「通風の利用」「蓄熱の利用」及び「床下空間を経由して外気を導入する換気方式の利用」を計算に反映することが可能となっている。当該項目を利用した計算を行う場合は、それぞれ利用するために必要となる条件や入力値の計算やその根拠となる情報などを設計図書等に明示することが必要となる。具体的に明示が必要となる内容については、建研技術情報を参照して頂きたい。

b）仕様書

断熱材、外部建具、その他

（下表に記載の建材等の性能値は、国立研究開発法人建築研究所技術情報に定める規格等に基づく値とする。）

	部位		種類	熱貫流率	厚さ	備考
断熱材	屋根					
	天井		グラスウール断熱材 高性能品 HG24-36	0.036	160	桁・梁間に断熱 室内側：防湿フィルム(JIS A6930)
	バルコニー床 □屋根　□天井					
	外壁		グラスウール断熱材 高性能品 HG24-36	0.036	90	柱・間柱間に断熱 室内側：防湿フィルム(JIS A6930)
	外気に接する床		押出法ポリスチレンフォーム断熱材３種bA	0.028	100	剛床工法
	その他の床		押出法ポリスチレンフォーム断熱材３種bA	0.028	65	大引間に断熱
	基礎	外気側	押出法ポリスチレンフォーム断熱材３種bA	0.028	30	基礎立上り内側に断熱　浴室床下のみ
		床下側	押出法ポリスチレンフォーム断熱材３種bA	0.028	30	基礎立上り内側に断熱　浴室床下のみ
	浴室下部断熱方法		■基礎断熱　□床断熱			
開口部	外部建具（サッシ枠）		樹脂（または木）と金属の複合材料製建具			
	外部建具（ガラス）		Low-E複層ガラス（日射遮蔽型） 中空層：乾燥空気9mm未満			＊＊社＊＊＊＊＊＊＊
	玄関建具		枠：金属製熱遮断構造　戸：金属製断熱フラッシュ構造 ２ロック、ポストなし、ガラスなし			戸、枠及びガラス仕様に基づくドアの熱貫流率（技術情報等に定める方法） ＊＊社＊＊＊＊＊＊＊
その他	省エネ計算対象措置		□通風の利用　□蓄熱の利用　□床下換気システム			

2.2.2-41、-42、-43 各項目の利用の有無

2.2.3 暖房設備

住宅 Web プロにおける暖房設備に係る入力では、暖房設備として用いる機器種別に応じて、入力する性能値等が変わることとなる。また、暖房設備（冷房設備も同様。）を竣工後に入居者が設置する場合、入居者設置と記載することで、種別や性能値等を図面に記載することが不要となる。

1) 記載項目

	記載項目 （暖房設備の種類）	記載例	記載する設計図書の例
2.2.3-1	暖房設備の有無、暖房方式	主たる居室のみ暖房設置	仕様書、平面図
2.2.3-2	暖房設備機器または放熱器の種類	FF 暖房器	仕様書、平面図
2.2.3-3	エネルギー消費効率の区分（ルームエアコンディショナー）	ルームエアコンディショナー（い）	仕様書、平面図
2.2.3-4	小能力時高効率型コンプレッサー（ルームエアコンディショナー）	小能力時高効率型コンプレッサー搭載のルームエアコンディショナーの使用と、冷房及び暖房の最小能力が定格能力の 10 分の 1 未満である	仕様書、試験成績証明書等
2.2.3-5	定格能力におけるエネルギー消費効率（FF 暖房器）	エネルギー消費効率 85%	仕様書、平面図
2.2.3-6	敷設率（床暖房）	敷設率：8.5 ㎡/14 ㎡×100＝60%（当該計算根拠となった範囲等の図書への明示含む。）	面積表、床暖房パネル設置図
2.2.3-7	仮想床除き敷設率（床暖房）		
2.2.3-8	上面放熱率（床暖房）	上面放熱率：95.5%（当該計算根拠となった仕様等の図書への明示含む。）	仕様書、断面詳細図、計算書（床暖房の上面放熱率簡易計算シート）
2.2.3-9	断熱配管（ルームエアコンディショナー付温水床暖房）	断熱配管あり	仕様書、設備図
2.2.3-10	温水暖房の種類（温水暖房）	パネルラジエーター	仕様書、平面図
2.2.3-11	住戸全体を暖房する暖房設備機器の種類（ダクト式セントラル空調器）	ダクト式セントラル空調機（ヒートポンプ式熱源）設置	仕様書、設備図
2.2.3-12	ダクトが通過する空間（ダクト式セントラル空調器）	ダクトは全て断熱区画内に設置	仕様書、設備図
2.2.3-13	VAV 方式の採用（ダクト式セントラル空調器）	要件を満たす VAV 方式を採用（要件を満たしていることの図書への明示含む。）	仕様書、設備図

2.2.3-14	全般換気機能の有無（ダクト式セントラル空調器）	全般換気機能なし	仕様書、設備図
2.2.3-15	定格暖房能力試験－能力、消費電力、風量、室内側送風機の消費電力（ダクト式セントラル空調器）	定格暖房能力試験：能力△W、消費電力△W、風量△㎥/ｈ、室内側送風機消費電力△W	試験成績書
2.2.3-16	中間暖房能力試験－能力、消費電力、風量、室内側送風機の消費電力（ダクト式セントラル空調）	中間暖房能力試験：能力△W、消費電力△W、風量△㎥/ｈ、室内側送風機消費電力△W	
2.2.3-17	設計風量（ダクト式セントラル空調器）	150 ㎥/ｈ	設備図
2.2.3-18	温水暖房器の種類（温水暖房を選択した場合）	ガス潜熱回収型温水暖房器	仕様書、平面図
2.2.3-19	エネルギー消費効率の入力（ガス従来・潜熱回収型温水暖房器、石油従来型温水暖房器）	定格能力におけるエネルギー消費効率 88%	仕様書、平面図
2.2.3-20	熱交換器タイプ（地中熱ヒートポンプ温水暖房器）	熱交換器タイプ３（タイプを判断した根拠資料含む。）	仕様書、計算書（地中熱交換器タイプ確認シート）
2.2.3-21	断熱配管（温水暖房）	断熱配管あり	仕様書、設備図

なお、暖房設備として給湯・温水暖房一体型を使用する場合は給湯の項目で、コージェネレーション設備を用いる場合はコージェネレーション設備として、それぞれ一次エネルギー消費量計算が行われるため、本書においても当該項目の部分で取り扱う。

2) 設計図書の記載例

住宅 Web プロを用いる場合、各設備の詳細な性能値等を用いた計算が可能となるが、それに伴い一般的な一戸建住宅の設計図書等では記載されない、各種情報を図書等に明示することが必要となる。設備図等を作成する場合は、当該図書に記載する他、仕様書などに使用器具等を記載の上、性能値の根拠となる試験成績証明書等を添付することも考えられる。

また、上記以外にも、床暖房を設置する際の敷設率や上面放熱率など、一般的な設備図等には記載されないが、審査上必要となる項目もあるため、仕様書や平面図等に根拠も含めて記載することが必要となる。

以下に、一般的な暖房設備を使用した場合の設計図書の記載例を示す。

a ）平面図（使用設備の明示）

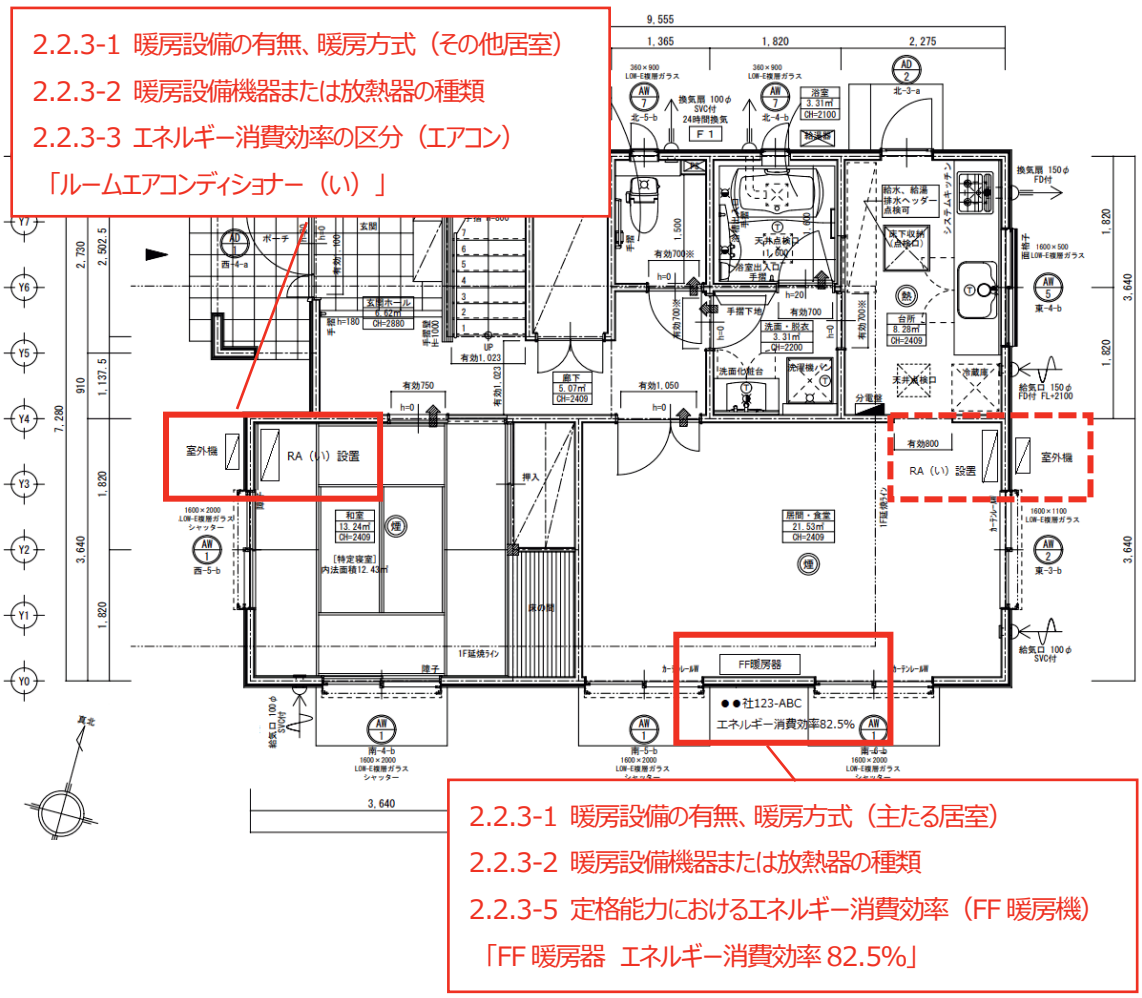

※ 「居室のみ暖房」の暖房方式で、一つの居室に複数の暖房設備を設置する場合、評価の優先順位が下表のとおり定められている。例えば、上図のリビングでは、ルームエアコンディショナーと FF 暖房器が設置されているが、下表に従い FF 暖房器が評価（計算）対象となるため注意する必要がある。また、下表に記載の無い暖房設備（例えばマルチパッケージエアコンなど。）は、設置していないものとして取り扱うこととなる。

評価の優先順位	「居室のみ暖房」で使用する暖房設備
1	電気蓄熱暖房器
2	電気ヒーター床暖房
3	ファンコンベクター
4	ルームエアコンディショナー付温水床暖房
5	温水床暖房、温水床暖房（併用運転に対応）
6	FF 暖房器
7	パネルラジエーター
8	ルームエアコンディショナー

b) 仕様書

設備仕様

暖房設備 ■居室のみ □住戸全体 □設置しない	主たる居室	■ルームエアコンディショナー　□その他（　　） （□仕様等の指定）	AA社AAAAAA エネルギー消費効率の区分：「い」
	その他の居室	□ルームエアコンディショナー　□その他（　　） （□仕様等の指定）	入居者設置
冷房設備 ■居室のみ □住戸全体 □設置しない	主たる居室	■ルームエアコンディショナー　□その他（　　） （□仕様等の指定）	AA社AAAAAA エネルギー消費効率の区分：「い」
	その他の居室	□ルームエアコンディショナー　□その他（　　） （□仕様等の指定）	入居者設置
換気設備	24時間換気設備	壁付第３種換気設備 換気回 （□仕	
	熱交換	□有い	
給湯設備	給湯機	■ガス （□仕	□セーフ熱効率　：（　　） ふろ機能の種類：ふろ給湯器（追焚あり）
	配管方式	■先分岐式	
		□ヘッダー方式の場合→□分岐後すべて13A以下　□分岐後いずれか配管径13A超	
	水栓　台所	□２バルブ　■２バルブ以外　→□手元止水（節湯Ａ）□水優先吐水（節湯Ｃ）	
	水栓　浴室シャワー	□２バルブ　■２バルブ以外　→□手元止水（節湯Ａ）□小流量吐水（節湯Ｂ）	
	水栓　洗面	□２バルブ　■２バルブ以外　→□水優先吐水（節湯Ｃ）	
	浴槽の保温措置	□高断熱浴槽を使用する　■評価しないまたは高断熱良浴槽を使用しない	
照明設備	主たる居室	■すべてLED　□すべて白熱灯以外　□いずれかで白熱灯を使用　□調光が可能な制御を採用　□設置しない	
	その他の居室	□すべてLED　□すべて白熱灯以外　□いずれかで白熱灯を使用　□調光が可能な制御を採用　■設置しない	
	非居室	■すべてLED　□すべて白熱灯以外　□いずれかで白熱灯を使用　□人感センサー採用　□設置しない	
太陽光発電設備		□設置する　■設置しない （□仕様等の指定）	
太陽熱利用設備		□設置する　■設置しない （□仕様等の指定）	
コージェネレーション設備		□設置する　■設置しない （□仕様等の指定）	

2.2.3-1 暖房設備の有無、暖房方式（主たる居室、その他居室）

2.2.3-2 暖房設備機器または放熱器の種類

2.2.3-3 エネルギー消費効率の区分（エアコン）

c) 床暖房の上面放熱率計算書（住宅 Web プロ等）

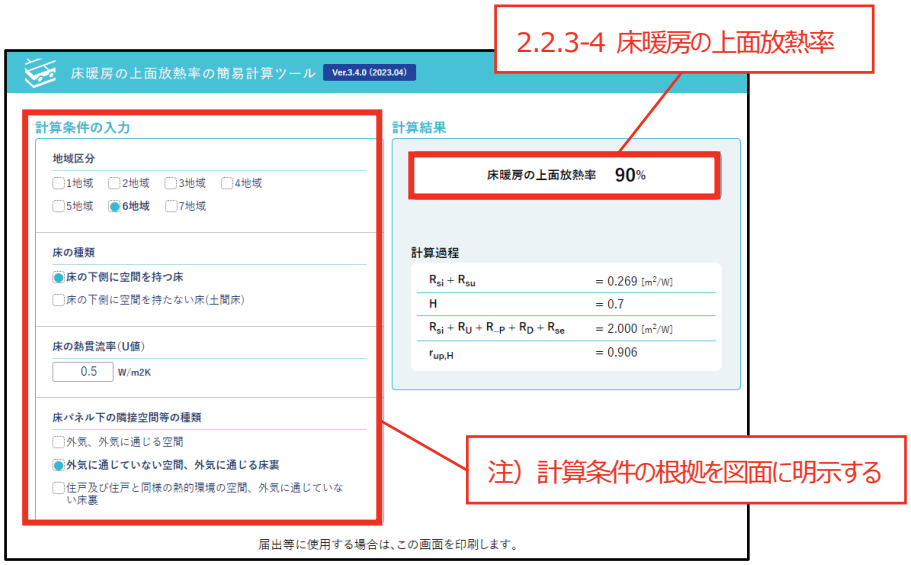

2.2.3-4 床暖房の上面放熱率

注）計算条件の根拠を図面に明示する

2.2.4 冷房設備

1) 記載項目

	記載項目 （冷房設備の種類）	記載例	記載する設計図書の例
2.2.4-1	冷房設備の有無、冷房方式	主たる居室のみ冷房設置	仕様書、平面図
2.2.4-2	冷房設備機器の種類	ルームエアコンディショナー（い）	仕様書、平面図
2.2.4-3	エネルギー消費効率の区分（ルームエアコンディショナー）		
2.2.4-4	小能力時高効率型コンプレッサー（ルームエアコンディショナー）	小能力時高効率型コンプレッサー」が搭載されたルームエアコンディショナーの使用と、冷房及び暖房の最小能力が定格能力の 10 分の 1 未満である	仕様書、試験成績証明書等
2.2.4-5	住戸全体を冷房する冷房設備機器の種類（ダクト式セントラル空調器）	ダクト式セントラル空調器（ヒートポンプ式熱源）設置	仕様書、設備図
2.2.4-6	ダクトが通過する空間（ダクト式セントラル空調器）	ダクトは全て断熱区画内に設置	平面図、断面図
2.2.4-7	VAV 方式の採用（ダクト式セントラル空調器）	要件を満たすVAV方式を採用（要件を満たしていることの図書への明示含む。）	仕様書
2.2.4-8	全般換気機能の有無（ダクト式セントラル空調）	全般換気機能なし	仕様書
2.2.4-9	定格冷房能力試験－能力、消費電力、風量、室内側送風機の消費電力（ダクト式セントラル空調器）	定格冷房能力試験：能力△W、消費電力△W、風量△㎥/ｈ、室内側送風機消費電力△W	仕様書、試験成績書
2.2.4-10	中間冷房能力試験－能力、消費電力、風量、室内側送風機の消費電力（ダクト式セントラル空調器）	中間冷房能力試験：能力△W、消費電力△W、風量△㎥/ｈ、室内側送風機消費電力△W	仕様書、試験成績書
2.2.4-11	設計風量（ダクト式セントラル空調器）	150 ㎥/ｈ	換気計算書

2) 設計図書の記載例

基本的に暖房設備と同様の設計図書等への記載が必要となるが、選択可能な機器種別は減少し、計算対象となる冷房設備は、ルームエアコンディショナー又はダクト式セントラル空調器（ヒートポンプ式熱源）のみとなっている。以下に、設計図書等への記載例を示す。

a) 平面図

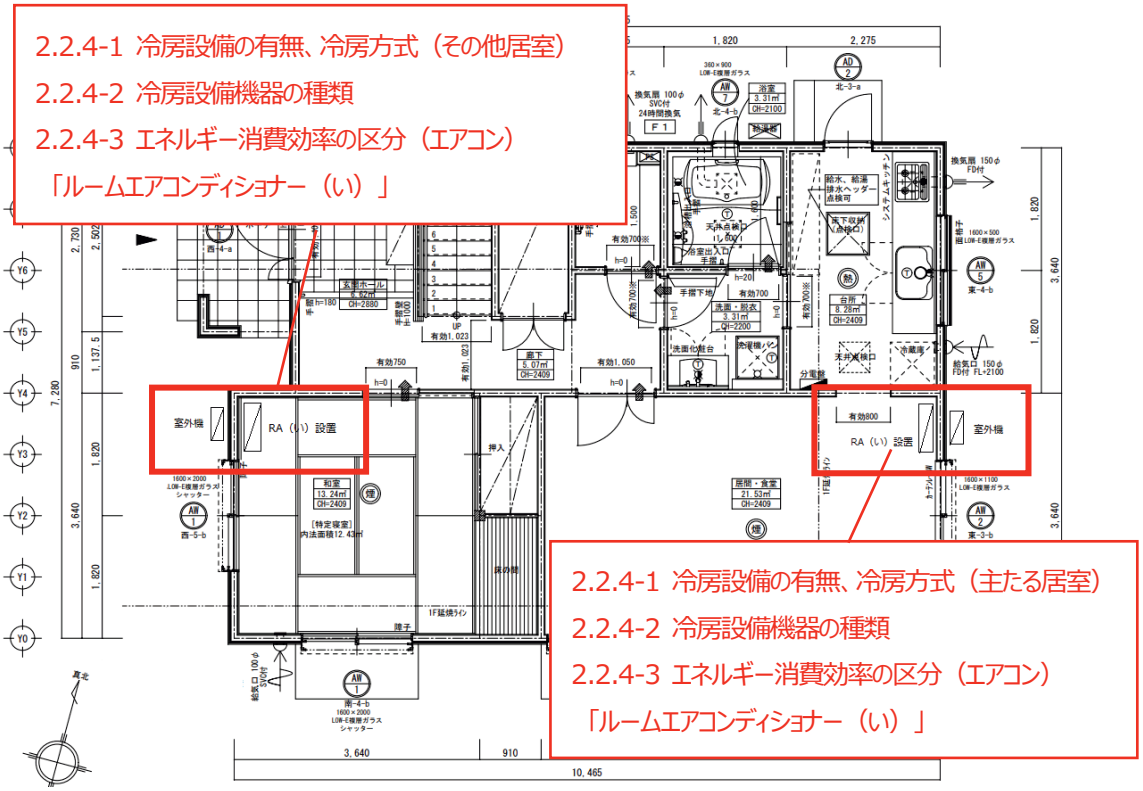

b)仕様書

設備仕様

（下表に記載の設備機器等の性能値は、国立研究開発法人建築研究所技術情報に定める規格等に基づく値とする。）

暖房設備 ■居室のみ □住戸全体 □設置しない	主たる居室	■ルームエアコンディショナー　□その他（　　） （□仕様等の指定）	AA社AAAAAA エネルギー消費効率の区分：「い」
	その他の居室	□ルームエアコンディショナー　□その他（　　） （□仕様等の指定）	入居者設置
冷房設備 ■居室のみ □住戸全体 □設置しない	主たる居室	■ルームエアコンディショナー　□その他（　　） （□仕様等の指定）	AA社AAAAAA エネルギー消費効率の区分：「い」
	その他の居室	□ルームエアコンディショナー　□その他（　　） （□仕様等の指定）	入居者設置
換気設備	24時間換気設備	第3種換気設備 換気回数：建基法20条の7表「その他居室」該当 （□仕様等の指定）	CC社CCCCCC 比消費電力　：（　　）
	熱交換	□有り（仕様等の指定）　■無し	CC社DDDDDD 温度交換効率：（　　）
給湯設備	給湯機	■ガス潜熱回収型給湯機　□その他（　　） （□仕様等の指定）	EE社EEEEEE □エネルギー消費効率：（　　） □モード熱効率　：（　　）
	配管方式		
	水栓		
	浴槽の保温		
照明設備	主たる居室	■すべてLED　□すべて白熱灯以外　□いずれかで白熱灯を使用　□調光が可能な制御を採用　□設置しない	
	その他の居室	□すべてLED　□すべて白熱灯以外　□いずれかで白熱灯を使用　□調光が可能な制御を採用　■設置しない	
	非居室	■すべてLED　□すべて白熱灯以外　□いずれかで白熱灯を使用　□人感センサー採用　□設置しない	
太陽光発電設備		□設置する　■設置しない （□仕様等の指定）	
太陽熱利用設備		□設置する　■設置しない （□仕様等の指定）	
コージェネレーション設備		□設置する　■設置しない （□仕様等の指定）	

2.2.4-1 冷房設備の有無、冷房方式（主たる居室、その他居室）
2.2.4-2 冷房設備機器の種類
2.2.4-3 エネルギー消費効率の区分（エアコン）

c) エネルギー消費効率の区分の表示（カタログ）

2.2.4-2 冷房設備の種類及びその効率

■ 壁掛形エアコン(2022年モデル)

暖房／冷房設備機器の種類	シリーズ	冷房能力(kW)	機種名	冷房定格エネルギー消費効率(冷房COP)	省エネ達成率(%)	小能力時高効率型コンプレッサー	エネルギー消費効率区分	AIF認証
ルームエアコンディショナー	RXシリーズ	2.2	S22ZTRXS	5.18	115	※1	(い)	○
		2.5	S25ZTRXS	5.00	115	※1	(い)	○
		2.8	S28ZTRXS	5.09	117	※1	(い)	○
		3.6	S36ZTRXS	4.36	132	※1	(い)	○
		4.0	S40ZTRXS	4.15	128	※1	(い)	○
		4.0	S40ZTRXP(V)	5.00	144	※1	(い)	○
		5.6	S56ZTRXP(V)	3.73	128	※1	(い)	○
		6.3	S63ZTRXP(V)	3.60	122	※1	(い)	○
		7.1	S71ZTRXP(V)	3.20	128	※1	(い)	○
		8.0	S80ZTRXP(V)	2.74	122	※1	(い)	○
		9.0	S90ZTRXP(V)	3.00	111	※1	(い)	○
	MXシリーズ	2.2	S22ZTMXS	4.44	108	※1	(は)	○
		2.5	S25ZTMXS	4.17	103	※1	(は)	○
		2.8	S28ZTMXS	3.84	101	※1	(は)	○
		3.6	S36ZTMXS	3.10	108	※1	(は)	○
		4.0	S40ZTMXP(V)	3.15	108	※1	(は)	○
		5.6	S56ZTMXP(V)	2.80	102	※1	(は)	○
	VXシリーズ	2.2	S22ZTVXS	3.86	100	※1	(は)	○
		2.5	S25ZTVXS	3.47	100	※1	(は)	○
		2.8	S28ZTVXS	3.59	100	※1	(は)	○
		3.6	S36ZTVXS	3.10	100	※1	(は)	○
		4.0	S40ZTVXP(V)	3.13	100	※1	(は)	○
		5.6	S56ZTVXP(V)	2.90	100	※1	(は)	○
	AXシリーズ	2.2	S22ZTAXS	5.18	115	※1	(い)	○
		2.5	S25ZTAXS	5.00	115	※1	(い)	○
		2.8	S28ZTAXS	5.09	117	※1	(い)	○
		3.6	S36ZTAXS	4.36	132	※1	(い)	○
		4.0	S40ZTAXS	4.15	128	※1	(い)	○
		4.0	S40ZTAXP(V)	5.00	144	※1	(い)	○
		5.6	S56ZTAXP(V)	3.73	128	※1	(い)	○
		6.3	S63ZTAXP(V)	3.60	122	※1	(い)	○
		7.1	S71ZTAXP(V)	3.20	128	※1	(い)	○
		8.0	S80ZTAXP(V)	2.74	122	※1	(い)	○
		9.0	S90ZTAXP(V)	3.00	111	※1	(い)	○
	SXシリーズ	2.2	S22ZTSXS	3.96	101	※1	(は)	○
		2.5	S25ZTSXS	3.94	101	※1	(は)	○
		2.8	S28ZTSXS	3.84	100	※1	(は)	○
		3.6	S36ZTSXS	3.13	102	※1	(は)	○
		4.0	S40ZTSXP(V)	3.03	102	※1	(は)	○
		5.6	S56ZTSXP(V)	3.06	102	※1	(ろ)	○
		6.3	S63ZTSXP(V)	2.96	100	※1	(い)	○
		7.1	S71ZTSXP(V)	2.62	100	※1	(い)	○

ルームエアコンディショナーの型番

※　必要に応じ別途性能根拠資料等の確認、添付を行う。

2.2.5　換気設備

住宅Ｗｅｂプロでの換気設備に係る入力では、局所換気設備ではなく建築基準法に基づく 24 時間換気設備が入力対象となるため、注意する必要がある。

1) 記載項目

	記載項目	記載例	記載する設計図書の例
2.2.5-1	換気設備の方式	ダクト式第三種換気設備	仕様書、設備図
2.2.5-2	径の太いダクト、DC モーター（ダクト式）	内径 100mm のダクト及び DC モーター使用	仕様書、設備図
2.2.5-3	比消費電力	比消費電力：55(W)/200(㎥/ｈ)＝0.28（W/(㎥/ｈ)）	仕様書、設備図
2.2.5-4	換気回数	建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項第 2 号表「その他の居室」に該当	仕様書、設備図
2.2.5-5	有効換気量率（第一種換気設備）	1.0	設備図、試験成績証明書、計算書
2.2.5-6	温度交換効率（熱交換型換気設備）	熱交換型換気設備の設置(温度交換効率 60%)	設備図、試験成績証明書
2.2.5-7	給排気比率による温度交換効率の補正係数（熱交換型換気設備）	0.9	設備図、試験成績証明書、計算書(温度交換効率の補正係数の算出ツール)
2.2.5-8	排気過多時における漏気による温度交換効率の補正係数(熱交換型換気設備)	1.0	

2) 設計図書の記載例

換気設備については、換気設備の方式（壁付け第三種換気設備など）を入力する他、当該設備の性能値などを用いた計算を行うことも可能となっている。このため、換気方式の記載と併せ、一次エネルギー消費量計算で用いた性能値や仕様等を図書等に明示することが必要となる。以下に、設計図書等への記載例を示す。

a) 平面図

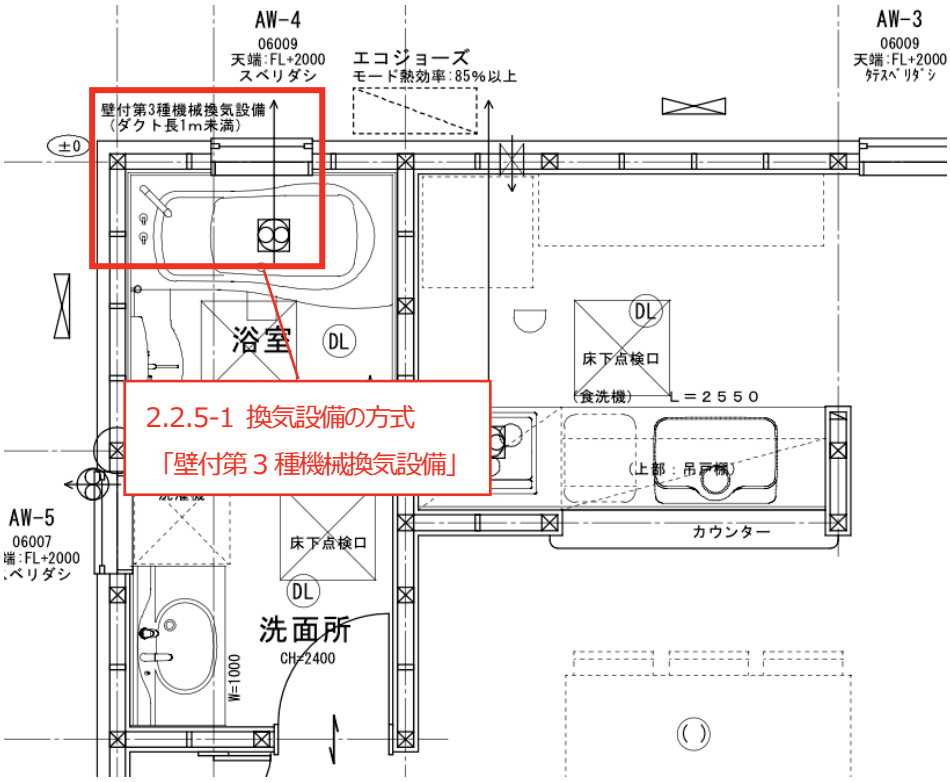

b) 仕様書

設備仕様

（下表に記載の設備機器等の性能値は、国立研究開発法人建築研究所技術情報に定める規格等に基づく値とする。）

暖房設備 ■居室のみ □住戸全体 □設置しない	主たる居室		■ルームエアコンディショナー　□その他（　　） （□仕様等の指定）	AA社AAAAAA エネルギー消費効率の区分：「い」
	その他の居室		□ルームエアコンディショナー　□その他（　　） （□仕様等の指定）	入居者設置
冷房設備 ■居室のみ □住戸全体 □設置しない	主たる居室		■ルームエアコンディショナー　□その他（　　） （□仕様等の指定）	AA社AAAAAA エネルギー消費効率の区分：「い」
	その他の居室		□ルームエアコンディショナー　□その他（　　） （□仕様等の指定）	入居者設置
換気設備	24時間換気設備		壁付第３種換気設備 換気回数：建基法20条の7表「その他居室」該当 （□仕様等の指定）	比消費電力　：（　　）
	熱交換		□有り（仕様等の指定）　■無し	温度交換効率：（　　）
給湯設備	給湯機		■ガス潜熱回収型給湯機　□その他（　　） （■仕様等の指定）	□エネルギー消費効率：（　　） ■モード熱効率　：（　85%以上　） ふろ機能の種類：ふろ給湯器（追焚あり）
	配管方式		■先分岐式	
			□ヘッダー方式の場合→□分岐後すべて13A以下　□分岐後いずれか配管径13A超	
	水栓	台所	□２バルブ　■２バ	
		浴室シャワー	□２バルブ　■２バ	
		洗面	□２バルブ　■２バ	
	浴槽の保温措置		□高断熱浴槽を使用す	
照明設備	主たる居室		■すべてLED　□すべて	
	その他の居室		□すべてLED　□すべて	
	非居室		■すべてLED　□すべて	
太陽光発電設備			□設置する　■設置 （□仕様等の指定）	
太陽熱利用設備			□設置する　■設置しない （□仕様等の指定）	
コージェネレーション設備			□設置する　■設置しない （□仕様等の指定）	

2.2.5-1 換気設備の方式
2.2.5-2 径の太いダクト、DC モーター（ダクト式）
2.2.5-3 比消費電力
2.2.5-4 換気回数

2.2.6 給湯設備

住宅Ｗｅｂプロでの給湯設備に係る入力では、給湯熱源器の種別や性能値などの入力を行い算定する方法の他、具体のメーカー機器番号を選択して計算を行うことも可能となっている。このため、どのように一次エネルギー消費量計算を行っているかに注意する必要がある。

1) 記載項目

	記載項目	記載例	記載する設計図書の例
2.2.6-1	給湯設備の有無	給湯設備あり（浴室あり）	仕様書、平面図
2.2.6-2	熱源機の種類	ガス潜熱回収型給湯器	仕様書、平面図
2.2.6-3	エネルギー消費効率（ガス従来・潜熱回収型給湯器、給湯専用型）、熱効率（石油従来・潜熱回収型給湯器、給湯専用型）	モード熱効率 95%	仕様書、平面図
2.2.6-4	モード熱効率（ガス又は石油従来・潜熱回収型給湯器、給湯専用型）		
2.2.6-5	JIS 効率又は品番（電気 HP 給湯器・CO2 等冷媒（太陽熱利用なし））	JIS 効率 2.7	仕様書、平面図
2.2.6-6	品番の指定又は冷媒の種類、タンクユニット容量（電気 HP 給湯器・ガス瞬間式併用型給湯器、給湯専用型）	ブランド事業者名　株式会社×× ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ番号　HP-××× 貯湯ユニット品番　S-Y××× 補助熱源器品番　-	仕様書、平面図
2.2.6-7	暖房部熱効率、給湯部エネルギー消費効率又はモード熱効率（ガス従来・潜熱回収型温水暖房器、給湯・温水暖房一体型）	暖房部熱効率 87.0% 給湯部エネルギー消費効率 90.0%	仕様書、平面図
2.2.6-8	暖房部熱効率、給湯部熱効率又はモード熱効率（石油従来型給湯温水暖房器、給湯・温水暖房一体型）	暖房部熱効率 82.0% 給湯部エネルギー消費効率 85.0%	仕様書、平面図
2.2.6-9	暖房部熱効率、給湯部モード熱効率（石油潜熱回収型給湯温水暖房器、給湯・温水暖房一体型）	暖房部熱効率 82.0% 給湯部エネルギー消費効率 90.0%	仕様書、平面図
2.2.6-10	タンクユニットの設置場所（電気 HP ガス瞬間式併用給湯温水暖房	屋外設置	仕様書、平面図

	器、給湯・温水暖房一体型、暖房：電気 HP ガス、給湯：ガス）		
2.2.6-11	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房器の区分（電気 HP ガス瞬間式併用給湯温水暖房器、給湯・温水暖房一体型、暖房：電気 HP ガス、給湯：電気 HP ガス）	区分１（RTU-R1001（リンナイ（株））	仕様書、平面図
2.2.6-12	品番の指定又は冷媒の種類、タンクユニット容量（電気 HP ガス瞬間式併用給湯温水暖房器、給湯・温水暖房一体型、暖房：ガス、給湯：電気 HP ガス）	ブランド事業者名　株式会社×× ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ番号　HP-××× 貯湯ユニット品番　S-Y××× 補助熱源器品番　-	仕様書、平面図
2.2.6-13	ふろ機能の種類	ふろ給湯器（追焚あり）	仕様書、平面図
2.2.6-14	配管方式、ヘッダー方式のヘッダー分岐後の配管径	ヘッダー方式、分岐後の配管径 13A 以下	仕様書、平面図
2.2.6-15	台所、浴室シャワー、洗面の水栓種別	全て２バルブ水栓以外、台所及び洗面水栓水優先吐水機能付き、浴室シャワー水栓手元止水機能付き	仕様書、平面図
2.2.6-16	高断熱浴槽の使用の有無	高断熱浴槽（JIS A 5532）設置	仕様書、平面図

2) 設計図書の記載例

給湯設備は、一次エネルギー消費量計算の方法に応じ、給湯設備の種別や性能等を設計図書に記載するか、各メーカーの個別の機器型番を図面に記載するかなど設計図書等へ記載する内容が変わることとなる。ただし、いずれの方法を用いたとしても、設計図書等に必要な情報を明示することが必要となる。

また、給湯設備以外にも、給湯水栓の仕様や高断熱浴槽の使用を計算上用いている場合は、当該情報も併せて設計図書上に記載を行う必要がある。以下に、設計図書等への記載例を示す。

a) 平面図

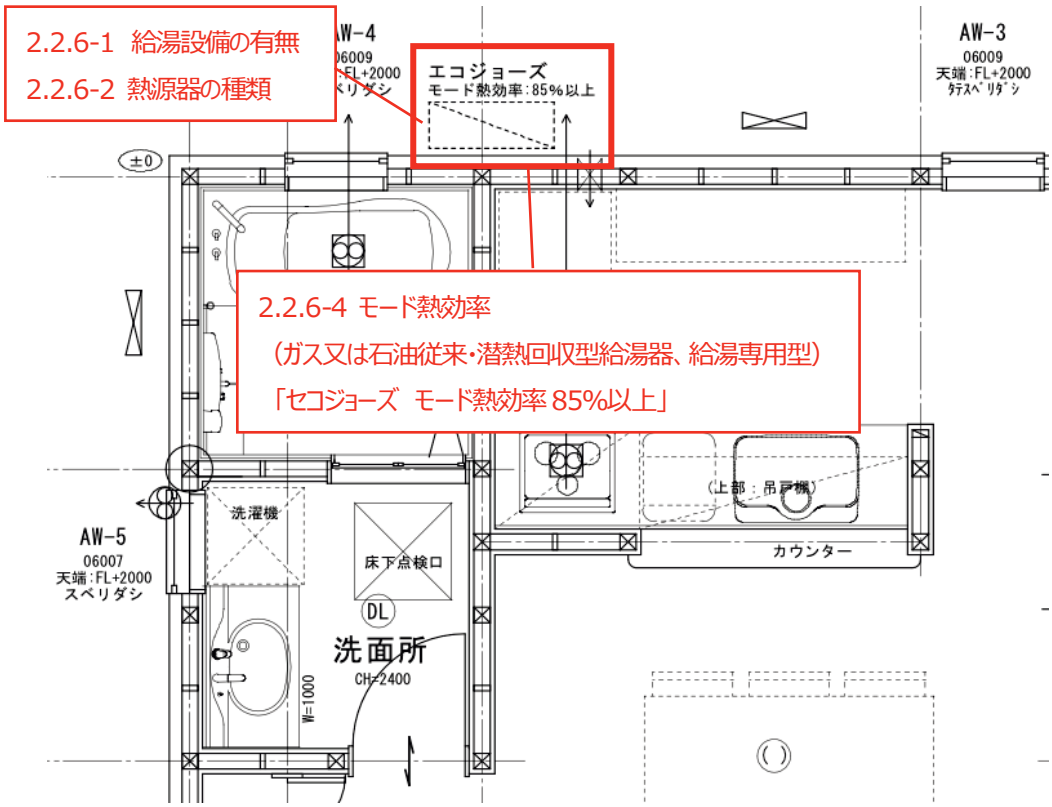

b) 仕様書

設備仕様

（下表に記載の設備機器等の性能値は、国立研究開発法人建築研究所技術情報に定める規格等に基づく値とする。）

暖房設備 ■居室のみ □住戸全体 □設置しない	主たる居室		■ルームエアコンディショナー　□その他（　　） （□仕様等の指定）	AA社AAAAAA エネルギー消費効率の区分：「い」
	その他の居室		□ルームエアコンディショナー　□その他（　　） （□仕様等の指定）	入居者設置
冷房設備 ■居室のみ □住戸全体 □設置しない	主たる居室		■ルームエアコンディショナー　□ （□仕様等の指定）	
	その他の居室		□ルームエアコンディショナー　□ （□仕様等の指定）	
換気設備	24時間換気設備		壁付第３種換気設備 換気回数：建基法20条の7表「その他居室」該当 （□仕様等の指定）	比消費電力　：（　　）
	熱交換		□有り（仕様等の指定）　■無し	温度交換効率：（　　）
給湯設備	給湯機		■ガス潜熱回収型給湯機　□その他（　　） （■仕様等の指定）	□エネルギー消費効率：（　　） ■モード熱効率　：（　85%以上　） ふろ機能の種類：ふろ給湯器（追焚あり）
	配管方式		■先分岐式	
			□ヘッダー方式の場合→□分岐後すべて13A以下　□分岐後いずれか配管径13A超	
	水栓	台所	□２バルブ　■２バルブ以外　→□手元止水（節湯Ａ）□水優先吐水（節湯Ｃ）	
		浴室シャワー	□２バルブ　■２バルブ以外　→□手元止水（節湯Ａ）□小流量吐水（節湯Ｂ）	
		洗面	□２バルブ　■２バルブ以外　→□水優先吐水（節湯Ｃ）	
	浴槽の保温措置		□高断熱浴槽を使用する　■評価しないまたは高断熱良浴槽を使用しない	
照明設備	主たる居室		■すべてLED　□すべて白熱灯以外　□いずれかで白熱灯を使用　□調光が可能な制御を採用　□設置しない	
	その他の居室		□すべてLED　□すべて白熱灯以外　□いずれかで白熱灯を使用　□調光が可能な制御を採用　■設置しない	
	非居室		■すべてLED　□すべて白熱灯以外　□いずれかで白熱灯を使用　□人感センサー採用　□設置しない	
太陽光発電設備			□設置する　■設置しない （□仕様等の指定）	
太陽熱利用設備			□設置する　■設置しない （□仕様等の指定）	
コージェネレーション設備			□設置する　■設置しない （□仕様等の指定）	

2.2.6-1 から-16 給湯設備等の仕様

c）カタログ等（ガス給湯器）

2.2.6-2 熱源器の種類

ガス給湯器GQ-Cシリーズ【潜熱回収型高効率温水機器（エコジョーズ）】

（付表 N0001－20200327）

No.	ノーリツ品名	熱源機の分類	熱源機の種類	ふろ機能の種類	暖房部熱効率	給湯部 効率		性能確認区分	認証マーク
						モード熱効率	エネルギー消費効率		
1	GQ-C1634WS	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	－	90.8%	－	B-2	
2	GQ-C1634WSBL	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	－	90.8%	－	B-2	
3	GQ-C1634WS-C	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	－	90.8%	－	B-2	
4	GQ-C1634WS-CBL	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	－	90.8%	－	B-2	
5	GQ-C1634WSOBL	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	－	90.8%	－	B-2	
6	GQ-C1634WSO-CBL	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	－	90.8%	－	B-2	
7	GQ-C1634WSO-TBBL	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	－	90.8%	－	B-2	
8	GQ-C1634WSO-TBL	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	－	90.8%	－	B-2	
9	GQ-C1634WS-T	給湯専用型	ガス潜熱回収型給湯機	給湯単機能	－	90.8%	－	B-2	

給湯器の型番

2.2.6-4 モード熱効率
（ガス又は石油従来・潜熱回収型給湯器、給湯専用型）

※ 必要に応じ別途性能根拠資料等の確認、添付を行う。

2.2.7 照明設備

1) 記載項目

	記載項目	記載例	記載する設計図書の例
2.2.7-1	主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類及び調光が可能な制御等の有無	主たる居室：設置しない その他居室：設置しない 非居室：全て LED を使用（便所照明に人感センサー設置）	仕様書、平面図

2) 設計図書の記載例

照明設備に関しては、設置・非設置等含め仕様書や平面図等に記載が行われるが、仕様基準と異なり、住宅Ｗｅｂプロでは主たる居室、その他居室及び非居室の全てが計算対象となるため、漏れることなく記載することが必要となる。以下に、設計図書等への記載例を示す。

a) 平面図

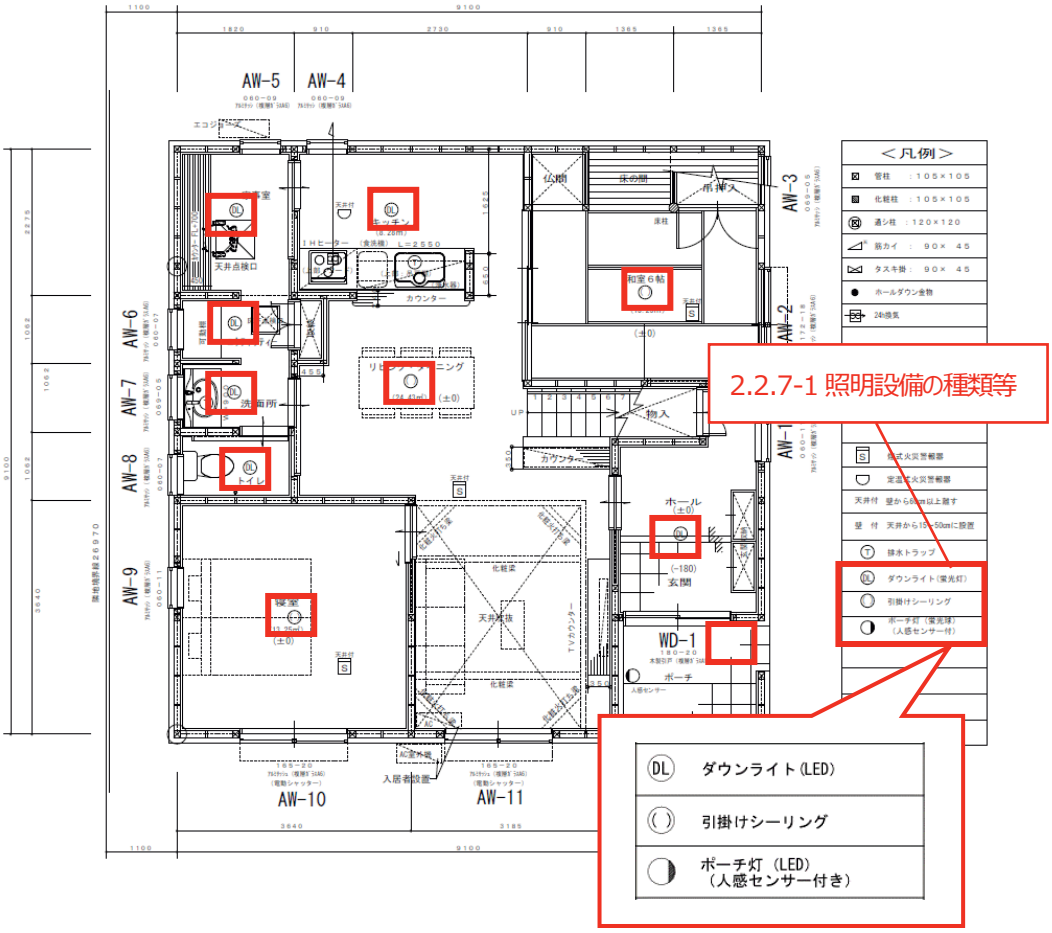

b）仕様書

設備仕様

（下表に記載の設備機器等の性能値は、国立研究開発法人建築研究所技術情報に定める規格等に基づく値とする。）

暖房設備 ■居室のみ □住戸全体 □設置しない	主たる居室		■ルームエアコンディショナー　□その他（　　） （□仕様等の指定）	AA社AAAAAA エネルギー消費効率の区分：「い」
	その他の居室		□ルームエアコンディショナー　□その他（　　） （□仕様等の指定）	入居者設置
冷房設備 ■居室のみ □住戸全体 □設置しない	主たる居室		■ルームエアコンディショナー　□その他（　　） （□仕様等の指定）	AA社AAAAAA エネルギー消費効率の区分：「い」
	その他の居室		□ルームエアコンディショナー　□その他（　　） （□仕様等の指定）	入居者設置
換気設備	24時間換気設備		壁付第３種換気設備 換気回数：建基法20条の7表「その他居室」該当 （□仕様等の指定）	CC社CCCCCC 比消費電力　：（　　）
	熱交換		□有り（仕様等の指定）　■無し	CC社DDDDDD 温度交換効率：（　　）
給湯設備			■ガス潜熱回収型給湯機　□その他（　　）	EE社EEEEEE
	配管方式		■先分岐式	
			□ヘッダー方式の場合→□分岐後すべて13A以下　□分岐後いずれか配管径13A超	
	水栓	台所	□２バルブ　■２バルブ以外　→□手元止水（節湯Ａ）□水優先吐水（節湯Ｃ）	
		浴室シャワー	□２バルブ　■２バルブ以外　→□手元止水（節湯Ａ）□小流量吐水（節湯Ｂ）	
		洗面	□２バルブ　■２バルブ以外　→□水優先吐水（節湯Ｃ）	
	浴槽の保温措置		□高断熱浴槽を使用する　■評価しないまたは高断熱良浴槽を使用しない	
照明設備	主たる居室		■すべてLED　□すべて白熱灯以外　□いずれかで白熱灯を使用　□調光が可能な制御を採用　□設置しない	
	その他の居室		□すべてLED　□すべて白熱灯以外　□いずれかで白熱灯を使用　□調光が可能な制御を採用　■設置しない	
	非居室		■すべてLED　□すべて白熱灯以外　□いずれかで白熱灯を使用　□人感センサー採用　□設置しない	
太陽光発電設備			□設置する　■設置しない （□仕様等の指定）	
太陽熱利用設備			□設置する　■設置しない （□仕様等の指定）	
コージェネレーション設備			□設置する　■設置しない （□仕様等の指定）	

2.2.7-1 主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類及び調光が可能な制御等の有無

なお、竣工後に入居者が照明設備を設置する場合、その旨を設計図書等に記載（引っ掛けシーリング設置の記載など）し、具体の照明設備の種類などを記載することは不要となる。

2.2.8 太陽光発電設備

1) 記載項目

	記載項目	記載例	記載する設計図書の例
2.2.8-1	パワーコンディショナの定格負荷効率	定格負荷効率：96.5%（力率 0.95 時）	仕様書、機器表
2.2.8-2	太陽電池アレイのシステム容量、種類、設置方式	結晶シリコン系太陽電池アレイ、システム容量 3.5 kW、屋根置き形	仕様書、機器表
2.2.8-3	パネルの設置方位角、傾斜	パネルの設置方位角：真南から東 10 度、傾斜角：26.57 度（5 寸勾配）	パネル設置計画図

2) 設計図書の記載例

太陽光発電設備に関しては、パワーコンディショナ及び太陽電池アレイの仕様等と併せ、どのようにパネルを設置するかについて設計図書等上に明記することが必要となる。

以下に、設計図書等への記載例を示す。

a) 太陽光発電仕様書

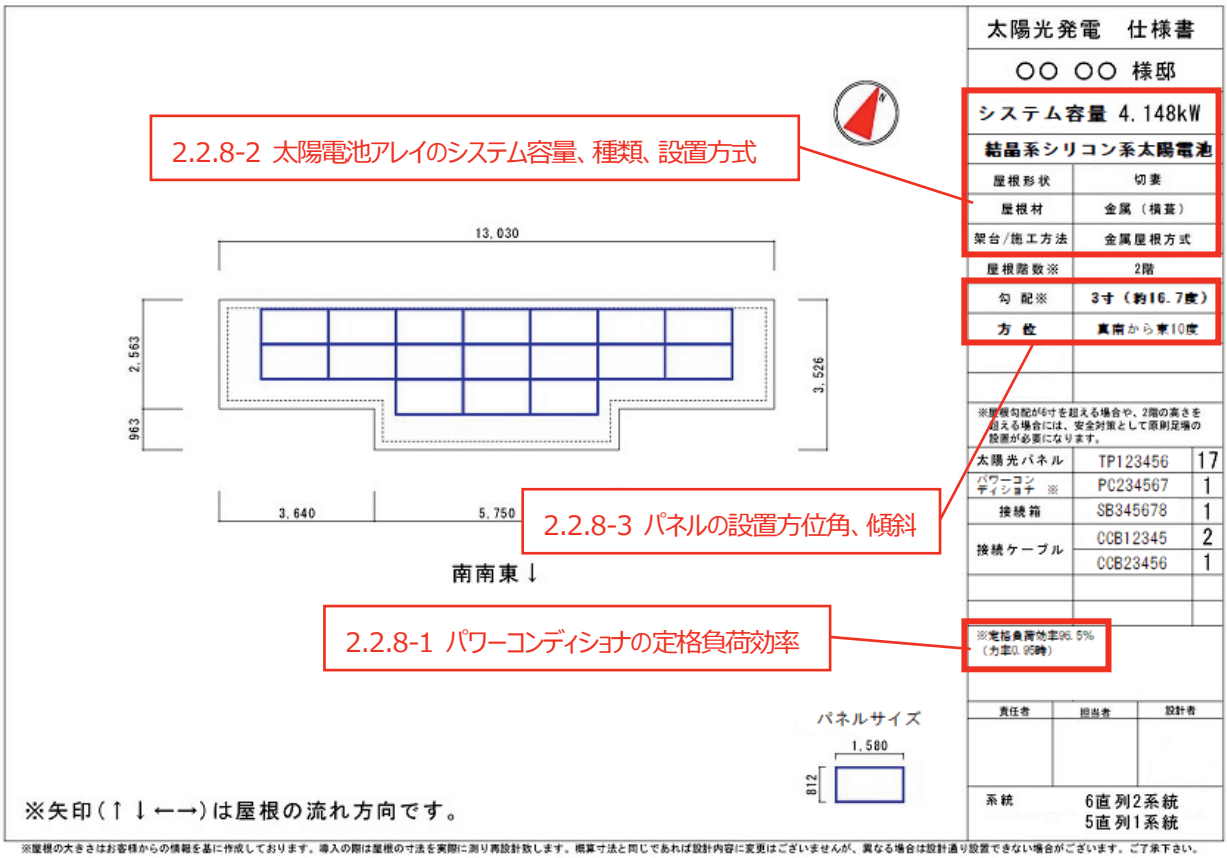

※　必要に応じ別途性能根拠資料等の確認、添付を行う。

2.2.9 太陽熱利用設備

1) 記載項目

	記載項目	記載例	記載する設計図書の例
2.2.9-1	液体集熱式太陽熱利用設備の種類、品番	ソーラーシステム ブランド事業者名　株式会社●● システム型式　SW0-000 集熱器型式　CP-000 蓄熱槽型式　SWT-000 成績証明書番号または自己適合宣言書番号　00ER000(2023-03-31)	仕様書、機器表
2.2.9-2	液体集熱式太陽熱利用設備の給湯接続方式、蓄熱タンク容量	接続ユニット方式、蓄熱タンク容量200L	仕様書、機器表
2.2.9-3	液体集熱式太陽熱利用設備の集熱部の設置方位角、傾斜、面積	集熱部の設置方位角：真南から東10度、傾斜角：26.57度（5寸勾配）、集熱部の面積：4.5㎡	仕様書、集熱部設置計画図
2.2.9-4	空気集熱式太陽熱利用設備の集熱器群（集熱部）の設置方位角、傾斜、面積	集熱部の設置方位角：真南から東10度、傾斜角：26.57度（5寸勾配）、集熱部の面積：4.5㎡	仕様書、集熱部設置計画図
2.2.9-5	集熱器の集熱効率特性線図一次近似式の切片、傾き及び集熱性能試験時における単位面積当たりの空気の質量流量	切片1.0、傾き2.0、空気の質量流量0.0107 kg/(s･㎡) （試験成績書等から読み取り）	集熱器の集熱効率特性線図、集熱性能試験成績書
2.2.9-6	空気搬送ファンの自立運転用太陽光発電装置の有無、種別、風量（機外静圧をゼロとした時の空気搬送ファンの風量）	空気搬送ファンの自立運転用太陽光発電装置の有、DCファン、風量50㎥/h	仕様書、機器表
2.2.9-7	集熱した熱の給湯への利用	有	仕様書、機器表
2.2.9-8	集熱した空気の供給空間	床下	仕様書、機器表
2.2.9-9	集熱した空気を床下空間に供給する場合の、床下の面積割合及び床下空間の断熱	床下の面積割合：75%（48㎡/64㎡）、断熱区画内	基礎伏図

2) 設計図書の記載例

太陽熱利用設備に関しては、大きく液体集熱式太陽熱利用設備と空気集熱式太陽熱利用設備で設計図書等への記載が変わることとなる。

液体集熱式太陽熱利用設備では構成機器等の型番や集熱部の設置方法等を図書に明示することとなるが、空気集熱式太陽熱利用設備では集熱効率特性図や試験成績書等の添付が必要となる、このように一般的には入手が困難な資料や情報も必要となることが想定されるため、当該設備を利用した一次エネルギー消費量計算を行う場合は、当該機器メーカー等に図面への記載方法含めて事前に確認しておくことが望ましい。

2.2.10 コージェネレーション設備

1) 記載項目

	記載項目	記載例	記載する設計図書の例
2.2.10-1	コージェネレーション設備の品番、逆潮流の有無	ブランド事業者名　株式会社●● 発電ユニット番 FCCS00C0NJ[zero] 貯湯ユニット品番　－ 補助熱源機品番 FT0000KRSAWCMZ	仕様書、平面図
2.2.10-2	コージェネレーション設備の種類	PEFC（個体高分子形燃料電池）	仕様書、平面図

2) 設計図書の記載例

コージェネレーション設備に関しては、一般的な申請では設置する機器型番まで特定した申請が大半になると考えられる。この場合、当該機器のメーカー名や各ユニット等の品番を図書に明示することが必要となる。

具体的には、上表の記載例に示すような情報を、仕様書等に記載することが考えられる。

a) 設備機器表

機器番号	機器名称	品番	備考	設置場所
1	燃料電池発電ユニット	192-AS05	貯湯量28L 売電あり	屋外
2	潜熱回収型熱源機	136-N360	給湯24号 暖房14kW	屋外

2.2.10-1 コージェネレーション設備の品番

2.2.10-1 逆潮流の有無

2.3　省エネ適判申請図書作成例

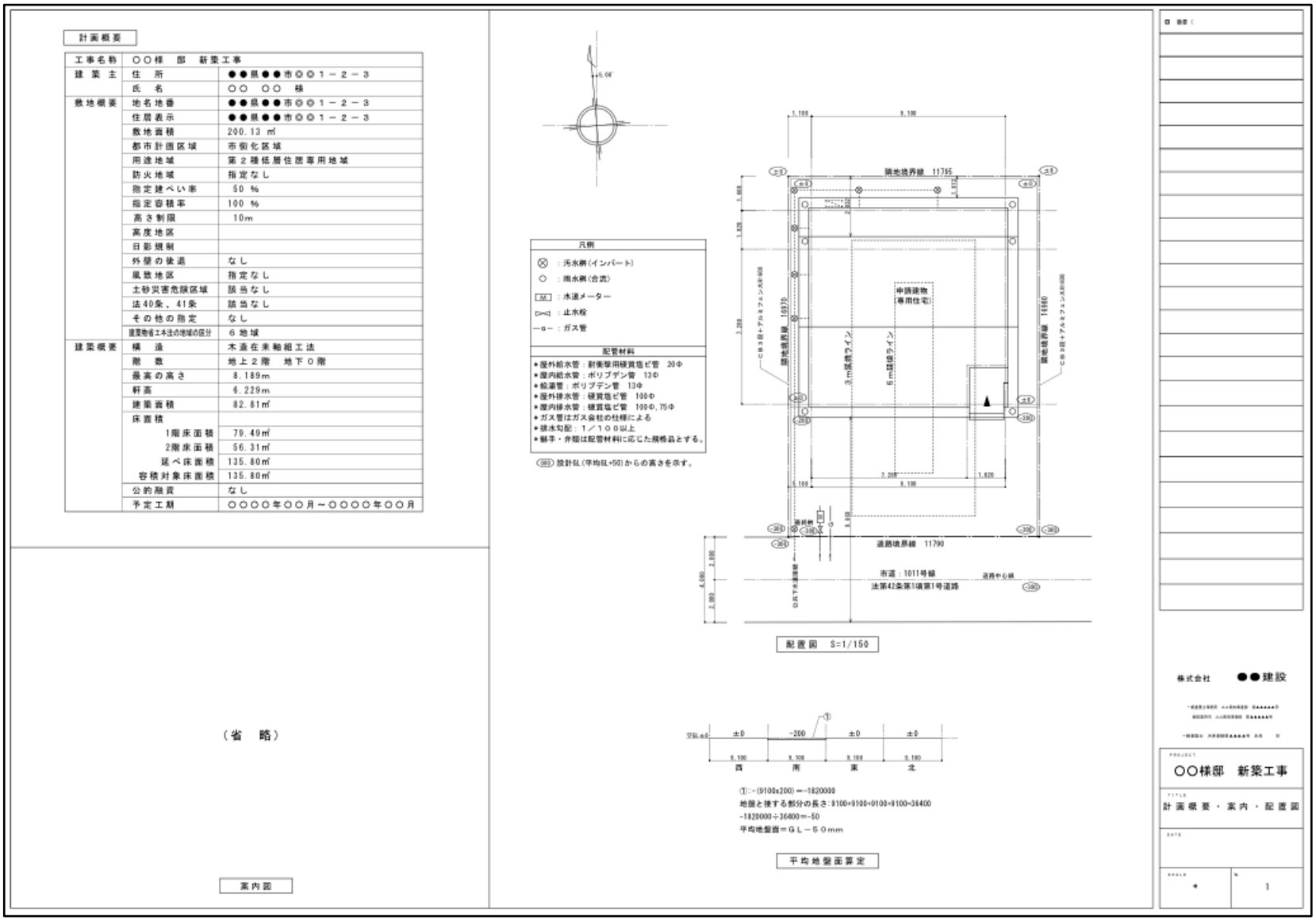

計画概要

工事名称	○○様　邸　新築工事	
建築主	住　所	●●県●●市◎◎１－２－３
	氏　名	○○　○○　様
敷地概要	地名地番	●●県●●市◎◎１－２－３
	住居表示	●●県●●市◎◎１－２－３
	敷地面積	200.13 ㎡
	都市計画区域	市街化区域
	用途地域	第２種低層住居専用地域
	防火地域	指定なし
	指定建ぺい率	50 %
	指定容積率	100 %
	高さ制限	10m
	高度地区	
	日影規制	
	外壁の後退	なし
	風致地区	指定なし
	土砂災害危険区域	該当なし
	法40条、41条	該当なし
	その他の指定	なし
	建築物省エネ法の地域の区分	６地域
建築概要	構　造	木造在来軸組工法
	階　数	地上２階　地下０階
	最高の高さ	8.189m
	軒高	6.229m
	建築面積	82.81㎡
	床面積	
	1階床面積	79.49㎡
	2階床面積	56.31㎡
	延べ床面積	135.80㎡
	容積対象床面積	135.80㎡
	公的融資	なし
	予定工期	○○○○年○○月～○○○○年○○月

（省　略）

案内図

凡例

⊗ ：汚水桝（インバート）
○ ：雨水桝（合流）
M ：水道メーター
▷◁ ：止水栓
—G— ：ガス管

配管材料

- 屋外給水管：耐衝撃用硬質塩ビ管　20Φ
- 屋内給水管：ポリブデン管　13Φ
- 給湯管：ポリブデン管　13Φ
- 屋外排水管：硬質塩ビ管　100Φ
- 屋内排水管：硬質塩ビ管　100Φ, 75Φ
- ガス管はガス会社の仕様による
- 排水勾配：１／１００以上
- 継手・弁類は配管材料に応じた規格品とする。

(300) 設計GL（平均GL+50）からの高さを示す。

隣地境界線　11795
隣地境界線　16970
隣地境界線　16980
申請建物（専用住宅）
3m隣棟ライン
5m隣棟ライン
道路境界線　11790
市道：1011号線
法第42条第1項第1号道路
道路中心線
配置図　S=1/150

西	南	東	北
±0	-200	±0	±0
9,100	9,100	9,100	9,100

①：-(9100x200) ＝-1820000
地盤と接する部分の長さ：9100+9100+9100+9100=36400
-1820000÷36400＝-50
平均地盤面＝ＧＬ－５０mm

平均地盤面算定

株式会社　●●建設

PROJECT　○○様邸　新築工事

TITLE　計画概要・案内・配置図

DATE

SCALE　＊　No.　1

敷地面積

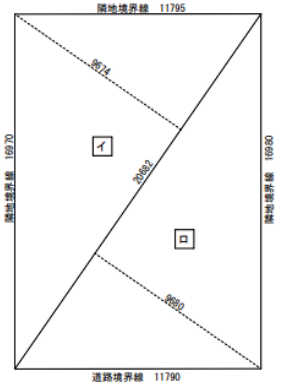

敷地面積		
イ	20.682x9.674	200.077668
ロ	20.682x9.680	200.20176
	＝A＋B	400.279428
	×１／２	200.139714
敷地面積		200.13 ㎡
		60.53 坪

各階床面積面積

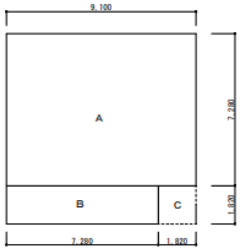

１階　床面積		
A	9.100x7.280	66.248
B	7.280x1.820	13.2496
C	1.820x1.820	3.3124
床面積	＝A＋B	79.4976
		79.49 ㎡
		24.04 坪
建築面積	＝A＋B＋C	82.8100
		82.81 ㎡
		25.05 坪

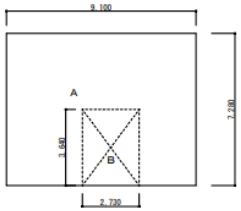

２階　床面積		
A	9.100x7.280	66.248
B	2.730x3.640	−9.9372
床面積	＝A＋B	56.3108
		56.31 ㎡
		17.03 坪

各室面積

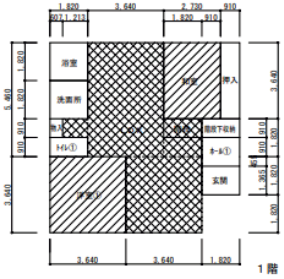

1階

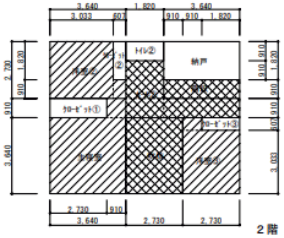

2階

各室面積				
ＬＤＫ	3.640x5.460+1.213x0.910+1.820x0.910+3.640x3.640	35.88403	主たる居室	総計
階段	1.820x0.910	1.6562		
吹抜	2.730x3.640	9.9372		
ホール②	1.820x1.820+1.820x0.910+3.640x0.910	8.281	(59.07083)	
階段	3.640x0.910	3.3124	59.07 ㎡	
和室	2.730x3.640	9.9372	その他の居室	
洋室①	3.640x3.640	13.2496		
主寝室	3.640x3.640+0.910x0.910	14.0777		
洋室②	3.033x2.730+0.607x0.910	8.83246	(54.92942)	
洋室③	2.730x3.033+0.910x0.607	8.83246	54.93 ㎡	
玄関	1.820x1.365	2.4843	非居室	
ホール①	1.820x1.365	2.4843		
階段下収納	1.820x0.910	1.6562		
トイレ①	1.820x0.910	1.6562		
物入	0.607x0.910	0.55237		
洗面所	1.820x1.820	3.3124		
浴室	1.820x1.820	3.3124		
押入	0.910x3.640	3.3124		
納戸	3.640x1.820	6.6248		
トイレ②	1.820x0.910	1.6562		
クローゼット①	2.730x0.910	2.4843		
クローゼット②	0.607x1.820	1.10474	(31.74535)	(145.7456)
クローゼット③	1.820x0.607	1.10474	31.75 ㎡	145.75 ㎡

＜　面　積　表　＞

敷地面積	
200.13 ㎡	
建築面積	
82.81 ㎡	
建蔽率	
82.81÷200.13×100＝41.3781	
41.38 %	
床面積	
１階	79.49 ㎡
２階	56.31 ㎡
合計	135.80 ㎡
容積対象床面積	
135.80 ㎡	
建蔽率	
135.80÷200.13×100＝67.85589	
67.86 %	

◘ 摘要（

株式会社 ●●建設

一級建築士事務所　△△県知事登録　第▲▲▲▲▲▲号
建設業許可　△△県知事登録　第▲▲▲▲▲▲号

一級建築士　大臣登録第▲▲▲▲▲号　氏名　　印

PROJECT
○○様邸　新築工事

TITLE
求積図

DATE

SCALE 1/200　No. 2

外部仕上表

名称	仕様	備考
屋根	カラーベストコロニアル葺き	認定番号 NM-○○○○
外壁	窯業系サイディング	
軒裏	ケイ酸カルシウム板	
鼻隠	押出成形セメント板	
樋	硬質塩ビ製　丸樋	
玄関ポーチ	磁器タイル 150角	
基礎	モルタル刷毛引き	
	水切：カラー鉄板	
バルコニー		
換気金物	外壁換気口：アルミ製	100cm²超は防虫付
	屋根棟換気：アルミ製	
	軒裏換気　：アルミ製	国土交通大臣認定品

項目	小項目	仕様			備考
構造関係	基礎（令38条）	地耐力		30kN/m²	SWS試験結果に基づく
		形式・構造		鉄筋コンクリート造　べた基礎	
		鉄筋		フック設置箇所：あばら筋端部、底盤補強筋	基礎詳細図
	屋根（令39条）	屋根ふき材の固定方法		金物固定	
	木材（令41条）	木材の品質(JAS)または等級		横架材：JAS甲種Ⅱ 柱材、筋かい等、その他：無等級材	
	土台及び基礎（令42条）	柱脚の固定方法		土台を設ける	
		土台の固定方法		アンカーボルト（M12）により緊結	Zマーク
	柱の小径（令43条）	横架材間距離	1階	小径105、横架材間距離2730　1/26	
			2階	小径105、横架材間距離2669　1/25	
		柱断面の欠き取り(1/3以上)の有無		無し	
		2階建ての隅柱		通し柱、同等の補強（N値計算による）	
		有効細長比（最大値）		計算書による	
	はり等の横架材（令44条）	中央部付近の下側に耐力上支障のある欠き込み		無し	
	筋かい（令45条）	筋かいの断面と緊結方法		断面：45x90　緊結方法：BP2	Zマーク
		筋かいの欠き込み		原則欠き込み無し たすき部補強：短冊金物両面+M12ボルト止め	Zマーク
	構造耐力上必要な軸組（令46条4項）	壁量計算（耐震・耐風）		筋かい（45x90）　配置は構造図による	壁量計算書
		床組・小屋はり組の火打、構造用合板等、振れ止め		床組：構造用合板t=24mm　小屋ばり組：火打ちばり 振れ止め：設置	
	継手・仕口（令47条）	柱頭・柱脚		N値計算による	N値計算書
	外壁内部等の防腐措置等（令49条）	鉄網モルタル下地等の防水措置		外壁に鉄網モルタル無し	
		構造耐力上主要な部分の柱、筋かい、土台		地面から1mの範囲で防腐・防蟻処理	
防火構造	屋根（法22条）	仕上		カラーベストコロニアル葺き	不燃材料
		野地板		構造用合板特類　t=12	
		防水紙		アスファルトルーフィング940(22kg)	
	外壁（令23条）	仕上		窯業系サイディング	不燃材料
	軒裏（令108条）	仕上		ケイ酸カルシウム板	不燃材料
建築材料（法37条）	基礎コンクリート	JIS又は大臣認定		JIS A5308-2014（骨材は砕石、砕砂） 27kN/mm2、スランプ18cm	
	基礎鉄筋	JIS又は大臣認定		JIS G3112-1987　SD295	
	その他指定建築材料	JIS又は大臣認定			
居室の内装	内装材（令20条の7）	内装材(クロス、フローリング塩ビシート、接着剤)		すべてＦ☆☆☆☆	
居室の換気	換気設備（令20条の8）	機械換気設備の構造		第三種機械換気設備、各居室に給気口	

断熱材、外部建具、その他

（下表に記載の資材等の性能値は、国立研究開発法人建築研究所技術情報に定める資料等に基づく値とする。）

	部位		種類	熱貫流率	厚さ	備考
断熱材	屋根					
	天井		グラスウール断熱材 高性能品 HG24-36	0.036	160	桁・梁間に断熱 室内側：防湿フィルム(JIS A6930)
	バルコニー床 □屋根　□天井					
	外壁		グラスウール断熱材 高性能品 HG24-36	0.036	90	柱・間柱間に断熱 室内側：防湿フィルム(JIS A6930)
	外気に接する床		押出法ポリスチレンフォーム断熱材３種bA	0.028	100	剛床工法
	その他の床		押出法ポリスチレンフォーム断熱材３種bA	0.028	65	大引間に断熱
	基礎	外気側	押出法ポリスチレンフォーム断熱材３種bA	0.028	30	基礎立上り内側に断熱　浴室床下のみ
		床下側	押出法ポリスチレンフォーム断熱材３種bA	0.028	30	基礎立上り内側に断熱　浴室床下のみ
	浴室下部断熱方法		■基礎断熱　□床断熱			
開口部	外部建具（サッシ枠）		樹脂（または木）と金属の複合材料製建具			建具及びガラス仕様に基づく開口部の熱貫流率・日射熱取得率（技術情報等に定める方法） ＊＊社＊＊＊＊＊＊
	外部建具（ガラス）		Low-E複層ガラス（日射遮蔽型） 中空層：乾燥空気9mm未満			
	玄関建具		枠：金属製熱遮断構造　戸：金属製断熱フラッシュ構造 ２ロック、ポストなし、ガラスなし			戸、枠及びガラス仕様に基づくドアの熱貫流率（技術情報等に定める方法） ＊＊社＊＊＊＊＊＊
その他	省エネ計算対象指置		□通風の利用　□蓄熱の利用　□床下換気システム			

設備仕様

（下表に記載の設備機器等の性能値は、国立研究開発法人建築研究所技術情報に定める資料等に基づく値とする。）

暖房設備 ■居室のみ □住戸全体 □設置しない	主たる居室		■ルームエアコンディショナー　□その他（　　） （□仕様等の指定）	AA社AAAAAA エネルギー消費効率の区分：「い」
	その他の居室		□ルームエアコンディショナー　□その他（　　） （□仕様等の指定）	入居者設置
冷房設備 ■居室のみ □住戸全体 □設置しない	主たる居室		■ルームエアコンディショナー　□その他（　　） （□仕様等の指定）	AA社AAAAAA エネルギー消費効率の区分：「い」
	その他の居室		□ルームエアコンディショナー　□その他（　　） （□仕様等の指定）	入居者設置
換気設備	24時間換気設備		壁付第３種換気設備 換気回数：建基法20条の7表「その他居室」該当 （□仕様等の指定）	比消費電力　：（　　）
	熱交換		□有り（仕様等の指定）　■無し	温度交換効率：（　　）
給湯設備	給湯機		■ガス潜熱回収型給湯機　□その他（　　） （■仕様等の指定）	□エネルギー消費効率：（　　） ■モード熱効率　：（　85%以上　） ふろ機能の種類：ふろ給湯器（追焚あり）
	配管方式		■先分岐式 □ヘッダー方式の場合→□分岐後すべて13A以下　□分岐後いずれか配管径13A超	
	水栓	台所	□２バルブ　■２バルブ以外　→□手元止水（節湯Ａ）□水優先吐水（節湯Ｃ）	
		浴室シャワー	□２バルブ　■２バルブ以外　→□手元止水（節湯Ａ）□小流量吐水（節湯Ｂ）	
		洗面	□２バルブ　■２バルブ以外　→□水優先吐水（節湯Ｃ）	
	浴槽の保温措置		□高断熱浴槽を使用する　■評価しないまたは高断熱良浴槽を使用しない	
照明設備	主たる居室		■すべてLED　□すべて白熱灯以外　□いずれかで白熱灯を使用　□調光が可能な制御を採用　□設置しない	
	その他の居室		□すべてLED　□すべて白熱灯以外　□いずれかで白熱灯を使用　□調光が可能な制御を採用　■設置しない	
	浴室		■すべてLED　□すべて白熱灯以外　□いずれかで白熱灯を使用　□人感センサー採用　□設置しない	
太陽光発電設備			□設置する　■設置しない （□仕様等の指定）	
太陽熱利用設備			□設置する　■設置しない （□仕様等の指定）	
コージェネレーション設備			□設置する　■設置しない （□仕様等の指定）	

□ 摘要（

株式会社 ●●建設

一級建築士事務所　ふふ県知事登録　第▲▲▲▲▲号
建設業許可　ふふ県知事登録　第▲▲▲▲▲号

一級建築士　大臣登録第▲▲▲▲号　氏名　㊞

PROJECT
○○様邸　新築工事

TITLE
仕　様　書

DATE

SCALE ＊　No. 2

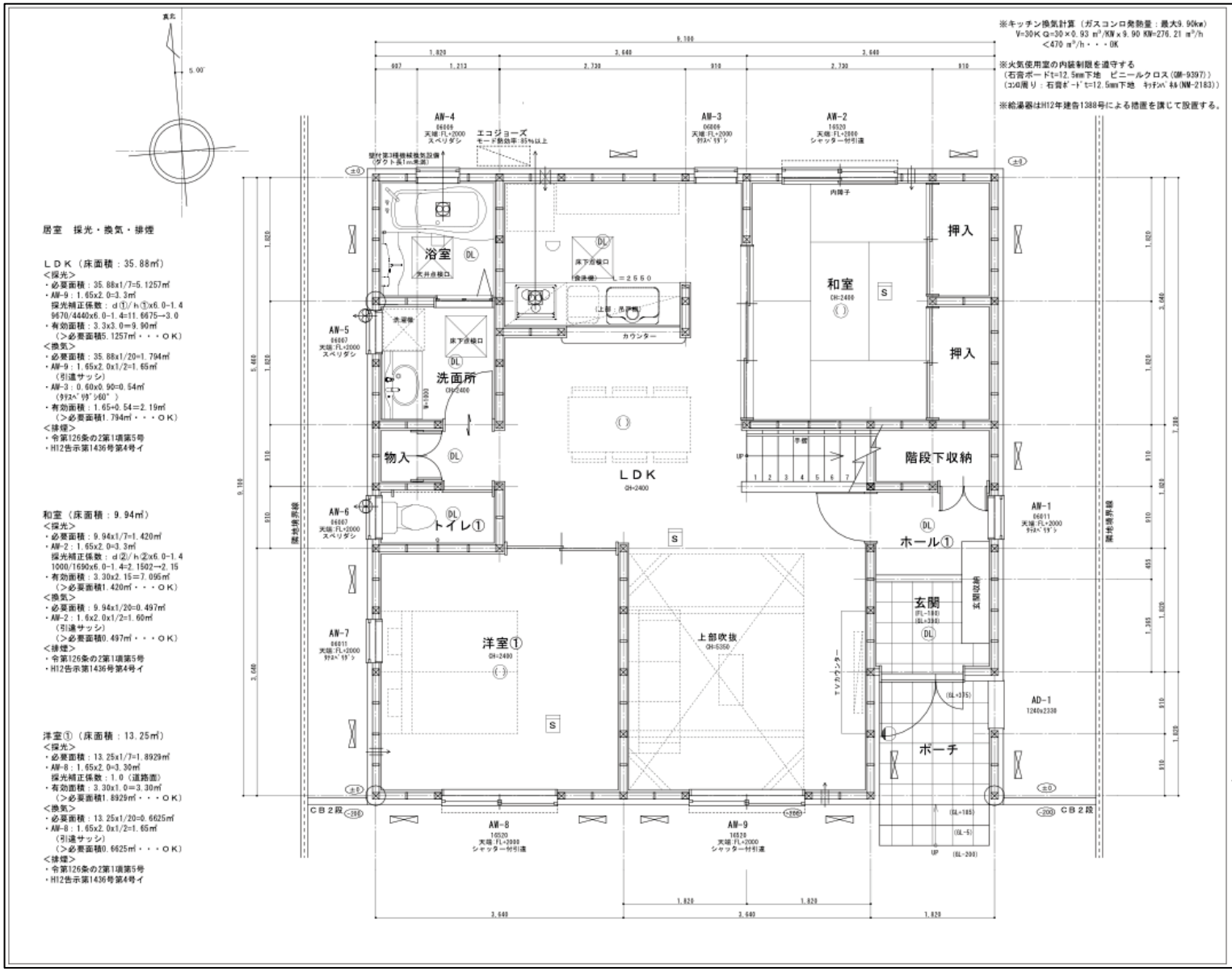
※キッチン換気計算（ガスコンロ発熱量：最大9.90kw）
V=30K Q=30×0.93 m³/KW×9.90 KW=276.21 m³/h
<470 m³/h・・・OK
※火気使用室の内装制限を遵守する
（石膏ボード t=12.5mm下地　ビニールクロス（GM-9397））
（コの周り：石膏ボード t=12.5mm下地　キッチンパネル（NM-2183））
※給湯器はH12年建告1388号による措置を講じて設置する。
AW-4
AW-3
AW-2
AW-5
AW-6
AW-7
AW-8
AW-9
AW-1
エコジョーズ
浴室
洗面所
物入
トイレ①
LDK
和室
押入
階段下収納
ホール①
玄関
ポーチ
洋室①
上部吹抜
AD-1
隣地境界線
CB2段
居室　採光・換気・排煙
LDK（床面積：35.88㎡）
<採光>
・必要面積：35.88x1/7=5.1257㎡
・AW-9：1.65x2.0=3.3㎡
採光補正係数：d①/h③x6.0-1.4
9670/4440x6.0-1.4=11.6675→3.0
・有効面積：3.3x3.0=9.90㎡
（>必要面積5.1257㎡・・・OK）
<換気>
・必要面積：35.88x1/20=1.794㎡
・AW-9：1.65x2.0x1/2=1.65㎡
（引違サッシ）
・AW-3：0.60x0.90=0.54㎡
（ｸﾘｱﾍﾟﾘｼｶ60°）
・有効面積：1.65+0.54=2.19㎡
（>必要面積1.794㎡・・・OK）
<排煙>
・令第126条の2第1項第5号
・H12告示第1436号第4号イ
和室（床面積：9.94㎡）
<採光>
・必要面積：9.94x1/7=1.420㎡
・AW-2：1.65x2.0=3.3㎡
採光補正係数：d②/h②x6.0-1.4
1000/1690x6.0-1.4=2.1502→2.15
・有効面積：3.30x2.15=7.095㎡
（>必要面積1.420㎡・・・OK）
<換気>
・必要面積：9.94x1/20=0.497㎡
・AW-2：1.6x2.0x1/2=1.60㎡
（引違サッシ）
（>必要面積0.497㎡・・・OK）
<排煙>
・令第126条の2第1項第5号
・H12告示第1436号第4号イ
洋室①（床面積：13.25㎡）
<採光>
・必要面積：13.25x1/7=1.8929㎡
・AW-8：1.65x2.0=3.30㎡
採光補正係数：1.0（道路面）
・有効面積：3.30x1.0=3.30㎡
（>必要面積1.8929㎡・・・OK）
<換気>
・必要面積：13.25x1/20=0.6625㎡
・AW-8：1.65x2.0x1/2=1.65㎡
（引違サッシ）
（>必要面積0.6625㎡・・・OK）
<排煙>
・令第126条の2第1項第5号
・H12告示第1436号第4号イ
管柱　：105×105
通し柱　120×120
筋カイ：　90×45
タスキ掛：90×45
天井付ダクトファン100Φ（局所換気）
パイプファン100Φ（24時間換気）
給気口　100Φ
給気口　150ΦFD付
アンダーカット
煙式火災警報器
定温式火災警報器
ダウンライト（LED）
引掛けシーリング
ポーチ灯（LED）（人感センサー付き）
AW-1～20：アルミ樹脂複合サッシ
（Low-E複層ガラス日射遮蔽A6）
AD1：玄関ドア
枠：金属製熱遮断構造
戸：金属製断熱フラッシュ構造
2ロック、ポストなし、ガラスなし
株式会社●●建設
PROJECT
○○様邸　新築工事
TITLE
1階　平面図
DATE
SCALE
1/50
4

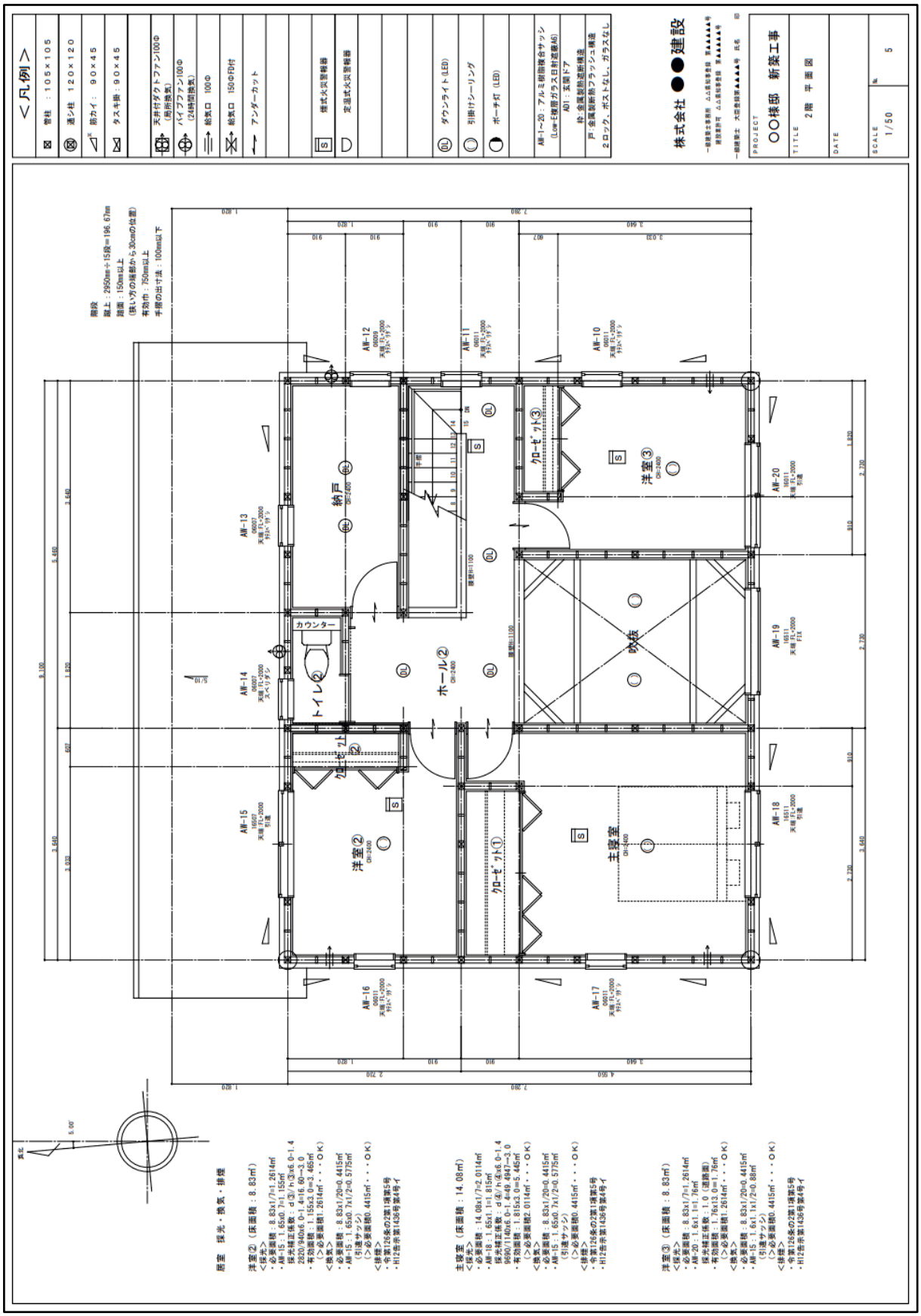
＜凡例＞
管柱 ：105×105
通シ柱 120×120
筋カイ： 90×45
タスキ掛：90×45
天井付ダクトファン100Φ（局所換気）
バイブファン100Φ（24時間換気）
給気口 100Φ
給気口 150ΦFD付
アンダーカット
煙式火災警報器
定温式火災警報器
ダウンライト(LED)
引掛けシーリング
ポーチ灯（LED）
AW-1～20：アルミ樹脂複合サッシ（Low-E複層ガラス日射遮蔽A6）
AD1：玄関ドア
枠：金属製熱遮断構造
戸：金属製断熱フラッシュ構造
2ロック、ポストなし、ガラスなし
株式会社 ●●建設
PROJECT
○○様邸 新築工事
TITLE
2階 平面図
DATE
SCALE
1/50
No.
5
階段
蹴上：2950mm÷15段＝196.67mm
踏面：150mm以上
（狭い方の端部から30cmの位置）
有効巾：750mm以上
手摺の出寸法：100mm以下
AW-12
AW-11
AW-10
AW-13
AW-14
AW-15
AW-16
AW-17
AW-18
AW-19
AW-20
納戸
クローゼット③
洋室③
カウンター
トイレ②
ホール②
吹抜
クローゼット②
洋室②
クローゼット①
主寝室
屋室 採光・換気・排煙
洋室②（床面積：8.83㎡）
主寝室（床面積：14.08㎡）
洋室③（床面積：8.83㎡）

摘要（
株式会社 ●●建設
PROJECT
○○様邸 新築工事
TITLE
立面図
DATE
SCALE
1/100
No.
6
東側立面図
南側立面図
西側立面図
北側立面図
▽最高高さ
▽最高軒高
▽2F L
▽1F L
▽G L
▽平均値

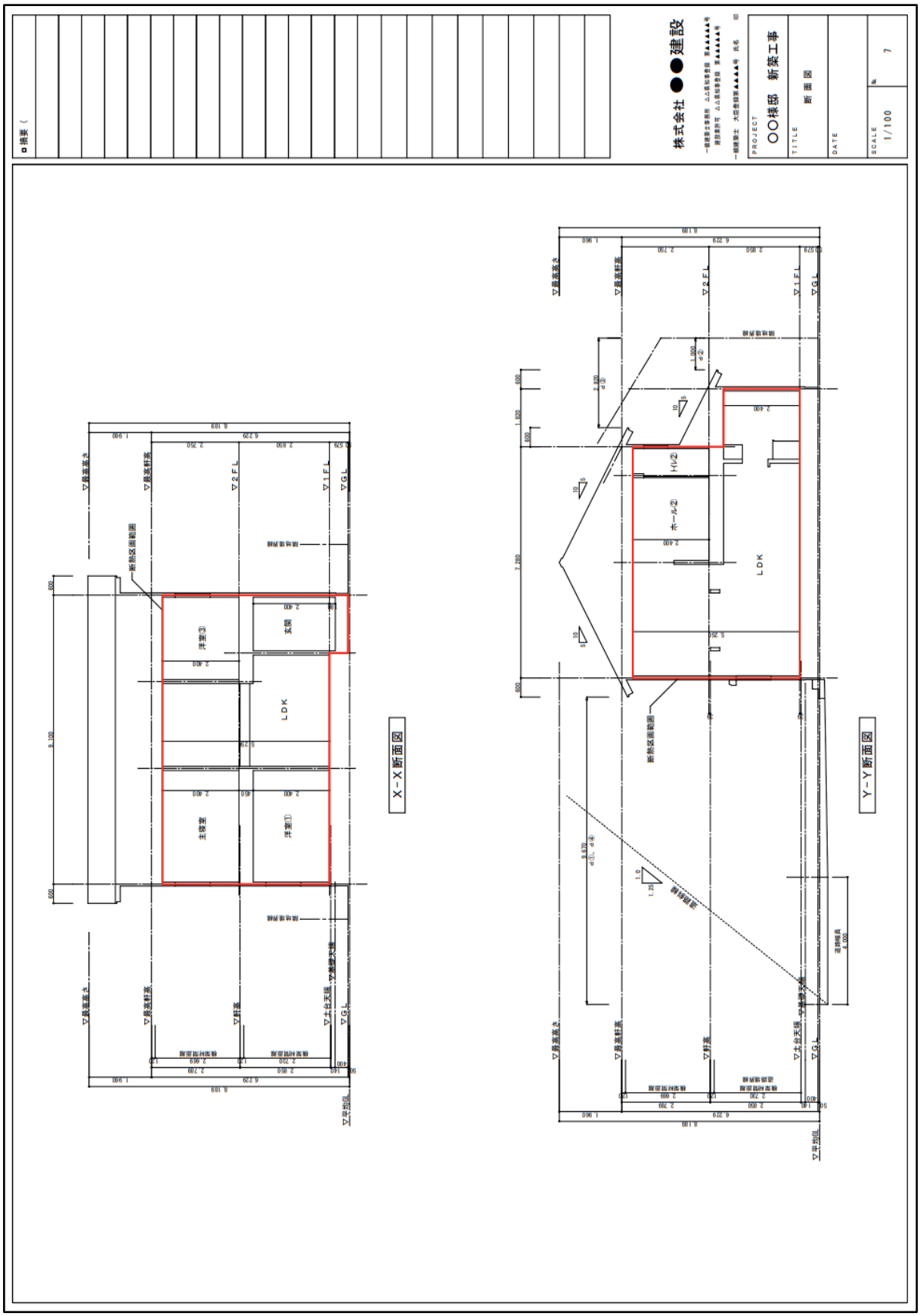
株式会社 ●●建設
PROJECT
○○様邸 新築工事
TITLE
断面図
DATE
SCALE
1/100
No.
7
X－X断面図
Y－Y断面図
LDK
主寝室
洋室①
洋室③
玄関
ホール②
Hル②
断熱区画範囲
▽最高高さ
▽最高軒高
▽2FL
▽1FL
▽GL
▽軒高
▽土台天端
▽平均GL

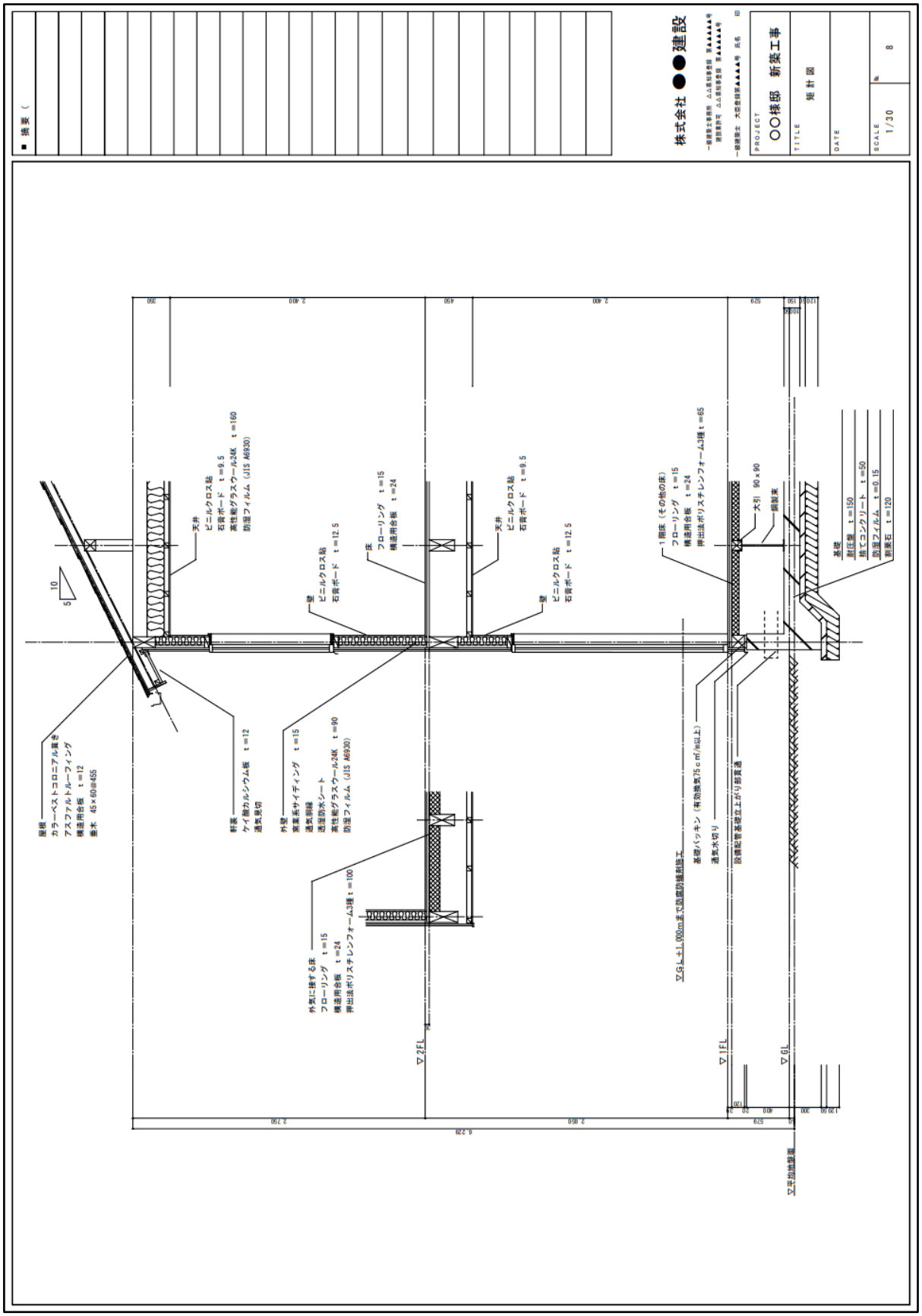
■ 摘要（
株式会社 ●●建設
一級建築士事務所 △△県知事登録 第▲▲▲▲▲号
建設業許可 △△県知事登録 第▲▲▲▲▲号
一級建築士 大臣登録第▲▲▲▲号 氏名 印
PROJECT
○○様邸 新築工事
TITLE
矩 計 図
DATE
SCALE
1/30
No.
8
天井
ビニルクロス貼
石膏ボード t=9.5
高性能グラスウール24K t=160
防湿フィルム (JIS A6930)
壁
ビニルクロス貼
石膏ボード t=12.5
床
フローリング t=15
構造用合板 t=24
1階床（その他の床）
フローリング t=15
構造用合板 t=24
押出法ポリスチレンフォーム3種 t=65
大引 90×90
鋼製束
基礎
耐圧盤 t=150
捨てコンクリート t=50
防湿フィルム t=0.15
割栗石 t=120
屋根
カラーベストコロニアル葺き
アスファルトルーフィング
構造用合板 t=12
垂木 45×60@455
軒裏
ケイ酸カルシウム板 t=12
通気見切
外壁
窯業系サイディング t=15
通気胴縁
透湿防水シート
高性能グラスウール24K t=90
防湿フィルム (JIS A6930)
外気に接する床
フローリング t=15
構造用合板 t=24
押出法ポリスチレンフォーム3種 t=100
基礎パッキン（有効換気75cm²/m以上）
通気水切り
設備配管基礎立上がり部貫通
▽GL+1,000mまで防腐防蟻剤施工
▽2FL
▽1FL
▽GL
▽平均地盤面

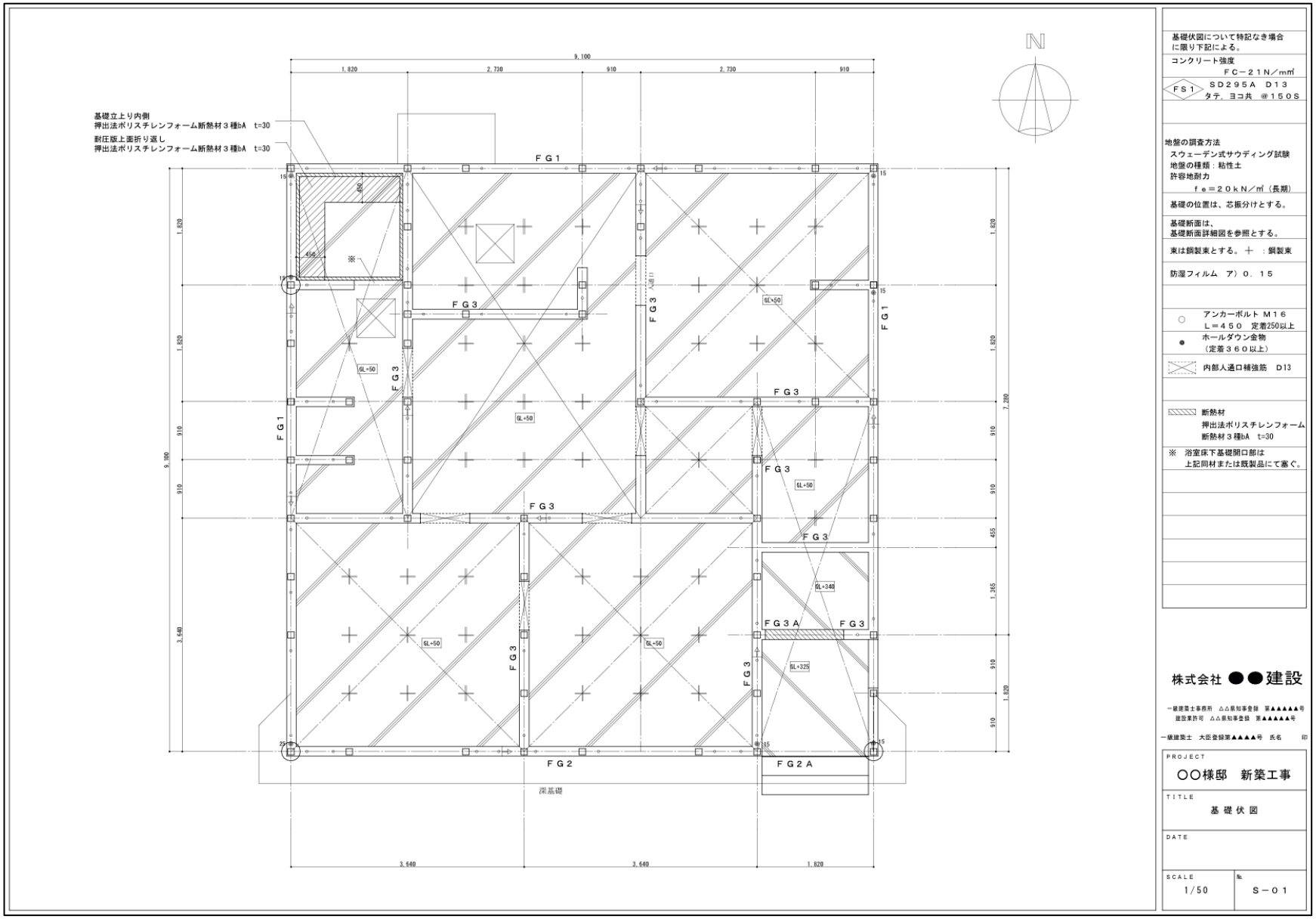
基礎立上り内側
押出法ポリスチレンフォーム断熱材３種bA　t=30
耐圧版上面折り返し
押出法ポリスチレンフォーム断熱材３種bA　t=30
FG1
FG2
FG2A
FG3
FG3A
GL+50
GL+340
GL+325
深基礎
9,100
1,820
2,730
910
3,640
7,280
1,365
455
N
基礎伏図について特記なき場合に限り下記による。
コンクリート強度
ＦＣ－２１Ｎ／mm²
ＦＳ１　ＳＤ２９５Ａ　Ｄ１３
タテ，ヨコ共　＠１５０Ｓ
地盤の調査方法
スウェーデン式サウディング試験
地盤の種類：粘性土
許容地耐力
ｆｅ＝２０ｋＮ／m²（長期）
基礎の位置は、芯振分けとする。
基礎断面は、
基礎断面詳細図を参照とする。
束は鋼製束とする。＋　：鋼製束
防湿フィルム　ア）０．１５
アンカーボルト Ｍ１６
Ｌ＝４５０　定着250以上
ホールダウン金物
（定着３６０以上）
内部人通口補強筋　Ｄ13
断熱材
押出法ポリスチレンフォーム
断熱材３種bA　t=30
※　浴室床下基礎開口部は
上記同材または既製品にて塞ぐ。
株式会社 ●●建設
一級建築士事務所　△△県知事登録　第▲▲▲▲▲号
建設業許可　△△県知事登録　第▲▲▲▲▲号
一級建築士　大臣登録第▲▲▲▲号　氏名　印
PROJECT
○○様邸　新築工事
TITLE
基礎伏図
DATE
SCALE
1/50
No.
Ｓ－０１

基礎梁　リスト　S=1/30

符号	ＦＧ１		ＦＧ２	ＦＧ２Ａ
位　置	全断面	玄関土間部分	深基礎・基礎断熱部分	深基礎・玄関ポーチ部分
断　面	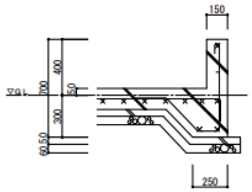	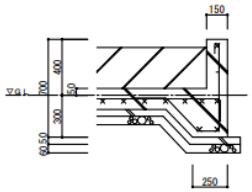	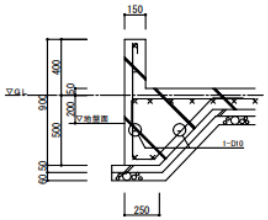	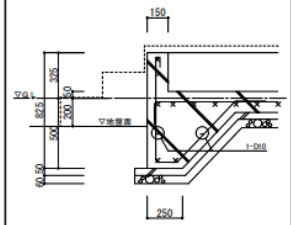
上端筋	1-D13		1-D13	1-D13
下端筋	2-D13		2-D13	2-D13
St	-D10-@200		-D10-@200	-D10-@200
腹　筋	1-D10		1-D10	1-D10

符号	ＦＧ３			ＦＧ３Ａ
位　置	全断面	玄関土間・基礎断熱部分	玄関土間部分	玄関ドア部分
断　面	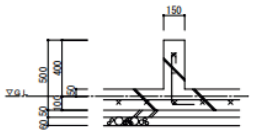	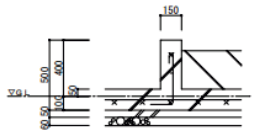	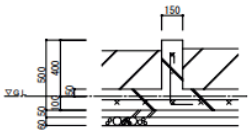	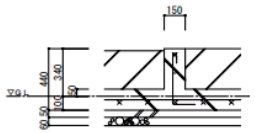
上端筋	1-D13			1-D13
下端筋	1-D13			1-D13
St	-D10-@200			-D10-@200
腹　筋	1-D10			1-D10

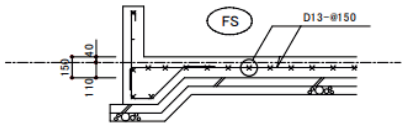

耐圧盤配筋図

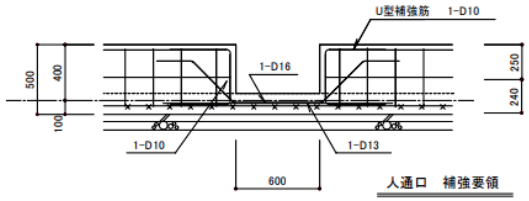

人通口　補強要領

基礎伏図について特記なき場合に限り下記による。

コンクリート強度
ＦＣ－２１Ｎ／mm²

FS1　ＳＤ２９５Ａ　Ｄ１３
タテ、ヨコ共　@１５０Ｓ

地盤の調査方法
スウェーデン式サウディング試験
地盤の種類：粘性土
許容地耐力
ｆａ＝２０ｋＮ／m²（長期）

基礎の位置は、芯振分けとする。

基礎断面は、
基礎断面詳細図を参照とする。

束は鋼製束とする。＋：鋼製束

防湿フィルム　ア）０．１５

○　アンカーボルト Ｍ１６
Ｌ＝４５０　定着250以上

●　ホールダウン金物
（定着３６０以上）

内部人通口補強筋　Ｄ13

断熱材
押出法ポリスチレンフォーム
保温板３種　t=50

株式会社 ●●建設

一級建築士事務所　△△県知事登録　第▲▲▲▲▲号
建設業許可　△△県知事登録　第▲▲▲▲▲号

一級建築士　大臣登録第▲▲▲▲号　氏名　印

PROJECT
○○様邸　新築工事

TITLE
基礎リスト

DATE

SCALE 1/30　No. S－

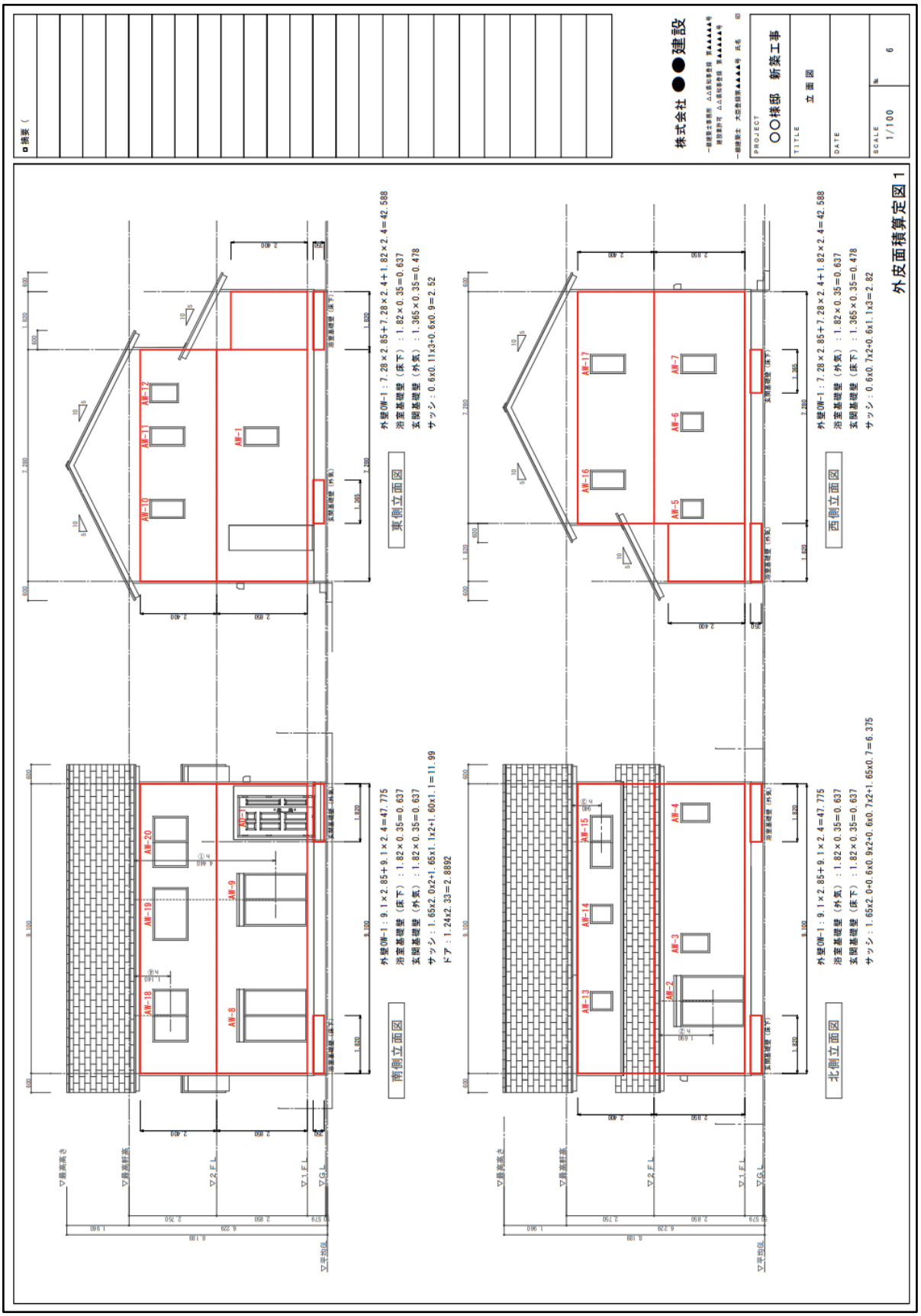
備考
株式会社 ●●建設
PROJECT
○○様邸 新築工事
TITLE
立面図
DATE
SCALE
1/100
№
6
南側立面図
外壁OM-1：9.1×2.85+9.1×2.4=47.775
浴室基礎壁（床下）：1.82×0.35=0.637
玄関基礎壁（外気）：1.82×0.35=0.637
サッシ：1.65x2.0x2+1.65x1.1x2+1.60x1.1=11.99
ドア：1.24x2.33=2.8892
東側立面図
外壁OM-1：7.28×2.85+7.28×2.4+1.82×2.4=42.588
浴室基礎壁（床下）：1.82×0.35=0.637
玄関基礎壁（外気）：1.365×0.35=0.478
サッシ：0.6x0.11x3+0.6x0.9=2.52
北側立面図
外壁OM-1：9.1×2.85+9.1×2.4=47.775
浴室基礎壁（外気）：1.82×0.35=0.637
玄関基礎壁（床下）：1.82×0.35=0.637
サッシ：1.65x2.0+0.6x0.9x2+0.6x0.7x2+1.65x0.7=6.375
西側立面図
外壁OM-1：7.28×2.85+7.28×2.4+1.82×2.4=42.588
浴室基礎壁（外気）：1.82×0.35=0.637
玄関基礎壁（床下）：1.365×0.35=0.478
サッシ：0.6x0.7x2+0.6x1.1x3=2.82
外皮面積算定図１

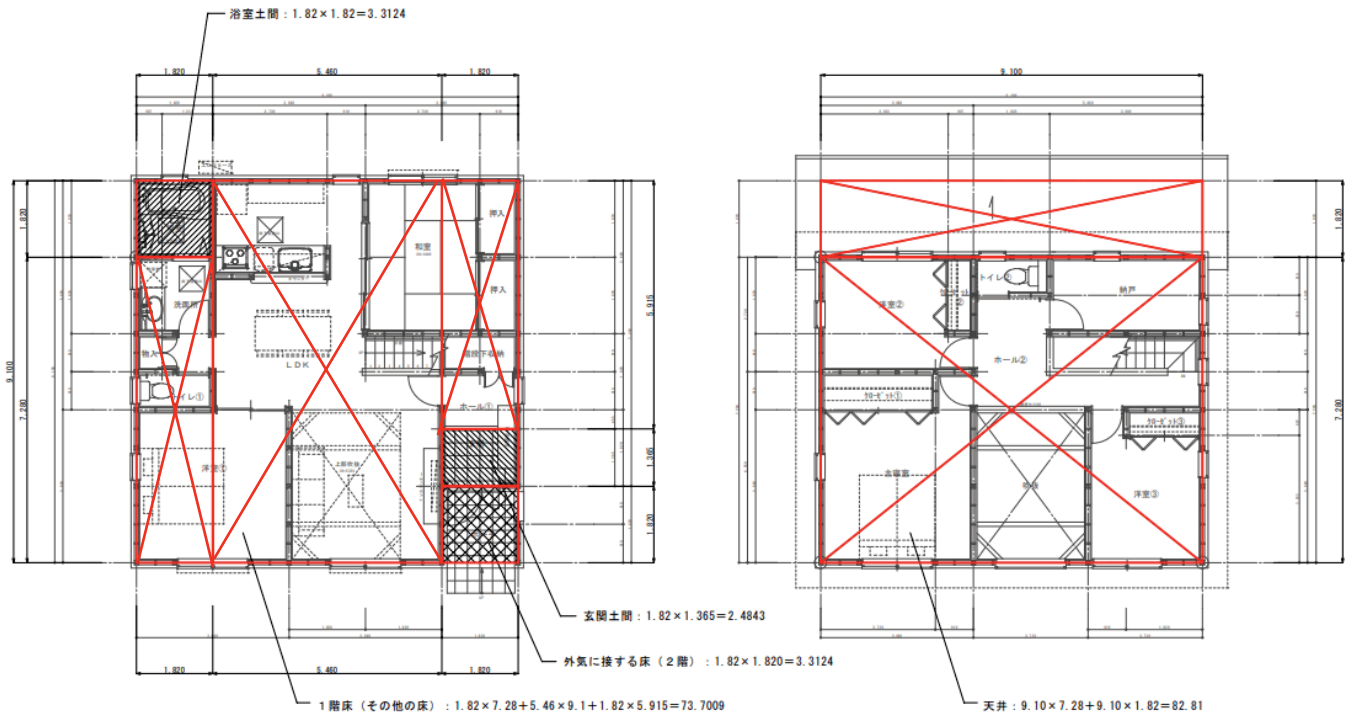

外皮面積算定図２

□摘要（

株式会社●●建設

一級建築士事務所　△△県知事登録　第▲▲▲▲▲号
建設業許可　△△県知事登録　第▲▲▲▲▲号

一級建築士　大臣登録第▲▲▲▲▲号　氏名　印

PROJECT
○○様邸　新築工事

TITLE
立面図②

DATE

SCALE
1/100

No.

なお、上記図書等以外にも

- 計算シート（部位の熱貫流率計算書なども含む。）

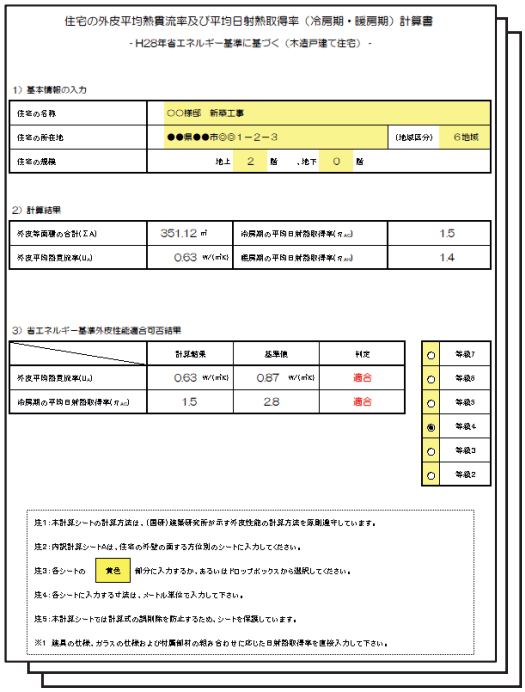

住宅の外皮平均熱貫流率及び平均日射熱取得率（冷房期・暖房期）計算書

- H28年省エネルギー基準に基づく（木造戸建て住宅）-

1）基本情報の入力

住宅の名称	○○様邸　新築工事		
住宅の所在地	●●県●●市◎◎１－２－３	（地域区分）	６地域
住宅の規模	地上　２　階　、地下　０　階		

2）計算結果

外皮等面積の合計(ΣA)	351.12 ㎡	冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC})	1.5
外皮平均熱貫流率(U_A)	0.63 W/(㎡K)	暖房期の平均日射熱取得率(η_{AH})	1.4

3）省エネルギー基準外皮性能適合可否結果

	計算結果	基準値	判定
外皮平均熱貫流率(U_A)	0.63 W/(㎡K)	0.87 W/(㎡K)	適合
冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC})	1.5	2.8	適合

○	等級7
○	等級6
○	等級5
◉	等級4
○	等級3
○	等級2

注1：本計算シートの計算方法は、(国研)建築研究所が示す外皮性能の計算方法を厳格遵守しています。

注2：内訳計算シートは、住宅の外壁の面する方位別のシートに入力してください。

注3：各シートの　黄色　部分に入力するか、あるいはドロップボックスから選択してください。

注4：各シートに入力する寸法は、メートル単位で入力して下さい。

注5：本計算シートでは計算式の誤削除を防止するため、シートを保護しています。

※1　建具の仕様、ガラスの仕様および付属部材の組み合わせに応じた日射熱取得率を直接入力して下さい。

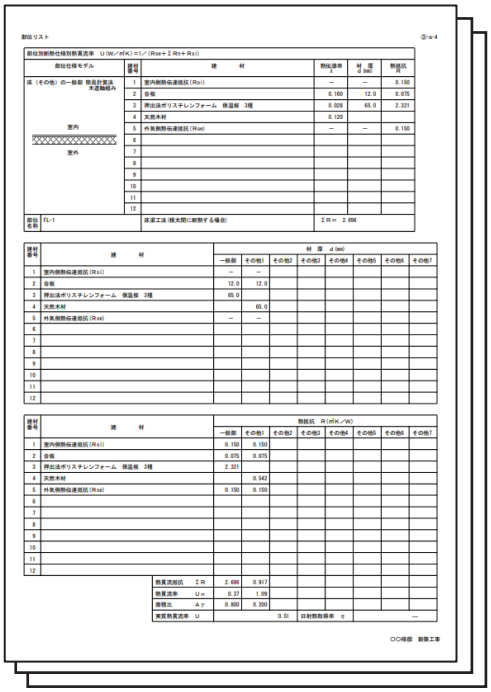

部位リスト

部位別熱貫流率　U (W/㎡K) = 1/（Rse＋Σ Rsi＋Rsi）

部位仕様モデル	材料番号	建　材	熱伝導率 λ	材厚 d (mm)	熱抵抗 R
床（その他）の一般部 熱貫流計算法 外皮面積外	1	室内側熱伝達抵抗（Rsi）	—	—	0.150
	2	合板	0.160	12.0	0.075
	3	押出法ポリスチレンフォーム　保温板　3種	0.028	65.0	2.321
	4	天然木材	0.120		
室内	5	外気側熱伝達抵抗（Rse）	—	—	0.150
室外	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
部位名称 FL-1		床東工法（縦太間に断熱する場合）	Σ R＝ 2.696		

材料番号	建　材	材厚 d (mm) 一般部	その他1	その他2	その他3	その他4	その他5	その他6	その他7
1	室内側熱伝達抵抗（Rsi）	—	—						
2	合板	12.0	12.0						
3	押出法ポリスチレンフォーム　保温板　3種	65.0							
4	天然木材		65.0						
5	外気側熱伝達抵抗（Rse）	—	—						
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									

材料番号	建　材	熱抵抗 R (㎡K/W) 一般部	その他1	その他2	その他3	その他4	その他5	その他6	その他7
1	室内側熱伝達抵抗（Rsi）	0.150	0.150						
2	合板	0.075	0.075						
3	押出法ポリスチレンフォーム　保温板　3種	2.321							
4	天然木材		0.542						
5	外気側熱伝達抵抗（Rse）	0.150	0.150						
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
	熱貫流抵抗　Σ R	2.696	0.917						
	熱貫流率　U m	0.37	1.09						
	面積比　A r	0.800	0.200						
	実質熱貫流率　U	0.51		日射熱取得率　η			—		

○○様邸　新築工事

- 一次エネルギー消費量計算書（住宅Ｗｅｂプロ計算結果）

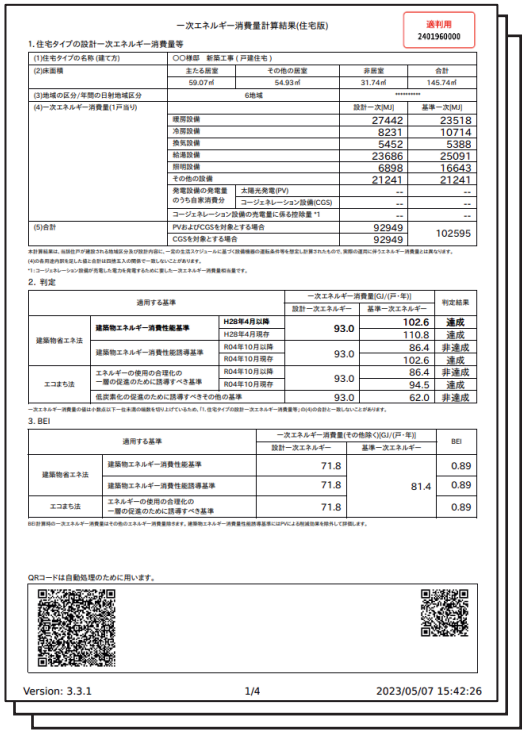

一次エネルギー消費量計算結果(住宅版)

適判用 2401960000

1.住宅タイプの設計一次エネルギー消費量等

(1)住宅タイプの名称 (建て方)	○○様邸　新築工事 (戸建住宅)			
(2)床面積	主たる居室	その他の居室	非居室	合計
	59.07㎡	54.93㎡	31.74㎡	145.74㎡
(3)地域の区分/年間の日射地域区分	6地域		**********	
(4)一次エネルギー消費量(1戸当り)			設計一次[MJ]	基準一次[MJ]
	暖房設備		27442	23518
	冷房設備		8231	10714
	換気設備		5452	5388
	給湯設備		23686	25091
	照明設備		6898	16643
	その他の設備		21241	21241
	発電設備の発電量のうち自家消費分	太陽光発電(PV)	--	--
		コージェネレーション設備(CGS)	--	--
	コージェネレーション設備の売電量に係る控除量 *1		--	--
(5)合計	PVおよびCGSを対象とする場合		92949	102595
	CGSを対象とする場合		92949	

本計算結果は、当該住戸が建設される地域区分及び設計内容に、一定の生活スケジュールに基づく設備機器の運転条件等を設定し計算されたもので、実際の運用に伴うエネルギー消費量とは異なります。
(その他用途消費量は、入力値と全国統計数値及入力情報で一致しないことがあります。
*1:コージェネレーション設備が売電した電力を発電するために要した一次エネルギー消費量相当量です。

2. 判定

適用する基準			一次エネルギー消費量(GJ/(戸・年)) 設計一次エネルギー	基準一次エネルギー	判定結果
建築物省エネ法	建築物エネルギー消費性能基準	H28年4月以降	93.0	102.6	達成
		H28年4月現在		110.8	達成
	建築物エネルギー消費性能誘導基準	R04年10月以降	93.0	86.4	非達成
		R04年10月現在		102.6	達成
エコまち法	エネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準	R04年10月以降	93.0	86.4	非達成
		R04年10月現在		94.5	達成
	低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準		93.0	62.0	非達成

一次エネルギー消費量の値は小数点以下一位未満の端数を切り上げているため、1).住宅タイプの設計一次エネルギー消費量等と四捨五入の合計と一致しないことがあります。

3. BEI

適用する基準		一次エネルギー消費量(その他除く)(GJ/(戸・年)) 設計一次エネルギー	基準一次エネルギー	BEI
建築物省エネ法	建築物エネルギー消費性能基準	71.8	81.4	0.89
	建築物エネルギー消費性能誘導基準	71.8		0.89
エコまち法	エネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準	71.8		0.89

BEI計算時の一次エネルギー消費量はその他のエネルギー消費量除きます。建築物エネルギー消費量性能誘導基準にはPVによる削減効果も反映して評価します。

QRコードは自動処理のために用います。

Version: 3.3.1　　1/4　　2023/05/07 15:42:26

- その他必要に応じて使用する建材、設備機器等の性能等を示す根拠資料などの提出が必要となる。